SELECTED JAPANESE TEXTS

LITERATURE AND HISTORY

VOLUME III

COMPILED BY

SERGE ELISSÉEFF

AND

EDWIN O. REISCHAUER

PUBLISHED FOR THE
HARVARD-YENCHING INSTITUTE
HARVARD UNIVERSITY PRESS
CAMBRIDGE, MASSACHUSETTS, U. S. A.

3.75

SELECTED JAPANESE TEXTS

LITERATURE AND HISTORY

VOLUME III

COMPILED BY

SERGE ELISSÉEFF

AND

EDWIN O. REISCHAUER

PUBLISHED FOR THE

HARVARD-YENCHING INSTITUTE

HARVARD UNIVERSITY PRESS

CAMBRIDGE, MASSACHUSETTS, U. S. A.

1957

SETON HALL UNIVERSITY
McLAUGHLIN LIBRARY
SO. ORANGE. N. J.

PL-1
537
E44
V.3

Second printing
Printed in United States of America

Photolithographed by
The Murray Printing Company
Wakefield, Massachusetts

大和物語

一

亭子院の帝、今は下り居給ひなんとする頃、弘徽殿の壁に、伊勢の御の書き附けゝる、

別るれど相もをしまぬ百敷を見ざらん事の何か悲しき

とありければ、帝御覧じて、其の傍に書き附けさせ給うける、

身一つに有らぬ許りを押並て行き廻りても何か見ざらん

となん有りける。

帝下り居給うて、又の年の秋、御髪落し給うて、所々山踏し給うて、行ひ給うけり。肥前の掾にて橘良利と言ひける人、内裏に御座しける時、殿上に候ひて、御髪落し給うければ、軈て御供に頭落してけり。人にも知られ給はで、歩き給う御供に、之れなん後れ奉らで候ひける。

亭子院の帝　宇多天皇也、御讓位の後亭子院に御座したる故申す也。

下り居給ひなんとする頃　御讓位あらせられんとしたる頃也、寛平九年七月頃を云ふ。

弘徽殿　清涼殿の北にあり。

伊勢の御　藤原繼蔭の女にして、宇多天皇の更衣となり行明親王を生みたり、御は貴女の尊稱也。

別るれど云々　今此の所を別れ出づれど、天皇の外に惜しと思ふ者もなければ、心は殘らぬながらも、何故か悲しきと也。

身一つに云々　天皇は我れ一人にては無きものを、其方は留りて後の天皇にも仕へなば、此の百敷も亦立ち直りて床しく見えんぞと也。

又の年の秋　又の年は翌年也、然れど實は宇多上皇の御落飾は昌泰二年十月十四日なりと云へり。

斯る御步行し給ふ、いと惡しき事なりとて、內裏より少將中將など、此れ彼れ候へとて、奉らせ給ひけれど、違ひつゝ步行給ふ。和泉國に至り給うて、日根と云ふ所に御座します夜あり。いと心細う幽にて、御座します事を思ひて悲しかりけり。扨日根と云ふ事を、歌に詠めと仰事ありければ、此の良利大德、

故鄕の旅寢の夢に見えつるは怨みやすらん又と問はねば

と有りけるに、皆人泣きて得詠まず成りにけり。其の名をなん、寛蓮大德と云ひて、後までも侍ひけり。

故源大納言、宰相に御座しける時、京極の御息所より、亭子院の御賀仕う奉り給ふとて、斯る事をなん爲んと思ふ。捧物一枝二枝爲させて賜へと聞え給うければ、鬚籠を數多せさせ給うて、俊子に色々に染めさせ給うけり。敷物の織物ども、色々に染め縒り組み、何かと皆預けて爲させ給うけり。其の物どもを、九月晦日に、皆急ぎ果てけり。扨其の十月朔日の日、此の物急ぎ給うける人の許に遣せたりける。

內裏　當代則ち醍醐天皇也。
違ひつゝ　其れを召具し給はぬ也。
日根　和泉國日根郡にある地名也。
良利大德　大德は高僧の稱なるも、後には一般に僧を呼ぶ稱となりたる也。良利は闍棃に妙なりしを以て、又闍棃大德とも稱したり。
故鄕の云々　此の歌新古今集に出づ。旅寢の夢に故鄕の事を見たるは、故鄕を離れて久しく歸り訪はねば其を恨みて夢にや入りけんと也。たびねにひねを含ませし也。
故源大納言　陽成院の御子正二位大納言清蔭也。延長三年源姓を賜り天曆四年七月薨す。
京極の御息所　藤原時平公の女褒子也。御息所とは御子を生みし者の稱にて、又東宮妃とも稱する也。
御賀　寛平法皇六十の御賀也。
一枝二枝　昔は物を枝に附けて捧げし故、捧物を一枝二枝と云ふ也。
鬚籠　竹の籠也。編み殘したる所を鬚の如く出だし置けば云ふ也。
俊子　大江玉淵の女にして藤原千兼の妻也。
染めさせ　鬚籠を也。
敷物　鬚籠を敷する敷物也。
急ぎ　用意也。

千々の色に急ぎし秋は過ぎにけり今は時雨に何を染めまし

其の物急ぎ給うける時は、暇も無く、此れよりも彼れよりも言ひ交し給うけるを、其れより後は、其の事とや無かりけん、消息も言はで、十二月の晦日になりにければ、

片掛の船にや乗りし白浪の騒ぐ時のみ思ひ出づる君

となん言へりけるを、其の返をもせで、年越えにけり。扨二月許りに、柳のしなひ、物より殊に長きなん、此の家に有りけるを折りて、

青柳の絲打延へて長閑なる春日しもこそ思ひ出でけれ

とてなん、遣り給へりければ、いと二なく愛でて後までなん語りける。

野大貳、純友が騒の時、討手の使に差されて、少將にて下りけり。公にも仕う奉り、四位にも成りぬべき年に當りければ、正月の加階賜の事、いと床しう覺えけれど、京より下る人をもさ〳〵聞えず。或る人に問へど、四位に成りたりとも言ふ。或る人は然もあらずと言ふ。定かなる事、爭で聞かんと思ふ程に、京の便あるに、近江守公忠の君の

千々の色に云々　昨日迄は秋にて、木々の梢も様々に染められたるが今より後は冬の日とて最早染むべき物もなしと也、托せられたる染物の出來果てしを云ひし也。

其の事とや無かりけん　此の事に心を向くる暇も無くてかと也。

片掛の云々　片掛とは片帆掛けたる也、上の句は唯だ騒ぐと言はんまでにて、全體の意は、急ぎ騒がしき時許り此方を思ひ、靜まり果てては音信もせぬと恨みたる也。

しなひ　若枝の撓(しな)ひたる也。

物より　一般の枝よりも也。

此の家　清蔭の家也。

青柳の云々　清蔭の歌也、立騒ぐ時許りと言へど、今斯く長閑なる春の日が打續く靜けさにてさへ御身を思ひ出ださるゝものをと也。

語りける　契りける也。

野大貳　小野好古也、天慶の亂後太宰大貳となりし故野大貳と云ふ。

純友　藤原純友也。

正月の云々　正月十一日内裏に行はるる縣召の除目也、加階は位階を上さるゝ也。

床しう覺え　加階の次第を知らま欲しく思ひたる也。

文をなん持て來たりけり。いと床しう嬉しうて、開けて見れば、萬づの事ども書き持て行きて、月日など書きて奥に、

玉笥二年逢はぬ君が身を緋ながらやは有らんと思ひし

之れを見て、限なく悲しくてなん泣きける。四位に成らぬよし、文の詞には無くて、唯だ斯なん有りける。

前坊の君亡せ給ひにければ、大輔限なく悲しくのみ覺ゆるに、后の宮、后に立ち給ふ日に成りにければ、忌々しとて隠しけり。然りければ詠みて出だしける、

佗びぬれば今はと物を思へども心に似ぬは涙なりけり

朝忠中將、人の妻にて有りける人に、忍びて逢ひ渡りけるを、女も思ひ交して住みける程に、彼の男、他の國の守に成りて下りければ、此れも彼れもいと哀と思ひけり。扨詠みて遣しける、

伴へ遣る我が魂を如何にして果敢なき空に持て離るらん

となん、下りける日言ひ遣りける。

玉笥云々　玉笥は蓋の枕詞にて、蓋は二を言ひたる也。緋とは五位の人は淺緋の袍を着る故にて、遺憾ながら御身は今年も猶ほ昔の官位の儘なりとの意を含めたる也。猶ほ緋には蓋に對する開(け)を通はしたる也。

前坊の君　前の東宮保明親王也。

大輔　前坊の君の御乳母也。

后の宮　前坊の君の御母穏子也。

隠しけり　吉事の前に悲しむは不祥也とて大輔を別室に隠したる也。

佗びぬれば云々　今更思ひ歎きたりとて詮方も無ければ、如何にもして思ひ絶えなんとすれど、涙ばかりは心に任せで流れ出づると也。

朝忠中將　三條右大臣定方の男、天慶五年正月左中將に任ぜらる。

彼の男　其の女の夫也。

此れも彼れも　朝忠も其の女も也。

伴へ遣る云々　朝忠の歌也、餘りに別れの辛ければ、切て我が魂をば御身に添へて下らする也、然は云へ御身としては、然程の我が思をも不知に持成し、遠く果敢なき空にて、我が添へたる魂をも持て放つならんと也。

下りける日　門出せし日也。

男女相知りて年経けるを、些少なる事に由りて離れにけり。飽くとしも無くて、止みにしかばにやあらん、男も哀と思ひけり。斯くなん言ひ遣りける。

逢ふ事は今は限と思へども涙は絶えぬ物にぞ有りける

女、いと哀と思ひけり。

監の命婦の許に、中務宮御座しまし通ひけるを、方の塞がれば、今宵は得なん参うでぬと宣へりければ、其の御返事、

逢ふ事の方は然のみぞ塞らん一夜廻の君と成れゝば

と有りければ、方塞がりたりけれど、御座しましてなん、大殿籠りにける。

斯くて又久しく音もし給はざりけるに、嵯峨院に狩すとてなん、久しく消息なども物せざりけり。如何に覚束なく思ひつらんなど宣へりける、御返事に、

大沢の池の水茎絶えぬとも何か恨みんさがの辛さは

飽くとしも無くて 彼方とも素より飽き厭ふといふにては無きと也。

逢ふ事は云々 定まりたる互の宿世にて、相逢ふ事に之れ限とは思ひながらも、猶ほ過ぎし日の情の忍ばるゝにや、涙のみに何時までも絶えず流るゝよと也。

監の命婦 何者なるや詳ならず、将監などの女ならんかと云ふ、命婦とは五位に叙されたる女官也。

中務宮 元良親王ならんと云ふ。

方の塞がれば 方塞也、行かんとする方に天一神太白神など居て、行く可らぬ也、陰陽家の言也。

逢ふ事の云々 太白神を「ひとよめぐり」と云ふにより詠める也、方塞など言へど然にはあらで、実は御身が「ひとよめぐり」にて、渡らじとし給ふならんと恨みたる也。

大殿籠 御寝なる也。

音もし 音信もし也。

大沢の池云々 大沢の池は嵯峨にあり、水茎は筆にて消息を意味す、性に嵯峨を通はせたり、歌の意は假令如何に消息は絶えたりとも、其は御身の性(さが)なれば今更恨みずと也、裏には深く恨みたる意を含めたる也。

御匣殿は之れにや劣りけん、人忘れにけり。

桃園兵部卿の宮亡せ給うて、御果九月晦日にし給うけるに、伊予、彼の宮の北の方に奉りける、

　大方は秋の果だに悲しきに今日は何でか君暮すらん

限りなく悲しと思ひて、泣き居給へりけるに、斯く言へりければ、

　有らばこそ初も果も思ほえめ今日にも逢はで消えにしものを

となん返し給ひける。

武蔵の命婦、堤に在りける家を、人に売りて後、粟田と云ふ所に往きけるに、其の家の前を渡りければ、詠みたりける、

　古里を川と見つゝも渡るかな淵瀬ありとは宜も云ひけり

故源大納言の君、忠房主の御女、東の方を、年比思ひて住み渡り給うけるを、亭子院の若宮に附き奉り給うて離れにけり。子供なども有りければ、事も絶えず、同じ所になん住み給うける。扨詠みて遣り給うける、

桃園兵部卿の宮　宇多天皇の皇子二品兵部卿敦固親王也。
御果　喪の果也、一周忌を云ふ、
北の方　兵部卿宮の室方也、醍醐天皇の皇女[illegible]子内親王を申す、北の方とは高貴なる人の妻を云ふ。
大方は云々　何事も無き人の心にさへ、果て行く秋は悲しきに、況て兵部卿の一周忌に當る時なれば、御心の中も淋しく御座さんに、如何にして朝夕を送り給ふかと也。
有らばこそ云々　自分が今生きて居るならば、秋の初も果も見分けらるべきが、自分は最早死せるに同じければ、一切何も覚えずと也。
堤　加茂川堤ならんと云ふ。
粟田　山城国愛宕郡にあり。
古里を云々　飛鳥川の淵瀬にも似て世渡りにも浮沈ありと也、川に[illegible]はを掛く、此歌は古今集に伊勢の歌とて「飛鳥川淵にもあらぬ我宿も瀬に變り行く物にぞありける」とあるを本歌として詠みたる也。
忠房　藤原忠房、右京大夫也。
若宮　一説に醍醐帝の皇女韶子内親王なりと云へり。
子供　忠房の女に也。
事も絶えず　絶えず音信する也。

住の江の松ならなくに久しくも君と寝ぬ夜の成りにけるかな

と有りければ、返し、

久しくは思ほえねども住の江の松や再び生ひ更るらん

となん有りける。

同じおとゞ、彼の宮を怨じ奉り給うて、帝の逢はせ奉り給へりければ、初頃忍びて、夜々通ひ給うける頃、帰りて、

明くと云へば静心なき春の夜の夢とや君を夜のみは見ん

右馬丞藤原千兼と云ふ人の妻に、俊子と云ふ人なん有りける。子ども数多出で来て、思ひて住みける程に、亡くなりにければ、悲しくのみ思ひ歩く程に、内の蔵人にて有りける一條の君と云ひける人は、俊子をいと善く知れりける人なりけり。斯く成りにける程にしも、問はざりければ、怪しと思ひ歩く程に、問はぬ人の従者の女なん、逢ひたりけるを見て、斯くなん、

思ひきや過ぎにし人の悲しきに君さへ辛く成らんものとは

住の江の云々　住の江は今の摂州住吉にて松の名所也、此歌の意は、久しく相見ぬを侘びたる也。

久しくは云々　余り久しとは思はざれども、而も其住の江の松も今は生ひ更る程になりたりと也、深く恨みたる也。

同じおとゞ　大納言国経也、おとゞは普通には大臣なれども、此処には単に殿の意にて用ひたる也。

彼の宮　孚子内親王也。

帰りて　早朝に立ち帰りて也。

明くと云へば云々　夜明くといへば静心もなく別るれば、唯だ夢とのみ思ひて夜ばかり君を見んと也。

右馬丞藤原千兼　忠房の子也。

亡くなりにければ　千兼が也。

思ひ歩く　思ひつゝ過ぐすといふに同じ。

内の蔵人　女蔵人ならんと云ふ。

一條の君　清和天皇の第四皇子貞平親王の女也。

問はざりければ　俊子を慰問せざりければと也。

問はぬ人　一條の君を云ふ。

思ひきや云々　斯く思ひ歎きて過ぐる我れさへ悲しきに、君さへ辛くし給はんとは思はざりしよと也。

と聞えよと言ひければ、返し、

亡き人を君が聞かくに掛けじとて泣々忍ぶ程な恨みそ

本院の北の方の御女弟の、童名をおほつぶねと云ふ在かりけり。陽成院の帝に奉りけるに、御座しまさゞりければ、詠みて奉りける、

新玉の年は經ねども猿澤の池の玉藻は見るべかりけり

又釣殿の宮に、若狹の御と言ひける人を召したりけるが、又も召さなかりければ、詠みて奉りける、

數ならぬ身に置く宵の白玉は光見えさす物にぞありける

と詠みて奉りければ、見給うて、あな面白の玉の歌詠やとなん宣ひける。

陽成院のすけの御、繼父の少將の許に、

春の野は遥けながらも忘草生ふるは見ゆるものにぞありける

少將、返し、

春の野に生ひしとぞ思ふ忘草辛き心の種しなければ

君が聞かくに云々　我が歎く心を聞かせては、却つて君の歎きを増さんとてと也。
本院　藤原時平公也。
新玉の云々　人麿が、釆女の猿澤の池に身を投げたるを見て詠める歌「わぎもこがねくたれ髪を猿澤の池の玉藻と見るぞ悲しき」とあるを本として詠める也、歌の意は、我れは未だ年久しくも仕へ申さぬに、早くも御寵の衰へたれば、彼の釆女に倣うて、猿澤の池にても身を投ぐべきものぞと也。
釣殿の宮　光孝天皇の皇女綏子内親王と申す。
召したりける　主上が也。
數ならぬ云々　白玉は帝に擬へたり、見えさすは、顧みさす、仕さすのさまにて、中絶の意也。
春の野は云々　廣ぐ遥かなる春の野に、忘草と呼ばるゝ萱草が生ひたるが見らるゝが、御身の胸の中にも其の草が生ひて、左右に我れを忘れ給はんかと也。
春の野に云々　自分の心には忘草の種も無ければ、勿論生ふる筈も無し、されば御身の見たる忘草は、其の野に生ひし物にこそあれと也。

○中關白——藤原道隆
○儀同三司母——高階成忠の女。伊周母
○謙德公——藤原伊尹
○結び——契りむすぶこと。草の緣○草まくら——「たび」の枕詞。「旅」「度」をかける
△おきつる——流布本に「ける」とも
△思ふには——伊勢物語の歌
○廉義公——藤原賴忠

新古今和歌集卷第十三

戀歌三

中關白かよひそめ待りけるころ　　　儀同三司母

忘れじの行末まではかたければ今日をかぎりの命ともがな

忍びたる女をかりそめなるところにゐてまかりかへりてあしたにつかはしける　　　謙德公

かぎりなく結びおきつる草まくらいづこのたびをおもひ忘れむ

題しらず　　　業平朝臣

思ふには忍ぶることぞまけにける逢ふにしかへばさもあらばあれ

人のもとにまかりそめて朝につかはしける　　　廉義公

昨日まで逢ふにしかへばと思ひしをけふは命のをしくもあるかな

百首歌に　式子内親王

逢ふことをけふまつが枝の手向草いくよしをるゝそでとかは知る

頭中將に侍りける時五節所のわらはにもの申し初めて後尋ねてつかはしける　源正清朝臣

戀しさにけふぞたづぬるおく山の日かげの露にそではぬれつゝ

題しらず　西行法師

逢ふまでの命もがなと思ひしはくやしかりけるわが心かな

三條院女藏人左近

人ごころうす花染のかりころもさてだにあらで色やかはらむ

興風

あひみてもかひなかりけりむば玉のはかなき夢に劣るうつゝは

○逢ふにしかへば——古今集、十二、「命やはなにぞは露のあだものを逢ふにしかへば惜しからなくに」（友則）による

○逢ふこと……手向草——「いくよ」の序詞。萬葉集、一、「白波の濱松が枝の手向草いくよまでにか年の經ぬらむ」（川島皇子御作歌）をふまへてゐる

○日かげ——五節の日に用ふる「日かげのかづら」のこと

○逢ふまでの——山家集、下、「戀百十首」の歌

△なか／＼に――流布本にのとも

△夢とても――伊勢集にある

△ながからじ――流布本に「からぬ」とも

○おもひ――「火」を
○なげき――「歎き」「木」を。夫々かけてある

實方朝臣

なか／＼にもの思ひそめてねぬる夜ははかなき夢もえやはみえける

忍びたる人と二人ふして　　伊勢

夢とても人にかたるな知るといへば手枕ならぬまくらだにせず

題しらず　　和泉式部

枕だに知らねばいはじ見しまゝに君かたるなよ春の夜の夢

人にものいひはじめて　　馬内侍

わすれても人にかたるなうたゝねの夢みて後もながからじ夜を

女につかはしける　　藤原範長朝臣

つらかりしおほくのとしは忘られて一夜の夢をあはれとぞ見し

題しらず　　高倉院御歌

けさよりはいとどおもひを焼きましてなげきこりつむ逢坂の山

初會戀の心を、　　　　　　　　　　俊賴朝臣

葉のやのしづはた帶のかたむすび心やすくもうちとくるかな

題しらず　　　　　　　　　　　　よみ人しらず

かりそめにふしみの野邊の草まくら露かゝりきと人にかたるな

人しれず忍びけることを文たどちらすと聞きける人

につかはしける　　　　　　　　　相　模

いかにせん葛のうら吹くあき風に下葉の露のかくれなき身を

題しらず　　　　　　　　　　　　實方朝臣

あけがたきふた見の浦による浪のそでのみぬれておきつしま人

　　　　　　　　　　　　　　　　伊　勢

逢ふことのあけぬ夜ながら明けぬればわれこそかへれ心やはゆく

九月十日ばかり夜ふけて和泉式部が門をたゝかせ侍り

○葉のや……かたむすび——「うちとくる」の序詞○うちとく——帶の縁語「かたらふこと」○ふしみ——「臥し」と「伏見」とかける○露かゝりきと——「少しも……であつたとは」の意をふくめる△かりそめに——流布本に「の」とも

○いかにせん……露の——秋風」に「あきる」とかけた

○ふた見の浦——「二見浦」と「蓋」の關から「開けにくい」とかける○おきつしま人——「ぬれて我は起きつ」と「沖つ島人」とかける○かへれ」「ゆく」——對照

△あけぬ夜——流布本に「あかぬ」とも△逢ふことの——伊勢集によると男の歌である

○おきて——「露置きて」「起きて」とかける

○露——涙の譬喩

○謙徳公——伊尹

ける時聞き付けざりければ朝につかはしける

太宰帥敦道親王

秋の夜の有明の月の入るまでにやすらひかねてかへりにしかな

題しらず　　道信朝臣

心にもあらぬわが身のゆきかへり道のそらにて消えぬべきかな

近江更衣にたまはせける　　延喜御歌

はかなくも明けにけるかな朝露のおきての後ぞ消えまさりける

御返し　　更衣源周子

朝露のおきつる空もおもほえず消えかへりつるこゝろまどひに

題しらず　　圓融院御歌

おきそふる露やいかなる露ならむ今は消えねとおもふ我が身を

謙徳公

思ひ出でていまはけぬべしよもすがらおきうかりつる菊の上の露

清慎公

うばたまのよるの衣をたちながらかへるものとは今ぞしりぬる

夏の夜女の許にまかりて侍りけるに人靜まるほど夜いたく更けてあひて侍りければよめる

藤原清正

みじか夜ののこりすくなくふけゆけばかねてものうき曉のそら

女みこにかよひそめてあしたにつかはしける

大納言清蔭

明くといへばしづこゝろなき春の夜の夢とや君をわれのみはみむ

彌生の頃よもすがら物語して歸り侍りける人のけさはいとどものおもはしき由申し遣したりけるに

和泉式部

△上の露――「うはつゆ」とも

○清慎公――藤原實賴

○うば玉……よるの衣を――「たち」の序。「たち」に「裁ち」「立ち」をかける

○女みこ――大和物語勘物に「一品女前齋院韶子[illegible]齋院より退て配ニ清蔭ニ一」と。

△われのみは――流布本[illegible]「[illegible]」に「夜のみは」とある

○しぎのはねがき——しげきことの譬喩。古今集、十五、「暁のしぎの羽がきもゝはがき君が來ぬ夜はわれぞ數かく」など。
○九條入道右大臣——藤原師輔
△一條の御息所——流布本には「小八條の御息所」(源昇の女)とある。
△露けきは——流布本に「露けさは」とある

けさはしもなげきもすらむいたづらに春の夜ひとよ夢をだに見で

題しらず　　赤染衛門

心からしばしとつゝむなかなれば（ものからにイ）しぎのはねがきつらき今朝かな

忍びたる所よりかへりてあしたにつかはしける　　九條入道右大臣

わびつゝも君が心にかなふとて今朝もたもとをほしぞわづらふ

一條の御息所につかはしける　　亭子院御歌

手枕にかせるたもとの露けきはあけぬと告ぐるなみだなりけり

題不知　　藤原惟成

しばしまてまだ夜はふかし長月のありあけの月は人まどふなり

せんざいの露おきたるをなどか見ずなりにしと申しける女に　　實方朝臣

△かへりなむとする――…原本には「かへりなとする」とある、

○面影のわすらるまじき――休吟註に「此面影、月見るたびに思ひ出でられんとの心なり」

○たのむ――頼む「一四四」

おきて見ば袖のみぬれていとゞしく草葉の玉のかずやまさらむ

二條院御時あかつきかへりなむとする戀といふことを

二條院讃岐

明けぬれどまだきぬぎぬになりやらで人の袖をもぬらしつるかな

題しらず

西行法師

面影のわすらるまじきわかれかな名ごりをひとの月にとゞめて

後朝の戀の心を

攝政太政大臣

またもこむ秋をたのむのかりだにも鳴きてぞかへる春の曙

女のもとにまかりて心地のれいならず侍りければ歸りてつかはしける

賀茂成助

誰れ行きて君に告げまし道芝のつゆもろともに消えなましかば

女のもとにものをだにいはむとてまかれりけるに空

△二條關白――流布本に「二條」とも

○朝ぼらけ…霜の――「きえ」の序

○ゆふかげぐさ――頭書云。「ゆふべの草までなり。草の名にあらず。」と。

△まつよひに――流布本に「の」とも平家物語卷五「月見」に「待つ宵のふけゆく鐘の聲聞けば歸るあしたの鳥はものかは」とある

しくかへりて朝に　　左大將朝光

消えかへりあるかなきかの我が身かたうらみてかへる道芝の露

二條關白女御入内のあしたにつかはしける　　花山院御歌

朝ぼらけおきつる霜のきえかへりくれまつほどの袖を見せばや

法性寺入道前關白太政大臣家歌合に　　藤原道經

庭に生ふるゆふかげぐさのした露やくれを待つまの涙なるらむ

題しらず　　小侍從

○まつよひにふけゆくかねの聲きけばあかぬ別のとりはものかは

藤原知家

これもまたながきわかれになりやせむ暮をまつべき命ならねば

西行法師

有明はおもひ出あれや横雲のたゞよはれつるしのゝめの空

清原元輔

大井川ゐせきの水のわくらばにけふはたのめし暮にやはあらぬ

けふと契りける人のあるかととひて侍りければ

よみ人しらず

夕ぐれに命かけたるかげろふのありやあらずやとふもはかなし

西行法師人々に百首歌よませ侍りけるに

定家朝臣

○あぢきなくつらきあらしの聲もうしなど夕暮に待ちならひけむ

戀の歌とて

太上天皇

たのめずは人を待乳の山なりとねなましものをいざよひの月

水無瀨にて戀十五首歌合に夕戀といへる心を

△けふは——流布本に「けふと」とも。

○西行法師云々——文治二年圓位上人勸進の二見浦歌合のことであらう。

○待乳の山——大和國宇智郡。「人を待つ」をかける。

○いざよひの月——「躊躇する」意をふくめてある。

○攝政太政大臣――良經

○まつに――「松」、「待つ」○音する――「風の音する」「訪づる」夫々かける

○いかゞ吹く――尾張の家苞、四に「けふとふべしと約束して、人を待つ夕暮の松風の聲はいかに吹くかして常とは變りしとなり」と。

○ながらの山――近江國滋賀郡長等山。「人もなし」とかけた。○まつ風の聲――「待つ」「松風」とかゝる

○いまこむと――本歌古今集十四、「いま來むといひしばかりに長月の有明の月を待ちいづるかな」（素性）

△たのめしことを――流布本に「ちぎりしこと、」とも

攝政太政大臣

なにゆゑとおもひもいれぬ夕だにまちいでしものを山の端の月

寄風戀　　　宮内卿

聞くやいかにうはの空なる風だにもまつに音するならひありとは

題しらず　　　西行法師

人は來で風のけしきもふけぬるにあはれに雁のおとづれて行く

八條院高倉

いかゞ吹く身にしむ色のかはるかなたのむるくれの松風の聲

鴨長明

頼めおく人もながらの山にだにさ夜ふけぬればまつ風の聲

藤原秀能

いまこむとたのめしことをわすれずはこの夕暮の月やまつらむ

○君まつと——古今集十四、「君來ずば閨へもいらじ濃紫わが元結に霜は置くとも」をふまへてゐる

△過ぎぬれば「—戀ひつゝぞふる」——流布本に「つれば」「ぬる」ともある△伊勢物語の歌

△ころも手に山おろしふきて——萬葉集、十三、相聞に「あらしのふきて」、古今六帖第一に「やまおろしふきて」（人麿）とある

待戀といへる心を　式子内親王

君まつとねやへもいらぬ槇の戸にいたくなふけそ山の端の月

戀の歌とてよめる　西行法師

たのめぬに君くやとまつ宵の間の更け行かでたゞあけなましかば

定家朝臣

○歸るさのものとや人のながむらむまつ夜ながらのありあけの月

よみ人しらず

君こむといひし夜ごとに過ぎぬればたのまぬものゝ戀ひつゝぞふる

人麿

ころも手に山おろしふきて寒き夜を君きまさずはひとりかもねむ

左大將朝光久しう音づれ侍らで旅なる所に來あひて枕のなければ草を結びてしたるに　馬内侍

○これやかぎりのたび―「度」「旅」をかける「旅」「草枕」縁語
○天暦御時―村上天皇御代○まどほにあれや―古今集、十五、「須磨の蜑の鹽やき衣おさをあらみまどほにあれや君が來まさぬ」のこと
○霧ふかき…わすれ水―「たえまがち」の序詞
○足曳の…むすびおきて―常縁云「人知れず戀に心の結ぼゝるゝを云ふにや」と△家持集「よしもなみ」とある
○延喜御歌―醍醐天皇御製

逢ふことはこれやかぎりのたびならむ草のまくらも霜がれにけり

天暦御時まどほにあれやと侍りければ　女御徽子女王

なれゆくは浮世なればや須磨の蜑の鹽燒ころもまどほなるらむ

あひて後あひがたき女に　坂上是則

霧ふかきあきの野中のわすれ水たえまがちなる頃にもあるかな

三條院みこの宮と申しける時久しうとはせ給はざりければ　安法法師女

世のつねの秋風ならば荻の葉にそよとばかりのおとはしてまし

題しらず　中納言家持

足曳の山のかげ草むすびおきて戀ひやわたらむ逢ふよしをなみ

延喜御歌

東路にかるてふ萱のみだれつゝつかのまもなく戀ひやわたらむ

権中納言敦忠

結びおきしたもとだに見ぬ花薄かるともかれじ君しとかずは

百首歌中に　源重之

霜のうへに今朝ふる雪のさむければ重ねて人をつらしとぞ思ふ

題しらず　安法法師

ひとりふす荒れたるやどの床の上にあはれ幾夜の寝覚しつらむ

源重之　兩本無之

やましろの淀の若菰かりにきて袖ぬれぬとはかこたざらなむ

貫之

かけて思ふ人もなけれど夕さればおもかげたえぬ玉かつらかな

宮仕しける女をかたらひはべりけるにやむごとなき男のいりたちていふけしきを見て恨みけるを女あら

○かる――「刈る」「離る」をかける
△かれじ…とかず――「かなし…とはず」ともある
○結び――「とく」対語
△安法法師――流布本に「安法法師女」とある
○山城の……若菰――「かり」の序詞。「刈り」「かりそめに」をかける
「顕昭之集に「山城の淀のこぐさをかりに来て袖ぬれぬとは恨むべしやは」とある
○おもかげたえぬ――伊勢物語「人はいざ思ひやすらむ玉かつら面影にのみいとど見えつゝ」をふまへてゐる

がひければよみ侍りける　　平定文

いつはりをたゞすの森のゆふだすきかけつゝ契へわれを思はゞ

人につかはしける　　鳥羽院御歌

いかばかり嬉しからましもろともに戀らるゝ身も苦しかりせば

かた思ひの心を　　入道前關白太政大臣

われぱかりつらきをしのぶ人やあると今世にあらば思ひ合せよ

攝政太政大臣家百首歌合に契戀のこゝろを　　前大僧正慈圓

たゞ賴めたとへば人のいつはりを重ねてこそはまたもうらみめ

女を恨みて今はまからじと申して後猶忘れがたく覺えければつかはしける　　左衞門督家通

つらしとは思ふものからふし柴のしばしもこりぬこゝろなりけり

○たゞすの森――山城國愛宕郡「僞を糺す」とかける○かけつゝ――「木綿襷かけ」から「神かけ」に掛ける

○入道前關白太政大臣――兼實

○つらしとは――千載集(十二)「かねてより思ひしことぞふし柴のこるばかりなる歎きせむとは」(待賢門院加賀)をふまへてゐる

頼むること侍りける女わづらふこと侍りけるおこたりて久我内大臣のもとにつかはしける　よみ人しらず

たのめこし言の葉ばかりとゞめおきて淺茅が露と消えなましかば

かへし　久我内大臣

あはれにもたれかは露も思はまし消え殘るべきわが身ならねば

題しらず　小侍從

つらきをも恨みぬわれに習ふなようき身をしらぬ人もこそあれ

殷富院門大輔

なにか厭ふよもながらへじさのみやはうきに堪へたる命なるべき

刑部卿頼輔

戀ひ死なむ命はなほもをしきかなおなじ世にあるかひはなけれど

西行法師

○久我内大臣——源雅通

○たれかは露も——諸本に「露を」とある

あはれとて人の心のなさけあれな數ならぬにはよらぬなげきを

身をしれば人のとがともおもはぬにうらみ顔にもぬるゝ袖かな

女につかはしける　皇太后宮大夫俊成

よしさらば後の世とだに頼めおけつらさに堪へぬ身ともこそなれ

かへし　定家朝臣母

たのめおかむ唯さばかりをちぎりにて浮世の中の夢になしてよ

〇定家朝臣母——若狹守親忠女

泊船集巻之一

芭蕉翁道の紀

千里に旅立ちて路粮をつゝまず、三更月下無何入といひけむ、むかしの人の杖にすがりて、貞享甲子秋八月、江上の破屋をいづる程、風の聲そゞろさむげなり。

野ざらしを心に風のしむ身かな

秋十とせ却つて江戸を指す故郷

關越ゆる日は雨降りて、山みな雲にかくれけり。

霧しぐれ富士を見ぬ日ぞおもしろき

何某千里といひけるは、此のたび路のたすけとなりて、萬いたはり心をつくし侍る。常に莫逆の交りふかく、朋友に信あるかな此の人、

深川や芭蕉を富士に預け行く　千里

富士川の邊りを行くに、三ツばかりなる捨子の哀れげに泣くあり。此の川の早瀬にかけて、浮世の波をしのぐにたへず、露ばかりの命まつ間と捨て置きけむ、小萩がもとの秋の風、こよひやちるらんあすやしをれんと、袂より喰物なげてとほるに

猿をきく人すて子にあきのかせいかに

いかにぞや汝ちゝににくまれたるか、母にうとまれたるか、父はなんぢを惡むにあらじ、母は汝をうとむにあらじ、唯是天にして、汝が性のつたなきをなけ。

大井川越ゆる日は、終日雨降りければ、

秋の日の雨江戸に指折らん大井川　ちり

眼前

道のべの木槿は馬にくはれけり

二十日餘りの月かすかに見えて、山の根ぎはいとくらきに、馬上にむちをたれて、數里いまだ雞鳴ならず、杜牧が早行の殘夢、小夜の中山に至りてたちまち驚く。

馬に寢て殘夢月遠しちやのけふり
松葉や風瀑が伊勢に在りけるを尋ね音信れて、十
日ばかり足をとゞむ。
暮れて外宮に詣で侍りけるに、一の鳥井の陰ほの
くらく、御燈處々に見えて、またたもなき峯の松
風、身にしむばかりふかき心を起して。
みそか月なし千とせの杉を抱くあらし
腰間に寸鐵を不レ帶、襟に一嚢を懸けて、手に
十八の珠を携ふ。僧に似て塵あり俗に似て髪
なし。我れ僧にあらずといへども、鬢なき
ものは浮屠の屬にたぐへて、神前に入るをゆ
るさず。
西行谷のふもとに流れあり、をんなどもの芋あら
ふをみるに、
いもあらふ女西行ならば歌よまん
其の日のかへさ、ある茶店に立寄りけるに、てふ
といひけるをんな、あが名に發句せよと云うて、

白き絹出しけるに書付け侍る。
蘭の香や蝶の翅にたきものす
閑人の茅舍をとひて
蔦植ゑて竹四五本のあらしかな
長月の初め、故郷に歸りて、北堂の萱草も霜枯果
てゝ、今は跡だになし。何事も昔しに替りて、は
らからの鬢白く眉皺寄りて、只命有りてとのみ云
ひて言葉はなきに、このかみの守り袋をほどきて、
母の白髪をがめよ、浦島の子が玉手箱、なんぢが
眉もやゝおいたりと、しばらくなきて、
手にとらば消えんなみだぞあつき秋の霜
大和國に行脚して、葛下の郡竹の内と云ふ所にい
たる、此處はれいのちりが舊里なれば、日頃とゞ
まりて足を休む、
藪よりおくに家在り
わた弓や琵琶に慰む竹のおく
二上山當麻寺詣で、庭上の松をみるに 凡そ千と

せもへたるならん。大いさ牛をかくすともいふ心けん。かれ非情といへども、佛縁にひかれて、斧斤の罪をまぬかれたるぞ、幸ひにしてたつとし。

　僧朝顔幾死かへる法の松

獨りよし野のおくにたどりけるに、まことに山深く、白雲峯に重なり、烟雨谷を埋んで、山賤の家處々にちひさく、西に木を伐る音東に響き、院々の鐘の聲心の底にこたふ。むかしより此の山に入りて世をわすれたる人の、おほくは詩にのがれ歌にかくる。いでや唐土の廬山といはんもまたむべならずや。

　ある坊に一夜をかりて

　碪打つてわれにきかせよや坊が妻

西上人の草のいほりのあとは、奥の院より右の方二町ばかりわけ入る程、柴人のかよふ道のみわづかに有りし、さかしき谷をへだてたるいとたふとし、彼のとく／＼の清水は、むかしにかはらずと

見えて、今もとく／＼と雫落ちける。

　露とく／＼心見にうき世すゝがばや

若是扶桑に伯夷あらば、かならず口をすゝがん。もしこれ許由に告げば、耳をあらはん。

山を登り坂を下るに、秋の日既に斜になれば、名ある處々見殘して、先づ後醍醐帝の御陵を拜む。

　御廟年を經てしのぶは何をしのぶ草

大和より山城を經て、近江路に入りて美濃にいたるに、います山中を過ぎて、いにしへ常盤の塚あり。伊勢の守武がいひける、よしとも殿に似たる秋風とは、いづれの處かにたりけん。我れも亦、

　義朝の心に似たり秋の風

　　　不破

　秋風や藪も畠も不破の關

大垣に泊りける夜は、木因が家をあるじとす。武藏野出でし時、野ざらしを心におもひて旅立ちければ、

死にもせぬ旅ねの果よあきのくれ

　桑名本當寺にて

冬牡丹千鳥よ雪のほとゝぎす

草のまくらに寢あきて、まだほのくらき中に、濱のかたへ出て、

あけぼのやしら魚白き事一寸

　熱田に詣づ

社頭大いに破れ、築地はたふれて草村にかくる、かしこに繩をはりて小社の跡をしるし、爰に石をすゑて其の神と名のる。よもぎ、しのぶ心のまゝに生えたるぞ、なか〳〵に目出度きよりも心とまりける。

しのぶさへ枯れて餅かふやどり哉

　名護屋に入る道の程謡吟す

狂句風の身は竹齋に似たるかな

草まくら犬もしぐるゝか夜の聲

　ゆき見にありきて

市人よこの笠うらう雪の傘

　旅人を見る

馬をさへながむる雪の旦かな

　海邊に日暮して

海くれて鴨の聲ほのかに白し

爰にわらぢをとき、かしこに杖をすてゝ、旅寢ながらに年の暮れければ、

年くれぬ笠きてわらぢはきながら

といひ〳〵も山家にとしを越して、

誰が聟ぞ齒朶に餅おふ牛の年

　奈良に出づる道のほど

春なれや名もなき山の朝霞

　二月堂に籠りて

水取りや氷の僧の沓の音

京に登りて、三井秋風が鳴瀧の山家をとふ。

　梅林

梅白し昨日や鶴をぬすまれし

樫の木の花にかまはぬすがたかな

　伏見西岸寺任口（にんく）上人にあうて

我衣にふしみの桃の雫せよ

　大津に出づる道、山路を越えて

やま路来てなにやらゆかしすみれ草

　湖水眺望

辛崎の松は花よりおぼろにて

　昼の休らひとて旅店（りよてん）に腰を懸けて

つゝじいけて其の陰に干鱈さく女

　吟　行

菜畠に花見貌なる雀哉

　水口にて廿年を経て故人にあふ

命二ツ中に活きたるさくらかな

伊豆の国蛭が小島の桑門（さうもん）　これも去年の秋より行脚しけるに、我が名をきゝて、草の枕の道づれにもと、尾張の国まで跡をしたひ来たりければ、

　いざともに穂麦くらはんくさまくら

此の僧われに告げて曰く。圓覚寺大顚和尚ことしむ月のはじめ、遷化（せんげ）したまふよし、まことや夢のこゝちせらるゝに、先づ道より其角が方へ申しつかはしける。

　梅恋ひて卯の花拝むなみだかな

　　贈杜國子

白げしにはねもぐ蝶のかたみかな

二たび桐葉子がもとに在りて、今やあづまにくだらんとするに、

　牡丹蘂深く分出づる蜂の名残かな

甲斐の国山家にたちよりて

　ゆく駒の麦に慰むやどりかな

卯月の末いほりにかへり、旅のつかれをはらす。

　なつ衣いまだ虱をとりつくさず

猿蓑集巻之一

冬

初しぐれ猿も小蓑をほしげ也　芭蕉
あれ聞けと時雨來る夜の鐘の聲　其角
時雨きや並びかねたる魦(いさざ)ぶね　千那
幾人か時雨かけぬく勢田の橋　僧 丈草
鐘持の猶振りたつるしぐれ哉　膳所 正秀
廣澤やひとりしぐるゝ沼太郎　史邦
舟人にぬかれて乘りし時雨かな　尚白

伊賀の境に入りて

なつかしや奈良の隣りの一時雨　曾良
しぐるゝや黑木つむ屋の窓明り　凡兆
馬かりて竹田の里や行くしぐれ　大津 乙州
だまされし星の光りや小夜時雨　羽紅
新田に稗殼煙るしぐれ哉　膳所 昌房

いそがしや沖の時雨の眞帆片帆　去來
はつ霜に行くや北斗の星の前　伊賀 百歲
一いろも動くものなき霜夜哉　野水

旅にて

はつしもに何とおよるぞ船の中　其角
歸り花それにもしかむ莚切れ　同
禪寺の松の落葉や神無月　凡兆
百舌鳥のゐる野中の杭よ十月(かみなづき)　嵐蘭
こがらしや頰腫痛む人の顏　芭蕉
砂よけや蜑のかたへの冬木立　凡兆

奈良にて

棹鹿のかさなり臥せる枯野哉　伊賀 土芳
澁柿をながめて通る十夜哉　膳所 裾道
茶の花やほるゝ人なき霊聖女　越人
蓑蟲の茶の花ゆゑに折られける　伊賀 猿雖
古寺の簀子も青し冬がまへ　凡兆

翁の堅田に閑居を聞きて

雑炊のなどころならば冬ごもり　其角
この寒さ牡丹の花のまつ裸　伊賀 車来

草津

海山も道行くうばがゐのこ哉　尚白
神迎へ水口だちか馬の鈴　珍碩

霜月朔日

膳まはり外にものなし赤柏　伊賀 良品
水無月の水を種にや水仙花　羽州坂田 不玉
今は世をたのむけしきや冬の蜂　尾張 旦藁
尾頭のこゝろもとなきなまこかな　去来
一夜々々寒き姿や釣干菜　伊賀 探丸
道ばたに多賀の鳥居の寒さ哉　尚白
茶湯とてつめたき日にも稽古哉　江戸 龜翁
炭竈に手負の猪の倒れけり　凡兆
住みつかぬ旅のこゝろや置火燵　芭蕉
寝心や巨燵蒲團のさめぬ内　其角
門前の小家もあそぶ冬至哉　凡兆

木兎やおもひ切つたる晝の面(つら)　尾張 芥境
みゝづくは眠る處をさゝれけり　伊賀 半殘

貧交

まじはりは紙子の切(きれ)を讓りけり　丈草
浦風や巴をくづすむら千鳥　曾良
あら磯やはしり馴れたる友鵆　去来
狼のあと踏消すや濱千鳥　史邦
背門口の入江にのぼる千鳥哉　丈草
いつ迄か雪にまぶれて鳴千鳥　千那
矢田の野や浦のなぐれに鳴く鶴　凡兆
夜士の見かへる跡や霜の中　木節
水底を見て來た顔の小鴨哉　丈草
鳥共も寝入つて居るか余吾の海　路通
死ぬるまで操なるらむ鷹の顔　旦藁
襟巻に首引入れて冬の月　杉風
この木戸や鎖のさゝれて冬の月　其角
からしりの蒲團ばかりや冬の旅　長崎 暮年

見やるさへ旅人寒し石部山　大津尼 智月

翁行脚のふるき衾をあたへらる。記あり略之

首出してはつ雪見ばや此の衾　美濃 竹戸

題竹戸之衾

畳み目は我が手のあとぞ紙衾　曾良

魚のかげ鵜のやるせなき氷哉　探丸

しづかさを數珠も思はず網代守　丈草

御白砂に候す

膝つきにかしこまりゐる霰かな　史邦

棕櫚の葉の霰に狂ふあらし哉　野童

鵲の橋よりこぼす霰かな　伊賀 示蜂

呼びかへす鮒賣見えぬあられ哉　凡兆

みぞれ降る音や朝飯の出來る迄　膳所 責好

初雪や内に居さうな人は誰れ　其角

はつ雪に鷹部屋のぞく朝朗　史邦

霜やけの手を吹いてやる雪まろげ　羽紅

わきも子が爪紅粉殘す雪まろげ　探丸

下京や雪つむうへの夜の雨　凡兆

なが〱と川一筋や雪の原　同

信濃路を過ぐるに

雪ちるや穂屋の薄の刈殘し　芭蕉

草庵の留主をとひて

衰老は簾もあげず庵の雪　其角

雪の日は竹の子笠ぞまさりける　尾張 羽笠

誰れとても健かならば雪のたび　長崎 卯七

ひつかけて行くや雪吹のてしま蓙　去來

靑亞追悼

乳のみ子に世を渡したる師走哉　尚白

から鮭も空也の瘦せも寒の内　芭蕉

鉢たゝきあはれは顔に似ぬものか　乙州

一月は我れに米かせ鉢たゝき　丈草

住吉奉納

夜神樂や鼻息白し面の内　其角

節季候に又のぞむべき事もなし　伊賀 [illegible]琢

家々やかたちいやしきすゝ拂　同 諸甫

乙州が新宅にて

人に家を買はせて我は年忘れ　芭蕉

鉢法師我が門ゆるせ餅の札　其角

歳の夜や曾祖父をきけば小手枕　長和

うす壁の一重は何かとしの宿　去來

くれて行く年のまうけや伊勢熊野　同

大どしや手のおかれたる人ごゝろ　羽紅

やりくれて又やさむしろ歳の暮　其角

いね〱と人にいはれつ年の暮　路通

としの暮破れ袴の幾くだり　杉風

六條邊の御忍び歩　六條御息所の居給ふ所を指せるにて、此の息所は前坊の御息所なりしが、前坊の薨後、源氏と淺き中に成り給ふ、極めて忍び深き方にてありき。

五條邊なる家　大貳(女の呼名)の乳母の家、六條への道也。

惟光　大貳の乳母の子、源氏に仕へて知遇を得たり。

檜垣　檜の薄板にて編みたる垣也。

半蔀　蔀は一間を皆塞ぐやう作りたるを云ひ、半蔀は下の方を格子はた板にて固め、上の方を開き上ぐるやうにしたる日除け風雨除けの戸を云ふ。

立ちさまよふらむ　見物せんとて女房共の立ち徘徊ふ也。

先驅も追はせ云々　昔は内々の歩きにも先を追はせ往來を戒めし也。

何處かさして　古歌に「世の中は何處かさして我れならん行き止まるをぞ宿と定むる」と有り。

切かけ立つ物　塀にせん所を板にて假初にしたり、内裏等にも有り。

夕顏

六條邊の御忍び歩の頃、内裏より罷で給ふ中宿に、大貳の乳母の痛く煩ひて、尼に成りにける、訪はむとて、五條邊なる家尋ねて御坐したり。御車入るべき門は鎖したりければ、人して、惟光召させて、待たせ給ひける程、煩しげなる大路の樣を見渡し給へるに、此の家の傍に、檜垣と云ふ物新しうして、上は、半蔀四五間ばかり上げ渡して、簾等もいと白う涼し氣なるに、をかしき額附の透影、數多見えて覗く。立ちさまよふらむ下つ方思ひ遣るに、強ちに丈高き心地ぞ爲る。如何なる者の集へるならむと、樣變りて思さる。御車も痛く窶し給へり。先驅も追はせ給はず。誰れとか知らむと打ち解け給ひて、少し差し覗き給へれば、門は蔀のやうなるを押し開けたる、見入れの程なく物はか無き住居を、哀に、何處かさしてと思ほし爲せば、玉の臺も同じ事なり。切かけ立つ物に、いと青やかなる葛の、心地好げに這ひ懸れるに、

白き花ぞ、己れ獨笑の眉開けたる。遠方人に物申すと、獨言に宣ふを、御隨身實居て、（隨身）「彼の白く咲けるをなむ夕顔と申し侍る。花の名は人めきて、斯う怪しき垣根になむ咲き侍りける」と申す。實にいと小家勝に、煩し氣なる邊の、此の面彼の面怪しう打ち蹌踉ひて、宗々しからぬ軒のつま毎に、這ひ纏はれたるを、（源）「口惜の花の契や。一房折りて參れ」と宣へば、此の押し開けたる門に入りて折る。流石に戯れたる遣戸口に、黄なる生絹の單袴、長く着なしたる童の、をかしげなる、出で來て打ち招く。白き扇の、痛う燻したるを、（童）「此れに置きて參らせよ。枝も情なげなめる花を」とて、取らせたれば、門開けて、惟光の朝臣の出で來たるして奉らす。（惟光）「鍵を置き惑はし侍りて、いと不便なる事なりや。物の文目見給へ分くべき人も侍らぬ邊なれど、らうがはしき大路に立ち御座しまして」と、畏り申す。引き入れて下り給ふ。惟光が兄の阿闍梨、婿の參河の守、女等なども集ひたる程にて、斯く御座しましたる歡を、また無き事に畏る。尼君も起き上りて、（尼）「惜しげなき身なれど、

白き花ぞ　夕顔花の容貌の眉に似たり、開けば小家の趣異なるに心地よげなる花との意也。
遠方人に　古今集に「打渡す遠方人に物申す我れそのそこに白く咲けるは何の花ぞも」と有り。
御隨身　隨身は家事の如く身に隨ふと云ふ義也、攝政大臣又左右大將等召使ひ給ふ武士を云ふ、源氏當官中將也、此れは小隨身なるべし。
宗々しからぬ軒　しつかりとせぬ軒の心にて本式ならぬ殿をさす也。
花の契　花の因縁、運命也。
戯れたる遣戸口　洒落たる引戸也。
白き扇の云々　白き扇の薫物の染みたる也。上の黄なる生絹（練らぬ生絲の織物）の云々は此の白扇出したる童の扮裝也。
文目見給へ云々　此の邊には源氏の君とは知るべき者も在らじと也。
らうがはしき大路　むさくるしき大路など也。
兄の阿闍梨　比叡山に僧と成れる人阿闍梨は梵語也、無煩惱と翻せり、又僧の官名にも云ふ。
斯く御座しましたる云々　乳母の子ども等皆集ひたる折しも源氏の御訪ひ有りしを滿足すると也。

御前に侍ひ　樣をかへたる身にては源氏の前へ近く參りて御目通りもなり難ければ、其を殘念に思ひて死に難く躊躇したりと也。
忌む事の驗　尼に成りて戒を受けし功德にて甲斐なき命助りしと也。
今なむ云々　今源氏へ對面したれば心殘はすこしもなし、潔く阿彌陀佛の來迎を待ち來るの由を云ふ。
命長く云々　猶ほ長生して我が官位の昇進をも見窮め給へと也。
九品の上　九品とは極樂往生の等級にて、上中下の三品に分れ、各品更に三級に分れ、凡て九品あり、其の最上品へ生得らるゝとの意也。
偏なるをだに　偏は眞正に對する語にて、偏には缺點などの義、又眞正は全く言分無きの義に云へり。
昵ひ仕う奉りけむ　馴れなじみ仕へ申せし我が身なる故と也、身も傷はしくは我が身大切にての意也。
突じろひ胸す　源氏の眉をひそめて見給ひやせんと互に膝など突き合ひ目くばせするを云ふ。
思ふべき人々の云々　源氏三歳にて母更衣に別れ、六歳にて祖母に離れ給ひし也。育む人とは乳母等を指せり。

捨て難く思ひ給へつる事は、只だ斯く御前に侍ひ御覽ぜらるゝ事の、變り侍りなむ事を、口惜しう思ひ給へ猶豫ひしかど、忌む事の驗に甦りてなむ、斯く渡り御座しますを見給ひ侍りぬれば、今なむ阿彌陀佛の御光も、心清く待たれ侍るべき」など聞えて、弱げに泣く。(源)「日頃怠り難く物せらるゝを、安からず歎き渡りつるに、斯く世を離るゝ態に物し給へば、いと哀に口惜しうなむ、命長くて、猶ほ位高くなども見なし給へ。然てこそ九品の上にも、障無く生れ給はめ。此の世に少し恨の遺るは惡きわざとなむ聞く」など、涙ぐみて宣ふ。偏なるだに、乳母等やうの思ふべき人は、淺間しう眞正に見なす物を、況していと面立しう、昵ひ仕う奉りけむ身も、傷はしく、辱く思ゆべかめれば、不覺に涙勝なり。子共はいと見苦しと思ひて、背きぬる世の去り難き樣に、自ら顰み御覽ぜられ給ふと、突じろひ目くはす。君はいと哀と思ほして、「幼なかりける時に、思ふべき人々の、打ち捨てゝ物し給ひにける名殘、育む人數多有る樣なりしかど、親しく思ひ睦ふる筋は、

然らぬ別は　伊勢物語に「老いぬれば然らぬ別の有りと云へば彌よ見まく欲しき君かな」同「世の中に然らぬ別の無くもがな千代もと祈る人の子のため」とあり、乳母の心を察する也。
尼君を遞しと云々　前に身もいと見苦しと思ひて突じろひつる子供も、尊みを蒙る事の重々ならぬ君の乳母とするは誠に有難き前世の因縁なりと感じ思ふ也。
修法など　源氏の仰付にて又祈など始むる也。
掟宣はせて　萬に仰付くる由也。
紙燭　松の棒の端を焦し、油を塗りて火を點して、本を書紙にて巻く也。
心當に　我が心にては多分其の御方にてあらんと思ふと也、扨て源氏と推察したる故に光添へたる夕顔とは詠む也。
故づきたれば　由あり氣なる也。
煩さき御心　好色の癖のあるを指す。
病者の事を　病者の看護などの爲にとの意也。
端なげに　惟光の取あはぬ返事也。
憎しとこそ　以下惟光の憎しく思ひて取あはぬ返事を察して宣ふ也。

た無くなむ思はえし。人と成りて後は限有れば、朝夕にしもえ見奉らず。心の儘に訪ひ參うづる事は無けれど、猶は久しう對面せぬ時は、心細く覺ゆるを、然らぬ別は無くもがなとなむ」など、細やかに語らひ給ひて、押し拭ひ給へる御袖の匂も、いと所狹き迄薫り滿ちたるに、げに世に思へば、押並たらぬ人の御宿世ぞかしと、尼君を遞しと見つる子共も、皆打しほたれけり。修法など、又々始むべき事など掟宣はせて、出で給ふとて、惟光に紙燭召して、在りつる扇御覽ずれば、持て馴らしたる移香、いと染深う懷しうて、をかしう荒び書きたり。

(女)心當に其れかとぞ見る白露の光添へたる花の夕顔

其處はかと無く書き紛らはしたるも、上品に故づきたれば、いと思の外にをかしう覺え給ふ。惟光に、(源)「此の西なる家には何人の住むぞ。問ひ聞きたりや」と宣へば、例の煩き御心とは思へども、然はえ申さで、(惟光)「此の五六日此處に侍れど、病者の事を思ひ給へ扱ひ侍る程に、隣の事はえ聞き侍らず」など、端なげに聞ゆれば、(源)「憎しとこそ思ひたれな。

揚名介　古は此の官員中の三大閑事の一とせり。只だ名のみ國守にして、國務を司る事も無く、禄俸の収も無ければ、名のみを掲ぐる心にてつけたり。

女なむ云々　揚名介が妻也。女若くて洒落たる戯れ事を好みてと也。

得色顔に　されば其の宮仕人の戯れは顔に馴れたる様にて斯る歌をよみしにやとの意也。

寄りてこそ　近寄りて見れば夕顔のそれとは知らるれど、折節黄昏の事なれば唯だ仄々と白くのみ見えし其の花を夕顔と定めたるは如何にやとの心也。

未だ見ぬ御様なりけれど　まだ見奉らぬ事ではあるが、やがては源氏の君と知るべければと也。

生端た無きに云々　唐突にも返歌して御返事もなかりしに、又斯様に態とがましく御返事有るによりて、如何にぞと思ふ也。

甘えて　甘え侍るに云へり

如何に聞えむ云々　如何に御返事せんなど此の我れ(随身)に言ふらんやうに云ひ騒がんかと心外に思ひながら夕顔の宿へ行きたる也。

半蔀は下してけり　夕顔の宿也。

侍れど、此の扇の尋ぬべき故有りて見ゆるを、猶ほ此の辺の心知れらむ者を召して問へ」と宣へば、入りて、此の宿守なる男を呼びて問ひ聞く。(惟光)揚名介なりける人の家になむ侍りける。男は田舎に罷りて、女なむ若く事好みて、兄弟など宮仕人にて来通ふと申す。委しき事は、下人のえ知り侍らぬにや有らむ」と聞ゆ。然らば其の宮仕人ななり。得色顔に物馴れて言ひつるかなと、目覚しかるべき際にや有らむと思せど、差して聞え懸れる心の、憎からず過し難きぞ、例の此の方には重からぬ御心なめりかし。御畳紙に、痛う有らぬ様に書換へ給ひて、

(源)寄りてこそ其れかとも見め黄昏に仄々見つる夕顔の花

在りつる御随身して遣す。まだ見ぬ御様なりけれど、いと著く思ひ当てられ給へる御側目を見過さで、差し驚かしけるを、御答へ給はで程経ければ、生端た無きに、斯く態とめかしければ、甘えて、如何に聞えむ等言争ふべかめれど、目覚しと思ひて随身は参りぬ。御先駆の松明仄にて、いと忍びて出で給ふ。半蔀は下してけり。隙々より見ゆる

火の光、螢より實に灰に哀なり。御志の所には、木立前栽など、總ての所に似ず。いとゞ長閑に心憎く住みなし給へり。打解けぬ御有樣など、氣色異なるに、有りつる垣根思ほし出でらるべくも有らずかし。翌朝少し寢過し給ひて、日差し出づる程に出で給ふ。朝明の御姿は、げに人の賞で聞えむも、道理なる御態なりけり。今日も此の蔀の前渡し給ふ。來し方も過ぎ給ひけむ邊なれど、只だはかなき一節に御心留りて、如何なる人の住處ならむとは、往來に御目留り給ひけり。惟光日頃有りて參れり。「煩ひ侍る人、猶弱氣に侍れば、左右見給へ扱ひてなむ」など聞えて、近く參り寄りて聞ゆ。「仰せられし後なむ、隣の事知りて侍る者呼びて、問はせ侍りしかど、はか〴〵しくも申し侍らず。いと忍びて五月の頃ほひより物し給ふ人なむ有るべけれど、其の人とは更に家の中の人にだに知らせずとなむ申す。時々中垣の垣間見侍るに、げに若き女どもの透影見えはべり。褶だつ物、證ばかり引き掛けて、かしづく人侍るなめり。昨日の夕日の名殘無く映し入りて

螢より實に　古今集に「夕されば螢よりけに燃ゆれども光見ねばや人のつれなき」と有り。
御志の所　六條御息所の御所を云ふ。
打解けぬ御有樣　六條御息所の御本性にて、何と無く氣苦勞のする方なる也。
有りつる垣根　夕顔の宿を指す。
朝明の御姿　萬葉集に「吾がせこが朝明の姿能く見ずて今日の間を戀ひくらすかな」と有り。
はか無き一節　夕顔の歌を指す。
惟光日頃有りて　數日の後源氏の方へ參りたる也。
五月の頃ほひより　五月の頃より此の宿へ來れる人有れ共隣の外人に忍ぶ樣なれば僅にも知らずと也。
其の人とは更に　如何なる人とは更に知らせぬの意也。
時々中垣の云々　源氏の仰せられてより後は心附けて時々覗き見るなり。垣間見るとは物の隙などより覗ひ見るを云ふ。
褶だつ物云々　褶は裳の類、證は申譯の意也。凡そ主に裳は人を敬ふ爲に引掛くる物なれば此家には只[illegible]ばかりにては無く、今少し貴き人の有るべしと也。

覺えこそ重かるべき　世の覺え、世の思ひなし等云はんが如し。

人の承け引かぬ　世人の然は許さぬ分際にてさへの義也。

若し見給へ云々　隣の樣子を若し見得る由もや有らんとて、ふとした る序をかまへて文遣りしと也。

尚ほ言寄れ云々　なほ／＼言ひ寄りて見よ、尋ね知らずては心淋しきぞとの義也。

彼の下が下と　夕顔の家の事を彼の右馬頭が雨夜の物語に出し、葎の門の類と思ひ合せ給ふ也。

扨て彼の空蟬の　是れ以下空蟬の事なるべし。扨て彼の空蟬と云ふ女の痛く無情なるを、此の世の人並と異なりと覺えてと也。

尋常ならましかば　空蟬の尋常に從ひまつらば、彼の一夜の事は、心苦しき過なりしたりと思ひても止みぬべきを、偽りに堅く貞操を立つるやうに見えし程に、反りて負けじの心強く思ひ捨て難し也。

負けて止みなむを　負けて止むとは空蟬の情無さに、源氏の思ひ給ふとの心強さに負けて止む、此儘負けてや、やみなむと」と有りしなるべし

侍りしに、文書くとて居て侍りし人の、顔こそいと佳く侍りしか。物おもへる樣子して、在る人々も忍びて打ち泣く樣などなむ、著く見え侍る」と聞ゆ。君打笑み給ひて、知らばやと思ほしたり。覺えこそ重かるべき御身の程なれど、御齡の程、人の靡き愛で聞えたる樣にこそ思ふには、好き給はざらむも、情なく寂しかるべしかし。人の承け引かぬ程にてだに、猶は然りぬべき邊の事は、好ましう覺ゆる物をと思ひ居り。惟光も、若し見給へ得る事も侍ると、はかなき序作り出でて、消息など遣したりき。書き馴れたる手して、口疾く返事などし侍りき。いと口惜しうは有らぬ若人共なむ侍るめる」と聞ゆれば、「尚ほ言寄れ。尋ね知らでは寂しかりなむ」と宣ふ。彼の下が下と、人の思ひ貶し、住居なれど、其の中にも、思ひの外に口惜しからぬを見附けたらむは、珍らしう思ほすなりけり。扨て彼の空蟬の淺ましう情無きを、此の世の人には違ひて思すに、[illegible]ならましかば、心ぐるしき過にても止みぬべきを、いと妬く負けて止みなむを、心にかゝらぬ折なし。斯樣の

訝しく思ほしなる　中の品下の品にも珍しく思召す様出できて、いづこ至らぬ所も無く探し求め給ふ御心に成り給ふと也。

実も無く云々　実意も無く待ちあへる顔なる空、片つ方の人とは軒端荻を指す也。

伊豫介上洛りぬ　任果てゝにはあらず、任中の上京也。

いと不束に云々　旅姿を見るに其の姿太やかに見苦し気にて、何となく気の利かぬを云ふ。

由附きて　気高くして上品也。

湯桁は幾つ　伊豫は温泉もて古来名高し、されば国の物語の序に其の湯桁の数なども問ひたく思せど、空蝉の事、軒端荻の事など思ひ出でて、何と無く気恥かしき様にて、問ひ難く思はるゝと也。

物忠実なる云々　忠実なる此の年長者を斯く嫉たく思ふは、如何にも痛がましくうら恥かしとの義也。

実に是れぞ斜ならぬ云々　実に何にも此の伊豫介は最も人並ならぬ不具ならん男の言葉をさへ知らでと也。

馬頭の諫　前に帚木巻雨夜の品定の時の事也。

情無き心　空蝉の心、人は伊豫介也。

女　伊豫介の女は軒端荻を指す也。

益々彼は思はし懸らざりつるを、有りし雨夜の品定の後、訝しく思ほしなる品々の有るに、いとゞ隈なく成りぬる御心なゝめりかし。実も無く待ち聞え顔なる片つ方の人を、哀と思さぬにしも有らねど、強面くて聞き居たらむ事の、恥しければ、先づ此方の心見果てゝと思す程に、伊豫介上洛りぬ。先づ急ぎ参れり。船路の仕業とて、少し黒み窶れたる旅姿、いと不束に心附無し。然れど人も賤しからぬ筋に、容貌など老れたれど清げにて、ふつゝかならず気色由附きてなどぞ有りける。国の物語など申すに、湯桁は幾つと問はま欲しく思せど、面なく目映くて、御心の中に思し出づる事も様々なり。物忠実なる大人を斯く思ふも、実に烏滸がましう後目痛き業なりや、実に是れぞ斜ならぬ片具なるべかりけると、馬頭の諫思し出でて、可哀しきに、情無き心は妬けれど、人の為は哀と思し為さる。女をば然るべき人に預けて、北の方をば率て下りぬべしと聞き給ふに、一方ならず心慌しくて、今一度はえ有る間じき事にやと、小君を語らひ給へど、人の心を合せたらむ事にてだに、

明らかにえしも紛れ給ふまじきを、況して似げ無き事に思ひて、今更に見苦しかるべしと思ひ離れたり。流石に絶えて思はし忘れなむ事も、いと言ふ甲斐無く、憂かるべき事に思ひて、然るべき折々の御答へなど、懐しく聞えつゝ、なげの筆遣に附けたる言の葉、怪しうらうたげに、目留るべき節加へなどして、哀とは思しぬべき人の樣子なれば、強顔く妬き物の、忘れ難きに思す。今一方は、主強くなるとも、變らず打ち解けぬべく見えし樣なるを頼みて、兎角聞き給へど、御心も動かずぞ有りける。秋にも成りぬ。人遣ならぬ心盡に、思し亂るゝ事ども有りて、大殿には絶間置きつゝ、恨めしうのみ思ひ聞え給へり。六條邊にも、解け難かりし御氣色を、面向け聞え給ひて後、引返し斜ならむは可哀しかし。然れど餘所なりし御心惑ひのやうに、強なる事は無きも、如何なる事にかと見えたり。女はいと物を餘なる迄、思し湿めたる御心樣にて、齢の程も似氣なく、人の漏り聞かむに、いとゞ斯く辛き御夜離の寝覺々々、思し萎るゝ事いと樣々なり。霧のいと深き朝、

なげの筆遣に　ないがしろ又等閑などの義、俗に云ふちよつとしたる筆づかひ也。

哀とは思しぬべき云々　空蝉の樣子を哀と見て、無情に妬ましきもの、忘れ難きやう思ひ給ふ也。

主強くなるとも　夫の確と定まりてもの義、軒端荻也。

秋にも成りぬ　古今集「木の間より洩り來る月の影見れば心づくしの秋は來にけり」此の歌によりて書[illegible]

人爲ならず　唯だ我が心からの義也。

大殿には　葵上を指す、源氏の[illegible]法な嫌よるゝ也。

六條邊　六條御息所を指す。

面向け云々　先方へ向ひ、源氏の[illegible]に從はしめたる後は、それと事かはりて疎かにも爲ず、然る事は[illegible]き事とせられしと也。

齢の程も　[illegible]に（十六に）[illegible]參り給ひて二十にて後れ奉り給ふ三十にてぞ今日又九重を見給ひける[illegible]ば、今年は源氏十七、御息所廿四[illegible]

御夜離の云々　[illegible]

痛く慫慂かされ給ひて、睡げなる氣色に、打ち歎きつゝ出で給ふを、中將の御許、御格子一間上げて、見奉り送り給へと思しく、御几帳引き遣りたれば、御髪擡げて見出し給へり。前栽の種々亂れたるを、過ぎがてに息ひ給へる樣、げに類無し。廊の方へ御座するに、中將の君も御供に參る。紫苑色の折に逢ひたる羅の裳、鮮明に引き結ひたる腰態、嫋に艶きたり。見返り給ひて、隅の間の勾欄に暫し引き据ゑ給へり。打ち解けたらぬ持成、髮の下端、目覺しくもと見給ふ。

(源)「咲く花に移るてふ名は包めども折らで過ぎ憂き今朝の朝顏

如何爲べき」とて、手を執へ給へれば、いと馴れて疾く、

(中將)朝霧の晴間も待たぬ氣色にて花に心を留めぬとぞ見る

と公事にぞ聞え做す。をかしげなる侍童の、姿好ましう殊更めきたる、指貫の裾露けげに、花の中に交りて、朝顏折りて參る程など、繪に書かま欲しげなり。大方に打ち見奉る人だに、心染め奉らぬは無し。物の情知らぬ山賤も、花のかげには猶ほやすらはま欲しきにや。此の

痛く慫慂かされ給ひて　強ちに起き忍び給ふ事ならねど、明けぬ〳〵と女房共に急がし立てらるゝ也。

中將　六條御息所の官女。

紫苑色の云々　表は薄紫にて、裏は青黄の衣也、それに薄物の裳を着けたり、折に逢ひたるは、秋の時節に似合はしきを云ふ。

勾欄　折曲げて造られたる欄干也。

咲く花に　御息所を措きて外に心を移すと云ふ我が名は包ましけれど、たゞには見過しがたき中將の君ぞと朝顏の花によそへて詠み給ひし也。咲く花とは御息所を指せり。

朝霧の云々　吾が身の上をばさし置きて御息所の上に取り做し、斯く朝霧の晴間にも待ち給はではやく出で給ふは、女君に心を留め給はざる事と見奉ると云ふ也。花の心、花は御息所に譬へたる也。

公事　吾が身の懸想を措きて御息所の事に言ひ做す也。

侍童　源氏の召連れたる男童也。

指貫　正しくは指貫袴と云ふ。裾を紐にて指貫きて、足に括りつく。

山賤も　古今集の序に、薪を負へる山賤の花の陰に休めるが如し、と有る體を取りて附ける也。

御光を見奉る　源氏を見る也。
哀しと思ふ女　可愛と思ふ娘也。
口惜しからず云々　不足せりとは思はぬ妹等持ちたる人也。
況して然りぬべき云々　況して然るべき序に云ひ出し給へる源氏の言葉を承りてと也。
少し物の心を思ひ知るは　中将などを指せる也。
惟光か預　御守り預りしたるの義也。
長屋　長屋く建てたる長き家にて、物見の如く高く床を設ひたり、扨其の前に廊垣して、上に五間ばかり半蔀仕わたしたる也。
通ひ渡る時　前に来て覗く時も有ると也。
右近の君こそ　夕顔の乳母の女也、こそとは呼び掛くる詞也先づは一番にと云ふに同じく他の女房よりも右近にとて見よと云ふ意也。
中将殿　頭中将を指せり。
手掻く物から　手を徐に打ち振りこ制するさま也。
如何で然は云々　如何して其なたには中将様とは見たるかと也。
打橋たつ物　打橋のやうなる物の義、打橋とは假に打ち渡したる廊下なるを云ふ。

御光を見奉る邊は、程々に附けて、我が哀しと思ふ女を、仕う奉らせばやと願ひ、若しは口惜しからずと思ふ、妹等持たる人は、賤しきにても、猶は此の御邊に侍はせむと、思ひ寄らぬは無かりけり。況して然りぬべき序の御言の葉も、懐しき御氣色を見奉る人の、少し物の心を思ひ知るは、如何は疎略に思ひ聞えむ。旦暮打ち解けてしも座せぬを、心許無き事に思ふべかめり。誠や、彼の惟光が預の垣間見は、いと能く案内見取りて申す。其の人とは更にえ思寄り侍らず。人にいみじく隠れ忍ぶる氣色になむ見え侍るを、徒然なるまゝに、南の半蔀ある長屋に渡り来つゝ、車の音すれば、若き者共覗きなど爲べかめるに、此の主と思しきも、這ひ渡る時侍るべかめり。容貌なむ仄かなれど、いとらうた氣に侍る。一日先驅追ひて渡る車の侍りしを、覗きて、童女の急ぎ来て、右近の君こそ先づ物見給へ。中將殿こそ、此れより渡り給ひぬれと言へば、又佳しき大人出で来て、あな喧し、と手掻く物から、如何で然は知るぞ。いで見むとて這ひ渡る。打橋たつ物を

此の葛城の神こそ　此の橋は岩橋に悪しく架けたりと云ふを斯くは書きたる也、葛城の久米路の岩橋は一夜に架けんと一言主の神の役し給へるに夜明けて猶は架し果てざりしとの昔語あり、昔の後撰に「葛城や久米の継橋つぎ／＼にわたしも果てじ葛城の神」と有り。

厭かりて　[illegible]

某々と數へしは　夕顔の宿の主の頭中將の供の者共を見知りて、數へたる也。

小舎人童　舎人は童の役名也。

若し其の夜に云々　雨夜の品定の時頭中將の忘れ難く申されしその女かと推量し給へどしの義也。

私の懸想云々　惟光も若き人に云ひ寄りて、それに縁つけ案内を見知りたりと也。

唯だ我がどちと　主人などありとは見せで、唯だ自分等の朋輩同士と知らせて物言ふ也。

謀られ隱り歩りく　謀と先方に謀られたるやうにし、其を好き事にして行き通ふとの義也。

此れこそ彼の人の云々　雨夜の品定の節に頭中將がさびしく哀ならん葎の門と云へるを思出したる也。

路にてなむ通ひ侍る。急ぎ來る者は、衣の裾を物に引き掛けて、狼狽ひ倒れて、橋よりも落ちぬべければ、いで此の葛城の神こそ、嶮しう為置きたれと難がりて、物覗の心も醒めぬめり。君は御直衣姿にて、御随身共も有りし、某々と數へしは、頭中將の随身、其の小舎人童をなむ標に言ひ侍りし」など聞ゆれば、(源)「確に其の車をぞ見まし」と宣ひて、若し彼の哀に忘れざりし人にや、と思ひ寄るも、いと知らま欲しげなる御氣色を見て、(惟)「私の懸想もいと善く為置きて、案内も殘る所無く見給へ置きながら、唯だ我がどちと知らせて、物など言ふ若き御許の侍るを、空言してなむ、謀られ隱り歩りく。いと能く隱したりと思ひて、小さき子供等の侍るが、言過しつべきも云ひ紛はして、又人無き様を、強ひて作り侍る」など、語りて笑ふ。(源)「尼君の訪問に物せむ序に、垣間見為させよ」と宣ひけり。假にても、宿れる住居の程を思ふに、此れこそ彼の人の、定め侮りし下の品ならめ。其の中に、思ひの外にをかしき事も有らばなど、思ほすなりけり。惟光、いさゝかの事も、

いみじく謀り云々　巧に計略して、
狀き歩きつゝ、無理にも源氏を夕
顏の宿へ忍ばする樣仕遂げたり。
此の程の事　くだ〳〵しければ、
夕顏の宿へ御座し初めたる事をば
言ひ漏らすと也（地の詞也）。
いとわり無う云々　いたく姿を手輕
に粧ふにて、姿をやつす義也
懸想人　女に懸想する人、懸想も女
に文など遣はせし也、扨て今斯く
徒歩等にて源氏の御供するを夕顏
の家に見つけられたらばと也、此
一には些と戯れに云ふ也
隨身ばかり　此の隨身を召連れ給は
ば忽ち源氏と知られんに怪しきこ
と也、作者不審の一失ならんなど
前人の批難ある一條なれど、彼の
夕顏の歌の時は夕界隈近に案内し
たる事なれば、夕顏の家も確に覺
え居るまじ、深く咎むるに及ばず。
むげに知るまじき　一向無下に顏を
知らぬ雜人一人ばかりなと也。
隣に中宿を　隣は大貳の乳母の家也て
女もいと怪しう　女は夕顏上也。
其處はかと無く　とかく知らせぬ樣
まぎらはすと也。
目易く云々　見苦しからざる遊心を
褒むる也。

御心に違はじと思ふに、己も隈無き好色心にて、いみじく謀り惑ひ歩きつゝ、忍びて御座しまさせ初めてけり。此の程の事煩はしければ、例の漏しつ。女を差して、其の人と尋ね出で給はねば、我れも名乘を爲給はで、いとわり無う窶れ給ひつゝ、例ならず下り立ち歩き給ふは、疎かには思されぬなるべしと見れば、我が馬をば奉りて、御供に走り歩く。懸想人のいと物げ無き足元を、見附けられて侍らむ時、辛くも有るべきかなと侘ぶれど、人に知らせ給はぬ儘に、彼の夕顏の案内せし隨身ばかり、然ては顏むげに知るまじき童一人ばかりぞ率て御座しける。若し思ひ寄る氣色もやとて、隣に中宿をだにし給はず。女もいと怪しう心得ぬ心地のみして、御使に人を添へ、曉の道を窺はせ、御在所見せむと尋ぬれど、其處はかと無く惑はしつゝ、流石に哀に見ではえ有るまじく、此の人の御心に懸りたれば、便なく輕々しき事とも、思ほし返し侘びつゝ、いと屢々御座します。斯る筋は、眞實人の亂るゝ折も有るを、いと目易くしづめ給ひて、人の咎め聞ゆべき擧動は爲給は

ざりつるを、怪しき迄、今朝の程昼間の隔ても覚束なくなど、思ひ煩はれ給へば、且はいと物狂ほしく、然まで心留むべき事の様にも有らずと、いみじく思ひ醒し給ふに、人の容子いと浅間しく、柔に寛きて、物深く重き方は後れて、一向に若びたる物から、世を未だ知らぬにも有らず、いとやむごと無きには有るまじ。何処にいと斯うしも留る心ぞと、返々思す。いと殊更めきて、御装束をも、窶れたる狩の御衣を奉り、容態を変へ顔をも仄見せ給はず、夜深き程に人を静めて、出入などし給へば、昔在りけむ物の変化めきて、転て思ひ歎かるれど、人の御容子將た手探にも著き業なりければ、誰ればかりにかは有らむ。猶ほ此の好色者の為出でつる業なめりと、大夫を疑ひながら、迫てつれ無く知らず顔にて、かけて思ひ寄らぬ様に、撓まず戯れ歩けば、如何なる事にかと心得難く、女方も、怪しう様違ひたる物思をなむ為ける。君も斯く裏なく撓めて、這ひ隠れなば、何処を計とか我れも尋ねむ。仮初の隠処と將た見ゆめれば、何方にも移ひ行かむ日を、何時とも

今朝の程昼間の隔も　朝に還り夕に往くその間さへ待遠き也。
思ひ醒し給ふ　我が心に強ひて思ひさまして試み給ふ也。
人の容子　人は夕顔上を指す。
世を未だ知らぬ云々　世は男女の道　男女の交を未だ知らぬ女にても無しと也。
昔在りけむ云々　三輪明神の倭迹々日百襲姫命に通ひ給ひし例あり、此れ等の類を云ふ。
手探にも　並々ならぬ御方とは手探にも著しくわかると也。
誰ればかり云々　誰れ程のくらゐの人ならん、彼の好色者の惟光が通はしてあるかと也。
大夫　惟光五位なれば云ふ。
撓まず戯れ歩けば　相替らず洒落れ歩けばと也。
裏なく撓めて　裏面も無く油断させての義也、君とは夕顔上を云ふ。
這ひ隠れなば　潜み隠れなばとの意也。
何処を計とか　計は目當又目宛也。
仮初の隠処と云々　今の住居は仮りの隠家とも思はるれば、何時何処へ引移るやらんと斯く気にかけらるゝ也。

追ひ惑はして云々　跡を追ひかけ尋ねまどひて、大抵にし做さなば也。
若し聞え有りて　若し世の中に聞えて惡しき事有りともとの義也。
然るべきにこそは　此れも過去の因縁にてこそ有るべければとの意也。
如何なる契にかは云々　斯く後から思す程に、世の聞えも憚らず、二條院へ向へんと思す心を含めて見るべし。
世附かぬ御持成　世の常の様とは違ひたる仕方を云ふ。
何れか狐ならむな　互に名乘りし給はねば何れか人を謀る狐ならんとの意也。唯だ謀られ給へかしは、我が云ふ儘に謀られて共に行くべき所へ出立ち給へとの意也。
頭中將の常夏　帚木の巻品定めに、頭中將の語られし、打ち拂ふ袖も露けき常夏にと詠みたる女にやと疑はしく思ひ出で給ふ也。
忍ぶる様こそはと　身上を包みて忍ぶるには仔細あらんとての意也。
ふと背き隱るべき　身上を聞はでさし置きたりとも、氣色ばみて逃げ隱れすべき心様などて無ければとの意也。

知らじと思すに、追ひ惑はして、斜に思ひ做しつべくは、唯斯ばかりの荒びにても、過ぎぬべき事を、更に然て過してむと思されず。人めを思して、隔て置き給ふ夜々などは、いと忍び難く、苦しき迄思ほえ給へば、猶は誰れと無くて二條院に向へてむ。若し聞え有りて、便無かるべき事なりとも、然るべきにこそは、我が心ながら、いと斯く人に染む事は無きを、如何なる契にかは有りけむなど思ほし寄る。(源)「いざいと心安き所にて、長閑に聞えむ」など語らひ給へば、(夕顔)「なほ怪しう斯く宣へど、世附かぬ御持成なれば、物恐ろしくこそ有れ」と、いと若びて言へば、實にと含笑まれ給ひて、(源)「實に何れか狐ならむな。唯だ謀られ給へかし」と、懐しげに宣へば、女もいみじく靡きて、然も有りぬべう思ひたり。世に無く不具ならむ事なりとも、一向に隨ふ心は、いと哀げなる人と見給ふに、猶彼の頭中將の常夏疑はしく、語りし心様先づ思ひ出られ給へど、忍ぶる様こそはと、強にも問ひ果て給はず、氣色ばみて、ふと背き隱るべき心様などは無ければ、離々に途絶え

心ながらも　我れは移らふ心有りとも此の女は背くまじき樣のしたるぞ、我が心他に移る事有らば哀なる事にて有らんとまで思ひ給ふ也。
隙多かる板屋　六帖に「君無くて荒れたる宿の板間より月の漏るにも袖は濡れけり」とあり。
田舍の通ひ　京より田舍へ行きて商することと也。
北殿こそ　北隣の人を呼びかけて獨語に物言ふ樣也。
艶だち氣色ばまむ人は　夕顔の天然大やうなる樣を云ふ也。さかしら立ちたる人ならば此の氣はひを源氏の聞き給ふを傍痛く思ひて消えも入るべき物をと也。
鳴る神よりも　鳴神は雷の事、おどろおどろしくは仰山らしく也。古今集に「天の原踏み轟かし鳴る神も思ふ中をばさくる物かは」と有り。
碓の音も　碓は踏碓の具也。
枕上　枕のほとりに聞ゆる也。邊近き小家の樣を云へり。
何の響とも　源氏は此の音を喧しと思さるゝも、何の響とも聞き給はずとの意也。

置かむ折こそは、然やうに思ひ變る事も有らめ。心ながらも、少しは移ろふ事有らむこそ、哀なるべけれとさへ思しけり。八月十五夜隈無き月影に、隙多かる板屋殘なく漏り來て、見習ひ給はぬ住居の樣も珍らしきに、曉近く成りにけるなるべし。隣の家々怪しき賤の男の聲々、目覺して「（聲）あはれいと寒しや。今年こそ生計にも賴む所少く、田舍の通ひも思ひ懸けねばいと心細けれ。北殿こそ、聞き給へや」など言ひ交すも聞ゆ。いと哀なる各自の營に起き出でて囁めき騷ぐも程無きを、女いと恥かしく思ひたり。艶だち氣色ばまむ人は消えも入りぬべき住居の樣なめりかし。然れど長閑に、辛きも憂きも、傍痛き事も、思ひ入れたる樣ならで、我が持成有樣は、いと上品に巨めかしたる樣ならねば、中々恥ぢ輝かむよりは、罪免されてぞ見えける。ごほごほと鳴る神よりも、おどろおどろしく踏み轟かす碓の音も枕上と覺ゆ。あな耳喧しと、此れにぞ思さるゝ。何の響とも聞き入れ給はず、

いと怪しう云々　たゞ不思議なる興を覺ます音とのみ聞き給ふ也。
白妙の衣擣つ　[illegible]に「[illegible]」とあり、衣擣つは白き[illegible]の事にて色白きより云ふ、多く下賤の者の衣とせり。
呉竹　呉國より到來せりとて此の名あり、淡竹の類也。
壁の中の蟋蟀　詩の七月の篇に「八月在宇九月在戸十月蟋蟀入我牀下」とあり、壁の中の蟋蟀も今まで[illegible]に聞き習ひ給ひしが、此の時はい[illegible]ば、壁の中の蟋蟀の聲も耳にさし當てゝ鳴くやう聞近く思す也。
樣換へて思さるゝ　[illegible]の有樣子がにりて珍らしと思さるゝ也。
白き袷　夕顔上の衣裳也。白き袷に薄色の上衣を著たる也。
心ばみたる方を　心ありげ也。こし[illegible]と云ふが如し。今ら[illegible]と深き用意を添へたきと也。夕顔上は一向氣の無き方なれば也。
如何でか俄ならむ　俄に何處へまれ[illegible]の意也。
いとおいらかに　尋常大人しやかに等云はんが如し。大やうなる也。

いと怪しう目覺しき音なひとのみ聞き給ふ。煩々しき事のみ多かり。白妙の衣擣つ砧の音も、微に此方彼方聞き渡され、空飛ぶ雁の聲、取り集めて忍び難き事多かり。端近き御座所なりければ、遣戸を引き開け給ひて、諸共に見出し給ふ。程無き庭に洒落たる呉竹、前栽の露は、猶ほ斯る所も同じ如煌きたり。蟲の聲々亂りがはしく、壁の中の蟋蟀だに、間遠に聞き習ひ給へる御耳に、差し當てたるやうに鳴き亂るゝを、中々樣換へて思さるゝも、御志一つの淺からぬに、萬づの罪免さるゝなゝめりかし。白き袷薄色の萎よかなるを重ねて、花やかならぬ姿、いとらうた氣にあえかなる心地して、其處と取り立てゝ、勝れたる事も無けれど、細やかに嬋妍として、物打ち言ひたる容子、あな心苦しと、唯だいとらうたく見ゆ。心ばみたる方を少し添へたらばと見給へながら、猶ほ打ち解けて見まほしく思さるれば、（源）「いざ唯だ此の邊近き所に、心安くて明かさむ。斯くてのみはいと苦しかりけり」と宣へば、（夕顔）「如何でか俄ならむ」と、いとおいらかに言ひて居たり。此の世

のみならぬ契など迄頼め給ふに、打ち解くる心ばへなど、怪しく様替りて、世馴れたる人とも覚えねば、人の思はむ所もえ憚り給はで、右近を召し出でて、随身を召させ給ひて、御車引き入れさせ給ふ。此の在る人々も、斯る御志の疎ならぬを見知れば、おぼめかしながら頼みを懸け聞えたり。明方も近う成りにけり。鶏の聲などは聞えで、御嶽精進にや有らむ。唯翁びたる聲に額づくぞ聞ゆる。起居の容子堪へ難げに行ふ。いと哀に、朝の露に異ならぬ世を、何を貪る身の祈にかと聞き給ふに、南無當來の導師とぞ拜むなる。(源)「彼れ聞き給へ。此の世とのみは思はざりけり」と、憐がり給ひて、

(源)優婆塞が行ふ道を導にて來む世も深き契違ふな

長生殿の旧き例は由々しくて、翼を交さむとは引替へて、彌勒の世をぞ豫ね給ふ。行先の御契いとこちたし。

(夕顔)先の世に契知らるゝ身の憂さに行末豫ねて頼み難さよ

斯やうのすぢなども、然るは心元無かゝめり。誘ふ月に、ゆくり無く

人の思はむ所も　夕顔の大やうなる様源氏の心に深く入りたれば、人の思惑も憚らず、外へ誘出で給ふ也。

右近　もとの乳母の子にして、夕顔の女房也。

御車引き入れさせ給ふ　此れより河原院へ夕顔を連れ行き給ふべきとの心也。

此の在る人々も　此所に居る人々にて、夕顔の女房等を指せり。

おぼめかしながら　覚束なく思へども也。

御嶽精進　御嶽は大和の金峯山也。此の山に千日精進して詣る事也。

南無當來の導師　南無は歸命と譯す當來は未來也。導師とは化導の師(彌勒)也。彌勒に歸依する事を南無當來導師と云ふ也。

優婆塞　俗人にて佛弟子と成る者。歌の意は南無當來の導師と唱へて行ひする翁が行ふ道な事にて來世の有る事を知り、其の來世迄も深き夫婦の契を違へ給ふなと也。

長生殿の旧き例　長恨歌に「七月七日長生殿、夜半無人私語時、在天願作比翼鳥、在地願爲連理枝」と有り。

あくがれむ　何處とも無く浮かれ歩く事也、上のゆくりなくは思ひ寄りも無く不意にと也。
はした無き程　不都合なる時分の義人目を憚からふ様の時刻を云ふ。
何がしの院　河原院、又六條院とも名く、源融公の舊宅也。されど愛は唯だ假りに構へて云へるにて確と此の院を指せるには有らず。
預召し出づる　常には人住まぬ故に院には必ず預の人有る也。
未だ斯様なる事　以下歌の前置也。
古も　昔が身には未だ斯かる戀の道は得知らねど、古人も亦戀の道には斯く迷ひ歩きしたらんかとの意也。
山の端の　山の端は源氏、月は夕顔自らの身に譬へたり、行末の心も知らで斯く何處までも隨ひ行く我が身は有頂天に誘はれ行くが如く其の末はつれなき憂目にあはさるるならんとの意也。
彼の差し集ひたる　彼の五條の小家のいと狭き所に皆寄集りて住習ひ今此の廣々しき所へ出でて恐しく思給ふと夕顔の心を推し給ふ也。
經營　又敬命とも書く、敬ひ畏みて諸事を處置し行く様を云へり。

あくがれむ事を、女も思ひ息ひ兎角宣ふ程に、俄に雲隠れて明け行く空いとをかし。はした無き程にならぬ先にと、例の急ぎ出で給ひて、輕らかに打載せ給へれば、右近ぞ乗りける。其の邊近き何がしの院に御座し着きて、預召し出づる程、荒れたる門の忍草茂りて見上げられたる、譬へ無く木暗し、霧も深く露けきに、簾をさへ上げ給へれば、御袖も痛う濡れにけり。「未だ斯様なる事を習はざりつるを、心盡なる事にも有りけるかな。

古も斯くやは人の惑ひけむ我が未だ知らぬ東雲の道

習ひ給へりや」と宣ふ。女恥らひて、

山の端の心も知らで行く月は上の空にて影や絶えなむ

心細く」とて、物恐ろしう凄げに思ひたれば、彼の差し集ひたる住居の心習ならむと、をかしう思す。御車入れさせて、西の對に御座など粧ふ程、勾欄に御車引かけて立ち給へり。右近艶なる心地して、來し方のことなども、人知れず思ひ出でけり。預りいみじく經營しありく

此の御有様　此の院の預人の殺良申すにて、源氏にてさては御座しますよと右近の知りたる也。
睦じき下家司にて　此の預は源氏の御家司也。家司は家の事を取扱ふ人なるよし。
殿にも　葵上の御方へも也。
取り次ぐ御賄人　御忍びなれば、陪膳の人も無しと也。打ち合はずは物の間に合はぬ有様云へり。
息長川　萬葉集に「鳰鳥の息長川は絶えぬとも君に語らふ事盡きめやは」と詠みし意也。
秋の野らにて　古今集に「里は荒れて人は古りにし宿なれや庭も籬も秋の野らなる」と有り。
氣疎けに　人の氣離き意也、物凄きを云ふ。
別納　別に建てたる屋にて、小寢殿など云ふもの也。
曹司など爲て　曹局などを仕立て、也。
此方は　西の對を云へり。
然りとも鬼等も　鬼も出さうには有れど其の鬼も我れを見許しくれんとは自然に聞ゆれど、女の恐しく思ふを慰めん爲に宣ふ也。
顏は猶隱し　往昔は覆面を垂れて顏を隱して歩く事有りし也。

氣色に、此の御有様知り果てぬ。仄々と物見ゆる程に、下り給ひぬめり。假初なれど清げに設ひたり。御供に人も侍はざりけり。不便なる業かなとて、睦じき下家司にて、殿にも仕う奉る者なりければ、參り寄りて、然るべき人召すべきにやなど申さすれど、（源）殊更に人來まじき隱處覓めたるなり。更に心より外に漏すな」と、口固め爲せ給ふ。御粥など急ぎ參らせたれど、取り次ぐ御賄人打ち合はず。未だ知らぬ事なる御旅寢に、息長川と契り給ふより外の事無し。日闌くる程に起き給ひて、格子手づから上げ給ふ。いと痛く荒れて、人目も無く遙々と見渡されて、木立いと疎ましく物古りたり。氣近き草木などは殊に見所無く、皆秋の野らにて、池も水草に埋もれたれば、いと氣疎げに成りにける所かな。別納の方にぞ、曹司など爲て人住むべかめれど、此方は離れたり。（源）氣疎くも成りにける所かな。然りとも鬼等も、我れをば見許してむ」と宣ふ。顏は猶は隱し給へれど、女のいと辛しと思へれば、實に斯ばかりにて隔有らむも、事の樣に違ひたりと思して、

夕露に　源氏の今斯く覆面の紐解きて夕顔に見せ給ふは、彼の夕顔の宿な道の通りがかりに見しよりの縁にてあるよと也。玉桙の便とは五條へ通ふ道すがら也。玉桙は道の枕詞、其の道の便の意也。
露の光や如何に　[illegible]て宣へり、[illegible]ぞ見る白露の光添へたると有りし[illegible]也。
光有りと　光に光の有りしと見給ひし夕顔の花の上に置ける夜の露はそれよ黄昏時の御見損じ也、今能く見れば光は無きものをと也。
海人の子　新古今集に「白波の寄する渚に世をつくす海人の子なれば宿も定めず」と有り。
愛たれたり　[illegible]
我れからなゝめり　古今集に「海人の刈る藻に住む蟲の我れからと音をこそなかめ世をば恨みじ」と有り、今海人の子と夕顔の云ふにつけて此の歌の意をひきて宣ふ也。
右近が言はむ事　[illegible]の心也、[illegible]しを右近の扶き訴へん事がと也。
我がいと能く　[illegible]我が物にもすべき物をと思ふ也。

（男）夕露に紐解く花は玉桙の便に見えし縁こそ有りけれ

露の光や如何に」と宣へば、後目に見おこせて、

（女）光有りと見し夕顔の上露は黄昏時の空目なりけり

と仄に言ふ。をかしと思しなす。實に打解け給へる様世に無く、所柄況いて由々しき迄見え給ふ。（源）「盡きせず隔て給へる辛さに、顯さじと思ひつる物を、今だに名乗し給へ。いと恐し」と宣へど、（夕顔）「海人の子なれば」とて、猶打解けぬ様、いと愛だれたり。（源）「よし此れも我れからなゝめり」と、怨み且は語らひ暮し給ふ。惟光尋ね聞えて、御菓子など參らす。右近が言はむ事、流石に可憐しければ、近くも得侍ひ寄らず。斯く迄辿り歩き給ふもをかしう、然も有りぬべき有様にこそはと、推し量らるゝにも、我がいと能く思ひ寄りぬべかりし事を、讓り聞えて、心廣さよなど、目覺しうぞ思ひ居る。譬しへ無く靜なる、夕の空を眺め給ひて、奥の方は闇う物厭しと、女の思ひたれば、端の簾を上げて添ひ臥し給へり。夕映を見交して、女も斯る有様を、思の外に怪しき

大殿油　殿中に用ひらるゝ油火の燈を云ふ。
六條邊にも　六條御息所を指す。
如何に思ひ亂れ云々　夕顔故に久しく御息所へ音づれ給はねばと也。
可惜しき筋　此れも御息所の事也。
餘り心深く　六條御息所の深き情にて、餘所の見る目も切なきばかり烈しき有樣は何とぞして少し打捨てたしと比べて思ひ給ふと也。
いとをかし氣なる女　奇怪なる變化の女の姿して現れたる也。
右のをかしげなる女を六條御息所の怨靈とする說々あれど、それ等は皆葵の巻の事に依りて、推量りて定められたる也。其の所以先づ此の巻の初に六條邊の云々と書出しゝより次々に彼の邊の事は見えたれど、未だ如何なる人と云ひ表さず。唯だ六條邊の人のやむごと無き女に通ひ給ふやうに云ひ云へるに、此の夕顔の事出來事なれば御息所の[illegible]、怨念あるべき理無し。されば唯だ此の院に棲める變化の物の仕業と見るべき也。
殊なる事無き人　殊に餘人に優れたることも無き人の意也。

心地は常ながら、萬づの歎忘れて、少し打解け行く氣色、いとらうたし。つと御傍に添ひ暮して、物をいと恐ろしと思ひたる樣、若う心苦し。格子疾く下し給ひて、大殿油參らせて、名殘なく成りにたる御有樣にて、猶ほ心の中の隔殘し給へるなむ辛き」と怨み給ふ。内裏に如何に求め爲せ給ふらむを、何處に尋ぬらむと思し遣りて、且は怪しの心や、六條邊にも、如何に思ひ亂れ給ふらむ。恨みられむも苦しう道理なりと、可惜しき筋は先づ思ひ出で聞え給ふ。何心も無き差し向を、哀れと思す儘に、餘り心深く、見る人も苦しき御有樣を、少し取捨てばやとぞ、思比べられ給ひける。宵過ぐる程少し寢入り給へるに、御枕上にいとをかし氣なる女居て、「己がいと愛でたしと見奉るをば、尋ねも思はさで、斯く殊なる事無き人を率て御座して、時めかし給ふこそ、いと目醒しく辛けれ」とて、御傍の人を搔き起さむと爲と見給ふ。物に魘るゝ心地して、驚き給へれば、火も消えにけり。うたて思さるれば、太刀を引き拔きて、打置き給ひて右近を起し給ふ。此れも恐ろ

山彥 山の響也。或は山姥ならねど云ひならへる儘に云へり。手を叩きて人を呼び給へば、彼方此方に響きて答ふるさま也。
我れかの氣色 古今集に「山彥の動れにとぞ今は思ふ我れか人かと身をたどる世に」と有り。正體なきさまを云ふ。
御本性 生來也、稟性也。
晝も空をのみ 常に物思ひの儘にて晝さへ空を見て居しにと也。夕顏上也。
西の妻戶 西の對より西へ出づる渡殿の口の妻戶を云ふ。
上童 殿上に仕はるゝ童子也。
弦打して 魔物を威す爲也。弓の絃を打ち鳴らせば惡鬼恐ると云へり。萬葉集四に「梓弓つまびく夜音(と)の遠音(とほと)にも君がみゆきをきかくしよしも」と有り。
絕えず聲づくれ 聲作也。聲を出して人在ることを示す也。萬葉集十に「はや人の名にあふ夜ごゑいちじろく我が名を言ひてつまと頼まん」と有り。
人離れたる所に云々 斯く人氣離れ一隅にて、よくも氣安に寢ん居る事かな、也。

し」と思ひたる樣にて參り寄れり。（源）「渡殿なる宿直人起して、紙燭點して參れと言へ」と宣へば、（右近）「如何でか罷らむ。闇うて」と云へば、（源）「あな若若し」と打笑ひ給ひて、手を叩き給へば、山彥の答ふる聲、いと疎し。人はえ聞き附けで參らぬに、此の女君いみじく戰慄き惑ひて、如何樣に爲むと思へり。汗もしとゞに成りて、我れかの氣色なり。（右近）「物懼をなむ理無く爲させ給ふ御本性にて、如何に思さるゝにか」と右近も聞ゆ。いとか弱くて、晝も空をのみ見つる物を、可憐しと思して、（源）「我れ人を起さむ。手叩けば、山彥の答ふるいと煩し。此所に暫時近く」とて、右近を引き寄せ給ひて、西の妻戶に出でて、戶を押し開け給へれば、渡殿の火も消えにけり。風少し打吹きたるに、人は少くて、侍ふ限皆寢たり。此の院の預り子の、睦しく仕ひ給ふ若き男、又た上童一人、例の隨身ばかりぞ在りける。召せば、御答して起きたれば、（源）「紙燭點して參れ、隨身も弦打して、絕えず聲づくれと仰せよ。人離れたる所に、心解けて寢る物か。惟光の朝臣の來たりつらむは」と、問はせ給へば、

瀧口なりければ　瀧口は藏人所の衆 [illegible]

附々しく　[illegible]

火危し　[illegible]

預が曹司の方へ　[illegible]

内を思し遣りて　[illegible]

名對面に云々　[illegible]

御前にこそ　[illegible]

何と斯うは　[illegible]

引き動し給へど　[illegible]

氣取られぬ　[illegible]

近き御几帳を引き寄せて　[illegible]

（隨身）「侍ひつれど、仰事も無し、曉に御迎に參るべき由申してなむ、罷で侍りぬる」と聞ゆ。此の斯う申す者は、瀧口なりければ、弓弦いと附々しく打ち鳴して、「火危し」と云ふ〳〵、預が曹司の方へ往ぬるなり。内を思し遣りて、名對面は過ぎぬらむ。瀧口の宿直奏今こそと推し量り給ふは、未だ痛う更けぬにこそは。歸り入りて探り給へば、女君は然ながら臥して、右近は傍に俯伏臥したり。（源）「此は何ぞ。あな物狂ほしの物怖や。荒れたる所は、狐等やうの物の、人脅さむとて、氣恐ろしう思はするならむ。麿有れば、然やうの物には威されじ」とて、引き起し給ふ。（右近）「いとうたて、亂心地の惡しう侍れば、俯伏臥して侍るなり。御前にこそわりなく思さるらめ」と云へば、（源）「其よ何と斯うは」とて、搔探り給ふに、息も爲ず。引き動し給へど、萎々として我れにも有らぬ樣なれば、いと痛く若びたる人にて、物に氣取られぬるなめりと、爲む方なき心地し給ふ。紙燭持て參れり。右近も動くべき樣にも有らねば、近き御几帳を引き寄せて、（源）「猶持て參れ」と宣ふ。例ならぬ事

長押　上段の間のかまちにて、敷居の事也。
尚ほ持て来や云々　尚ほ近く持ちて参れ斟酌するも所に寄るぞと也。
昔物語などにこそ　昔寛平法皇京極の御息所と同車して、河原の院に渡りまし〱ける時、源融公の霊祟をなして、御息所絶入り給ふ、後に浄蔵加持して蘇し給ひし由あり。斯る話は古書に多かりしならん。必しも一向に此れを指せるにはあらず。
むくつけけ　気味悪しき也。
此の人　夕顔上を指す。
身の上も　恐ろしさに我身上をも忘れ果てゝ夕顔を如何にと思す也。
頼もしき物には　法師は祈祷等すればかゝる時頼みに思ひ給ふならんが左様の人もなしとの意也。
然こそ心強がり給へど　前に斯く在れば然やうの事には驚かれじと宣ひし事有り。
南殿の鬼の　昔貞信公南殿の御帳の後を通り給ひしに御剣のこじりを捉へたる物あり、怪しみて探り給ふに、毛深しく生へたる手の爪いと長く刀の刃の様なるに鬼と知り給ひし由世継に見えたり。

にて、御前近くも見馴らぬ慎ましさに、長押にもえ上らず。「尚ほ持て来や。所に従ひてこそ」とて、召し寄せて見給へば、唯だ此の枕上に、夢に見えつる容貌したる女、面影に見えてふと消え失せぬ。昔物語などにこそ斯る事は聞けど、いと珍らかにむくつけけれど、先づ此の人如何に成りぬるぞと、思ほす心騒ぎに、身の上も知られ給はず。添ひ臥して「やゝ」と驚かし給へど、只冷に冷え入りて、息は疾く絶え果てにけり。云はむ方無し。頼もしく如何にと言ひ触れ給ふべき人も無し。法師等をこそは、斯る方の頼もしき物には思すべけれど、然こそ心強がり給へど、若き御心地にて云ふ甲斐なく成りぬるを見給ふに、遣る方無くて、つと抱きて「吾が君生き出で給へ。いみじき目な見せ給ひそ」と宣へど、冷え入りにたれば、容子物疎く成行く。右近は、唯あな厭かしと思ひける心地皆醒めて、泣き惑ふ様いといみじ。南殿の鬼の、某の大臣を脅したる例を思し出でて、心強く「然りとも徒に成り果て給はじ。夜の声はおどろ〱し。あな喧」と禁め給ひて、

云へと仰せよ　云附けて人を遣せとの意也。
某の阿闍梨　惟光の兄也。其の阿闍梨も其所に居らば、此所に來よと内々言へ一也。加持など爲させん心也。
彼の尼君　大貳の乳母也。
大方のむく〳〵しさ　凡てのもの恐ろしさを云ふ。
氣色有る鳥　氣色あるは唯だならず一ふし有る也。
枯聲　聞き馴れずからびたる聲也。白氏文集第一、凶宅詩に「梟鳴松桂枝、狐藏蘭菊叢、蒼苔黃葉地、日暮多旋風」とあり、此の文集に云ふ鳥は此所にやと思へる也。
戰慄き死ぬべし　ふるひ死ぬるかと見ゆるばかりの意也。
我れ獨り賢しき人にて　源氏獨り平氣なる樣に强く、何とも爲す仕方はなきかと也。
屏風の上　屏風の邊り。
此處彼處の隈々しく　隈はかくれ也。物の隱れて見えわかぬ處、何物か在らんと思ふ心より思ひなさるゝ也。
物の足音ひし〳〵と　今めき〳〵となど云ふに同じ。

いと憎しきに、捌れたる心地し給ふ。此の男を召して、「此所にいと怪しう、物に魘れたる人の惱し氣なるを、唯今惟光の朝臣の宿れる所に罷りて、急ぎ參るべき由云へと仰せよ。某の阿闍梨、其處に物する程ならば、此所に來べき由忍びて云へ。彼の尼君等の聞かむに、おどろおどろしく云ふな。斯る歩行許さぬ人なり」など、物宣ふやうなれど、胸は塞りて、此の人を空しくし爲してむ事の、いみじく思さるゝに添へて、大方のむく〳〵しさ譬へむ方無し。夜中も過ぎにけむかし。風稍荒々しう吹きたるは、況して松の響木深く聞えて、氣色有る鳥の枯聲に鳴きたるも、梟は此れにやと覺ゆ。打思ひ廻らすに、此方彼方氣遠く疎ましきに、人聲せず。何とて斯くはかなき宿は取りつるぞと、悔しさも遣らむ方無し。右近は物も覺えず。君につと添ひ奉りて、戰慄き死ぬべし。又た此れも如何ならむと、心空にて捉へ給へり。我れ獨り賢しき人にて、思し遣る方ぞ無きや。火は仄に瞬きて、母屋の際に立てたる屏風の上、此處彼處の隈々しく見ゆるに、物の足音ひし〳〵と

在所定めぬ　惟光の忍び歩きを云ふ也。

千代を過さむ　後拾遺集に「暮るる間は千歳を過ぐす心地して待つは誠に久しかりけり」とあり。

命を賭けて　[illegible]たる頃にて、夕顔の亡く成り給へば、源氏も如何なり給はんを知り給はねば、夕顔と何たる前世の因縁ありてか斯う命にまでもかゝる憂目を見るぞと思さるゝ也。

おほけ無く云々　此所は[illegible]に[illegible]し[illegible]。

忍ぶとも世に在る事　假令ひ今宵の事は隠し置くとも、此の世の中に在ることは隠れなくてと也。

善からぬ童部の　口さがなき京童の評判に成るならんと也。

有り有りて　斯様に面白からざる事の有りたる果てにとの義也。

辛うじて　[illegible]一人[illegible]、作者の[illegible]也。

右近大夫の気はひ　[illegible]随身人の分にして歩きしことを思ひ出でたる也。

此の人に息を伸べ給ひてぞ　惟光の参りしによりて打ちくつろぎ給ひてと云ふ意を斯く書ける也。

踏み鳴しつゝ、後より寄り来る心地す。惟光疾く参らなむと思す。惟光は在所定めぬ物にて、此所彼所尋ねける程に、夜の明くる程の久しさ、千代を過さむ心地し給ふ。辛うじて鶏の声遥かに聞ゆるに、命を賭けて、何の契に斯る目を見るらむ。我が心ながら、斯る筋におほけ無く有るまじき心の報に、斯く来し方行く先の例と成りぬべき事は有るなめり。忍ぶとも世に在る事隠れ無くて、内裏に聞し召されむ事を初めて、人の思ひ云はむ事、善からぬ童部の口遊に成りぬべきなめり。有り有りて、痴がましき名を取るべきかなと思し廻らす。辛うじて惟光の朝臣参れり。夜中暁と云はず、御心に随へる者の、今夜しも侍はで、召しにさへ怠りつるを、憎しと思すものから、召し入れて、宣ひ出でむことの敢無きに、ふと物も言はれ給はず。右近大夫の気はひ聞くに、初よりの事、打思ひ出でられて泣くを、君も堪へ給はで、我れ一人賢しがり抱き持ち給へりけるに、此の人に息を伸べ給ひてぞ、悲しき事も思されける。とばかりいと痛く、えも止めず泣き給ふ。稍躊躇ひて、

頓の事　俄かの事也。
昨日山へ　兄の阿闍梨の比叡山へ上り遣りたる由を申す也。唯だ山とばかり云ふは比叡山を指す也。
珍らかなる事　夕顔上の體を不思議なる事かなと云ふ也。
豫て例ならず　以前より御不例にてし御座せしかと也。
己れもよゝと泣きぬ　よゝは泣く聲惟光自身もよゝと泣きし也。六帖に「君によりよゝ／＼とよゝ／＼と音なのみぞ泣くよゝ／＼よよと」と有り。
鹽浸みぬる人　鹽の物に浸み行く義にて、度々物事に出逢ひてよく馴れたる人を云ふ。
此の人一人こそ　此の院守一人のみは源氏に親しけれども、自然此の事を言ひ漏らすべき一族どもゝ、中に立ち交り居るならんと也。
扨て此れより云々　然は云ふものゝ此れよりも猶ほ人け少き所の如何してあるべきとの意也。
彼の古里は云々　夕顔の宿を云ふ。
山寺こそ云々　山寺には死體など葬るやうなることも自然とあれば、それに紛れて人の目にも立つまじと也。

(源)「此處にいと怪しき事の有るを、淺間しと云ふにも餘りてなむ有る。斯る頓の事にては、誦經などをこそは爲なれとて、其の事ども爲させむ、願なども立てさせむとて、阿闍梨もの爲よと言ひ遣りつるは」と宣ふに、(惟光)「昨日山へ罷り上りにけり。先づいと珍らかなる事にも侍るかな。豫て例ならず、御心地の惱せさせ給ふ事や侍りつらむ」。(源)「然る事も無かりつ」とて泣き給ふ樣、いとをかし氣にらうたく、見奉る人もいと悲しくて、己れもよゝと泣きぬ。然云へど年打ち老び、世の中のと有る事も、鹽浸みぬる人こそ、物の折節は頼もしかりけれ。何れも／＼若きどちにて、言はむ方も無けれど、(惟光)「此の院守等に聞かせむ事は、いと便無かるべし。此の人一人こそ睦じうも有らめ。自ら物言ひ漏しつべき眷屬も立ち交りたらむ。先づ此の院を出で御座しましね」と云ふ。(源)「扨て此れより人少なる所は、如何でか有らむ」と宣ふ。(惟光)「實に然ぞ侍らむ。彼の古里は、女房等の悲に堪へず、泣き惑ひ侍らむに、隣繁く咎むる里人多く侍らむに、自ら聞え侍らむを、山寺こそ、猶は斯やうの

昔見給へし女房　以前吾が見知り居たる女房の義也。
瑞齒ぐみて　老衰の體を云へり、後撰集に「年ふれば我が黑髮も白川のみづはぐむまで老いにけるかな」と有り、瑞齒は老人と成りて生ふる齒を云ふ。
上蓆に押し包みて　上に敷く蓆也、(弘仁八年八月從三位橘常子薨ず、席を以て屍を裹むと云ふ事あり)夕顔上を直に抱くは恐ある故蓆にて包みし也。
强かにしも云々　確かとえ抱き敍せねば、髮の末より外に垂れ下りて見ゆる也。
君に馬は奉りて　源氏の御車に夕顔を乘せたれば、惟光が馬は源氏に奉り、惟光は徒歩にて行く也。
括引き上げ　指貫の袴の裾括を引き上ぐる也、指貫の事は前に云ひ置けり。
覺えぬ道　思ひがけざる野邊の道なれども也。
御氣色の甚きを　源氏の御樣子の如何にも御いたはしき也。
我れかの樣　うつゝとも無き樣也、委しくは前に云へり。
御帳　御座のとばり也。

事自ら行き交り、物紛るゝ事侍らめ」と思ひ廻して、(惟光)「昔見給へし女房の尼にて侍る、東山の邊に移し奉らむ。惟光が父の朝臣の乳母に侍りし者の、瑞齒ぐみて住み侍るなり。邊は人繁き樣に侍れど、いと閑寂に侍り」と聞えて、明け離るゝ程のまぎれに、御車寄す。此の人をえ抱き給ふまじければ、上蓆に押し包みて、惟光乘せ奉る。いと小やかにて、疎まし氣も無くらうた氣なり。强かにしもえ爲ねば、髮は零れ出でたるも、目眩れ惑ひて、淺間しう悲しと思せば、成果てむ樣を見むと思せど、(惟光)「はや御馬にて二條の院へ御座しまさなむ。人騷しく成り侍らぬ程に」とて、右近を添へて乘すれば、君に馬は奉りて、我れは徒歩より、括引き上げ抔して出で立つ。且はいと怪しく覺えぬ道なれど、御氣色の甚きを見奉れば、身を捨てゝ行くに、君は物も覺え給はず、我れかの樣にて御座し着きたり。人々「何處より御座しますにか、惱まし氣に見えさせ給ふ」抔云へど、御帳の内に入り給ひて、胸を押へて、思ふにいと甚ければ、何どて乘り添ひて行かざりつらむ。

見捨てゝ云々　源氏の夕顔を見捨てゝ別れ行き給ひしと情無く思ひやせんとの義、源氏の心中也。
我れも徒に云々　いと苦しく狂はしければ、斯く煩ひて終に我が身も死ぬるならんと思す也。
御粥などそゝのかし　御粥など召上りては如何にかと御勧め申す也。
昨日も云々　主上源氏を尋ねさせ給ひしに其の御在所知れざりし也。
大殿の君達　内裏より御使に參り給へる也。大殿は左大臣を指す。
頭中將ばかりを　源氏御簾の中にて頭中將のみを召し入れ給ふ也。[illegible]
立ちながら云々　穢に觸れてあれば御簾を隔てゝ語り給ふ也。
忌む事受けなど爲て　戒を受けなどしたる事を云へり。
此の頃又起りて　又再發したる也。
今はの刻に　臨終の時を云ふ、[illegible]
其の家なりける云々　其の乳母の家に居し下人の病氣なりしが、俄に亡せたるを、我れに畏れ憚りて、日を過して葬りせし由聞きたれば、との意也。此れ穢氣を紛らはさんため斯く宣ふ也。

生き返りたらむ時、如何なる心地せむ。見捨てゝ行き別れにけりと、辛くや思はむと、心惑ひの中にも思すに、御胸せき上ぐる心地し給ふ。御頭も痛く、身も熱き心地して、いと苦しく惑はれ給へば、斯くはか無くて、我れも徒に成りぬるなゝめりと思す。日高くなれど、起き上り給はねば、人々怪しがりて、御粥などそゝのかし聞ゆれど、苦しくて、いと心細く思さるゝに、内裏より御使有り。昨日もえ尋ね出で奉らざりしより、覺束ながらせ給ふ。大殿の君達參り給へど、頭中將ばかりを、立ちながら此方に入り給へと宣ひて、御簾の内ながら宣ふ。(源氏)「乳母にて侍る者の、此の五月の頃ほひより、重く煩ひ侍りしが、頭剃り忌む事受けなど爲て、其の驗にや甦生りたりしを、此の頃又起りて弱くなむ成りにたる。今一度訪ひ見よと申したりしかば、幼稚より睦きひし者の、今はの刻に、辛しとや思はむと思ひ給へて罷れりしに、其の家なりける下人の病しけるが、俄にえ堪へで亡く成りにけるを、恐れ憚りて、日を暮してなむ取り出で侍りけるを、聞き附け侍りしか

神事なる頃　夕顔上の亡せしは八月十六日の事也。九月は斎月にて、一日より御神事也。廿ヶ日の穢に觸れ給ふにより、參内かなふまじきこと也。
咳歎病　咳出づる病。風邪を云ふ。
いと無禮にて聞ゆる　御簾を隔てゝ [illegible] 中將への會釋也。
畏く求め云々　[illegible]
行觸　行觸の穢れ、道を行きて穢らはしき事に行逢ふに云へり。
胸打ち潰れ　頭中將の猶はしげに宣ふ [illegible] 給ふ也。
覺えぬ穢　思ひ寄らざる穢也
たいだいしく　怠りらしく聞ゆる心 [illegible] 也。
つれ無く宣へど　[illegible]
藏人の辨　頭中將の [illegible] 大方の事を奏せしめて、更に此の人に委細な奏せしめらるゝ也。
今はと見果てつや　あれ切りにて、もはや終り給はぬと見しかと也。
今は限に　はや御蘇生はなく、此の世の限とは成らせ給ひしと也。

ば、神事なる頃は、いと不便なる事と思ひ給へ畏りて、え參らぬなり。此の曉より、咳歎病にや侍らむ。頭いと痛くて苦しく侍れば、いと無禮にて聞ゆる事」など宣ふ。中將「然らば然る由をこそ奏し侍らめ。夜前も御遊に、畏く求め奉らせ給ひて、御氣色惡しく侍りき」と聞え給ひて、立ち還り（頭中將）「如何なる行觸に觸らせ給ふぞや。陳べ遣らせ給ふ事こそ、誠とも思ひ給へられね」と云ふに、胸打ち潰れ給ひて（源）「斯く細には有らで、唯だ覺えぬ穢に觸れたる由を奏し給へ。いとこそたいだいしく侍れ」と、つれ無く宣へど、心の中には、云ふ甲斐無く悲しき事を思すに、御心地も惱ましければ、人に目も見合せ給はず。藏人の辨を召し寄せて、忠實に斯る由を奏せさせ給ふ。大殿などにも、斯る事有りて、え參らぬ御消息など聞え給ふ。日暮れて惟光參れり。斯る「穢有り」と宣ひて、參る人々も皆立ちながら退出れば、人繁からず。召し寄せて、（源）「如何にぞ、今はと見果てつや」と宣ふまゝに、袖を御顔に押し當てゝ泣き給ふ。惟光も泣く泣く「今は限にこそは物し給ふめれ。

長々と籠り侍らむも　長々しく籠きても如何とて、明日葬りすべき由を申上ぐ、日宜しきは日柄よき也。
兎角の事　葬送の事也　あからさまに其れと云はぬ也。
添ひたりつる女　右近を指す。
今朝は谷にも　右近悲みの餘り谷に身をも投げんばかりに見えしと也　古今集に「世の中の憂きたび毎に身を投げば深き谷こそ淺く成りなめ」と有り。
彼の古里の人に　右近は彼の宿へも此の由を告知らせんと申せど也、
何か更に　何しに今更痛ましき事の様、然歎き給ふぞと也。
然るべきにこそ　萬づの事皆前世の約束ならんと也。
然かし　此は然るべきにこそ萬づの事侍らめと云へるに對へる詞にてさうぞかしの意也。
託言負ひぬべき　恨みを負はせられんとの意、託言は事にかこつけて恨みごとを云ふ。
少將の命婦　惟光の妹也。
然らぬ法師云々　此の事を知らせでは叶はぬ僧達にも假く申際す也。
凭り給へる　それを憑にする義、其の辭にて安心し給ふ也。

長々と籠り侍らむも便無きを、明日なむ日宜しく侍れば、兎角の事、いと尊き老僧の相識りて侍るに、言ひ語らひ附け侍りぬる」と聞ゆ。（源）「添ひたりつる女は如何に」と宣へば、（惟光）「其れなむ又た、え生くまじう侍るめる。我れも後れじと惑ひ侍りて、今朝は谷にも落ち入りぬべくなむ見給へつる。彼の古里の人に告げ遣らむと申せど、暫し思ひ鎮めよ。事の様思ひ廻らしてとなむ、喩へ置き侍りつる」と、語り聞ゆる儘に、いといみじと思して、（源）「我れもいと心地惱ましく、如何成るべきにかとなむ覺ゆる」と宣ふ。（惟光）「何か更に思ほし物爲させ給ふ。然るべきにこそ萬づの事侍らめ。人にも漏さじと思ひ給ふれば、惟光下り立ちて、萬づは物し侍る」など申す。（源）「然かし。然皆思ひ爲せど、浮びたる心のすさびに、人を徒に爲しつる、託言負ひぬべきがいと辛きなり。少將の命婦等にも聞かすな。尼君況して斯様の事など諫めらるゝを、恥かしくなむ覺ゆべき」と、口固め給ふ。（惟光）「然らぬ法師僧などにも、皆云ひなす様異に侍り」と、聞ゆるにぞ凭り給へる。ほの聞く女房など怪しく

更に事無く　事無くは難無く也、下の「宣へど」にかけて見るべし。
何か云々　葬儀の事を取賄へと宣へど、何か事々しく爲べきぞ、我れに任せられよと也。
いと悲しく云々　惟光の愛想無氣に立ちて行くを見て悲しく思さるゝ也、夕顔の限と思ひ給ふ故也。
便なしと云々　惟光が心をも如何と揣りながら宣ふ也。
たいぐしき　氣の進まぬ意也。
御窶に　御微行に也、窶れたる風にするより云へり。
狩の御裝束着替　此の程夕顔の宿に通ひ給ふとて窶れたる樣に調じ給へる狩衣を取出で着替へ給ふ也。
危ふかりし物懲に　前の夜某の院の變化の事にこり給ひて、如何にせんとためらひながら、猶は悲しさに堪へで立出で給ふ也。
たゞ今の骸　今夜葬りするなれば、今のうちに見ずばと云ふ意也。
河原の程　加茂川の河原也。
鳥部野の方　鳥部野は墓地也、斯る所なれば、物むつかしく思はるべきを、唯今の御心には何とも思ひ給はぬ也、二條院より出て東山へ渡り給ふ道より見遣り給ふ也。

何事ならむ。穢の由宣ひて、内裏にも參り給はず。又斯く呼き歎き給ふと、仄々怪しがる。更に事無く、仕爲せと、其の程の作法宣へど「(惟光)何か、事々しく爲べきにも侍らず」とて、立つがいと悲しく思さるれば、「(源氏)便なしと思ふべけれど、今一度彼の死骸を見ざらむが、いといぶせかるべきを、馬にて物せむ」と宣ふを、いとたいぐしき事とは思へど「(惟光)然思されむは如何せむ。はや御座しまして、夜更けぬ先に歸らせ御座しませ」と申せば、此の頃の御窶に設け給へる、狩の御裝束着替などして出で給ふ。御心掻き暗し、いみじく堪へ難ければ、斯く怪しき路に出で立ちても、危ふかりし物懲に、如何に爲むと思し煩へど、猶は悲しさの遣る方なく、たゞ今の骸を見では、又た何時の世にか在りし容貌をも見むと思し念じて、例の大夫隨身を具して出で給ふ路遠く思ゆ。十七日の月さし出でて、河原の程、御前驅の火も仄かなるに、鳥部野の方など、見遣りたる程など、物むつかしきも、何とも覺え給はず、掻き亂る心地し給ひて、御座し着きぬ。邊さへ凄きに、

板屋の傍の堂建てゝ、行へる尼の住處、いと哀なり。御燈明の影仄かに透きて見ゆ。其の屋には、女一人泣く聲のみして、外の方に、法師原の二三人物語しつゝ、態との聲立てぬ念佛ぞ爲る。寺々の初夜も皆行ひ果てゝ、いと深沈なり。淸水の方ぞ光多く見えて、人の氣はひも繁かりける。此の尼君の子なる大德の、聲貴くて經打ち讀みたるに、涙殘り無く思さる。入り給へれば、火取り背けて、右近は屛風隔てゝ臥したり。如何に侘しからむと見給ふ。恐ろしき氣も覺えず、いとらうた氣なる樣して、未だ些か變りたる所無し。手を執へて(源)「我れに今一度聲をだに聞かせ給へ。如何なる前世の契にか有りけむ。暫しの程に心を盡して、哀に覺えしを、打捨てゝ惑し給ふがいみじき事」と、聲も惜まず泣き給ふ事限無し。大德達も、誰れとは知らぬに、怪しと思ひて皆涙落しけり。右近を、いざ二條院へと宣へど、(右近)「年頃幼く侍りしより、片時立ち離れ奉らず、馴れ聞えつる人に俄に別れ奉りて、何處にか歸り侍らむ。如何に成り給ひにきとか人にも云ひ侍らむ。悲しき事

堂建てゝ　堂ありての義也。

態との聲立てぬ念佛　大方は聲高く立てゝ佛の御名を唱ふるを、態といと小さき聲にて唱ふるを云ふ。

寺々の初夜　初夜の行法也。夜の九時頃行ふ念佛を云ふ、諸寺初夜後夜の長講にて行ふ也。初夜の行法卒たえてしめやかなる樣哀深し。

淸水の方ぞ　淸水寺は坂上田村麿の建立にて、千手觀音靈驗の地也。火の光多く見ゆるは十七日の參詣の人の樣也。

大德　佛語にては尊稱也と云ふ、行功の積りたることにて、高僧の意也。

火取り背けて　死人の方へ灯を向けず、背けてある也。

恐ろしき氣　夕顔上のさま也。

いとらうた氣なる樣　愛らしげ也。

誰れとは知らぬ　大德達は源氏をも夕顔をも誰れ人なるを知らず、怪しと思へど事の哀れのまゝ皆々ももらひ泣きをしたる也。

如何に成り給ひにきとか　夕顔上を斯くはかなくなし奉りては人に逢ひても云ふべき詞無しとの意也。

悲しき事云々　悲しき事は云ふも更なれど、それは其れとしての義也。

煙に類ひて　夕顔の煙に伴ひて、右近も夕顔上を慕ひ行かんと云ふ。
然なむ世の中は有る　世中は[illegible]頼みに思ふ人に思懸け無く俄に別るる等の事も常に多く習ひてと也。
と有るも斯るも　世の常の如く[illegible]するも、又夕顔の如く頓死するも、此れ皆定命なれば[illegible]同じ事ぞと也。
斯く云ふ我が身こそは　斯く右近には我れを頼めと宣へども、源氏が身も此の世の中に存在へ得られぬ心地すると云ふ意也。
いとどしき朝霧に　唯だでさへ心惑ひの折節に、いとど[illegible]心地も惑ふ也。上の「路いと露けき」にも此の「朝霧」にも涙の心有り。
打ち交はし給へりし　昨夜の枕上にての事也。打ち交はすは[illegible]に其の[illegible]打ちかけたるを云ふ。又は源氏の紅の御衣の[illegible]着せて其の儘に[illegible]見給へるを云ふ也。
斯る路の空にて　路の空は途中と云ふは人が[illegible]に、[illegible]途中を[illegible]しく心なれば、行きも捗りもならざるを云ふ。
我が捗々しくは　我がの次に、身の字を附けて見るべし。

をば言ふ物にて、人に言ひ騒がれ侍らむがいみじき事」と言ひて、泣き惑ひて「(右近)煙に類ひて慕ひ参りなむ」と云ふ。「(源)道理なれど、然なむ世の中は有る。別離と云ふ物の悲しからぬは無し。と有るも斯るも、同じ命の限有る物になむ有る。思ひ慰めて、我れを頼め」と、宣ひ誘へても、「(源)斯く云ふ我が身こそは、生き留るまじき心地すれ」と、宣ふも頼もしげ無しや。惟光「夜は明方に成り侍りぬらむ。はや帰らせ給ひなむ」と聞ゆれば、顧みのみ為られて、胸もつと塞がりて出で給ふ。

路いと露けきに、いとどしき朝霧に、何處とも無く惑ふ心地し給ふ。在りしながら打ち臥したりつる状、打ち交はし給へりし、我が紅の御衣の着られたりつるなど、如何なりけむ契にかと、道すがら思さる。御馬にも、はかばかしく乗り給ふまじき御様なれば、又た惟光添ひ扶けて御座しまさするに、堤の程にて馬より辷り下りて、いみじく御心地惑ひければ、「(源)斯る路の空にて、濡れぬべきにや有らむ。更に得行き着くまじき心地なむ為る」と宣ふに、惟光も心地惑ひて、我が捗々しくは、

然宜ふとも　如何に宜ふとも、御諫め申して此の御出をも止むべき物なるに惟光が後悔する也。

川の水にて手を洗ひて　觀音を念ずるとて、加茂川の水にて手を洗ひ清めたる也。

眞に臥し給ひぬる　昨日までには、然のみ煩ひ給ふ事は無し。物思ひ又は穢に觸れ給へるを紛らはさんとの御煩ひなりしが、今日は眞實に病ひ給ふと也。

弱る樣に　衰へ弱りて細み少く成る意也。下皆同じ。

祭祓　神を祭り、穢を祓ふことにて病の祈などに是れを行ふ事古は多かりし也。陰陽家の行ふわざ也。

世に類なく　源氏君に類なく、何事もめでたき方にて御座します故に却つて短命にやあらんと天下の人皆惜しみ騷ぐ也。勝れて足らひたる人は短命なる由諺にも云へり。

局など近く給はりて　源氏の御座近く部屋を賜はる也。

此の人の方便なしと　頼りなしと思へる右近、程よく慰め賜ひて、二條院にありつけんとする也。

君は聊か隙ありて　御病の少し怠りて、思ひ出さるゝ折にはと也。

然宜ふとも、斯かる道に率て出で奉るべきかはと思ふに、いと心忙しければ、川の水にて手を洗ひて、清水の觀音を念じ奉りても、術なく思ひ惑ふ。君も強ひて御心を起して、心の中に佛を念じ給ひて、又た兎角助けられ給ひてなむ、二條院へ歸り給ひける。怪しう夜深き御歩行を、人々、見苦しき業かな。此の頃例よりも、靜心無き御忍歩行の打ち頻る中にも、昨日の御氣色の、いと惱ましう思したりしには、如何で斯く辿り歩き給ふらむと歎き合へり。眞に臥し給ひぬる儘に、いと痛う苦しがり給ひて、二三日に成りぬるに、むげに弱る樣に爲給ふ。内にも聞召し、歎く事限無し。御祈禱方々に隙無く罵しる。祭祓修法など、言ひ盡すべくも有らず。世に類なく由々しき御有樣なれば、世に長く御座しますまじきにやと、天の下の人の騷なり。苦しき御心地にも、彼の右近を召し寄せて、局など近く給はりて侍はせ給ふ。惟光、心地も騷ぎ惑へど、思ひ和めて、此の人の方便なしと思ひたるを、持成し助けつゝ侍はす。君は聊か隙ありておぼさるゝ時は、召し出でて

交らひ着きたり　二條院の人々と交際の出來たるを云ふ。
賤いと黒うして　喪服を着け居る也。
年頃の頼み失ひて　右近は夕顔上を年頃頼みに仕へし也。
又立ち添ひぬべきが　程無く我れも夕顔と共に死ぬべし思ふが口惜しとの意。立ち添ひぬべきがとは、火葬の煙に立添ふべきを省けり。
云ふ甲斐なき事をば　右近が心也。見れば萬づに育まむと宣へるを受けて、育まん人無く頼み甲斐無き事は措きて、君のあたり源氏の空しく成り給はん事を惜しく思ふと云ふ意也。
足を空にて　足をさかさにして、など云ふと同じく、仰天に暇無きを云へる也。
雨の脚よりも　凡て事の繁きに云ふ兼盛集に「君を思ふ数にし取らば小止みなく降り添ふ雨の脚も物かは」と有り。
大殿も　左大臣も懸命に御世話し給ふ也。
一つに滿ちぬる夜　源氏の本病の日と、御穢の期の滿つると同じ頃なればと也。
御物忌云々　病後の謹み方何にかと也。

使ひなど爲給へば、程無く交らひ着きたり。賤いと黒うして、容貌など佳からねど、かたはに見苦しからぬ若人なり。(源)「怪しう短かりける御契に引かされて、我れも世にえ在るまじきなゝめり。年頃の頼み失ひて、心細く思ふらむ慰めにも、若し存命へば、萬づに育まむとこそ思ひしか。程も無く又立ち添ひぬべきが、口惜しくも有るべきかな」と、忍びやかに宣ひて、弱げに泣き給へば、云ふ甲斐なき事をば措きて、いみじう惜しと思ひ聞ゆ。殿の内の人、足を空にて思ひ惑ふ。内裏より御使、雨の脚よりも實に繁し。思し歎き御座しますを聞き給ふに、いと辱くて、迫めて強く思し成る。大殿もいみじく經營し給ひて、日々に渡り給ひつゝ、様々のことを爲させ給ふ験にや。廿餘日いと重く煩ひ給へれど、異なる餘波殘らず、怠りざまに見え給ふ。穢忌み給ひしも、一つに滿ちぬる夜なれば、覺束ながらせ給ふ御心わり無くて、内裏の御宿直所に參り給ひなどす。大殿我が御車にて、迎へ奉り給ひて、御物忌なにやかやと、頻しう愼ませ奉り給ふ。我れにも有らず、

九月廿日の程　二十日頃りにて全く御平癒也。前には怠るさまと有り。

眺め勝に　夕顔上の事を思出でて、物思はしく打眺め勝に思ひて泣く〳〵泣き給ふさま也。

猶ほいとなむ怪しき　夕顔上の終に名乗りをし給はざりし事也。何とて深く隠し給ひたるぞと尋ね問ふ也。

実に海人の子なりとも　前に夕顔の云ひしを思出で給ひて宣ふ也。

然ばかりに思ふを知らで　此所に知らでと云ふは[illegible]

何時の程にてかは　何時の間にか、左様の俗姓など迄あらはし給はんするぞと也。何ばかりにも有らぬ賤しき名を申し給はんとやうに云へるは、源氏に対して己が主のまな卑下したる詞也。

御名隠しも　御名を隠し給へども、源氏の君程の人ならんと推しはかり給ひしとの意也。

心競　源氏も夕顔の名隠しをつらく思ひ、夕顔も亦源氏をうきと思ひしを云ふ。

人に許されぬ　忍び歩きの事也。所狭き御身なれば、世を慎む故ぞと、源氏心中を云ひ知らせ給ふ也。

内裏　桐壺の帝を申す也。

在らぬ世に返りたる様に、暫しは覚え給ふ。九月廿日の程にぞ、怠り果てて給ひて、いと痛う面痩せ給へれど、中々いみじう艶かしうて、眺め勝に音をのみ泣き給ふ。見奉り咎むる人も有りて、御物の怪なめりなど云ふも有り。右近を召し出でて、長閑やかなる夕暮に、物語など為給ひて、（源氏）「猶ほいとなむ怪しき。何どて其の人と知られじとは、隠い給へりしぞ。実に海人の子なりとも、然ばかりに思ふを知らで、隔て給ひしかばなむ、辛かりし」と宣へば、（右近）「何どてか深く隠し聞え給ふ事は侍らむ。何時の程にてかは、何ならぬ御名乗りを聞え給はむ。初めより怪しう思え掛けぬ様なりし御事なれば、現とも思えずなむ有る」と宣ひて、「御名隠しも、然ばかりにこそはと聞え給ひながら、等閑にこそ紛らはし給ふらむとなむ、憂き事に思したりし」と聞ゆれば、（源氏）「あい無かりける心競べどもかな。我れは然か隔つる心も無かりき。唯だ斯様に人に許されぬ振舞をなむ、未だ慣はぬ事なる。内裏に諫め宣はするを初め、包む事おほかる身にて、はかなく人に戯れ言を言ふも、所狭う取り成し、

果敢無かりし夕より　彼の夕顏花を折りつる夕より、逢ひ初めて後の事まで籠めて云ふ。

哀になむ　哀に覺ゆる中に又折返し辛くも覺ゆる也。

哀と覺え給ひけむ　夕顏上の我れに哀と思はれ給ひけむの意也。

七日々々の佛　十三佛を七々日の間に當て、七日々々に供養する事也。書かせてとは、七日々々の本尊を繪に畫き、又は木像に作り供養する事也と云へり。

誰が爲とか　名を知らずしては、誰が爲とか念ぜんとの意也。

心の中にも　夕顏上の事は内々にてあらはにする事ならねば、心の中にもとは言ふ也。

何かは隔て　以下右近が[illegible]とて所在を述ぶる也。右近が心用ひの[illegible]に見えたり。

三年許　頭中將[illegible]

右の大殿　頭中將の[illegible]也。

物怖を理無く　物怖[illegible]

御乳母　揚名介の妻の母也。

憂き身の有樣になむ有るを、果敢無かりし夕より、怪しう心に懸りて、強に見奉りしも、斯るべき契にこそは物し給ひけめ、と思ふも哀になむ。又打返し辛う覺ゆる。斯う長かる間敷にては、何しか然しも心に染みて、哀と覺え給ひけむ。猶ほ委しう語れ、今は何事を隱すべきぞ。七日々々の佛書かせても、誰が爲とか、心の中にも思はむ」と宣へば、（右近）「何かは隔て聞えさせ侍らむ。自ら忍び過し給ひし事を、亡き御後に、口さが無くやはと思ひ給ふる許になむ。親達は早う亡せ給ひにき。三位中將となむ聞えし。いとらうたき者に思ひ聞え給へりしかど、我が身の程の心許無さを思すめりしに、命さへ堪へ給はず成りにし後、はかなき物の便にて、頭中將まだ少將に物し給ひし時、見初め奉らせ給ひて、三年許は志有る樣に通ひ給ひしを、去年の秋の頃、彼の右の大殿より、いと恐ろしき事の聞え來しに、物怖を理無くし給ひし御心に、詮方無う思し怖ぢて、西の京に御乳母の住み侍る所になむ、這ひ隱れ給へりし。其れもいと見苦しきに住み侘び給ひて、山里に移

今年よりは　三年塞り杯云ふ方也。
違ふとて　方違へにこれ等の家へ移り居給ひしなと也。
思し歎くめりし　此の上に「なん」と云ふ助辭ありしなるべし。
つれ無くのみ云々　夕顔は物思有る身なりしかども情無く物思無き體をして源氏にも見せ給ひたる也。
給ふめりしか　此の上に「こそ」の脱ちたるなるべし。
然ればよ　前に源氏の頭中將の語りし常夏思し出でゝ有り、其の時の推量あひたると也。
惑はしたりと　幼き兒のありたるに其れ共に迷子になりたりと中將の悩み思へりしは如何に、左樣なる人ありやと也。
我れに得させよ　此の一言甚く主意の巻を書出すべき作者の用意也。
御形見に　死にし夕顔の形見に也。
云ふ甲斐無き託言　身の一つまらぬ恨み」など云はんが如し。
と樣斯う樣　夕顔の形見にも有り、又頭中將の子にて、葵上の緣にても有れば、何れにつけても外ならねばとの意也。
西の京にて　[illegible]

ろひなむと思したりしを、今年よりは塞がりたる方に侍りければ、違ふとて、怪しき所に物し給ひしを、見顯され奉りぬることと思し歎くめりし。世の人に似ず物包みをし給ひて、人に物思ふ氣色を見えむは、恥かしき物に爲給ひて、つれ無くのみ持成して、御覽ぜられ奉り給ふめりしか」と、語り出づるに然ればよと思し合せて、愈々哀れ增りぬ。(源)「幼き人惑はしたりと、中將の憂へしは然る人や」と問ひ給ふ。(右近)「然か。一昨年の春ぞ物し給へりし。女にていとらうた氣になむ」と聞ゆ。(源)「扨何處にぞ。人に然とは知らせで我れに得させよ。後はか無く嚴と思ふ御形見に、いと嬉しかるべくなむ」と宣ふ。(源)「彼の中將にも傳ふべけれど、云ふ甲斐無き託言負ひなむ。と樣斯う樣に附けて、育まむに咎有るまじきを、其の在らむ乳母等にも、異樣に云ひ做して物せよかし」など語らひ給ふ。(右近)「然らばいと嬉しうなむ侍るべき。彼の西の京にて生ひ出で給はむは、心苦しうなむ。慥しく扱ふ人無しとて、彼所になむ」と聞ゆ。夕暮の靜なるに空の氣色いと哀れに、御前の前栽枯れ〴〵に、

心より外に云々　二條院の交らひ致す事を指す。
彼の夕顔の宿を　彼の宿を源氏の訪ね給ひしも、今此の御前の有様を見るに殊に恥かしきと也。
彼の在りし院に　彼の河原院には、終日皆給ひし日に、家鶏の啼きし事も有りしならん、其れを思ひ出でし也。
あえかに　かよわき也、年若のやう華奢しがりに見えしとの義也。
亡く成りにける御乳母の　右近が母も夕顔上の乳母なりし也、棄てて置きてとは右近母に後れし事也、西の京の乳母は右近が母亡せて後參りし者也。
三位の君　夕顔の父也、
如何でか世に　爭でお共に死なずして世に長らへんとはすらんと云ひて歎きたる也。
いとしも人に　拾遺に集ッ思ふとて可惜も人に馴れざらん知り習ひてぞ見ねば戀しきとあり、斯様になれては、又見ねば戀しきとの意也。
自ら　源氏の自ら也。
とり外して　女は惡くしたらば、人に欺かるゝやうに見ゆるばかり大やうなるがよしと也。

蟲の音も泣き枯れて、紅葉漸々色附く岡、繪に畫たる樣に面白きを見渡して、心より外にをかしき交らひかなと、彼の夕顔の宿を思ひ出づるも羞かし。竹の中に家鶏と云ふ鳥の不束に啼くを聞き給ひて、彼の在りし院に、此の鳥の鳴きしを、いと恐しと思ひたりし樣の、面影にらうたく思ほし出でらるれば、(譯)「年は幾歳にか物し給ひし。怪しう世の人に似ず、あえかに見え給ひしも、斯く長かるまじきなりけり」と宣ふ。(右近)「十九にや成り給ひけむ。右近は亡く成りにける御乳母の、棄てて置きて侍りければ、三位の君のらうたがり給ひて、彼の御邊去らず、生ふし立て給ひしを思ひ給へ出づれば、如何でか世に侍らむと爲らむ。いとしも人にと悔しうなむ。物はかなげに物し給ひし人の御心を、頼もしき人にて、年頃馴ひ侍りける事」と聞ゆ。(譯)「はかなびたるこそ女はらうたけれ。賢く人に靡かぬ、いと心づき無き業なり。自らはか〳〵しく直よかならぬ心習に、女は唯柔和にて、とり外しては、人に欺かれぬべきが、流石に物包みし、見む人の心には、從はむなむ哀れにて、

我が心の儘に取り直して見むに、懐かしく覺ゆべき」など宣へば(右近)此の方の御好には、持て離れ給はざりけりと、思ひ給ふるにも、口惜しく侍る業かな」とて泣く。空の打ち曇りて、風冷やかなるに、いと痛く打ち眺め給ひて、

(源)見し人の煙を雲と眺むれば夕の空も睦ましきかな

と獨言ち給へど、え答へも聞えず。斯樣にて御座せましかばと思ふにも、胸のみ塞がりて覺ゆ。耳喧ましかりし砧の音を、思ひ出づるさへ戀しくて、正に長き夜と打ち誦じて臥し給へり。彼の伊豫の家の小君參る折有れど、殊に在りし樣なる言傳も爲給はねば、憂しと思し終てにけるを、可憐しと思ふに、斯く煩ひ給ふを聞きて、遂に打ち歎きけり。遠く下りなむと爲るを、流石に心細ければ、思し忘れぬるかと試に「承り惱むを、言に出でてはえこそ、

問はぬをも何どかと問はで程ふるに如何ばかりかは思ひ亂るゝ

益田は實になむ」と聞えたり。珍らしきに、此れも哀れ忘れ給はず。

此の方の御好には　右近の心なりとせば、御好みの御方にては有りけるよと、夕顔の事思出づるも殘念なりと云ひて泣く也。

見し人の云々　夕顔を指す。煙の果ては雲と成る也。歌の意は夕顔を火葬せしがその煙の果てにても有らんかと夕空の雲を眺むれば、亡き人の行方にやと思はれて睦まへ懐かしく思はるゝと也。

斯樣にて御座せましかば　只今右近が源氏に宜しく仕へる樣にして夕顔上と源氏の御側に侍ひしをりて好からんと思はれし也。

正に長き夜　白氏文集に云ふ「八月九月正長夜、千聲萬聲無了時」

彼の伊豫の家の小君　已下ただ空蟬の事を引出でて云ふ。

遠く下りなむと爲るを　伊豫介の具して下る也。源氏の忘れやし給ふと思ふ故に試みに文奉りし也。

言に出でては　え云はれぬと云ふ歌に詠く也。歌の意は御無沙汰を此方より御尋ねせぬを何どかとも音信れ給はで程經るを思ひみだるゝと也。

益田　拾遺集「ねぬなはの苦しかるらん君よりも我ぞ益田のいける甲斐なき」益田池は大和に在り。

(空蟬息)生ける甲斐無きや。誰が言はまし言にかゝ

　空蟬の世は憂き物と知りにしを又た言の葉に懸る命よ

果敢無しや」と、御手も打ち震慄かるゝに、亂れ書き給へるいと美くし氣なり。猶は彼の藻脱を忘れ給はぬを、可憐しうもをかしうも思ひけり。斯樣に由からずは聞え交はせど、氣近くとは思ひも寄らず。流石に云ふ甲斐無からずは、見え奉りて止みなむと思ふなりけり。彼の片つ方は、藏人の少將をなむ通はすと聞き給ふ。怪しや。如何に思ふらむと、少將の心の中も惜しく、又た彼の人の氣色も懷しければ、小君して(源消息)「死かへり思ふ心は、知り給へりや」と言ひ遣はす。

(源)仄かにも軒端の荻を結ばずば露の託言を何に懸けまし

高やかなる荻に附けて、忍びてと宣へれど、取り過ちて、少將も見附けて、我れなりけりと思ひ合せば、然りとも罪免してむと、思ふ御心驕ぞあい無かりける。少將の無き折に見すれば、心憂しとおもへど、斯く思し出でたるも流石にて、御返り口疾きばかりを託言にて取らす。

空蟬の云々　はかなき蟬と思ひはてしも又斯樣に訪はれて、其の言の葉に命を懸け止めたるはと也。

果敢無しや　[illegible]

御手も打ち震慄かるゝに　[illegible]

猶ほ彼の藻脱を　[illegible]詠まれしを見れば、彼の在りし夜の衣の時の事を忘れ給はぬと[illegible]

氣近く　親しみ近づくの意也。

流石に云ふ甲斐無からずは　一向に思ひ離れんも道に本意なきと也。

彼の片つ方　[illegible]

少將の心の中も　藏人少將の心中も惜しけれど、又軒端荻のけしきも懷しければ、[illegible]がてらに此の文遣はし給ふ也。

死かへり云々　[illegible]又生きかへるの反也。

仄かにも　[illegible]恨なし、何が故に懸くべきぞと也。

取り過ちて　假令取りはづして、少將も此の狀を見つけて有るとも、源氏のあそばすと見なば、其の人の[illegible]おぼす也。

斯く思し出でたるも　源氏の忘れ給はぬを思ふに只も過ぎ難くて也。

SETON HALL UNIVERSITY
McLAUGHLIN LIBRARY
SO. ORANGE, N.J.

（[illegible]）仄めかす風に附けても下荻の半は霜に結ぼゝれつゝ

手は悪しげなるを、紛らはし洒落ばみて書いたる様、品無し。火影に見し顔思し出でらる。打解けて對ひ居たる人は、え疎み果つまじき様も為たりしかな。何の心ばせ有り氣も無く、騒ぎ誇りたりしよと、思し出づるに悪からず。猶に懲りずまに、又も徒名は立ちぬべき御心の荒びなめり。彼の人の四十九日、忍びて比叡の法華堂にて、事削がず。装束より初めて、然るべき物ども巨細に誦經など営させ給ふ。經佛の飾まで疎ならず。惟光が兄の阿闍梨、いと尊き人にて、二無うしけり。御文の師にて、睦まじく思す文章博士召して、願文作らせ給ふ。其の人と無くて、哀と思ひし人の、はかなき様に成りにたるを、阿彌陀佛に譲り聞ゆる由、哀けに書き出で給へれば、「唯だ斯くながら、加ふべき事侍らざめり」と申す。忍び給へれど、御涙も溢れて、いみじく思したれば、何人ならむ。其の人とは聞えも無くて、斯う思し歎かすばかりなりけむ。宿世の高さよと云ひけり。忍びて調せさせ

仄めかす云々　僅かに其の心を示されし御文を見るにつけても、半は嬉しく覺ゆれど、又半は今更と物思も添ふ故思ひ結ぼゝるゝと也。

火影に見し顔　碁打ちし夜の事也。

打解けて對ひ居たる人　空蟬を指す。

猶に懲りずまに　夕顔の事にて御懲り給へど、空蟬軒端荻をも猶に忘れ給はねば、「に懲りて思ふべし」。古今集に「懲りずまに又も無き名は立ちぬべし人憎からぬ世にし住まへば」と有り

彼の人の　夕顔上を云ふ。

比叡の法華堂　李部王記云、天慶六正六藤寛子卒、第三七日於比叡山法華堂修諷誦云々と有り

事削がず云々　法師への布施の装束より、金銀諸具を省略せず沙汰して遣はし給ふ也

二無うしけり　二人と比すべき者無きばかり尊かりしと也

文章博士　文章生の階學業を經て後博士に任ずる也今御文の師なるを召し願旨を示し願文作らせ給ふ

阿彌陀佛に譲り　今世にては我が逢見し人、されど今は極樂への引導を阿彌陀佛に頼み奉ると也

宿世の高さよ　仕合よき人よと也。

給へりける、装束の袴を取り寄せ給ひて、

（歌）泣く〱も今日は我が結ふ下紐を何れの世にか解けて見るべき

此の程迄は漂ふなるを、何れの道に定まりて赴くらむと、思はし遣りつゝ、念誦をいと哀に爲給ふ。頭中將を見給ふにも、あい無く胸騒ぎて、彼の瞿麥の生ひ立つ有樣、聞かせま欲しけれど、託言に懼ぢて打ち出で給はず。彼の夕顏の宿には、何方にと思ひ惑へど、其の儘にえ尋ね聞えず。右近だに訪れねば、怪しと思ひ歎き合へり。確ならねど、氣はひを然ばかりにやと私語きしかば、惟光を託ちけれど、いと懸離れ、氣色無く云ひ做して、猶ほ同じ如好き歩きければ、いとゞ夢の心地して、若し受領の子どもの好々しきが、頭の君に懼ぢ聞えて、軈て率て下りけるにやとぞ思ひ寄りける。此の家主ぞ、西の京の乳母の女なりける。三人其の子は有りて、右近は別人なりければ、思ひ隔てゝ、御有樣を聞かせぬなりけりと泣き戀ひけり。右近、はた喧ましく言ひ騷がれむを思ひて、君も今更に漏さじと忍び給へば、若君の上をだに

泣く〱も　今日泣きながら我が結び固むる此の下紐を何れの世にか再び解きて夕顏と相見るべきとの意也。古は男女相語らひて、又人に逢ふまじき誓に、下袴の紐を結び交はして、他人には解かすまじく口固めたる也。此の歌其の意也。

此の程迄は　四十九日迄は中有に漂ふ心を云へり。

何れの道に　六道の中何れの道に定まりて、夕顏の魂は赴くらんと也。

瞿麥の生ひ立つ有樣　頭中將の子の生ひ立ち給ふ事を、聞かせま欲しけれどとの義也。玉鬘の事を伏せたり。

託言に懼ぢて　語りも出でなば、頭中將にかこたれぬべきにより遠慮し給ふ也。

彼の夕顏の宿には　五條の宿には夕顏の何方へ行きつらんと思ふ也。

惟光を託ちけれど　惟光に向ひて色色と聞きみしかど一向に知らぬ顏にて元より云ひ寄りしに變らず私の懸想なすると也。

此の家主　夕顏の宿の主人を指す、揚名介の妻也、三人の子有りしは西の京の乳母と見るべし。

若君の上をだに　五條へ音信せねば右近も玉鬘の事を聞かぬと也。

え聞かす。淺間しく行方無くて過ぎ行く。君は夢にだに見ばやと思し渡るに、此の法事し給ひて又の夜、仄かに彼の在りし院ながら、添ひたりし女の、形狀も同じ樣にて見えければ、荒れたりし所に住みけむ妖物の、我れに見入れけむ便に、斯く成りぬる事と思し出づるに、由由しくなむ。伊豫の介、神無月の朔日頃に下る。女房の下らむにとて、手向け心殊に爲させ給ふ。又た内々にも、態とし給ひて、細やかにをかしき樣なる、櫛扇多くして、幣など、いと態とがましくて、彼の小袿も遣はす。

（源）逢ふ迄の形見ばかりと見し程に只管袖の朽ちにけるかな

細やかなる事ども有れど、煩ければ書かず。御使歸りにけれど、小君して、小袿の御返ばかり聞えさせたり。

（空蟬）蟬の羽も裁ち換へてける夏衣返すを見ても音は泣かれけり

思へど、怪しう人に似ぬ心強さにても、振り離れぬるかなと思ひ續け給ふ。今日ぞ冬立つ日なりけるも著く、打ち時雨れて、空の景色いと

淺間しく行方無くて　右近も身の行方如何を知らず月日を暮らす也。
添ひたりし女　變化の女を指す也。
我れに見入れけむ便に　荒れし院に棲みし化生の源氏に魅れし序に、夕顏を斯くしたるならんと也。
神無月　十月の異名也。
手向け　餞別の贈物を云ふ。
櫛扇　櫛は滯りたる筋を解く物、扇はあふと云ふ心也何れも祝したる心、幣は旅行にて道祖神に手向くる料也。五色の絹を細かに切りて作る、[illegible]
彼の小袿　[illegible]
逢ふ迄の云々　何時か又逢ふ事もやと、それまでの形見に止めし薄衣の袖朽つる迄我が思の徒らに成りにけるよと也、袖朽つるに涙の[illegible]なる由を思はせたる也。
蟬の羽も云々　蟬の羽の如く薄かりし衣も今は裁ちかへて冬と成りたるに今更夏衣を返さるゝを見るにつけても聲立てゝ泣き悲しむと也。後撰集に[illegible]
怪しう人に云々　怪しきばかり人と異りたる[illegible]女にて、終に振切りて伊豫に去りぬるかと也。

過ぎにしも云々　過ぎにしは夕顔上今日別るゝは空蝉也。捉て夕顔の過ぎ行くと空蝉の立ち行くとを秋の暮れ行くに言寄せて歎く也。
斯様の繁縟しき事は　夕顔、空蝉等の事也。源氏も強ひて隠し給ひしかば、漏らし否かざりしなと也。
何ど帝の　如何に帝の御子なればとて、其の御ふるまひを見て物語書く人さへ悪しき事を善きに取つくろふと、云ひなす人ありければ、止むを得ず残無く書きつと也。
餘り物言ひ　斯く漏無く記したる口さがなさは記者の上に遁げん所も無く覚ゆと也。

哀なり。眺め暮し給ひて、

（源）過ぎにしも今日別るゝも二道に行く方知らぬ秋の暮かな

衛は斯く人知れぬ事に苦しかりけりと、思し知りぬらむかし。斯様の繁縟しき事は、強ちに隠へ忍び給ひしも、愍しくて、皆漏し止めたるを、何ど帝の御子ならむからに、見む人さへ偏ならず。物誉め勝なると、作り事めきて執成す人、物し給ひければなむ。餘り物言ひさが無き罪遁り所無く。

名謁　宮中にては、亥の一刻(今の九時半頃)に、其の夜宿直の殿上人と滝口とが丁度に勤め居るや否やを調ぶる也。其は一々名を呼びて返事せしめたる也。名對面とも稱く也。
沓音　名謁に出で來たる人々の足音也。
耳をとなへて　耳を整へてにて、耳を澄して聞くを云ふ。
胸潰る　吃驚するを云ふ。俗に云ふどきどきする也。
定むる　女房達が様々に批評などする也。
果てぬなり　殿上人の名謁は果てぬと也。是れより以下は滝口の名謁の始まるを記す也。
弓鳴らし　弓弦を鳴らす也。
艮の隅　清涼殿の也。
高跪　伸び上り跪く體也。
後様に　藏人が滝口を後にして也。
甚じう腹立ち云々　方弘は自己の過失を省みず、滝口が斯る事を君達に告げしならんと思ひて、滝口を叱責せしと也。
御厨子所　清涼殿に在りて、主上の御食物を調ふ所を云ふ、其の別當は四位也。

第五十四段

殿上の名謁こそ猶をかしけれ。御前に人侍ふ折は、頓て問ふもをかし。沓音どもして潰れ出づるを、上の御局の東面に、耳をとなへて聞くに、知る人の名宣にはふと胸潰るらんかし。又在りとも能く聞かぬ人をも、此の折に聞き付けたらんは如何が覺ゆらん。名宣善悪聞き難しなど定むるもをかし。「果てぬなり」と聞く程に、瀧口の弓鳴らし、沓の音そゝめき出づるに、藏人の最と高く踏みこぼめかして、艮の隅の高欄に、高跪とかや云ふ居坐に、御前の方に對ひて、後様に、「誰々か侍る」と云ふ程こそをかしけれ。細う高う名宣り、又人々侍はねばにや、名謁仕う奉らぬ由奏するを、「如何に」と問へば、障る事ども申すに、然聞きて歸るを、「方弘は聞かず」とて君達の教へ給ひければ、甚じう腹立ち叱り勘へて、瀧口にさへ笑はる。御厨子所の御膳棚に、沓置きて、云ひ罵らるゝを、傍しがりて、「誰が沓にかあらん、え知らず」と主殿司人々の云ひけるを、やゝ方弘が汚

き物ぞ」とて、いとど騒がる。

第五十五段

若くて宜しき男の、下衆の女を云ひ馴れて呼びたるこそ最と憎けれ。知りながらも、「何とかや」など、覚束なげに云ひ做して、片文字など云ふは可し。宮仕所の局などに寄りて、夜などぞ然仄めかんは悪しかりぬべけれど、其れも内裏邊などは主殿司、然らぬ所にては侍、藏人所に在る者を率て行きて呼ばせよかし。手づからは聲も著きに。卑者、童などは、然れど可し。

第五十六段

若き人、乳兒共などは、肥えたる好し。受領等大人立ちぬるも、膨らかなるぞ好き。餘り痩せ枯めきたるは、心苛れたらんと推し量らる。

第五十七段

萬づよりは、牛飼童の、容惡しくて持たるこそあれ。異者共は、然れど後に立ちてこそ行け。先につと守られて行く者、汚げなるは心憂し。

汚き物　皆な云ふ。
騒がる　方弘が殿上人達に嘲り騒がれしと也。
若くて宜しき男　年若くて相應なる位置ある男と也。
片文字　二字名ならば、一字記憶せぬ様に取り做す也。
然仄めかんは　「然」とは上文の「片文字など云ふ」を指す也。然様なる覚束なき呼び方をするはと也。
然らぬ所　攝政、關白などの家を云ふ。
侍　侍所也。
藏人所　禁裏、仙洞、執柄大臣家に在りし也。
手づから　自ら也。
卑者　召使の卑しき者を云ふ。
然れど可し　自ら呼びても可し也。
受領　一國の長官にして、國司也。
心苛れたらんと云々　心の苛々しき人の如く推察せらるゝと也。
萬づよりは　何事よりもと也。
牛飼童　車挽く牛を飼はしむる童の事也。
容惡しく云々　惡しき着物を着せて使へるは惡しき事と也。
先につと云々　先立ちて行く者にて衆の注がるゝ者がと也。

異る事なき云々　是れとて隨從の取得なき男下部などのとの也。
細らかなる男　痩せて品なき男下部の意也。
隨身など見えぬべきが　隨身とも見ゆべきが也。
黑き袴の裾濃なる　裾濃の袴の汚れて[illegible]に黑くなりしを穿ちてとの意也。
何も打萎ればみたる　總て古く成りて萎びたるを云ふ。
我が者とは見えね　別に往來する人の如くにて、我が供人とは見えぬと也。
使人　朝廷より賜はりて召使ふ者を云ふ、軍防令に「一位一百人、二位八十人、三位六十人云々」とある是れ也。
有りて　有る程の家との意也。
渡るに　車にて也。
侍めきたる男　其の家の侍也。
土に居る物　莚などを云ふ、地上に子供を遊ばせんが爲に敷く物を云ふ也。
はこえて　衣を上方へ引き上ぐるを云ふ。
楚　木の細き枝を云ふ。
車止めて云々　少納言が也。

車の後に、異る事なき男どもの連れ立ちたる、いと見苦し。細らかなる男、隨身など見えぬべきが、黑き袴の裾濃なる、狩衣は何も打萎ればみたる、車の方などに長閑やかにて打添ひたるこそ我が者とは見えね。猶は大方容悪しくて人使ふは悪し。

第五十八段

使人などは有りて、童部の汚げなるこそは有るまじく見ゆれ。家に居たる人も、其庭に在る人とて、使にても、客などの行きたるにも、をかしき童の數多見ゆるは最とをかし。

第五十九段

人の家の前を渡るに、侍めきたる男、土に居る物などして、男子の十ばかりにて、髪をかしげなる、引はこえて、又五つ六つばかりなる、髪首際なる、面いと赧う膨らかなれど、怪しき弓、楚立ちたる物など捧げて遊びたる、いと美し。車止めて、抱き入れまほしくこそあれ。

又然て行くに、薫物の香の甚く抱へたる、いとをかし。

第二百十四段

十月十余日の月いと明きに、歩きて物見んとて、女房十五六人ばかり、皆濃き衣を上に着て、引き隠しつゝありし中に、中納言の君の、紅の張りたるを着て、頸より髪を掻い越し給へりしが、「惜しきぞ」とて、「能くも似給ひしかな。靫負佐」とぞ若き人々は告げたりし。後に立ちて笑ふもをかし。

第二百十五段

成信の中将こそ、人の聲は甚じう能う聞き知り給ひしか。同じ所の人の聲などは、常に聞かぬ人は、更に得聞き分かず。殊に男は、人の聲をも手をも、見分き聞き分かぬものを。甚じう密なるも、賢う聞き分き給ひしこそ。

第二百十六段

大蔵卿ばかり耳聰き人は無し。實に蚊の睫の落つるをも、聞き付け給ひつべくこそありしか。職の御曹司の西面に住みし頃、大殿の新中将

引き隠し　諸臣の説に「髪を前に込め隠したるを云ふ」とあり。
掻い越し　[illegible]に、「[illegible]なる「尼に成りなんと思ひ給ひて櫛の新なる鉄を取り出て、髪掻い越して見給ふに」などを引きて、「後へ下りたるを、前の方へ振り越すを云ふ」とあり。
惜しきぞ　他の人々の如く、引き隠しなどせぬが惜しきぞと也。
能くも似給ひしかな　次の靫負佐に似れり、然て靫負佐は、[illegible]の[illegible]な前る[illegible]に、[illegible]く云へる也。
成信の中将　第十段に出でたり。
聲などは　此の下へ「能く似通ひたれば」と続けて見るべし。
聞き分き給ひしこそ　成信が也。
大蔵卿　藤原正光を云ふ、兼通公の六男にて大蔵卿に任ぜられしは、長徳四年十月廿二日と也。
蚊の睫　列子湯問に、「江浦之間生麼蟲、其名曰焦螟、群飛而集於蚊睫、弗相觸、栖宿去來蚊弗覺也」云云とあり。
住みし頃　少納言が也。
大殿　道長公、成信の養父と也。
新中将　成信也。

宿直にて物など云ふに側にある人、此の中將に「扇の繪の事云へ」と囁めけば「今彼の君立ち給ひなんにを」と、密にいひ入るゝを、其の人だに得聞き付けで「何とか／＼」と耳を傾くるに、遠く居て「憎し、然宣はゞ、今日は立たじ」と宣ふこそ、如何で聞き給ひつらんと、淺ましかりしか。

第二百十七段

硯穢げに塵ばみ、墨の片つ方に、しどけなく磨り平めて、頭大きに成りたる筆に、輔差して持たる人こそいと侘しく、心穢しと覺ゆれ。萬づの調度は然るものにて、女は鏡硯こそ心の程見ゆるなめれ。置口の狹間に、塵積りなど、打捨てたる樣、此上なしかし。男は況して、文机清げに押し拭ひて、持て馴らし重ねならずば、二つ懸子の硯のいと附々しう、蒔繪の樣も態とならねど、をかしうて、墨筆の樣なども、人の目留むばかり仕立てたるこそをかしけれ。左あるも右あるも同じ事とて、黑塗の蓋割れたるに、片方折れたる硯居ゑて、僅に墨の磨られ

今彼の君云々　暫し待ち給へ、今彼の君と續けて見るべし、中將に語るべき事を大納言に聞かせじとて少納言が斯く云ふ也。
其の人　傍なる人を指して云ふ。
然宣はゞ　「然」とは、前の「今彼の君云々」とありしを云ふ、大納言の詞也。
頭大きに成りたる筆　筆の頭に墨の凝固せるが着けるを云ふ。
輔差して　筆に輔差すは、筆の穂先の損はれぬ爲にする也。然るに是れは使ひ古したる筆に差す也。
萬づの調度は云々　如何なる調度も見苦しからぬ樣に持ち扱ふは云ふまでも無しと也。
女は鏡硯こそ云々　女の容を見るべき鏡、手習ふべき硯の不嗜さは凡て其の人の心推量らるゝと也。
置口　金銀などを縁に着せたるを云ふ。
狹間　筥と蓋との隙也。
左あるも右あるも　斯くし惡しくし如何樣にてもとの意也。
僅に墨の云々　永く硯を洗ひなどせぬ樣を云へる也、即ち墨の磨りたる角所ばかり黑くなりて、其の外は凡て塵積りたりと也。

たる程聊か黒みて、其の外は瓦の目に随ひて入り居たる塵の、此の世に払ひけるとも知らず、周囲には、水打流して、青磁の亀の口落ちて、頸の限あるが穴の程見えて、人悪きなども、強顔く人の前に差出づかし。人の硯を引寄せて、手習をも文をも書くに「其の筆な使ひ給ひそ」と、言はれたらんこそ最と侘しかるべけれ。打置かんも人悪し、猶は使ふも生憎なり。然覚ゆる事も知りたれば、人の然するも云はで見るに、手など能くもあらぬ人の、流石に物書かまほしうするが、いと能く使ひ固めたる筆を、怪しの様に水勝に差濡して「こはものやあり」と、仮名に細櫃の蓋等に書き散らして、横様に投げ置きたれば、水に頭は差入れて、伏せるも憎き事ぞかし。然れど然云はんやは。人の前に居たるに、「あな暗、奥寄り給へ」と、云ひたるこそ又侘しけれ。差覗きたるを見付けては、驚き云はれたるも。思ふ人の事にはあらずかし。

瓦の目 此の硯は瓦硯也。
此の世に云々 是れまでに塵などを払ひし事も無きにやと也。
周囲には云々 硯の周囲、「[illegible]」の蓋の上などに水の零るゝを云ふ。
青磁の亀 青磁にて亀の形に作りたる水入也。
口落ちて 水差の亀の口に當る所が欠け落ちて、今は見えずと也。
頸の限 前に「口落ちて」とあるは頸も欠けて唯だ頸のみ残れる意なるべし、其の欠け落したる頸の穴が見え渡ると也。
人悪き 人目には見苦しと也。
人の硯を引寄せて云々 以下人の筆硯を使ふを云へる也。
生憎なり 意地悪しと也。
然覚ゆる事 前の「打置かんも人悪し云々」を指す。
人の然する 我が筆硯を他人が使ふを云へるにて、前の「硯引寄せ云云」とあるを指す。
使ひ固めたる 書き能くなれる也。
こはものやあり 此の細櫃の中に物やあると也、変の「り」は「る」の誤なるべし。
思ふ人の云々 咎むる人が思ひ人ならば侘しからぬとの意也。

上は强顔く　磐斎の説に「拾遺集に（流ねはふうきは上こそ强顔けれ下はえならず思ふ心を）と見ゆ、上は强顔く、下はえならぬなど、此の歌の詞を取れる也」とあり。
長々と　澤水に浴ひたる長き路を云ふ也。
徒様に行けば　故障なく行けばとの意也。
下はえならざりける　上には草の茂りて覆せるにも拘らず、下は澄み流れりと也。
近う抱へたる香も　押し拉がれたる蓬の、車の輪に附きて上れば、近く香のするを云ふ也。

第二百一段

五月ばかり、山里に歩く、甚じくをかし。澤水も實に唯だいと青く見え渡るに、上は强顔く草生ひ茂りたるを、長々と徒様に行けば、下はえならざりける水の、深うはあらねど、人の歩むに付けて、迸揚げたるいとをかし。左右にある垣にある物の枝などの、車の屋形などに差し入るを、急ぎて捉へて、折らんと思ふに、ふと外れて過ぎぬるも口惜し。蓬の車に押し拉がれたるが、輪の舞ひ立ちたるに、近う抱へたる香もいとをかし。

第二百二段

甚じう暑き頃、夕涼と云ふ程の、物の様など仄めかしきに、男車の前駆追ふは云ふべき事にもあらず。只の人も後の簾上げて、二人も一人も乗りて、走らせて行くこそいと涼しげなれ。況して琵琶弾き鳴らし、笛の音聞ゆるは、過ぎて往ぬるも口惜しく、然様なる程に、牛の鞦も知らぬにやあらん。彼の怪しう搔き知らぬものなれど、をかしうこそ物狂ほしけれ。いと暗闇なるに、先に点したる松の烟の、彼の車の内に抱へたるもいとをかし

第二百三段

五日の菖蒲の秋冬まであるが、甚じう白み枯れて怪しきを、引き上げたるに、其の折の香の残りて、抱へたるも甚じうをかし。

第二百四段

能く焚き染めたる薫物の、昨日、一昨日、今日などは打過ぎたるに、衣を引き被きたる中に、煙の残りたるは、今のよりも愛でたし。

第二百五段

物の様など仄めかしきに　黄昏の様を云へる也。

況して琵琶弾き鳴らし云々　車中の遊びを外より聞くを云ふ。

牛の鞦も云々　牛の鞦の鳴くるも知らずに聞きとるゝならんと也。扨て鞦とは「しりがき」の音便にして和名抄に此の鞦の字を之利加岐と読めり。箋注に「鞦之利賀也、加岐謂ヽ物ヽ掛之ヽ也」とあり。

彼の怪しう搔き知らぬ　琵琶を弾く様をも知らぬ者にて、其の搔きとは、搔き鳴らすの義也。

物狂ほしけれ　琵琶など弾くも知らぬ者の興に入りたる様を云ふ。

いと暗闇云々　以下は別の車の事を云へる也。

松の烟　炬火の烟と也。

五日の菖蒲の　五月五日の節句に懸けなどしたる菖蒲のと也。

能く焚き染めたる　衣を十分に焚き染めたると也。

今日などは打過ぎたるに　今日などは取り分きての事も無く何とも思はで、打過したるにと也。

衣を引き被ぎ　其の衣をの意也。

煙　香と云ふべきを、殊更に斯く云へるなるべし。

月のいと明き夜、川を渡れば、牛の歩む儘に、水晶などの割れたる様に、水の散りたるこそをかしけれ。

第二百六段

大きにて善きもの。法師。菓物。家。餌袋。硯の墨。男の目、餘り細きは女めきたり。又鏡の様ならんは怖し。火桶。酸漿。松の木。山吹の花瓣。馬も牛も、善きは大にこそあゝめれ。

第二百七段

短くて有りぬべきもの。頓の物縫ふ糸。燈臺。下種女の髮、麗しく短くて有りぬべし。人の娘の聲。

第二百八段

人の家に付々しきもの。厨。侍の曹司、箒の新しき。懸盤。大きやかなる童女。善き中間者。衝立障子。三尺の几帳。装束能くしたる餌袋。唐傘。かきいた。棚厨子。提。銚子。中盤。圓座。肘折りたる廊、竹王。畫きたる火桶。

餌袋　鷹の餌を入るゝ器にて、後には人の食を盛りて携ふるにも用ひたる也。
短くて有りぬべきもの　短くて宜くて有りぬべきものと也。
頓の物縫ふ糸　急ぎの物などを縫ふ時には長き糸にては煩しければ、短く云へる也。
人の家に附々しきもの　人の家にありて相應はしきものと也。
厨　厨物を煮焼する所也。
侍の曹司　召使の控部屋と也。元來曹司とは、官省、禁中に官人、女官等の用部屋、或は局などの稱を云ふ也。
かきいた　春曙抄の說に「掻板の義、今のおり板を云ふにや」とあり。
棚厨子　後世の御厨子棚也。
中盤　懸盤の類也、河海抄に「延長御記云、采女調ニ和若菜羹ニ供進、采女又以供ニ進飯羹ニ　給ニ侍臣ニ盛ニ中盤ニ」とあり。
肘折りたる廊　春曙抄には「折り曲りたる廊下也」とあり。後世の文なれど、駿臣隨從の叡山に詣でし前に「此の段をふとひぢをりたれば、あるじ待ち聞えて云々」などとあり。

羅生門　觀　寶　剛　喜

解　說

【能柄】五番目　二段[illegible]

【人物】前ワキツレ　源賴光、前ワキツレ　保昌・貞光・季武・公時、前ワキ　渡邊綱、狂言　綱の從者、後ワキ　渡邊綱、後シテ　鬼神

【所】第一段　京都　賴光館、第二段　同　羅生門

【時】平安盛期　春（二月）

【異稱】〔綱〕ともいふ。

【作者】能本作者註文、二百十番謡目錄ともに觀世小次郎の作とす。言繼卿記に天文元年四月二十九日演能のことが見えてゐる。

【梗概】源賴光は大江山の鬼神を平らげた後、常に保昌・貞光・季武・綱・公時等の勇士を集めてゐたが、今宵も、春雨の降りつゞく徒然に、これらの武士に酒を勸めて、何か珍しい話はないかと尋ねると、保昌が、近頃羅生門に鬼神が住んでゐるとの噂があるといふ。綱は聞き咎めて、さやうな事のある筈がないと保昌をたしなめる。互にいひ募つ

て、綱は人々の引き留めるのも聽かず、頼光から證據の札を貰つて、羅生門へ檢分に行く。その夜の明け方、綱はたゞ一騎羅生門へ來て、札を壇上に立てゝ歸らうとすると、鬼神が兜の錣をつかんで引き留める。そこで綱は太刀を拔いて鬼神と渡り合ひ、鬼神の片腕を斬り落したので、鬼神は恐れて宮へ逃げ上り、綱は武名を轟かした

【出典】平家物語劍の巻に、「宇治の橋姫」の條に掲げた、或公卿の女が嫉妬の餘り、貴船の社に丑の刻詣をして鬼女となつた事を記して、

その比、攝津守頼光の内に、綱・公時・貞道・季武とて四天王を仕はれけり。中にも綱は四天王の随一たり。武藏國の美田といふ所にて生れたりければ、美田源次とぞ申しける。一條大宮なる所に頼光朝臣用事ありければ、綱を使者に遣はさる。夜陰に及びければ、髭切を佩かせ馬に乘りてぞ遣はしける。彼處に行きて尋ね、問答して歸りけるに、一條堀川の戻橋を渡りける時、東のつめに齢二十餘りと見えたる女の、膚は雪の如くにて、誠に姿優なりけるが、紅梅の打衣に守懸け、佩帶の袖に經持ちて、人も具せず、たゞ獨り南へ向ひてぞ行きける。綱は橋の西のつめを過ぎけるを、はたはたと叩きつゝ、やゝ何地へおはする人ぞ、我等は五條わたりに侍り、頻りに夜更けて恐ろし、送りて給ひなんや、と馴れ馴れしげに申しければ、綱は急ぎ馬より飛び下り、御馬に召され候へ、といひければ、悦しくこそ、といふ間に、綱は近く寄りて、女房を掻き抱きて、馬に打乘せて、堀川の東のつめを南の方へ行きけるに、やがて嚴しかりし姿を變へて、怖ろしげなる鬼になりて、いざ我が行く處は愛宕山ぞ、といふまゝに、綱が髻を掴みて提げて、乾の方へぞ飛び行きける。綱は少しも騒がず、件の髭切をさつと拔き、空ざまに鬼が手をふつと切る。綱は北野の社の回廊の上にどうと落つ。鬼は手を切られながら、愛宕へぞ光り行く。

とあるに據つたもので、この戻橋の鬼女を羅生門の鬼に代へたのは、羅生門に今昔物語卷二十九「羅城門登上層見死人盜人語」その他に盜・鬼の栖として傳へられてゐるのを取り合はせたものであらう。

【寸評】この曲の前場、平家物語の記事では、綱は一時戻橋の鬼女に遭つてゐるのであるが、それを、酒宴の場の言ひ爭ひから、一つには君の面目と思つて、事々しく檢分に出かけることゝしたのは、作者のよい働きであつた。第二段の鬼神退治は勿論壯快であるが、殊に第一段酒宴の場には、武士の面目が躍如としてゐて、眞に興味を感じさせてゐる。普通はシテを中心としたものであるのに、本曲では大部分ワキ・ワキヅレの演奏となつてゐるのは珍しいことである。

【一】

○花の都—花は春の花と都の美稱と兩意を兼ねた。
○風も音せぬ—太平の相。王充の論衡に「太平之世、五日一風、十日一雨、風不レ鳴レ條」
○源の頼光—源滿仲の子。圓融・花山・一條・三條・後一條の五朝に仕へ、左馬權頭正四位下に昇つた。武勇を以て聞えた人。「大江山」(「土蜘蛛」)參照。
○丹州大江山—頼光が保昌等と共に丹波丹後の國境にある大江山の鬼神を退治したこと(「大江山」に作る)。
○貞光、季武、綱、公時—頼光の四天王、碓井貞光・卜部季武・渡邊綱・坂田公時。貞光は諸書に定道とある。綱は源融の玄孫、敦の子。
○參會—會合。
○四海の安危は—和漢朗詠集帝王篇の詩句「四海安危照二掌内一、百王理亂懸二心中一」は帝王、天下諸侯の安危治亂を見ること鏡の如き聖天子の御代を祝つたのである。
○久方の—空の枕詞。御影は久しといひかけた。

【二】

(次第の囃子にて、ワキヅレ源頼光、直面折烏帽子・萌黄厚板・長絹・白大口・腰帶・扇・小刀の裝束にて金札を懷中し、ワキヅレ保昌・貞光・季武・公時、侍烏帽子・箔附厚板・掛直垂・白大口・腰帶・扇・小刀の裝束、ワキ渡邊綱、保昌・貞光等と同樣の裝束にて舞臺に入り向合ひ、

同・保昌・貞光・季武・綱・公時 次第「治まる花の都とて。治まる花の都とて。風も音せぬ春べかな

地取に頼光は正面に向き、(その他の者は下に居り)

頼光「これは源の頼光とはわが事なり。さても丹州大江山の鬼神を從へしよりこの方。貞光季武綱公時。この人々と日夜朝暮參會申し候。殊更この程は晴れ間も見えぬ春雨にて候程に。酒を勸めばやと存じ候

頼光サシ「ありがたや四海の安危は掌の中に照らし。百王の理亂は心の中に懸けたり

と謠ひながら向合ひ、(ワキ・ワキヅレ立ち)

同・保昌・貞光・季武・綱・公時 上歌「曇りなき。君の御影は久方の。君の御

【一】

第一段

(ワキヅレ源頼光、ワキヅレ保昌・貞光・季武・公時、ワキ渡邊綱、頼光以下保昌等五人揃ひの囃子を受けて、その館に集まる態で、

頼光ら「天下泰平で、花の都の春景色が實にのどかなことだ」

(次第を謠つて御代の泰平を祝ひ、頼光は、

頼光「自分は源頼光です。さても丹後大江山の鬼神を退治した後は、いつも貞光・季武・綱・公時などの人達と寄り集まつてゐることだが、殊にこの頃は晴れ間もなく春雨が降り續いて侘びしいから、今日はこの人達に酒を勸めようと思ふのです」

(と見物人に自己紹介をし、

頼光「大君の御威德によつて、天下の騷亂も忽ちに平らげられ、國の亂れもたやすく治まるのは、ほんとにありがたいことだ」

(と謠ひながら向合ひ、綱・保昌等は、

頼光の臣一同「御惠みの深い大君の御稜威によつ

○七つの道―東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海の七道。以下、八洲、九重と数字を重ねて文のあやとした。
○八洲―日本の別名。
○九重―宮城。

影は久方の、空ぞのどけき春雨の、音も静かに都路の、七つの道も末すぐに、八洲の波も音せぬ九重の春ぞ、久しき九重の春ぞ久しき

頼光「八洲の波も音せぬ」と正面に向きて見へ出でまたもとへ帰り、「九重の春ぞ久しき」と云ひながら一同勝作の方へ行き、頼光は当座にて床几にかゝり、他のものはその座に順々に坐し、ワキは脇座際に坐す。

[illegible]

【三】
○面々―皆々より、皆の人達。
○今日も暮れぬ―拾遺集讀人知らずの歌に「山寺の入相の鐘の聲ごとに今日も暮れぬと聞くぞ悲しき」とある。[illegible]
○つくづくと春のながめの寂しきは[illegible]
○とりどり―それぞれ[illegible]

【三】
頼光 いかに面々（ヨリワキ一同ヲ頼光に対面）さしたる興も候はねども、この春雨の昨日今日、晴れ間も見えぬつれづれに、『今日も暮れぬ』と告げ渡る、鐘も寂しき入相の鐘

地上歌 つくづくと、春のながめの寂しきは、春のながめの寂しきは（ワキ右ノ方へ向き）しのぶに傳ふ（と見やり）軒の玉水音すごく、ひとりながむる夕まぐれ（扇を開き）伴ひ語らふ諸人に（酒を勧みて）御酒を勧めて盃を（頼光へ酌をして）とりどりなれや

て、天下は泰平で、空はのどかで、降る春雨の音さえ静かで、都の町々はいうまでもなく、日本全国、国の隅々までも静かに治まっている。[illegible]

【三】
頼光 いずれも皆、別段これといった余興もないけれども、この昨日今日の春雨で晴れ間も見えず、退屈している時に、「今日も暮れてしまった」と鐘が告げ渡る、寂しい入相の鐘である。[illegible]

○梓弓—「や」の枕詞に用ゐた。
○一つなる—一筋な。一徹な。
○心のそこひなく—心の分け隔てなく。
○つれづれと—源氏物語帚木の巻に「つれづれと降り暮らしてしめやかなる宵の雨に」とあるを引いた。
○雨夜の物語—帚木の巻に雨夜の徒然に源氏が頭中将右馬頭等と女の品定めをしたのをいふ。
○しなじな—種々様々。雨夜の物語に女の種類を品評したのを承けて「しなじな」といつたのである。
○深き紅—酒に酔うて顔の赤くなつたことをいふ。
【三】

梓弓（保昌に酌をして。）やたけ心の一つなる（名乗座へ帰り）。つはものの交はり頼みある中の酒宴かな（ト下に居て扇をたゝむ）

（居クセ）

地クセ「思ふ心のそこひなく。たゞうち解けてつれづれと。降り暮らしたる宵の雨、これぞ雨夜の物語

頼光「しなじな言葉の花も咲き

地「色ひも深き紅に。面もめてて人心隔てぬ中の戯れは。面白や諸共に。近く居寄りて語らん

（ト＝ワキ座中に向て下に居る）

【三】

頼光「ワキ」に「余りに寂しき夜にて候程に。皆々近う寄つて御物語り候へ

ワキ「畏つて候（ト正面に向き）仰せにて候程に（ト保昌へ向き）。皆々近う御参り候へ

保昌「かうして、心に[illegible]分け隔てなくうち解けて話し合ふのに、それがし[illegible]雨の降りつゞく[illegible]宵の徒然のため[illegible]、一寸源氏物語の雨夜の品定といふ[illegible]でするね」

頼光「いや全く、かうして話の花を咲かせ酒に酔うては顔を赤くし、心置きなく遊ぶのは、實に面白いものだ。さあ皆、もつと近く寄つて話さうぢやないか」

【三】

頼光「實に寂しい夜だから[illegible]寄つて、色々面白い話を聞かせてくれ」

[illegible]「畏りました」（[illegible]に向ひ）

[illegible]「各々方、御主の仰せだから御遠慮に及ぶまい。さあもつと近くお寄りなされ」

[illegible]

○九條―京都南端の東西に通ずる通り。
○羅生門―正しくは羅城門。光悦本にも羅城門とある。京都外郭の正南に設けられた門。朱雀通の南端にあり、北端の朱雀門と相對する。京都の區域は餘りに廣大で、この邊は人家の少い淋しい所であつた。
○保昌―藤原致忠の子で、丹後・大和・攝津守に歷任した。實は頼光の家臣でない。「大江山」には家臣としてゐない。
○筋なき事―條理に適はぬこと。つまらないこと。
○土も木も―太平記十六、日本朝敵の事、紀朝雄の歌「草も木もわが大君の國なればいづくか鬼の住家なるべき」を引いた。
○粗忽―輕率。

頼光 いかに申し候。この程珍しき事はなく候か

保昌 さん候この頃不思議なる事を申し候。九條の羅生門に鬼神の住んで。暮るれば人の通らぬ由を申し候

ワキ いかに保昌。筋なき事な宣ひそ。さすがに羅生門は。都の南門ならずや。土も木もわが大君の國なれば。いづくか鬼の宿と定めんと聞く時は。たとひ鬼神の住めばとて住ますべきにもあらず。かかる粗忽なる事を仰せ候ぞ

保昌 さては某僞りを申すと思し召し候か。この事世上に隱れなければ申すなり。まこと不審に思し召さば。今夜にてもあれかの門に御出であつて。眞か僞りか御覽候へ

ワキ さては某參るまじき者と思し召され候か。その儀にて候はば。今夜かの門に行き。眞か僞

頼光「どうだ、近頃何か珍しいことはないか」

保昌「さやうでございます、この頃不思議な噂がございます。九條の羅生門に鬼神が住んで、恐ろしいので、日が暮れゝば人が通らないとの事でございます」

綱「これ保昌、馬鹿なことをいはるるな。羅生門といへば都の南門ではないか。古歌にも『土も木もわが大君の國なれば、いづくか鬼の宿と定めん』と申すではないか。たとひ鬼神が住まうとしたところで、住ましてなるものか。そのやうな輕率なことをいはれるものではないわ」

保昌「それでは、自分をうそをいふものとでも思はれるのか。この事は世間に知れ渡つた話だから申すのだ。さうだ、不審に思はれるならば、早速今夜のうちにでも、あの羅生門へ行つて、うそかほんとか、見て來られるがよいわ」

綱「何ですと、それでは自分がよう參るまいと思つて居られるのか。それならば、早速今夜あの門へ行つて、うそかほんと

○しるし―證據の品。
○ささへ―抑へ止める。
○野心―不快の心といふほどの意。
○陸奥の安達が原―人の心を見るといひかけ、拾遺集平兼盛の歌「陸奥の安達が原の黒塚に鬼こもれりと聞くはまことか」を引いた。安達原は岩代國安達太良山の麓「安達原」參照。

りかを見候べし。しるしを賜はり候へ
頼光「滿座の輩一同に。これは無益とささへけり
ワキ「いや保昌に對し野心はなけれども。一つは君の御諚なれば（ト頼光に會釋して）しるしを賜べと申しけり
頼光 げにげに綱が申す如く。一つは君の御諚なれば。しるしを立てて歸るべしと（懷中より金札を取出す）
頼光「札を取り出で賜びければ（トワキへ差出す）
綱上歌「綱はしるしを賜はりて（ト頼光の前に出て金札を受取り）
地「綱はしるしを賜はりて（ト笛座前へ下りて）御前を立つて出でけるが（ト住吉社前へ行きて）立ち歸り方々は（トワキヅレへ振返り）人の心を陸奥の（ト笛座の上を見上げ）
地 安達が原にあらねども。こもれる鬼を從へずは。

か、見て來よう。何なりと證據にする品を下さい」
これを聞いて、貞光等その座に居合はせた者が皆、
頼光「それはつまらないことだ」
と留めた。
綱「いや保昌に對して別段意地を持つのではないが、その賞信を述べるのか、一つにはわが大君の御言葉だから、是非證據にする品を下さい」
といつた。
頼光「いかにも綱のいふやうに、一つにはわが大君の御言葉だから、證據を立てて歸るがよからう」
といつて、札を取り出して綱に與へられると、綱はこの證據の品を戴いて、頼光の御前を退いた末、また立ち歸つて來て、
綱「皆さん、私の心を見て下さい。こゝは陸奥の安達原ではないが、この都の内に鬼が籠つてゐると聞いたからには、これを討ち平らげない以上は、二度とお目にかゝりますまい。ではお暇致します」

○梓弓—引きの序。

○やたけ心—矢をいひかけた。

【間】

○胡乱なる—胡乱な。僭辛な。

二度また人に（保昌へよしつ）面を向くる事あらじと（ツヨクを見つ）これまでなりや梓弓（頼光に手をつきつ）引きはかへさじ武士の（よ立ちつ）やたけ心ぞ、恐ろしきやたけ心ぞ恐ろしき

と舞台先へ行き右へ廻り、早鼓にて中入。頼光以下ワキヅレ一同も続いて幕に入る。

と、一度いひ出しては後へ引かない武士の一徹な心は、勇ましいものである、[illegible]

【間】早鼓にて、狂言綱の従者、着附縞熨斗目・狂言上下・脚半・腰帯・扇の装束にて杖をつきて出て、名乗座に着き、

狂言「かやうに候者は。渡辺の綱の御内に仕へ申す者にて候。唯今これへ出る事余の儀にあらず。さても頼光御中の徒然の餘り。兵を集め給ひ御酒宴のなされ。御すいめ出さるゝ様は。都に於て何事か珍しき事やあると御尋ね候へば。その時保昌申され候は。この程東寺の羅生門に鬼神住んで。日暮れば人が通らぬ由御申し候へば。頼うだる人申さるゝは。御前にて聊爾なる事を御申し候ものかな。たとへ鬼神の住めばとて。方々我等のこれに居て住ませて置くべきか。日の本の内にさへ置くまじきに。殊更都の内には思ひも寄らず。近頃聊爾を御申し候と。苦々しく申されしかば。保昌さては某御前にて無き事を申すと思し召すか。唯今にても羅生門へ御出であつて。実か偽りか御覧候へと申されしかば。頼うだる人。さては某参るまじき者と御覧じさやうに御申し候か。今更保昌に遺恨はなけれども。一つは君の御為なり。羅生門へ参り様子を見申すべし。しるしを賜はり候へと御申し候へば。満座の人々も一同に。これは無用と申されけれども。頼光は綱の心中尤もと思し召し。しるしの札を賜はり候間。頼うだる人唯今より羅生門へ御出で候。なんぼう

荒けなき口論にて候。誠に天下に其名を上げ給ふ、頼光の御内に綱保昌貞光季武この四人は、隠れもなき兵にて候。かゝる間頼光も頼もしく思し召す御事にて候。（脇正面に向き）やあ〳〵何と申すぞ。御使はいらずたゞ独り御出でと申すか。されば一段の事なり。（正面に直して）総じてかやうの所へ行けば、肝を消す事があると申すによつて、これは幸ひ大事なりや。さりながら、もし御尋ねもあらば、これより参りたる由御申しあつて給はれ候へ。その分心得候へ〳〵。

といひて座に入る。

【三】

後見、一畳台を大小前に出し、引廻しを掛けたる小宮を台の右側に据す。

一声の囃子にて、後ツレ渡辺綱、黒頭・[illegible]・白鉢巻・厚板・法被・半切・腰帯・太刀の装束にて金札を懐中し、鞭を持ちて橋懸に出で一の松に立ち、

（後ツレ）さても渡辺（わたなべ）の綱（つな）は、ただ仮初（かりそめ）の口論（こうろん）により、鬼神（きじん）の姿（すがた）を見んために、物（もの）の具取（ぐと）つて肩（かた）にかけ、同（おな）じ毛の兜（かぶと）の緒（を）をしめ、重代（ちょうだい）の太刀（たち）を佩（は）き、

（上）たけなる馬（むま）にうち乗つて（と二足出て）、舎人（とねり）をも連れず唯一騎（いっき）（と見廻り）、宿所（しゅくしょ）を出（い）でて二條大宮（にじょうおおみや）を、南（みなみ）がしらに歩（あゆ）ませけり（と二足つめ）

【三】

○仮初の—一時の、當座の。

○物の具—鎧。

○肩にかけ—鎧を着ること。

○同じ毛の兜—毛は縅の緒、鎧の縅糸と同じ色の縅で綴ぢた兜。

○重代の—先祖から代々傳はつて来た。

○たけなる馬—たけの高い馬。

○舎人—こゝでは馬の口取の如き下人。

○二條大宮—京都の西北部である。

○南がしらに—馬の頭を南に向けて。

【四】

第二段

後ツレ渡辺綱、大宮を南へ行く段

さて、渡辺綱はたゞ一寸した口論の結果、鬼神の姿を見るために、鎧を身につけ、これと同じ色の威糸の兜の緒をしめ、先祖伝来の名刀を佩き、逞しい大きな馬に乗つて、馬の口取なども連れず、たゞ一騎で家を出で、二條大宮を南へとつて進んで行つた。

○東寺—大宮の西、八條の南にある眞言宗總本山金光明四天王教王護國寺。
○九條おもて—九條通り。
○錣—兜の鉢の左右及び後に垂れて、頸を被ふもの。
○すはや—驚いた時に發する感動詞。

地上歌「春雨の、音も頻りに更くる夜の（ト揚幕を踏み）。音も頻りに更くる夜の。鐘も聞ゆる曉に、東寺の前をうち過ぎて（ト舞臺に入り）、九條おもてにうつて出で（名乘座に立ち）、羅生門を見渡せば（作物へ向き）、物凄しく雨落ちて（正面に出て上を見）、俄かに吹きくる風の音に、駒も進まず（轡をとりて）高嘶きし。身ぶるひしてこそ立つたりけれ（ト轡をとりて名乘座に立つ）。

地「その時馬を。乘りはなし（ト右足を上げ馬より下りる形をして轡を捨てて）その時馬を、乘りはなし羅生門の。石壇に上り（ト一疊臺に上り）、しるしの札を。取り出だし（ト金札を作物の中に入れ）、壇上に立て置き歸らんとするに、後より兜の錣を掴んで引き留めければ（後見ツキの黒頭を引く）、すはや鬼神と太刀拔き持つて（太刀を拔きて）斬らんとするに（上を斬り）、取りた

春雨のしと〳〵と降りしきる眞夜中に家を出て、曉の鐘の鳴る頃東寺の前を過ぎ、九條通りへ出て、羅生門を見渡すと、雨はもの凄く降り、風も俄かに烈しく吹いて來て、馬は進まず、たゞ高嘶きして、身ぶるひをして、立ちすくんだ。

（と羅生門へ着いた型で、舞臺は羅生門のあたり、羅生門の作物が出てゐる。）

その時、綱は馬を飛び降りて、羅生門の石壇にあがり、證據の札を取り出し、壇の上に立て置いて歸らうとすると、後から兜の錣を掴んで引き留めるものがあるので、「さては鬼神だな」と、太刀を拔いて斬らうとしたが、兜に手をかけられたので、綱は思はず兜の錣を引きちぎつて、壇から飛び下りた。

【五】

○衛門―冠木門。

○太刀さしかざし―太刀を振り上げ。

ろ兜の緒を引きちぎつて（鬼頭を脱ぎ）、覺えず壇より飛び降りたり（と飛び降り脇座へ行く）

【五】

後ヂテ鬼神、面顰・赤頭・金襴半切・腰帶・打杖の装束にて作物の中に居り、次の地謡にワキの鬼頭を片手に持ちて、作物の後より出で一疊臺の上に立ち、

地 かくて鬼神は怒りをなして。かくて鬼神は怒りをなして、持ちたる兜をかつぱと投げ捨てそのたけ衛門の（と鬼頭をワキへ投げ）軒に等しく兩眼月日の如くにて。綱を睨んで。立つたりけり（と打杖を振上げ臺より下り）

〔舞働〕

シテとワキ互に爭ひ合ひたる後、シテは臺に上り、ワキは脇座にて構へ、

ワキ 綱は騒がず太刀さしかざし

地 綱は騒がず太刀さしかざし。汝知らずや王地を犯す。その天罰は。遁るまじとてかかりければ（ワキ太刀を振上げ）。鐵杖を振り上げ。えいやと打

【五】

後ヂテ―鬼神、作物（羅生門）に現れる。」

かうして、鬼神は怒つて、手に持つた兜をとつと投げ捨て、突立つた様は、その丈は羅生門の軒と同じ高さで、兩眼は月日のやうに輝き、綱を睨みつけた。

〔舞働〕に鬼神と綱とが渡り合ふ。

綱は落ちつき拂つて、太刀を上段に構へ、「汝、此様は分らないのか。王地を犯す天罰は遁れることが出來ないぞ」と言つてかゝると、鬼神は鐵杖を振り上げて、えいやと打つと、綱は飛んで身をかはし、ちやうと鬼神を斬りつけた。鬼神は斬られたから綱に組みつい

つを飛び違ひちやうと斬る、斬られて組みつくを拂ふ劍に腕うち落され、ひるむと見えしがわきつだにのぼり、虚空をさして、あがりけるを跡ひ行けども黒雲覆ひ時節を待ちて又取るべしと呼ばはる聲も、かすかに聞ゆる鬼神よりも恐ろしかりし。綱は名をこそ、あげにけれ

○ひるむ—気力がくじける。よわる、
○わきつだ—脇楯土。門の脇の土塀、
○時節を待ちて—鬼神の詞
○かすかに聞ゆる—鬼の聲の微かに聞ゆるを背に聞ゆる名高きよりの意にいひかけた。

て來たが、綱はこれを捕つてその腕をうち落すと、鬼神は一寸たぢろくやうに見えたが、忽ち門際の土塀に上り、空をさして飛び上つて行つたので、綱はこれを追ひ掛けたが、鬼神は黒雲に身を掩ひ隠して、
鬼神「よしまた時機を窺つて、取り返してやるぞ」
と叫ぶ聲だけが微かに聞えて、姿は消え失せてしまつた。
かうして、有名な鬼神よりもたは恐ろしい力を持つた渡邊綱には、勇名を天下に揚げたのであつた。

芭蕉

観（宝 金 剛 喜）

解説

【能柄】 三番目　複式夢幻能

【人物】 ワキ　楚国僧、前シテ　女（芭蕉の精）

狂言　楚国の者、後シテ　芭蕉の精

（女體）

【所】 支那楚国　小水

【時】 八月

【作者】 備本作者註文、二百十番謡目録ともに金春禅竹の作とす。言経卿記文禄四年三月廿七日の條に本曲註釈のことが出てゐる。

【梗概】 支那楚国小水の僧が日夜法華経を読誦してゐると、一人の女性が尋ねて来て、御経を聴聞し、なほも委しく草木成仏の謂れを聞いて、夕暮の鐘の音とともに消え失せる。僧が不思議の思ひをして、夜もすがら読経すると、芭蕉の精が再び女の姿で僧の夢に現れ出て、草木成仏の仏説を讃歎し、舞を舞ふ。折から一陣の山風が吹いて来て、庭の花も千草も散り／＼になると思ふと、僧の夢はさめて、芭蕉の破れ葉ばかりが庭に残つてゐた。

【出典】 謡曲拾葉抄に湘海新聞を引いて、

安置彭元功、築二庵於山中一、使二一奴守一レ之、一日作時、有二婦人一求レ宿、自稱二小木人一、奴因拒レ之、婦人入二奴臥室中一不レ去、奴推レ之、夜中又登二奴榻一、奴舉而擲レ之、婦如二一葉一、奴懶取二佛子一執レ之、婦人笑云、汝出レ畏レ採邪、天將レ明、庵有二佛鈴一、起擊レ之、婦人云、莫レ打莫レ打、打得人頭碎、遂去、奴趁出レ門、觀レ所レ向、入二林中一、忽不レ見、叢林中芭蕉最生也、奴歸見レ寺、有二五言詩一、意婦人芭蕉精也、詩云、

妾住二小木邊一、君住二青山下一、青年不レ可レ再、白日坐成レ夜、唯見二新消息一、不レ見二舊消息一、豈能深谷裏、風雨誤二芳年一、薄情作二過客一、咫尺萬里遠、一夜月空明、芭蕉心不レ展、解ト羅裙一、無情對二有情一、郷國復哀淚、唯道妾身輕、秋從二佛口一出、佛不レ在二經裏一、郎在二妾心頭一、郎身隔二萬里一、月色照二羅衣一、永夜不レ能レ寐、莫レ打五更鐘、打得人心碎。

を擧げてゐる。本曲は必ずしも右のやうた典據を求めなくても脚色し得られるものであるが、特に舞臺を小水としたのは、やはりこの種の傳說に本づいたのであらう。

【概評】維摩經に、泡沫と竝んで人世無常の喩へに擧げてゐる芭蕉を、一曲の主題として、佛理を說くことは、誠に恰好な趣向であり、これを主人公として草木成佛の功德を示すことは、最も有效な敎化となるであらう。蓋し作者は勿論これを見逃さなかつたのである。たゞ、他の多くの精魂物が、和漢傳說又は古詩傳說と結びつけて、成佛の經緯を明らかにしてゐるのに對し、これは終始芭蕉そのものを主位にしてゐるために、成佛功德の力強さが十分に現れない憾みはあるが、又一面、芭蕉葉の蕭條たる趣が全篇に漂うてゐて、劇といふよりは詩に近い情味が汲み取られるのである。

【一】 名乘笛にて、ワキ僧、角帽子・着附無地熨斗目・水衣・腰帶・扇・數珠の裝束にて經を懷中して出で、名乘座に立ち、

ワキ「これは唐土楚國の傍、小水と申す所に山居する僧にて候。さてもわれ法華持經の身なれば、日夜朝暮かの御經を讀み奉り候。殊更今は秋も

【一】 前段

支那楚國の山中、ワキ僧住居。

僧「私は支那の楚國の田舍、小水といふ所に山家住居をしてゐる僧です。さて私は法華經を身に受持して、常にこれを讀誦する者なので、朝も晩も毎日この御經を讀んでゐるのです。殊に今は秋の中頃で、

【一】○楚國―古代支那の一地方の國名。今の湖北湖南省。○小水―拾葉抄所引の湖海新聞にはこの字を用ゐてゐるが、或は瀟水（湖南省を流る）の誤りでなからうか。林春齋の芭蕉賦には「瀟水之參憩二彭氏一」とあり、同詩にも瀟の字を用ゐてゐる。

○法華持經の身—常に法華經を手に持つて讀誦する者

○おとなひ—音。足音。

○山峽—山と山との間の地

○寂寞とある—ひつそりとした。法華經法師品に「若說レ法之人、獨在二空閑處一、寂寞無二人聲一、讀二誦此經典一、我爾時爲現二清淨光明身一」

【三】

○芭蕉に落ちて—松に吹き渡る風が芭蕉に吹き落ちて徒らにその葉を吹き破るとの意。

○あだにや風の—山家集に「風吹けばあだにやれ行く芭蕉葉のあはれと身をも頼むべき世か」

半ば。月の夜すがら怠る事なし。ここに不思議なる事の候。この山中にわれならで。又住む者もなく候に。夜な夜な讀經の折節。庵室のあたりに人のおとなひ聞え候。今夜も來り候はば。如何なる者ぞと名を尋ねばやと思ひ候

といひて脇座に行き下に居て、

ワキサシ「既に夕陽西に遷り。山峽の陰すさましくして。鳥の聲かすかに物すごき

ワキ上歌「夕の空もほのぼのと。夕の空もほのぼのと。月になり行く山陰の。寂寞とある柴の戸に。この御經を、讀誦するこの御經を讀誦する

【三】

次第の囃子にて、シテ女、面深井・鬘・鬘帯・摺箔・無色唐織着流の装束にて、右に數珠左に木葉を持ちて出で、常座に立ち大小前の方に向き、

レテ次第「芭蕉に落ちて松の聲。芭蕉に落ちて松の聲。あだにや風の破るらん

地取に正面に向き、

月の光も澄み渡つてゐるので、終夜怠らず讀みつゞけてゐるのです。ところが、こゝに不思議なことがあります。といふのは、こゝは山の中で、自分の外には住む者もないのに、毎夜毎夜、讀經してゐると、この庵室のあたりに人の來る音が聞えるのです。それで、今夜も來たならば、どういふ者なのか、その名を尋ねて見ようと思ふのです」

と見物人に自己紹介をして、やがて佛前に坐した體で、

僧「もはや夕日は西に傾き、山の谷陰はもの寂しく、幽かに聞えて來る鳥の聲さへ、いかにも物凄いさまだ。かうして、夕暮の空が次第に薄暗くなつて、やがて月が出てくると、寂しいひつそりとした、この山陰の佗庵で、法華經を讀誦するのだ」

といつて讀經してる體。

【三】

ト芭蕉の精、里女の姿を装ひ、佛に供へる花を持つて登場。

女「松吹く風が芭蕉の葉に吹き落ちて、徒らにその葉を吹き破ることだらう」

と傷ましい心持を述べ、

二五三一

○風破窓を射て—白樂拾骸所收、杜荀鶴の詩句「風射₂破窓₁燈易₂滅、月穿₂疎屋₁夢難₂成」を引いた。
○誰か白露の—誰か知らんを白露に、露の降るを言ひかけた。
○あはれ馴るるも—謡曲の「あはれなる」の語を承ねたもの。山賤が友と親しみ馴れたものがあるといつても、それは木石に過ぎない。
○見ぬ色の—容易に逢ひ難きといふ意。法華經方便品に「甚深微妙法、難ㇾ見難ㇾ可ㇾ了」色は法華の華の縁語。
○法の花心—佛經に思ひを寄せる心。法花の二字を隠して用ゐた。
○染めずは—心に入れなければ。染めは色の縁語。
○唐衣の錦にも—富貴の身を喩へた。如何に富貴の身でも佛道に入ることが出来まい。
○衣の珠—佛道の悟りを喩へた語。法華經五百弟子受記品に「譬如ㇾ有ㇾ人至₂親友家₁、醉ㇾ酒而臥、是時親友官事當ㇾ行、以₂無價寶珠₁繋₂其衣裏₁、與ㇾ之而去、其人醉臥都不₂覺知₁」
○草の袂—唐衣の錦に對していひ、芭蕉の意を仄かし

シテサシ「風破窓を射て燈火消えやすく。月疎屋を穿ちて夢なりがたき。秋の夜すから所から、物すさましき山陰に。住むとも誰か白露の、ふり行く末ぞあはれなる（と面を伏せ）

シテ下歌「あはれ馴るるも山賤の友こそ、岩木なりけれ。上歌「見ぬ色の。深きや法の花心。深きや法の花心。染めずはいかが徒らに。その唐衣の錦にも衣の珠はよも掛けじ。草の袂も露涙。移るも過ぐる年月は。廻り廻れどうたかたのあはれ昔の、秋もなしあはれ昔の秋もなし

（廻り廻れど—と二三足前に出で木葉を下に置きてもとの座に立つ。ワキ立ちて正面に向き、

【三】

ワキ「さてもわれ讀誦の聲怠らず。夢現とも分かざるに。女人の月に見え給ふは（シテに向き）如何なる人にてましますぞ

シテ「これはこのあたりに住む者なるが。さも逆

女「——風が破れ窓から吹き入つて、燈火は消え易く、月の光があばら家に漏れなくさし入つて、夜もおちおちと寝られない」といふ詩句のやうな、いかにも物凄い山陰に、秋の夜を悲しく過してゐても、誰もかうした所に住んでゐると知つてくれるものもなく、たゞ獨り淋しく年老いて行く身は、ほんとにあはれなものだ。このやうな山家住居の身には、親しみ馴れる者があるといつても、それは人ではない、非情の木石に過ぎないのだ。さうだ、容易に逢ひ難い法華經の教へに、心を思ひ入れないで、たゞ徒らに月日を過してゐたならば、たとへ富貴の身でも佛縁を結ぶことは出来まい。まして、このやうな賤しい身は、たゞ悲しい年月を過すばかりで、月日は果敢なく移つて行つて華やかな時を迎へることとてはないのだ—

（と果敢ない身の上を歎きながら、佛前に花を供へる。）

【三】

（僧はこれを見て、）

僧「自分が怠りなく讀誦してゐると、夢だか現だか分らないが、月の光に女人のお見えになるのは、一體どういふ方でいらつしやるのです」

女「私はこの邊に住んでゐる者ですが、容

たゞ草の緣で露、露の緣で涙とつゞけた。
○うたかたの―うたかたは泡沫の古語。その泡をあはれにいひかけた。
【三】
○逢ひ難き御法―法華經功徳品に「言此經深妙、千萬劫難遇」。
○結縁―佛法に緣を結ぶこと。
○言の葉草の庵―言の葉、葉草、草の庵といひつゞけた。
○露の間―ほんの暫くの間。露は草の緣語。
○なべてならざる―世間並でない。普通の男でない。
○よそ人ならず―あなたと全く緣故のない者ではない。
○同じ流れを汲む―說法明眼論に「宿二一樹下一、汲二一河流一……皆是先世結緣」
○惜しまじな―僧も庵の内を惜しまじな、月も露の宿を惜しまじなと、上下にかかる。「江口」に見えてゐる西行の歌「世の中を厭ふまでこそ難からめ假の宿りを惜しむ君かな」を胸に置いて綴つたのであらう。
○古寺の―軒も垣根も古きといひかけた。
○愁ひは屋寺の―杜甫の詩

ひ難き御法を得。花を捧げ禮をなし。結縁をなすばかりなり。とても姿を見え參らすれば。何をか今は憚りの。言の葉草の庵の内を。露の間なりと法のためは。結縁に貸させ給へとよ

ワキ「げにげに法の結縁は。誠に妙なる御事なれどもさりながら。なべてならざる女人の御身に。「いかでお宿を參らすべき

シテ「その御心得はさる事なれども。よそ人ならずわれも又。住家はここぞ小水の

ワキ「同じ流れを汲むとだに。知らぬ他生の縁による

シテ「一樹の蔭の

ワキ「庵の内は

地上歌「惜しまじな。月も假寢の露の宿。月も假寢の露の宿〔右に向き〕。軒も垣ほも古寺の。愁ひは。

易に逢ふことの出來ないありがたい御經を伺ふことが出來ましたので、花を供へて拜禮をし、佛緣を結んでゐるだけのことでございます。かうして、お氣がつきました上は、何も憚ることはございません。この姿をお見せ申しますから、佛法のため、佛緣を結ばせる爲と思しめして、ほんの暫くの間でも、お庵の内にお入れ下さいませ」

僧「なるほど、佛緣を結ばうとは、實に結構なことです。しかし、普通の男とはちがつて、女の方にはお宿をお貸しすることは出來ません」

女「その御心掛は御尤もでございますが、私は全く御緣故のない者ではありません、私もお僧と同じこの小水に住んでゐる者ですから……」

僧「同じ河の水を汲むだけでも、この世ならぬ前世からの宿緣だから、それで宿を貸せと仰しやるのですね」

女「はい、同じ木蔭に雨宿りするのも、前世からの宿緣でございますから……」

僧「それで、この庵の内をば……」

女「お惜しみになりますまいね。あの月が露に假寢の宿を惜しみませんやうに。

おゝ、この軒も垣根も古くなつた古寺

句「神傷山行深、愁破崖寺古」を引いた。崖陰の古寺を訪ねると、愁ひを破り心を慰めるとの意。
○蘭省の花の時—和漢朗詠集白樂天の詩句「蘭省花時錦帳下、廬山雨夜草庵中」を引いた。蘭省は尚書省。廬山は江西省九江府にある名山。

【四】

○一念隨喜の信心—歡喜を以て專念佛法に歸依すること。

崖寺の古るに破れ（正面に直して前に出で）。魂は山行の。深きに傷ましむ月の影もすさましや（上を見。）誰かいひし（ワキと向合ひ）。蘭省の花の時。錦帳の下とは（左へ廻り）。廬山の雨の夜草庵の中ぞ思はるる

　と常座にてワキに向く。

【四】

ワキ「餘りに御志深ければ。御經讀誦の程内へ御入り候へ

シテ「さらば内へ參り候べし

　と眞中に行き下に居てワキに向く。ワキ下に居て正面に向き經卷を開き讀經の態。

シテ「あらありがたやこの御經を聽聞申せば。われ等如きの女人。非情草木の類までも頼もしうこそ候へ

　ワキ經を持ちたるまゝシテに向き、

ワキ「げによく御聽聞候ものかな。唯一念隨喜の

のさまは、『崖陰の古寺を訪ねると、愁ひの心が慰められる』といふ詩句を想はせ、この月影の寂しい感じは、『山路を行くと心がひどく感傷的になる』といふ詩句のやうでございます。さうさう、誰かは、『身は顯官にあつて、花美しい時節の錦の帳の中に休む。』といひましたが、やはり『雨の降る夜、廬山の草庵に淋しく過す』といつた心持がなつかしく思はれます」

　と僧庵をなつかしげに見る。

【四】

僧「餘りに御篤心だから、それたらば、お經を讀誦してゐる間、内へお入りなさい」

女「では、内へ入れて戴きませう」

　と僧庵の中に入つた態。僧は讀經する。女はこれを聽聞して、

女「あゝありがたいことでございます。このお經を聽聞すれば、私どものやうな女や、非情の草木などまでが成佛出來るとは、ほんとに頼もしいことでございます」

僧「おゝよく御聽聞なされた。たゞ一心に

○藥草喩品―法華經の第五卷。この卷に草木成佛の事を說く。
○諸法實相―一切萬有が絶對眞實であるとの意。
○峯の嵐や谷の水音―諸法實相の例。
○寺井の底の―水音から寺井を出し、井の底から澄めるを呼び出した。
○燈火を背けて―和漢朗詠集白樂天の詩句「背燭共憐深夜月、踏花同惜少年春」を借りた。
○法の人―佛。
○思ひの家―佛庵。思ひのひを火にいひかけて、火宅の意にも用ゐた。
○火宅―苦惱の多い現世を喩へた言。譬喩品に「三界無安猶如火宅、衆苦充滿甚可怖畏」

信心なれば。一切の非情草木の類までも。何の疑ひの候べき
シテ「さては殊更ありがたや。さてさて草木成佛の。いはれをなほも示し給へ
ワキ正面に向き讀經の心にて、
ワキ「藥草喩品あらはれて。草木國土有情非情も。皆これ諸法實相の（とシテに向き）
シテ「峯の嵐や
ワキ「谷の水音
シテワキ「佛事をなすや寺井の底の。心も澄める折からに
地上歌「燈火を背けて向ふ月のもと（ワキ經を卷き懐中す）。背けて向ふ月のもと。共に憐む深き夜の。心を知るも法の人の。教へのままなる心こそ。思ひの家ながら。火宅を出づる道なれや。されば

なつて歎喜の心を以て信仰すれば、一切のもの、非情の草木などまでが成佛するに違ひありません」
シテ「それこそ殊にありがたいことでございます。どうか、草木が成佛する御利益を、もつとよくお示し下さいませ」
ワキ「それは藥草喩品に明らかに示されてゐることで、草木も國土も、生類も非情のものも、一切萬物が絶對眞實の相を持つてゐるのです」
シテ「すると、この峯の嵐も」
ワキ「さうです、この谷の水音も」
地「今佛事をしてゐるこの寺の井戸の水も、皆諸法實相の例に洩れないのです」
地「かうして御佛事の行はれる寺で、心を澄ましてゐますと、あの『燈火を滅さげて眺める』といふ月が照り渡つてゐますが、この月を眺めて、更け行く夜の心持を味ふことも、お佛さまの御教へに從ふと同じ心持でございませう。かうした心持で居れば、この世は火宅のやうなものだとはいへ、その苦惱から脱れ出ることが出來るのでございませう。仰せの通り、

○柳は緑花は紅—あるがままの自然の姿がそのまま實相であると觀ずる悟り。蘇東坡の詩句に、「柳緑花紅眞面目」

【五】
○白絲の—理の解くるへといひかけた。
○解くばかりなる—もつれた白絲の解けるがやうに、了解せられる。
○有明の—何の疑かあらんといひかけた。
○末の闇路—有明月の後の月の無い闇夜と、死後の冥路。
○はるけずは—冥途の闇に苦しむ因となる迷ひの心を晴らさなければ。
○受け難き身の—心地觀經集に「悲哉我等難レ受二人身一値二難レ値佛教一出二離生死一、無レ量煩惱悉除」。平家物語祇王の條にも「人身は受け難く、佛教にはあひ難し」
○歸るさ—歸りがけ。
○雪のうちの芭蕉—王摩詰が雪中の芭蕉を描いたといふ故事によつて、僞れるの序とし、且その畫作を反めかした。この故事、閒話に委しく出てゐる。
○思へば鐘の聲—平家物語

柳は緑花は紅と知る事も。ただそのままの色香の草木も。成佛の國土ぞ成佛の國土なるべし

【五】地ロンギ 不思議やさても愚かなる。女人と見るにかくばかり。法の理白絲の解くばかりなる心かな

シテ なかなかに。なに疑ひか有明の。末の闇路をはるけずは。今逢ひ難き法を得る身とはいかが思はん

地 げに逢ひ難き法に逢ひ。受け難き身の人界を

シテ 受くる身ぞとや思すらん

地 恥かしや歸るさの（シテ立ちて）道さやかにも照る月の（目附柱の方を見）。影はさながら庭の面の雪のうちの芭蕉の（右へ廻り）。僞れる姿の眞を見えば如何ならんと。思へば鐘の聲。諸行無常となりにけり諸行無常となりにけり

柳は緑花は紅と觀ずることも、あるがままの自然の姿が、やがて實相であると悟ることで、さうした種々の草木も何にも、皆成佛するのでございませう—

【五】地「これは不思議だ。たゞくだらない女人だと思つてゐたのに、このやうに、白絲のもつれたのを解くがやうに、よくも佛法の道理をはつきりとわきまへてゐるものだ」

女「いえ何も佛の御教へに疑ふことはございません。今冥途の闇に苦しむ因となる迷ひの心を晴らさなければ、折角容易に逢ひ難いありがたい御經を聽聞しても佛果を得た者といふことが出來ません」

地「いかにも、我々が容易に逢ふことの出來ない佛の教を聞き、容易に生まれることの出來ない人間に生まれた上は……」

女「おゝ、私もその容易ならぬものとして生まれた人間だとお思ひになるのでございませう。おゝ恥かしい。歸りがけの道を月が鮮やかに照らして、庭の面も雪のやうに見えるばかりに輝いてゐるのですから、あの雪中の芭蕉のやうに、この僞つてゐる姿が、月の光で現れてしまつたら、どうしませう」

といふかと思ふと、折柄入相の鐘が諸行無常と響き渡つて、女の姿は跡かたもなく消えてしまつた。

と常座にて面を伏せ、杖して静かに中入。

【間】狂言座の者、着附段熨斗目・長上下・腰帯・扇・小刀の装束にて仕手柱先に出で、

狂言「かやうに候者は。唐土楚国の傍に住居する者にて候。こゝに湘水と申す所に。貴き御僧の御座候が。ありがたき御経を読誦なされ候間。参つて聴聞仕り候。又今日も参り御経聴聞仕らばやと存ずる

真中に出で下に居てワキに向ひ、

狂言「今日は怠り申して候

ワキ「何とて怠られ候ぞ

狂言「尤も早々参り御経聴聞申したく候へども。叶はぬ用の事候ひて。怠りて候

ワキ「げに／＼尤もにて候。さて方々に尋ねたき事の候。思ひもよらぬ申し事にて候へども。雪の中の芭蕉の偽ると申す事につき。様々子細あるべし。御存じに於ては語つて御聞かせ候へ

狂言「これは思ひもよらぬ事を承り候ものかな。左様の事委しくは存ぜず候へども。凡そ承り及びたる通り御物語り申さうずるにて候

ワキ「近頃にて候

狂言「まづ雪のうちの芭蕉の偽ると申す子細は。昔唐代の御時。帝芭蕉を好み給ひ。庭上に植ゑ置かれ。明暮叡覧ありたると申す。然れどもかの芭蕉冬はなきものなれば。冬の芭蕉を叡覧ありたく思しめし。その頃王摩詰といへる畫かきを召して。冬の芭蕉を書いて上げよとの御事なり。摩詰承り。總じて芭蕉は冬はなき物にて候を。書き申す事迷惑に候へども。勅命なれば是非に及ばず。芭蕉に雪の積りたる所をありありと書いて。偽る所を書き奉る由申し上ぐる。帝浅からず思し召し。即ち冬はその繪をかけさせ。常に叡覧ありたると申す。左様の事をある詩に。雪の裡の芭蕉は摩詰が繪。

祇園精舎の事に「祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり」涅槃經の「諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂」から出た文。諸行はあらゆる現象。こゝでは女の姿の消え失せたことをいふ。

【間】

炎天の梅水は簡齋の詩と申して。偶る聲と承り候。又奏者寧と申す子細は。身は及びなき者奏聞申す事叶はねば。庭上の芭蕉の葉に書きつけ申せば。そのまゝ上に通ると申す。その外知音近付へ參りても。その身に逢はねば申す事を芭蕉の葉に書きつけ。歸ればその返事を致すと申す。左樣の事を竇鞏が詩に。窓外娟々として澗水流る。横花半ば照らして夕陽收まる。名字を題して相訪ふことを知らしめんとすれば。又恐る芭蕉の秋に耐へざらん事と作られしも。かやうに書きつけ歸りても。風などが吹いて破れたらば。知るまじきとの心にてもや御座あるか。委しくは存ぜず候が。唯今の御尋ね不審に存じ候

ワキ「懇に御物語り候ものかな。尋ね申すも餘の儀にあらず。われ讀誦の聲怠らざる折節。夢現ともなく女性一人來られ。御經讀誦の聞結緣のため。庵の内を貸し候へとて則ち内に入り。草木成佛の事を尋ね申され候程に。藥草喩品の肝文を示して候へば。さては草木成佛疑ひなしと喜び。女人とは申しながら。法の理明らかなる人にて渡り候程に。いかなる人ぞと尋ねて候へば。雪の中の芭蕉の偽れる姿といひもあへず。鐘の音に乘じ姿を見失うて候よ

狂言「これは奇特なる事を承り候ものなか。さては芭蕉の精魂現れ出で。御經聽聞ありたると存じ候。それを如何にと申すに。御經にも藥草喩品と申して。草木までも成佛の肝文の御座あると申し候間。なほ〱御經御讀誦ありて。重ねて奇特を御覽あれかしと存じ候

ワキ「猶〻ありがたき御經を讀誦し。重ねて奇特を見うずるにて候

狂言「御用の事候はば重ねて仰せ候へ

ワキ「頼み候べし

狂言「心得申して候

といひて狂言は引く。

【六】

○法の奇特—佛法の功徳による奇蹟。

○妙なる法の場—妙い佛事の行はれる所。妙法蓮華經の上二字を含ませた。

○風の芭蕉や傳ふらん—芭蕉の風や傳ふらんの意。

【七】

○優曇華—三千年に一度咲くといふ花で、容易に得難い喩へに用ゐられる語。法華經妙莊嚴王本事品に「佛難レ得レ値如二優曇波羅華一」

○御法の雨—芭蕉葉の實を御法にいひかけた。佛法の功徳を雨に喩へた語で、藥草喩品に「佛平等說、如二一味雨一」又「雨之所レ潤、無レ不二豐足一」

○人衣の姿—人の着物をかりた姿。

【六】ワキ「さては雪のうちの芭蕉の、僞れる姿と聞えしは、疑ひもなき芭蕉の女と。現れけるこそ不思議なれ

ワキ上歌（待謠）「唯これ法の奇特ぞと。唯これ法の奇特ぞと。思へばいとど夜もすがら。月も妙なる法の場、風の芭蕉や、傳ふらん風の芭蕉や傳ふらん

【七】一聲の囃子にて、後ジテ芭蕉の精、面深井・鬘・鬘帶・摺箔・長絹・色大口・腰帶・扇の裝束にて出で、常座に立ち、

後ジテ「あらものすごの庭の面やな。あらものすごの庭の面やな。ありがたや妙なる法の敎へには。逢ふ事稀なる優曇華の。花待ち得たる芭蕉葉の。御法の雨も豐かなる。露の惠みを受くる身の。人衣の姿、御覽ぜよ（とワキに向き）。かばかりは（正面に直し）。うつり來ぬれど花もなき

【六】

後段

僧「雪の中の芭蕉のやうに姿を僞つて來たといつた所を見ると、さては疑ひもなく芭蕉が女となつて現れて來たのだぞ。實に不思議なことだ。

これといふも、全く佛法の奇蹟だと思はれるから、月の照り渡るこの寺で、終夜法華經を讀誦してゐると、芭蕉の葉に吹き渡る風が通つてくるやうだ」

（地謠する間。）

【七】

（後ジテ芭蕉の精、たち出て登場。）

芭蕉「あゝ何といふもの寂しい庭なのだらう」

（庭の様を眺めて、やがて僧の前に立ち、）

芭蕉「ありがたい法華經の御敎へ、めつたに咲くことのない優曇華の花のやうな、容易に逢ふことの出來ない法華經の御敎へを受けることが出來ましたお蔭で、この芭蕉葉が豐かな法雨の惠みに潤ひ、人間らしい衣裝をして來ました、この姿を御覽下さいませ。……でも、かうして人間らしい姿で現れて來ましたものの、も

○ふりまさる―露の降りを飾りにいひかけた。
○庭のもせ―庭もせ（庭の面）の謬用であらう。
○枕ともなき―枕をするともなく、松の根を枕にして假寝する。
○松が根の―松の根が土から現れ出るといふ意で、現れ出づの序とした。
○顔ばせ―顔かたち。
○荒金の―土の枕詞。何か女となり得ぬ定めはあらんを荒金にいひかけた。
○われとは知らぬ―自分では氣のつかない。藥草喩品に「所レ得功德不ニ自覺知一」

地「芭蕉の露の。ふりまさる

シテ「庭のもせ山陰のみぞ

ワキ「寝られねば枕ともなき松が根の。現れ出づる姿を見れば。ありつる女人の顔ばせなり。さもあれ御身は如何なる人ぞ

シテ「いや人とは恥かしや。真はわれは非情の精。芭蕉の女と現れたり

ワキ「そもや芭蕉の女ぞとは。何の縁にかかかる女躰の。身をば受けさせ給ふらん

シテ「その御不審は御謬り。何か定めは荒金の

ワキ「土も草木も天より降る

シテ「雨露の恵みを受けながら

ワキ「われとは知らぬ有情非情も

シテ「おのつからなる姿となりて

ワキ「さも愚かなる

とく花もない芭蕉のこととて、庭や山陰で、みじめた年月を過してゐるばかりでございます」

僧「よくも寝られないので、殊更枕をするといふこともなく、うとうと居眠つてゐたところへ、現れ出た者の姿を見ると、先程の女の顔かたちだが、一體あなたはどういふ人なのです」

芭蕉「いえ、人と仰しやつてはお恥かしい。私はほんとは非情の物の精魂で、芭蕉が女となつて現れて来たのでございます」

僧「一體芭蕉が女となつたとは、どういふ縁で、そのやうな女の身となられたのでせう」

芭蕉「そのやうな御不審をなさるのは、お間違ひでございます。草木とて女になれないといふ法はありません」

僧「いかにも、土も草木も等しく天から降つた雨露の惠みを受けたもので……」

芭蕉「さうした惠みを受けてゐながら、自分では氣のつかない物でも、生類も非情のものも一切、自然の育てるまゝな姿となるのでございます。でも、女といふものは一體に愚かしいものであるのに、わけても果敢ない芭蕉が女姿をしたのです

○花染ならぬに―花染は露草の花で染めたもので、色が變り易い。芭蕉の葉は染めたものでなく色は變らないが、風の爲に裂け易いから、袖が綻びるといつたのである。

【八】

○無相眞如の體―形態を離れた絶對眞實の本體。

○一塵法界―一微塵の中にも佛法の世界がある。觀語錄に「一塵含二法界一、一念遍二十方一」

○一枝の花を捧げ―草木の花の咲くを佛に手向ける心に見立てた。

○一花開けて―往生講式に「一花開天下皆春、一發心者法界悉道」

○水に近き樓臺は―宋の蘇麟の詩句「近レ水樓臺先得レ月、向レ陽花木易レ逢レ春」（唾玉集）を引いた。

○庭の荻原まづそよぎ―新續古今集永助法親王の御歌に「秋來ての風の宿りはここにのみありとやそよぐ庭の荻原」

○そよかかる秋と―それよそれ見よ、このやうな秋が來た。

シテ「女とて

地上歌「さなきだに。あだなるに芭蕉の。女の衣は薄色の。花染ならぬに袖の。綻びも恥かしや

シテ次のクリ地に大小前に行きて立つ。

【八】

地クリ「それ非情草木といつぱ眞は無相眞如の體。一塵法界の心地の上に。雨露霜雪の。形を見す

シテサシ「然るに一枝の花を捧げ

地「御法の色を現すや。一花開けて四方の春。のどけき空の日影を得て楊梅桃李數々の

シテ「色香に染める。心まで

地「諸法實相。隔てもなし

これより謡に合せて舞ふ。（地クセ）

地クセ「水に近き樓臺は。まづ月を得るなり陽に向へる花木は又。春に逢ふ事易きなる。その理も様々の。げに目の前に面白やな。春過ぎ夏闌け秋來る風の音づれは。庭の荻原まづそよぎそ

から、この衣物は薄色の花染衣のやうに褪め易いものではないにしましても、風に破れ易いもので、袖も綻びはしないかと、お恥かしうございます」

といつて橋の前に坐し、

【八】

地謡「一體非情の草木といふものは、ほんとは形を離れた絶對眞實の本體でありますが、一微塵の中にも佛法世界を含めてゐるといふ意味合から、雨・露・霜・雪などによつて、その時折の姿を見せてゐるのです。

それで、まづ一つの花が咲けば、これを佛への手向として、佛法の貴さを示します。そして、一つの花が咲けば、やがて天下おしなべてのどかな春となり、その春の光を受けて、楊梅や桃や李や、様々のものが色とりどりに咲き出るのでありまして、それらはいづれも等しく諸法實相を示してゐるのでございます。

かうして、世の中の様々のものの中で、例へば、水際に近い樓臺では他所よりも早く月が眺められ、暖い方に向いてゐる木は、外の木よりも早く春の花の咲き易いものですが、かうした様々の道理を、目前に觀ることの出來るのは、實に面白いことです。やがて春が過ぎ、夏も暮れ

○忍ぶとすれど―軒の草の忍草をきかせた。
○花は嵐の―芭蕉に花はあらじを嵐にいひかけた。
○音にのみ―嵐の音だけでも露が散り落ちるとの意。
○露の身は―芭蕉葉の露を露の如く果敢ない身の意にいひかけた。
○置き所なき蟲の音―置きは露の縁語。居どころもないまでに深山集つて鳴く蟲の音。
○蓬がもとの心の―蓬の下から、本の心、生れたまゝの本心を呼び起した。
○芭蕉葉の夢―列子周穆王篇「鄭人有下薪二於野一者上、遇二駭鹿一、御而撃レ之、斃レ之、恐二人見一レ之也、遽而藏二諸隍中一、覆レ之以レ蕉、俄而失二其處一、遂以爲レ夢」に據つて、夢の序とした。
○牡鹿の鳴く音は―前の故事によつて鹿を出した。
○思ひいるさの―金葉集大中臣公長の歌「思ひわびて思ひ入るさの山の端に出づる月日の積りぬるかな」を引いて、思ひ入るさの山を佛の道に入る機會といふ意に用ゐた。
○しのに物思ひ―篠の縁語篠といひかけた。しのは篠

よかかる秋と知らすなり。身は古寺の軒の草。忍ぶとすれど古も。花は嵐の音にのみ。芭蕉葉の。脆くも落つる露の身は。置き所なき蟲の音の。蓬がもとの心の、秋とてもなどか變らん

シテ「よしや思へば定めなき

地「世は芭蕉葉の夢のうちに。牡鹿の鳴く音は聞きながら。驚きあへぬ人心。思ひいるさの山はあれど。唯月ひとり伴ひ馴れぬる秋の風の音。起臥茂き小篠原。しのに物思ひ立ち舞ふ、袖暫しいざや返さん

【九】（と舞ひ上げて大小前に立ち、

シテ「今宵は月も。白妙の

地「氷の衣。霜の袴

〔序舞〕（を舞ひて常座に立ち、引續き次の謡に合せて舞ふ。

シテワカ「霜の經。露の緯こそ。弱からし

て、秋にもなれば、まづ風が庭の荻原にそよ〳〵と吹き渡つて『おゝそれ秋が来た』と知らせます。――秋といへば、私ども芭蕉は、古寺の軒の忍草と同様、どのやうに風を避けようとしても、もともと花はないので、それの散る心配はないにしても、葉が脆くも嵐に破られてしまふのです。全く、嵐の音だけで散り落ちる露のやうな、果敢ない身上でございます。――それから、蓬のもとに隙間もない程寄り集まつて鳴く蟲の音、これもその本心のまゝ、秋の相を現したものに變りはないのでございます。

思へば、この世は芭蕉葉の夢のやうな無常なものであるのに、もの寂しい鹿の鳴く聲を聞いても、これに氣のつかないのが人心の淺ましさで、悟りに入るべき機會はいくらもあるのですが、たゞ月を秋風の伴ひ行くに任せて徒くやうに、いつもその機會を見過してしまふのです。そしていつも様々な物思ひに沈んでゐるのです。……（いえ、そのやうなお話は止めて）さあ思ひ立つて、少し舞を舞つてお目にかけませう」

【九】（と舞ひかゝりて、諸法實相の理を物語り、）

地「今夜は月の光も殊更白くて、白い光を受けたこの着物は、氷の衣や霜の袴のやうだ」（さいつて）

〔序舞〕（を舞ひ）

蓮謡「霜を經絲とし、露を緯絲として織つ

くの意。
○物思ひ立ち舞ふ―源氏物語紅葉賀の巻の歌に「物思ふに立ち舞ふべくもあらぬ身の袖うち振りし心知りきや」
【九】○氷の衣霜の袴―月の光で衣袴が氷霜のやうに見える意。夫木抄に「夏の夜の激さえわたる月影に氷の衣着ぬ人ぞなき」
○霜の経露の緯こそ弱からし―古今集藤原関雄の歌。下句「山の錦を織ればかつ散る」
○久方の―天の枕詞。
○芭蕉の扇―李義山の詩句に「芭蕉開緑扇」
○浅茅生―丈の短い雑草。
○芭蕉は破れて―僧の夢の破れたことを含めていふ。

地「草の。袂も

シテ「久方の

地「久方の。天つ少女の羽衣なれや

シテ「これも芭蕉の葉袖を返し

地「返す袂も芭蕉の扇の風茫々と物凄き古寺の。庭の浅茅生。女郎花刈萱。面影うつろふ露の間に。山颪松の風。吹き拂ひ吹き拂ひ。花も千草もちりぢりに。花も千草も。ちりぢりになれば。芭蕉は破れて。残りけり

と舞ひ納めて常座にて留拍子を踏む。

たやうな草の袂は、さぞ弱いことでせう。でも、それも諸法実相の立場から見れば、天女の着る羽衣と変りのないものといへませう。さうした心持で、この芭蕉の葉袖を翻し、芭蕉の扇を揮つて、舞を舞ひませう」

と、芭蕉の女が舞を舞ふにつれて、風が茫々とこのもの寂しい古寺の庭の浅茅生や、女郎花や刈萱に吹きわたると思ふ間に、山颪、松吹く風が烈しく吹いて来て、花も千草もちりぢりに吹き拂つて、僧の夢は破れ、今まで目に見てゐた女姿は消え失せて、たゞ風に破れた芭蕉葉が庭に残つてゐた。

シテ芭蕉の精、僧の夢から消え失せる態で退場。

狂言(六地藏)

▲アド これは、この邊に住居いたす者でござる。このごろ在所の者どもが寄合ひ、宿外れに堂を立てゝござるが、これに(一)六地藏を作らせうと申す談合きはまつてござる。それにつき、某に都へ上り、地藏を調へて參れと(二)さいてござる。急いで上らうと存ずる。

道行 やれ〳〵、都へ上つてござらば、これを序に、此處彼處をも見物いたさうと存ずる。やあ、ほどなうこれは都でござる。さても〳〵忘れたことがある。(三)佛師が、何處許にあるやら、名を何といふも知らぬ。さりながら、都の樣子を見るに、知らぬことは、呼ばはつて通ると、知れると見えた。ちと呼ばはつて廻らう。なう〳〵、其處許に佛師殿はござらぬか。佛師屋は(四)おりないか。地藏を調へたうござる。▲シテ 罷出でたるは、都に住居する(五)大すつぱでござる。見れば田舍者と見えて、何やら呼ばはる。ちとあれに當つて見ようと存ずる。なうなうこれ〳〵、そこな人。▲アド やあ〳〵、こちのことでござるか。何事でござる。▲シテ なるほど我御料のことぢや。この洛中を、何をわつぱとおしやるぞ ▲アド 身共は、田舍者でござれば、(六)聊爾なことには申さぬ。御免なれ。▲シテ いや〳〵、そなたが粗相をおしやるではない。

(一)六地藏 地藏は、衆済[illegible]化の職を盡すやうに、釋迦佛から付囑を受けた菩薩といふ。身を六道に分ち、衆生を済度せらるゝので、六地藏の名がある。これを六地藏といふ。即ち、一に檀陀[illegible] [illegible]る。

(二)さいて 指定しての意。

(三)佛師 佛像を彫刻して作る工人。

(四)おりないか 御座らぬか。

(五)大すつぱ 大詐人。大詐欺師。

(六)聊爾なこと 麁忽なこと。

(七)運慶 建久・建仁・建保頃の人で、東大寺の大佛師、[illegible]佛像彫刻の名人で[illegible]ろ。

何を尋ねやるぞといふことおぢや。」 ▲アド 身共、地藏が求めたさに、佛師殿を尋ねます。 ▲シテ それは仕合おぢや。 身共が、眞佛師でおりやる。 ▲アド なう／＼、怖や／＼。疾つとそちへ寄らせられ。 身共は、幼少より蝮蛇は嫌でござる。 ▲シテ いや／＼、それはそなたの聞きやうが惡い。 都には運慶(七)、湛慶(八)、安阿彌(九)というて、佛師が三流ある。 中にも安阿彌の流おぢやによつて、眞佛師おぢやといふことでおりやる。 ▲アド さてはさやうでござるか。 それならば、六地藏を積みたうござるが、作りて下されうか。 ▲シテ なか／＼。 作りて進らうが、そなたは六地藏の由來をお知りやつたか。 ▲アド いや、何とござるも存ぜぬ。 ▲シテ 一々いうて聞かさう。 まづ六地藏と申すは、一體はみやうい地藏と申して、錫杖を持つて、無間地獄(一〇)を救ひ給ふ。 また一體は、むに地藏とて、本願を以て、餓鬼道(一一)の苦患を助け給ふ。 一體はしやうさん地藏とて、珠數を持つて、畜生道(一二)を助け給ふ。 一體はそく地藏とて、衣を持つて人道(一三)の苦患を救ひ給ふ。 また一體は鉢を持つて、修羅(一四)の苦患を助け給ふ。 一體はふくりき地藏とて、手を合せて、天道(一五)の苦患を祈り給ふ。 されども同一體なり。 何れの佛の願より勝れて、有難いことおぢやほどに、

（八）湛慶　運慶の子にして尾張法印といひ、佛像彫刻に巧なるのみならず、善く佛像を描く。

（九）安阿彌　快慶といひ、運慶の兄弟子にして、法橋に叙せられ安阿彌と號す。佛工の名手として、重きをなす。

（一〇）無間地獄　五逆罪の一を犯した者が、この地獄に墮ちて、一劫の間、間斷なく病苦を受くるといふ。

（一一）餓鬼道　地獄に次いで苦痛の多い處で、常に飢餓に苦しむ世界といふ。

（一二）畜生道　死者が生前の業によつて、畜生に轉生する境界といふ。

（一三）人道　人間の棲む世界で、佛教は因果律によりて僞りに成佛し、生死無常にして苦患も少からず。

（一四）修羅　闘しき鬪爭のために苦しむ世界といふ。

（一五）天道　天人の住む世界にして、その業報人界に勝り、その身清淨にして快樂を受く。されど、その果報盡くれば苦患を受くるといふ。

いかにも六地蔵を作つてまゐらせう。　さておまへは何程にいたさう。　▲アドされば何程がようござらう。　▲シテとかく身共が存ずるは某が背だけに、作つて遣らう　▲アドなか／＼それがようござらう。して、いつ頃出来ます。　▲シテされば急きなれば、明日の今時分、急ぎでもなければ、来年の今頃でおりやる　▲アドこれは大きな違でござるが、何としたことでござる。　▲シテされば最前も申す如く、某は安阿彌の流おやによつて、弟子数多持つて居る　急ぎちやとおしやれば、御手を作るものには御手、御首を作る者には御首を作らせ、片端から、身共が膠を以てちよつちよと、つけて廻るによつて。明日の今時分と申す。また急でもなければ、身共が一細工（一）に、ぼつ／＼いたすによつて、それで来年の今時分と申すことでおりやる。　▲アド尤も聞えました。こなたの一細工が望でござれども、その様に逗留もなりますまい。明日の今頃出来さしてくだされ。　▲シテ心得た。　出来して遣らう。　▲アドして、代物（二）は何程でござるぞ。　▲シテ萬疋でなければ出来ませぬ。　▲アドいかにも萬疋で誂へませう。　なんと、御宿は何處許でござる。　▲シテいや／＼、宿をいうたりとも、お知りやるまい。　五條の因幡堂（三）を

（一）一細工　一人の仕事。

（二）代物　代金。

（三）因幡堂　下京、五條烏丸の東にありて、平等寺といふ。因幡守橘行平の創建にかゝる。

（四）我御料　親しみて呼ぶ對稱の代名詞。

（五）請取つた　注文を引受けた意。

知つて居やるか。▲アド存じましたとも。▲シテあの後堂に、新薦を垂れて置かうほどに、明日今頃あれへおりやれ。▲アドなか〳〵、參らう。

▲二人さらば〳〵〳〵。

▲シテやれ〳〵田舍者をまんまと賺してござる。身どもは幼少の時分より、揚枝を一本削つたことがござらぬ。さりながら、身共が背だけと申したも、下心あつて申したことでござる。いたしやうがござる。なう〳〵居りやるか。ちと相談することがある。出さしませ。

▲二人何事でおりやるぞ。▲シテ（四）我御料達を喚出すは、別のことではない。田舍者が地藏を誂へたいというて、町中を呼ばはつて廻つたほどに、身共が言葉をかけ、佛師になつて、まんまと賺して、六地藏を（五）請取つた。すなはち代物萬疋にきはめたほどに、首尾ようしおほせたら、我御料達にも配分して遣らうぞ。地藏にならしめ。▲二人いかにも配分しておこしやらば、地藏にならう。▲シテそれは一段おぢや。まづそれに待たしませ。後から因幡堂へおぢやれ。やう〳〵田舍者が參る時分おぢや。因幡堂へ參らう。

▲アド最早地藏の出來ます時分おぢや。急いで因幡堂へ參らう。やあ

佛師殿ござるか。▲シテなか〳〵。ござつたか。▲アド何と地藏は出來ましたか。▲シテなか〳〵、出來ました。後堂へ廻らせられ。翠簾が垂れてある。▲アド心得ました。▲シテやあ、何れも居りやつたか。さあ〳〵早う地藏の拵へさしませ。我御料は鉢と、そなたは錫杖(一)、身共は寶珠。これでよいぞ。面をまづ着さしませ。▲二人心得た。▲シテよいぞ〳〵。佛の様にきつ(二)として居ようぞ。▲アド坐つて拜みませう。後堂の何處許やら知らぬ。や、此處に翠簾が垂れてある。掲げて見よう。さら〳〵〳〵。さても〳〵、よう出來た。早いことかな。殘の三體は何處にある知らぬ。佛師殿ござるか。▲シテなか〳〵、これに居ります。▲アドあれはよう出來ましてござる。殘の三體の地藏も一緒に拜みたうござる。何處にござる。▲シテされば所が狹さに、脇に置きました。こちらへ廻らせられ。▲アド心得ました。▲シテさても〳〵、忙しいことかな。また地藏にならずばなるまい。ならな う早う地(三)藏の道具を拵へて持たしませ。拵が出來たか、見付けられぬやうにせうぞ。▲アドさても〳〵これもよう出來た。あら有難や、南無地藏大菩薩〳〵、なう〳〵佛師殿ござるか。▲シテなか〳〵これ

(一)**錫杖**　僧侶・修驗者などの持つ杖で、上部は鐵、中部は木、下部は牙又は角で作り、頭は塔婆の形をなし上に數個の環を入れてある。

(二)**きつとして**　動かずにきちんとしての意。

(三)**地藏の道具**　六地藏の手に持つ道具は、人頭杖・寶珠・香爐・錫杖・草筥・金珠・鉢などである。

(四)賣僧　元來、商賣する僧の意であるが、單に僧を罵りていふ。

に居ます。▲アド 殊の外よう出來ました。どうござつても一緒に六體共に拜みたうござる。▲シテ いや、最前申す如く、所が狹さに、一緒に置きませぬことでござる ▲アド それなら是非に及びませぬ。も一度行て拜みませう。▲シテ これはさて、また地藏にならずばなるまい。さあ〳〵早う揃へやれ〳〵。▲二人 心得た。▲アド 鉢があるか。錫杖が見えぬ。▲シテ それ〳〵、遲い〳〵。▲アド これは最前とは違うた。こりや佛師ぢや。▲シテ いや〳〵、佛ぢや。▲アド どれも皆人ぢや。さては(四)賣僧共ぢや。憎い奴の、やるまいぞ〳〵。▲三人 あゝゆるしや。
▲アド やるまいぞ、やるまいぞ〳〵。

—本文、終—

紙屋治兵衛 きいの國や小はる 心中天の網嶋　作者 近松門左衛門

さん上ばつからふんごろのつころちよつころふんごろで。まてとつころわつからゆつくる〱たが。笠をわんがらんがらす。そらがくんぐる〱もとれんげれんげればつからふんごろ。よねがなさけの。そこふかき。堤かや蜆の大海を。かへらほされぬしゞみ川。思ひ〱の思ひ歌。心が心といさむるは門あんどうのもじがせき。うかれぞめきのあだ上るり。やくしや物まね網尾は歌二かいざしきのしやみせんに。ひかれて立寄きやくも有もん日のがれて顔かくし。しすこしせじと忍び風中るのきよが是を見て。身をのがれが来りける。づきんのしころを取はづし〱。二三度逢のびたれ共。思ふ

○さん上ばつからふんごろ云々　句頭何居の文字を拾へば、さん上(三條)はふのちよ坊の町でまてとわゆつた(三條で待てとは言つただ)笠をわす、空が曇ればふとなる、三條坊の町で待てとは言つたが、(待たずに来て)笠を忘れた、空が曇れば降らうの意を寓せしものか

○大海をかへも干されぬ蜆川　蜆貝で井戸がへをするといふ諺あり、漢書の以蠡測海と同義

○あだ浄瑠璃　[illegible]りの浄るり

○網尾は歌　網尾は歌舞伎か、[illegible]人形芝居(寶永四年刊)に、近い頃立ち並びし南堀江の一類、高木や櫓の[illegible]、[illegible]き、障子にうつるよねの風、高島田に大[illegible]、三味線の調子僅かにかんばりの堅頭上げ、〆は[illegible]道中村よ[illegible]らしや[illegible]だとあり、[illegible]にて川岸に[illegible]てしことある[illegible]とすべし

○紋日のがれて　紋日に客を出せば相應の代價を要する故に

○しすこし　命をつかひ過して引負

おてきなればのがさじと。とびかゝりひつたりわるにやれ、これせうしとめたる女かげ消しころとづきん。ついふみかぶる客も有。楼の名さへも梅さくら花をそろへし其中に。南のふろのかたより今此新地に建続きの丸屋の小はるとは、此十月におだし名を。世にのこせとのしるしかや。ことひはたれかよぶこ鳥。おぼつかなくもあんじのかげ行ちがふ。ふの立居りしゃ小はる様かなんといの。たがいに一座ら打たへ。貴面ならねば便も聞す氣色がわるいかゞ顔もほそりやつれさんしたな。誰やらが噺できけば紙治様ゆへ。内からたんと客のぎんみにおはんして。どこへもむさとはおくらぬの。いや太兵衛様に請出され。ざいしよとやら伊丹とやらへいかんす筈共聞及ぶ。どふでござりやすといひければ。アヽもう伊丹〱といふてくだんすな。それでいたみ入はいな。いとしぼなげに紙治様とわたしが中。さ程にもないことを。あのせいこきの太兵衛がうき名をたてゝいひちらし。客といふ客はのきはてゝ。内から紙屋治兵衛ゆへじやとせく程に〱ふみの便も叶はぬ様に成やした。

となること

○身をのがれ　三保谷の地口、十行本には、みをのやがきたりけるとあり、謡曲景清の、三保谷がきたりける兜の錣を、取りはづしく、二三度逃げのびたれども、思ふかたきなれば逃さじと、飛びかゝり兜をおつとり、えいやと引く語に云々のもぢり

○ひつたり悪洒落　仲居が客にひつたり附添ひ、悪洒落すに早く酔はせよとなり

○ふみかぶる　ついうか〱と踏込みて難用を引被ぶるに至るをいふ

○楼の名さへも梅桜　曾根崎梅田橋辺に東川に属す

○南の風呂　當時南には問屋町の柾風呂、舛風呂、大寶寺町の鐵風呂、濱領域の丁子風呂等あり、小春は南の風呂の湯女より曾根崎新地に轉ぜし也

○小春とは此十月に　十月を小春といふに由る

○呼子鳥覚束なくも　謡曲のたづきも知らぬ山中におぼつかなくも呼子鳥かなの歌による

○貴面ならねば　お目にかゝらねばの意、わさと男子の詞を使ふは此社会の常なり

○ぜいこき　贅上をいふもの

ふしぎにこよひは侍しゆとて河庄かたへおくらるゝが。かういく道でもし大兵衛にあはふかゝ氣遣さ〱。かたき持同然の身持。なんとそこらに見へぬかゑ、〱そんならちやつとはづさんせ。あれ壹丁めからなまいだ坊主が。てんがう念佛すこくる。其見物の中に。のんこに髪ゆふてのらしい。だてしゆおさんといひそな男。たしかに太兵衛様かと見た。あれ〱爰へといふ間程なくほうろくづきんの青道心。すみの衣の玉だすき見物でめきに取まかれ。かねのひやうしも出合ごん〱。ほでてん〱ごねふつにあだ口かみませて。ふん〱はいりうはめづらしからず。門をやぶるは日本の朝ひなりうを見よやとて。くはんの木さかも木引やぶり。うれうこされうこ討取ても。なんなく過る月日のせきや。なまみだなまいだ。〱まよひ行共松山に。似たる人なきうき世ぞと。ないつエヽ〱ワハ〱〱。笑うつきやうらんの。身のはて何と淺ましやと。しばをしとねにふしけるは。めもあてられぬふせいなまみだなまいだ。〱〱。ゑい〱〱〱〱こん屋の德兵衛。

○なまいだ坊主のてんがふ念佛　鉦を叩き浄るり小唄などを歌ふ辻藝人のおどけたる節をいふ

○のんこ　いかなる形とも確かに知れねど伊達衆の髪風なるべし

○樊噲流は珍しからず……難なく過ぐる月日の關や　國姓爺合戰九仙山の段の文句

○迷ひゆけども松山に……目もあてられぬ風情　都一中の正本傾城京の松山の道行の文句

○ゑい〱……灰汁でもはげす　待夜小室節の與作踊の文句

○なんぞ　何ぞの詞

○おはぬだ　引合はぬ

○とつ河内屋　とつかはにかく

○李白天　[illegible]

○心中よしいきかたよし　情ふかく氣前よきこと

ふきにもとより[illegible]ぞめこみの。内のしんだいおくでもにげするなまみだなまい
だ〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵ァ、是ぼんさまもなんぞゑ、いま〳〵しい。やう
〳〵此比此里の心中ざたがしづまつたに。それおいて團せんやの道行念佛が
しようじやとて。杉が作からほうしやの錢で。たつた一錢二錢で三千餘里をへ
だてたる。大みん國への長旅は。おはぬだ佛おはぬだ〳〵〳〵ぶつ〳〵
いふて行道を。人立とぎれにちよこ〳〵走とつ河内やにかけこめば。是は〳〵
はやいお出。お若さへひさしういはなんだやれめづらしい小はる様〳〵は
ゐ〳〵で小はる様とあるじのくはしやがいさむ聲。是門へ聞える。高いこゑ
して小はる〳〵いふてくだんすな。おもてにいやなりよう天があるはいの。
ひそかに〳〵たのみやすと。いふもられてやぬつと入たる三人づれ。小はる
どのりよう天とは。ない名を付て下された。先程からいひましよ。つれしゆ。
内々聞た心中よしいきかたよし床よしの小はる殿。やがて此男が女房に持か。
紙屋治兵衞が請出すか。はり合の女房を近付に。成ておきやとのさばりよれ

ばエイ開共ない。果しれぬ人のあだ名を立。手がらにならばせいだしていはんせ。此小はるは開共ないとついとのけばまたすりよりの。開共なく其小ばんのひゃきできかて見せう。貴様もよいゐんくはじや。てんま大さか三がうに男も多いに。紙屋の治兵衛ふたりの子の親。女房はいとことしうとはおばむこ。六十日〳〵に。問屋の仕切にさへおはるゝしやうばい。十貫目ちかいかね出して。請出すの根引のとは。とうらうがおのでござる。我ら女房子なければ。しうとなし親もなしおぢもたず。身すがらの太兵衛と名をとつた男。色里でせんしやういふとは治兵衛めにはかなはね共。かね持たみは太兵衛が勝た。かねの力でおしたらばのふつれ衆。何にかたふもしれまい。こよひの客も治兵衛めじやもちらを〳〵此身すがらがもらふたくはしや。酒だしや〳〵。何おしやんす。こよひのおきやくはお侍しゆ。追付見えましよ。おまへはどこぞわきであそんで下さんせと。いへ共ほたへた顔付にて。刀さすかさゝぬか。侍も町人もきやくは客。なんぼさいても五本六本はさすまいし。よ

○天満大坂三郷　天満を有る大坂中にの意、大坂を南組北組天満の三組に分ちて三郷といへり
○仕切　仕払金
○蟷螂の斧　文選曰十四、蟷螂之斧禦隆車之隧
○身すがら　身一つにて係累なきこと
○わき　他所
○ほたへた顔付　ふざけた顔付

うさいて刀脇ざしたつた二本。侍ぐるめに小はる殿もらふた。ぬけつかくれつなされても。縁あればこそお出合ヤなまいだ坊主のおかげ。ア、念佛のくりき有がたい。こちも念佛ぢやぞ。ヤ。かねの火入きせるしもくおもしろい。ちやん〳〵。ちや〳〵ちやん。ゑい〳〵〳〵〳〵。紙屋の治兵衛。小はるぐるひが拵はらがみで。一ぶこばんしつり〳〵かみで。内のしんだいすきやれ紙のやはなちかまれぬ紙くず治兵衛。エなまみだ佛なまいだ。なまみだ佛なまいだ〳〵と。あばれわめく門の口。人めを忍ぶ夜るのあみ笠。ハア、ちり紙わせた。ハチきつい忍び様。なぜはいらぬちり紙。太兵衛が念佛こわくば。なもあみ笠もらふたと。引すり入たるすがたを見れば。大小くすんだ武士の歪じん。あみ笠ごしにぐつとねめたる。まん丸めだまはたゝきがね。念共佛共出ばこそ。ハア、といへ共ひるまぬ顔。なふ小はる殿。こちは町人刀さいたとはなけれど。おれが所にたくさんな新銀のひかりには。少々の刀もねぢゆがめふと思ふ物。ちり紙屋めがうるしこし程なうすらと手で。此身すがらとはり

○大小くすんだ武士　大小のこしらへ花美ならず、渋くきじみなる武士

○うるしこし　漆をこすに用ふる吉野紙をいふ

〇中町　堂嶋中町

〇はゞかる　大きく廣がること

〇見届けて　客の治兵衛なるか然らざるかを

〇詰つめて云々　今後の約束を結びかはして、こつてりと契れとの意

〇青菜のひたし物　醤油に縁をもたせし詞

〇堅手　堅氣の事、陶器の洒落なるは茶碗に縁をもたせし也

〇留守居　諸藩の藏屋敷を預る年寄役

今は實分千方。さゝらばしかゝ中町くだりぞめいたら。どこぞでは嗅くすふみになつてくりよ。皆おじやく\と。身にもそは男ごかく町一ぱいにはゞかつてこそ歸りけれ。所からはか者にかまはすこゝらへる武士の客。紙屋く\とよしふしのうはさ小はるが身にこたへ。思ひくづおれうつとりと。ふあいさつ成おりふし。内から走てきの間やの。すきがけうとい顔付にて。たゞ今はる様おくつて參りし所。お客様まだ見えず。なんと見とゞけてこなんだとひとふしかられます。りよぐはいながらちよつとゝお心侍様あげめんていぎんみゝ、そでないく\ときずかひなし。詰つめてしつぽりと小はる様。したゝるたゝのきじやうゆ。くはしや猶さらば後に青なのひたし物と。口合たらく\立歸る。しごくかた手の侍。大きにふけうしこりや何じや。人のつらをぬきゝするは身をふや入ちやわんにするか。なぶられにには來ヤさぬ。此方のやしきはひるさへ門入かたく。一夜のたしゆつもならぬへとはゝ樣に付。むつかしいおきてなれ共。お名聞て戀したふたお女郎。どうぞと一座をねがひ。小

者もつれずに先刻参つて宿を頼。なんでも一生の思ひ出。おなさけにあづからふと存たに。いかなにつこりと顔がほも見せず。一ごんのあいさつもなく。ふところで歌よむやうに拱々うつむいて斗。首筋がいたみはいたさぬかさなんとてはしつ職。ちや屋へ来てきんにょの往生すると。ついにない図とふつゝけば。お道理〳〵いわくを御ぞんじないゆへ御ふしんの立はづ。此女郎には紙治様とやらふかひお客がござんして。けふも紙治様。明日も紙治様と。わきから手ざしもならず。外のおきやくはあらしの木の葉で。ばら〳〵〳〵。のぼりつめてはお客にも女郎にも相手けがの有物。第一つとめのさまたげとせくはどこしも親方のならひ。それゆへのお客のぎんみ。おのづと小はるさまもお氣のうかぬは道理。お客も道理だうり〳〵の中取て。あるじの身なれば御きげんよかれが道理のかんじんかんもん。サアはつとのみかけわさ〳〵わつさり頼ます。小はる様にる様と。いへ共何のへんとうも涙ほろりの顔ふり上。あのお侍様。おなじしぬる道にも。十夜の内にしんだ者は。佛に成といい

○ついにない図　一向例のなき事なりとの意

○わさ〳〵わつさり　陽氣にサバサバと

○十夜　浄土宗にて十月六日より十五日まで別時念佛を唱ふるをいふ此間に死する者は成佛すと言傳ふ

○旦那坊主　菩提所を旦那寺といひそこの僧を旦那坊主といふ

○大方な事聞につしやれ　物を聞ふにも大抵程度ありとの義

○うてぬ顔　打合はぬ義にて、調子を合せかね、合點のいかぬ樣子

○鰐口にのる　世の人の口に上るをかくいふは神の縁をとれり、大概注釋等皆同じ

ひよすが定かひな。それを身がしるとか。だんな坊主におといなされ。ほんにそうじや。そんならといたいことが有。じがいすると首くゝるとは。さだめし此のどを切ッかたが。たんといたいでござんしよい。いたむかいたまぬか切ては見ず。大かたなことゝはつしやれ。ア小氣味のわるい女郎じやと。さすがの武士もうてぬ顔。ヱヽはる樣。しよたいめんのお客にあんまりなあいさつ。ちつと氣をかへてどりやこちの人待て來て酒にせうと。立出るかどは宵月の。かげかたぶきて空のあし。人足うすく成にけり。天滿に年ふるちはやふる。神にはあらぬ紙樣と世のわに口にのる斗。小はるにふかくあふぬさのくさり合たるみしめなは。今はむすぶの神無月。せかれてあはれぬ身と成はて。あはれあふせのしゆびあらば。それをふたりがさいご日と。なごりのふみのいひかはし。毎夜〳〵の死かくご。玉しゐぬけてとぼ〳〵うか〳〵身をこがす。にうり屋で小はるが沙汰。侍客で河庄方とみゝに入より。サア今宵と。のぞくかうしのおくの間に客はづきんをおとがいの。いごく斗に森閑す。かはい

○つれて飛ぶなら梅田か　飛梅の縁にすがりし句法、梅田も北野も墓所なれば情死の場とする意

や小はるがともしに。そむけた顔のあのやせたことはい。心の中は皆おれがことゝ。窓にゐるとふきこんで。つれてとぶなら梅田か北野かエヽしらせたい呼たいと。心でまねく氣は先へ身はうつせみのぬけがらの。かうしにだき付あせり泣も。おくの客が大あくびで。思ひの有女郎衆のおとゞで氣がめいる。かどもしづかなしはしの間へ出てあんどうでも見て氣をはらさふぜサアござれとつれ立出ればなむ三寶とてかうしのこかげにかた身をすぼめかくれて聞共内にはしらず。なふ小はる殿。よひからのそぶり。詞のはしに氣を付れば。くはしやが噂の紙治とやらと。心中する心と見た。ちがふまい。しに神ついたみゝへは。いけんも道理も入まじとは思へ共。さりとはぐちのいたり。さきの男の無分別はうらみず。一家一もんそなたを恨にくしみ。万人に死顔さらす身の恥。親はないかもしらね共。もしあればふかうのばち。佛はおろか地ごくへもあたゝかに。ふたりづれでは落られぬ。いたはし共せうし共一げんながら武士の役。見ごろしにには成かたし。至てかねづく。五両十両は用に

○色外に顯る　思ひ内にあれば色外に顯る

○南の元の親方　南の風呂屋女たりし時の抱主

立ても助たし。神八幡侍めうり他言せまじ。心てい残さず打あけやと。さゝやけば手を合せ。アヽ忝い有がたい。なじみよしみもないわたし。御せいごんでの情のお詞涙がこぼれて忝い。ほんに色外にあらはるでござんする。いかにも〳〵紙治様としぬるやくそく。親かたにせかれてあふせもたへ。さしあひありて今急に請出すことも叶はず。南のもとの親かたゝ安とに。まだ五年有年の中。人手にとられてはわたしはもとよりぬしは猶一ぶんたゝず。いつそしんでくれぬか。アヽしにましよとひくにひかれぬ義理づめにふつといひかはし。しゆびを見合せあいづをさだめ。ぬけて出よふぬけて出よと。いつ何時をさいご共其日おくりのあへない命。わたしひとりを頼みの母様。南辺にちんしごとして裏屋住。しんだ跡では袖こひ非人のうへじにもなされうかと。是のみ悲しさわたしとても命は一つ。水くさひ女と思召も恥しながら。其恥をすてゝしに共ないが第一。しなずにことのすむ様にどうぞ〳〵頼やすと。かたればうなづくしあん顔。そとにははつと聞おどろく。思ひがけなき男心木

○關の孫六　美濃國の刀工兼元

から帯にるごとくにて。氣もせきくるひ押に書うとかゝ。腕の立ぬ三年といふ物ばかされたと。根性くさりのきつねめ。ふん込で一打かつらはおかゝせて腹いよかしらにおちきり〳〵口おし涙。内に小はるがかこつ涙。ひけうな願ひとながら。お侍さまいおなさけ。こゝに申まする二三月の比迄。わたしにおふてくだんしてかの男のしたにいくるたびごとに。たゞやさに成て斷をいはしやくもをのづから予をさげば。さきもこふさずわたしも命たすかる。何のおんぐはに死るけいやくしたことぞ。思へばくやしうござんすと斗ざに。もたれ泣有様ふ、闘とやけに異雜り。風もくる人か見ゆと。かうしのしやうじはたく〳〵と。立聞治兵衛が氣も狂亂。さすがうり物やす物め。どしやうぼね見たがへと。玉しゐをうばはれしさんたらやく切めと。詞ふかつかふかどうしやうにこうつる二人のよこ顔に、くらはせたいふみたい。何ぬかすやらうかすき合じあがむさゝやくはへるさま胸をおさへさすつてもこらへられぬかんにんならぬ。心もせきにせきの孫六一尺七寸ぬきはなしかうしのきはより小はるか胸腹。

○がしじがらみ　むやみにからむこと、聯ふがらみの意にて諸国にからむよりいふにや

○日すゞ　雲にまかして

客ども見様の気味よいとつくに座はさめく。是はとけがもなくすかさす客がとびかゝり、両手をつかんでぐつと引入、刀のさげ緒手ばしかくかうしのはしらにがんじがらみしつかとしめ付、小きみよさはよいな。のぞくまいぞといふ所にていしの上端立留り。是はとさにげば、アヽくるしうない。しやうじごしに面を身をつき込あばれ者、うそをしやうじにくゝり付。悪性ありなはよくな、入道あれに居いさゝえ、その背負へ。小はるおにあいて逃ようとおいとはい。上見しり有ならざゝしので、つかれぬ前にはつとつらぬき、すいきやうのあとの色里に又は日とらむ、さたなしにいなしてやらんしたらこそ河庄さんで。わしやよそうに世界かつて、いかなく、身しだいにして有はしりや。小はるこちへとみくの間の影に見られけど、ゝられて、かうし手がわにもかけはしとりを身は様ゝのふにつなかる、犬におとつたいき恥を、かくごきわめし館の涙しぼる。誠こそ不便なれ。ぞめきもどりの身すがら太兵衛、扨こそ河庄がかうしに立光は治兵衛めな。捨てくれんと。ふりかいつかんで引かづくあいたゝ

○ぬすみほざいた　ぬすみをしたの罵詞

○頭巾　頭巾といふ類なり

た。あいたとはひけう者。ヤアこりやしばり付られた。扨はぬすみほざいたな。ヤいきすりめどうすりめとてはたとくらはせ。ヤがんどうめヤごくもんめとてはけとばかし。紙屋治兵衛ぬすみしてしばられたと。よばゝりわめけば行かふ人あたり近所もかけあつまる。内より侍とんで出。ぬす人よばゝりはおのれか。治兵衛が何ぬすんだサアぬかせと。太兵衛をかいつかみ土にぎやつとのめらせ。おきればふみ付ふみのめし〳〵。ひつとらへてサア治兵衛。ふんで顔いよ〳〵足本につき付るを。しばられながらはうがゑち。ふみ付〳〵ふみさがされて土まぶれ。立あがつてねめ廻し。あたりのやつばらよふ見物してふませたナア。一々につら見おぼえた。へんばうするおぼへておれと。へらず口にて逃出す。立よる人々どつと笑ひ。ふまれてもあのおとがひ。橋からなげて水くらはせやるな〳〵とおつかけ行。人立すけば侍立よつてしばりめときさづきん取たるめんていヤア孫右衛門兄じや人。アツアめんぼくなやとどうと座し。土にひれふし泣いたる。扨は兄御様かいのと。走出る小はるが胸ぐら取

○親子中　親子は親族の意、今も信州地方に行はる、炭俵上、凶年に女房のおやこ振舞て（芭蕉）又此春もすまぬ牢人（野坡）

○にべもない　情味のなきこと

○氣あつかひ　氣がねして取扱ふこと

てひつゝ乙。ちく生め。きつねめ。太兵衛よりさきうぬをふみたいと足をあぐれば孫右衛門。ヤイ〳〵〳〵。其たわけからことおこる。人をたらすはゆうぢょのしやうばい。今めに見えたか。此孫右衛門はたつた今一げんにて女の心のこそを見る。二年あまりのなじみの女。心てい見付ぬうろたへ者。小はるをふむ足で。うろたへたおのれがこんじやうをなせふまぬ。エ、せひもなや。弟とはいひながら三十におつかゝり。勘太郎お末といふ六ッと四ッの子の親。六間口の家ふみしめ。身だいつぶるゝわきまへなく。兄のいけんをうくることか。しうとはおばむこ。しうとめはおばじや人親同然。女房おさんは我ためにもいとこ。むすび合〳〵重々の縁じや親子中。一家一もんさんくはいにも。おのれがそねざきがよひの。くやみより外よのことは何もなひ。いとしひはおばじや人。つれあひ五左衛門殿はにべもないむかし人。かゝのおい子にたをされ娘をすてた。お三を取かへし。天満中に恥かゝせんとの腹立。おばひとりの氣あつかひてきに成みかたに成。やまひに成程心をくるしめ。お

○行先に的が立つ　到る處に的のあたるべき筈なり
○此亭主に工面し　此茶屋の主人に談合工夫して
○祭の練衆　祭禮の練物とて假裝の行列をなす事あり、その連中をいふ
○小詰役者　下廻りの役者
○家尻切　盗人

のれが恥をつゝまるゝ思しらす。此ばちたつた一ッでも行きさきにまとが立。かくては家も立まじ小はるが心てい見とゞけ。其上の一思案おばの心もやすめたく。此ていしゆにぐめんし。おのれが病のこんげん見とゞくる。女房子にも見かへしは尤。心中よしの女郎ッア、お手がら。けつかうな弟を持。人にもしられし粉屋の孫右衛門。まつりのねりしゆか氣ちがひか。つゐにさゝぬ大小ぼつこみ。くらやしきの役人と。小づめやくしやのまねをしてばかをつくした此刀。すて所がないわいやい。小腹が立やらおかしいやら。胸がいたいとはぎしみし。泣顔かくす十めんに小はるはしやうむせかへり。背お道理と斗にて詞も涙にくれにけり。大地をたゝいて治兵衛。あやまつたく兄じや人。三年先よりあのふるだぬきに見入られ。親子一門さいし迄でになし。しんだいの手もつれも。小はるといふやじり切にたらされこうくはい千万。ふつゝり心殘らねば尤足もふみ込まじ。ヤイたぬきめ。きつねめ。やじり切め。思ひ切ったせうこ是見よと。はだにかけたるまもりぶくろ。月がしら

○女房さつて　我妻をも制限して見るをゆるさず
○私が立ちます　私の一分が立ちます
○たつのたゝぬ　七行本立の立たゝぬとあり、十行本によりて改む

に一枚づゝ取かはしたるきしやう。あはせて廿九枚もどせば戀もなさけもない。こりや請とれとはたと打付。兄じや人。あいつが方の我らがきしやう數あらため請取て。こなたの方で火にくべて下され。サア兄きへ渡せ。心得やしたと涙ながらなげ出すまもりぶくろ。孫右衛門押ひらき。ひいふう三ィよ。十廿九枚かずそろふて。外に一通女のふみこりや何じやと。ひらく所をァ、そりや見せられぬ大じのふみと。取付を押のけ。あんどうにてうはがき見れば小はる様まいる。紙屋内さんより。よみもはてずさあらぬ顔にてくはいちうし。是小はる。さいせんは侍あうり。今は紙屋の孫右衛門あきないめうり。女房がさつて此ふみ見せず我一人ひけんして。きしやう共に火に入させいもんにちがひはない。ハア、忝い。それでわたしが立ますと。又ふししづめば。ハァくく〱。うぬが立のたゝぬとは。人がましい。是兄じや人。かた時もそやつがつらが見ともなし。いざござれ立ながら。此無念口おしさどうもたまらぬ今生の思出。女がつら一、ふむ、このんあれとつゝとよつてじだんだふみ。ェ、

しなしたり。足かけ三年馴しゆかしもいゝしかはいもゝけふといふけふたつ
た鉄あし一本のいとまごひとて。ひたひぎはをはつたとけて。わつと泣出し見
弟づれ。帰るすがたもいたく〳〵敷跡を見送聲をあげ。なげく小はるもむごら
しき。たしんちうか心中か。誠のこゝろは女ばうの其一ふでのおくふかく。
たがふみも見ぬこひのみちわかれてこそは。かへりけれ

中之巻

ふくとくに。おまみつ神の名をすぐに。天神ばしと行通ふ。所も神のおまへ
町いとなむわざも紙見世に。紙屋治兵衛と名を付てちはやふる程かいにくる。
かみはまちきしやうばいは所からなりしにせなり。夫がこたつにうたゝねを
枕びやうぶでかせふせぐ。そとは十夜の人通り見世と内とをひとしめに。女
房おさんの心くばり。日はみじかし夕めし時市のかは遣使にいて。玉は付して
あることぞ。見三五郎めがもどらぬことかせがつめたい二人の子共がさむか

○お前町　天満宮前町
○[illegible]に正直　正直の頭に神宿るの諺より
○しにせ　為似せの動詞より来る語　商売も親々にしにせてなどいふは大体にさかんに成りゆく義なり
○市の側　青物市のたつ川岸の地名

○[illegible]にはなる　[illegible]なる[illegible]にて、[illegible]の[illegible]

○宮　[illegible]宮

○新になつた　冷えこゞえたること

○ろくにしや　十分注意してまんろくにせよ

○おぼえる程　身にしみる程

らふ。おすゑが乳のみたいじぶんもしらぬ。あほうには何が成しんきな奴じやと聞こと。かゝ様ひとりらどつたと走帰る兄むすこ、ア、勘太郎もどりやつたかお末や三五郎は何ッとした。宮にあそんでちゝのみたいとお末のたんとなきやりました。そうこそ〳〵。こりや手も足もくぎに成ッた。とゝ様の寝てござるこたつへあたつてあたゝまりや。兄がはうめどふせうと待かねみせにかけ出れば。三五郎たゞひとりのら〳〵として立帰る。こりやたわけお末はどこに置て来た。ア、ほんにどこでやらおとしてのけた。たれぞひろたかしらん差。どこぞ尋て来ませうか。おのれよあ〳〵大じの子をけがでもあつたらぶちころすと。わめく所へ下女の玉お末をせなかにおふ〳〵いとしや。辻に泣てござんした。三五郎もりするならろくにしやとわめき歸れば。ア、かはひや〳〵。ちゝのみたかろふのとおなじくこたつにそへおして。是玉。其あほうめがきにへる程くらはしや〳〵と。いへば三五郎かぶりふり。いや〳〵たつた今お宮でみかんを二ッづゝくらはせ。わしも五ッくらふたと。あほうのくせに

○二分の勘太郎　一匁八分で二分残る勘定を息子の名にいひかく、蓮根を生ずるを腹が立つともいふ

○けつかうな　気のよき事

かる口だてにが笑ひするオヽ。ヤあほうにかゝつてわすりよとしたアヽおさん様。西の方から梅屋の孫右衛門様とおよごさま、つれ立てお出なされます。是は〳〵そんなら治兵衛殿おこそ。なふ旦那殿おききさしやんせ。はゝ様とおち様がつれ立てござるげな。此みじかい日にあきんどがひる中にねたふりを見せては又きげんがわるからふ。おつとまかせとむつくとおきそろばん片手に帳引よせ。二壹天作五九引が三ちん六引が二ちん。七八五十六に成おば打つれて孫右衛門内に入ば。ヤ兄じや人おば様是によふこそ〳〵先是へ。私は只今急なさん用いたしかゝる。四九卅六匁三六が壹匁八分で二分の勘太郎よお末よ。ばゝ様とおち様お出じや。たばこぼん持ておじや。一三が三それおさんおちや上ましやと口ばや成。いや〳〵ちやもたばこものみにはこぬ。是おさん。いかにわかいとてふたりの子の親。けつかうな才みめではない。男の性のわるいは皆女房のゆだんから。しんだいやぶりめをとわかれする時はおとこ斗の恥じやない。少めをあいて氣にはりをもちやいのといへば。おば様お

○あたゝかに　此下に聞かうかの語を加へて心得べし

○今橋の問屋　今橋通の紙問屋

○白人　新町以外の島内や曾根崎の遊女をいふ

○賣買高い　物價高くせち辛き時節

○息氣きそげ　きそげに意義なし、類似の音を重ねて音勢を強むるのみにて、ありたけこたけ、あくぞもくその類なり

ろかなこと。此兄をさへだますふかくご者女房のいけんなどあたゝかにヲヤイ治兵衛。此孫右衛門をぬく／＼とだましきしやうまでかやして見せ十日もたゝぬに何じや請出す。エヽうぬはなあ。小はるがしやくせんのさん用かおきおれとそろばん追取にはへくはらりとなげ捨たり。是は近比めいわく千万。せんどより後今ばしのといやへ二ど。天神様へ一どならではしきゐより外出ぬ私。請出すことに揚おき思ひ出しも出すにこそ。いやんな／＼夕べ十夜の念佛にかうおうの物語。そねざきのちや屋きの國やの小はるといふはくじんに。てんまのふかい大じんが外のきやくを追のけ。すぐに其大じんがけふあすに請出すとの是ざた。うりかい高い世の中でもかねとたわけはたくさんなと。いろ／＼のひやうばん。こちのおやも五左衛門殿つね／＼名を聞ぬいて。きの國やの小はるに天満の大じんとは治兵衛めに極つた。かゝの爲にはおいなれどこちは他人娘が大じ。ちや屋者請出し女房はちや屋へうりおろふ。さるいきそげにきつ付られぬ間に取かへしてくれうと。くつのぎ半分おりられし

をなふさう〳〵しいしんべうにも底ことを。おかさくらさ闇とやけてうへのこととをしたためし乾達右衛門樋道にて遠見も人の闇にけふはきのふの治兵衛でないぞ。それさきの手もされほんに大阪の上々しさけにわかからはみ返るそら、こゝにおぞやさうなたのでこゝにはおばが見ていよしやくまう。通せいわうじやうの枕をたらむここはいふ治兵衛がこと頼むとの一ごんはわすれねど。そなたの心一ッにて頼まれしかひもないわいのとかつぱとふして伏沈む。治兵衛手を打ハヤ、よめた〳〵。取ごこの有小はるは小はるなれど。請出す大じん大きにちがふ。兄さら御ぞんじ先日あばれてふまれた身すがらの太兵衛。さいしけんもつくしたぬやつ、かねはさい所いたみから取よする。とつくにきやつめが請出すを私におさへられ。此にじせうとうらいと請出すに極つた。我ら作もとらぬことゝいへばおさんも色をなをし。たとへわたしが傳でも男がちの屋者請出すも生ひいきせうはづかない。此手はこちの人にみおかんおうそはないかゝ嫉せうこにわしが立ますと。夫婦の詞わりふもあひ扱はそうかと手を

○神妙にもなる事　おだやかにも成得る事
○はみ返る　一旦快方に向ひたる病気のまたわるくなるをいふ、耳数三郎兵衛話、一旦は本復せられたれども、明くる年のはみかへし、
○
○よめた〳〵　了解し得たり
○おさへられ　小春を押さへて引渡さぬをいふ
○たとへ私が傳でも　前の指図なばかりがみめでないの語に係す

○とてもに　とてもの事に

○かたむくろ　一概に我意を張りとほす偏屈形氣をいふ

○牛王の群烏　熊野の符札には七十五羽の烏點にて熊野生土寶印の六字をあらはせり、此裏に起請文を書くなり、而して誓詞に天罰起請文之事と題するを常とす

○世話かく　せわやくに同じ

○世間が冷える　當國女兵衛に世間が冷いとあり、世間の語意現今と少しく異なり

○かぶる蒲團の格子島また曾根崎を忘れずか　組紋はすべて格子つくりなれば、蒲團の格子縞より言ひ出して、また曾根崎とつゞけたり

打ておばおい心をやすめしが、ム、物には念をいれうことゝ、まづ〳〵嬉しいと
てもに心落付所。かたむくろのおやぢ殿うたがひの念なきやうにせいしかゝ
すがゝつてんか。何か掛千枚でも仕らふ。彌滿足則道にてもとめしと孫右衛門
くはい中より。くまのごわうの村がらすひよくのせいし引かへ、今は天はつき
しやうもん小はるに縁切思ひ切。いつはりにおいては上はぼん天たいしや
く下はしだいのもんごんに。佛ぞろへ神ぞろへ紙や治兵衛名をしつかりで血判
をすゑて指出す。ア、はゝ様おち様のおかげでわたしも心落付。子中なしても
ついに見ぬかためごと皆よろこんでくださんせ。ヲ尤々此氣になればかたま
るあきなひごともはんじやうしよ。一門中がせはかくも皆治兵衛爲よかれ。兄
弟の孫共かにいさ。孫右衛門おじやはやう歸つておやぢにあんどさせたい。世
間がひへる子共に風ひかしやんな。是も十夜のによらいのおかげ是から庭共
おれい念佛。なむあみだ佛と立歸る心ぞすぐに佛成。門まくりさへそこ〳〵
にしきゐもこすやこさぬ巾。こたつに治兵衛又ころりかぶるふとんのかうし

○巣守　孵化せずしていつまでも巣に殘る卵をいふ

絵。まだそはごきをわすれすかとおされながら立よつて。ふとんを取て引のくれし枕につたふ泪のたきぬらりくよ泣ゐたる　間おこし引立こたつのそくらにつきすへ。かほつくづくと打ながめ。むんまりじや治兵衛殿。され程なごりおしくばせいしか、ぬがよいわいの。おとゝしの十月中のゐの子にこたつ明た嘉儀とても。まあ是こゝで枕ならべて此かたし。女房のふところには鬼がすむかじやがすむかで。二年といふ物すもりにしてやうくはゝさまおかゝ様のおかげで。むつましいめをとらしいね物がたりもせう引物と。たのしむ間もなくほんにむごいつれないさ程心残らばなかしやんせくく。其涙がしやみがはへながれて小はるのくんでのみやらふぞエ、きよくもないうらめしやと。ひざにだき付身をなげふしくどきたてゝぞなげきける。治兵衛殿おしのごひ。悲しい涙はめより出。無念涙は耳から成共出るならば。いはずと心を見すべきに。おなじめよりこぼるゝ涙の色のかはらねば。心の見へぬは尤々。人のかはきたちくしやう女が。なごりもへちまもなん共ない。ゐこん有身すからの

○金ぜき　金のために小事の恥を補塡すること

○いんげんこき　他を貶し己を揚ぐる言語を放つ者、ぜいこきに同じ

○金につまつて　十行本、金に手づまつてとあり

太兵衞。かねはじゆうさいしはなし請出すぐめんしつれ共。其時迄にこはるめが太兵衞が心にしたがはずば。少もきづかいなされなたとへこなさんと縁きれ。そはれぬ身に成たり共。太兵衞には請出されぬもしかねぜきで親かたからやるならば。物の見ごとにしんで見しよとも。たび／＼詞をはなちしがこれ見やのいて十日もたゝぬ中。太兵衞めに請出さるゝくさり女の閉。足めにも心はゆめ／＼のこらね共。太兵衞めがいんげんこき。治兵衞しんだいきついてのかねにつまつてなんとゝ。大阪中をふれ廻りとい屋中の付合にもつらをまぶられいき恥かく胸がさける身がもへる。エヽ口おしい無念なあつい涙血の涙。ねばい涙を打こへねつてつの涙がこぼるゝとどうとふして泣ければ。はつとおさんがけうさめ顔。ヤアウハウそれなればいとしや小はるはしにやるぞや。ハテサテなんぼりはつでもさすが町の女房じやの。あのぶ心中者なんのしなふ。きうをすゑくすりのんでいのちのやうじやうするはいの。いやそうでないわしが一生いふまいとは思へ共。かくしつゝんでむざ／＼ころす其つみ

○新銀七百五十匁　新銀とは[illegible]銀にして、[illegible]八銖一の[illegible]たれば、[illegible]の[illegible]の[illegible]二倍八の[illegible]にして[illegible]倍の[illegible]なり、共に[illegible]銀[illegible]百五十匁を[illegible]に換算すれば、[illegible]となる

もおそろしく。大じのことを打あけるゝ小はる殿に不心中けし様もなけれ共。ふたりの手をきらせしは此さんがからくり。こな様がうか〳〵としぬるけしきも見へしゆへ。あまりかなしさにおいみたがひとも。きられぬ所を思ひ切夫の命を頼む〳〵と。かきくどいたふみをかんじ。身にも命にもかへぬ夫じゆと思なれど。ひかれぬ義理作おもひ切との返事で。わしや是まもりに身をはなさぬ。是程のけんじよがこなさんとのけいやくちがへ。おめ〳〵太兵衛にそふ物か。をなごは我人一むきに思ひかへしのない物。しにやるはいの〳〵アヽアヽびよんなこと。アアサアサどうぞたすけて〳〵と。さはげば夫もはいもうし。取逃したきしやうの中しも口女が一通。見きの手へわたりしはおのしおもいたよたし。それなれば此小さんをしねるで。アヽ悲しや此人をころしてにて。女どしのぎりだて、ぬまづこなさんにやういて。どうぞころしてくださるなと夫に手をも泣しずむ。さとても何とせん半がねも手付を打つ。ことめて見るぞ。六十るが命は新銀七百五十匁のまさねば此世にとゞむることし

ならず。今の治兵衛が四、三貫匁のさいかく。打ぺしやいでもどこから出る。なふぎやうさんなそれですまばいとやすしと。立てたんすの小引出し明て。しげもなひまぜの。ひぼ付ぶくろ押ひらきなげ出す一つゝみ。治兵衛取上ヶなんじや金か。しかも新銀四百め。こりやどうしてと。我ぬかねにめさむる斗なり。そのかねの出所も跡でかたればしれること。此十七日いわゝにの銀のしきり銀。にさいかくはしたれ共。それは兄ごとだんかうしてしやうばいのおは見せぬ。小はるの方はきうなこと。そこに四ゝの常貫六百匁で。まだ四百匁と。大引出しのぢやう明てたんすをひらりとび八丈。けふおりめのあすはない夫の命しらちやうら。娘のお末が両めんのもみの小袖に身をこがす。思をまげては郡内太郎が手もわたもないそでなしの。はおりもまぜてくんないのしまつしてきぬあきぎうらも。くろはぶたへの一ちやうらちやうも丸につたのはの。のきものかれもせぬ中は内はだかでもそとにしき。男かざりの小袖迄さらへて物数十五色。内ばに取て新銀三百五十匁。よもやかさぬといふことはない物

○四ッ 両替屋をいふ、銀貨の面に寶の字を四つ刻せるより此名あり

○[illegible] [illegible]に名あり

○居は見せぬ 日本永代蔵五、世間に居を見せず、狐より化けすまして世を渡ること人の才覚なり

○両面 裏も表も同様の絹なるをいふ

○まげる 質に入れること、七の字の屈曲りたるより起るといふ

○郡内 甲斐都留郡を郡内といふ、ここより産する絹布を郡内縞といふ

○始末 倹約の意

○一ちやうら 所持する唯一の晴着

○丸に蔦の葉ののきものかれもせぬ 落ち〳〵と落しておいて壁に耳の蔦のきゝ心(松の落葉五)の唄によれる修辞

○太兵衛とやらに一分立て　太兵衛に對して男の一分を立ての義

○間を渡す　間隙を生ぜさるやうつくろひ置く義

○跡屑　手後れになること、跡の祭といふと同義

迄も有顔に。夫の恥と我ぎりをひとつにつゝむふろしきの中に。なさけをこめにける。わたしや子共は何きいでも男はせけんが大じ。請出して小はるもたすけ。太兵衛とやらに一ぶんたてゝ見せてくださんせと。いへ共しぢうさしうつむき。しく〳〵泣てゐたりしが。手付渡してとりとめ請出して其後かこふて置か内へ入るゝにしてからで　そなたは何ゝ成ことぞといはれてはつと行あたり。アツアそうじや。ハテなんとせう子共のうばか。まゝたきか。ゐんきよ成共しませうとわつとさけびふししづむ。あまりにゆうがおそろしい此治兵衛には親のばち天のばち。佛神のばちはあたらずも其女房のばち一つでもしやうらいはようないはづ。ゆるしてたもれと手を合くどきなげゝばもつたいない。それをおがむことかいの手足のつめをはなしても。皆おつとへのほうかう紙どいやのしきりがね。いつからかきるいをしちにまをわたし。わたしがたんすは皆あきがらそれおしいとも思ふにこそ。何いふても跡へんでは返らぬ。サア〳〵はやふ小袖もきかへてにつこり笑ふていかしやんせと。下にくんないくろ

○毛頭巾　毛皮製の頭巾、江戸紫の鉢へ延寶七年刊〔横笛淵化〕は塔に立過る、小鬢に雪を受す毛頭巾

○口に針ある苦い顔　口に蜜腹に針の諺を轉化す

はまたへ編のはをりにさやの帯。金ごしらへの中わきざしこよひ小はるが血にそむとは佛やしろしめさるらん。三五郎愛へとふろしきづゝみかたにおほせて供につれ。金もはだ身にしつかと付立出る門の口。治兵衛は内におゐやるかとけづきん取て人を見ればな。なむ三ぼうしうと五左衛門是は扨て。おりもおりよふお歸りなされたと夫婦はてんどううろたゆる。三五郎がおふたるふろしきおつ取てどつかとすはりとがり聲。めらう下にけつからふ。むことの是はめづらしい上下きゆざり。わきざしはおりおつぱれよいしゆのかねづかひ。紙屋とは見へぬ。しんちへの御出か御せいが出まする。内の女房いらぬ物おさんに隙やりや。つれに来たと口にはり付にがい顔。治兵衛はとつふのごんくも出す。とつさまけふはさむいによふおるかしやんす。先おちや一つとちやわんをしほに立よつて。ぬしの新見違ひもと。さいせんは、孫右衛門様お出なされて。だんだんの御いけんあつい涙をながし。せいしをかいてのほつきしん。持様に渡されしがまだ御らんなされぬか。せいしとは此とか

(こ)申出し 盗人の替衣を人へ出す時習の詞を借

とくはい中より取出し。おほうぐるひする者のきしやうせいしは方々先々。いゝ出し(こ)様かきちらすもがてんいかぬと思ひ／＼来ればあんのごとく。此ざまでもはんてたいしやくか。此手間できり眼かけとずん／＼に引さいてなげ捨たり。夫婦にあつとかほ見合せあきれて。詞もなかりしが。治兵衛下こつきかうべをさげ。御立腹の段尤共おわびやすはいせんのと。今日のたゞ今より何事もじひと思召。おさんにそはせて下されかし。たとへば治兵衛こつじきひにんの身となり。前人の宿の餘りにてしんみやうはつなぐ共。おさんはきつと上にすへうゑめ見せずつらいめさせず。そにねばならぬ大恩有。其わけは月日もたち私のつとめかたしんしやう持なをし。おめにかくればしるゝとこれ迄はのをふさいで。おさんにそはせて給はれとはら／＼。こぼす血の涙たゝみにくひ付わびければ。ひにんの女房には耕ならぬきり歌いけ／＼。おさんが持参の道具いさい数あらためてふう付んと。立よれば女房おはてさる皆の數はそらふて有。あらたむるに及ばぬとかけふさがればつきのけぐつと

○ふりたけこたけ　ふりたけを強めていふ、こたけに意義なし
○ちんからり　楽器にて軽き物を引出す擬音の擬態語
○[illegible]　自己の利害のみに走りすぐること

引出して〳〵やどうにや。又引出してふりたけこたけ引出してもつきされ一尺あらばこそつゝや〳〵衣持いしやう一つ一つ程か、事に成ったかとしうとはいかりのめだまもすはり。夫婦が心は今更にあけてくやしき浦島の、こたつぶとんに身をよせて火にも入たきふぜいなり。此ふろしきも気づかいと引ほどき来たらし。されはこそ〳〵是もしち屋へしにやすのか。ヤイ治兵衛女房子共の身のかはにさへ其手でおやまぐるひ。ひいけどうすりめ女房共はおばおいなれど此五左衛門とはあかの他人。そんをせうよしみがない。孫右衛門にことはり兄が方から取かへす。サアさり状〳〵と七重のとびら八重のくさり。百重のかこみはのがるゝ共のがれがたなき手づめのだんゝ、治兵衛がさり状筆ではかゝぬ是御らんせ。おさんさらばとわきざしに手をかくるすがり付てなふ悲しや。とつ様身にあやまりあればこそだん〳〵のわびこと。あんまりりうけん過ました。治兵衛殿こそ他人なれ子共に孫がはゆふはござらぬか。わしやさり状はうけとらぬと。夫にだき付聲を上泣さけぶこそ道理なれ。よい〳〵

○朝ぶさ　アサブチ(朝物)の轉訛といふ、[illegible]子の錦を[illegible]中[illegible]といふ[illegible]より[illegible]するとなり、[illegible]にても[illegible]より[illegible]に何か[illegible]ふを朝物といふは此の餘風なるべし、今俗に女子の[illegible]に朝ぶさといふ是なり
○染山　丸瀬の名、[illegible]、[illegible]天王寺[illegible]町[illegible]寺にあり、染山[illegible]
○跡にみすつる子をすつる云々　子をすつる藪はあれど身をすつる藪はなしの諺に基く
○夜をせにせん　きかずとも夜をせにせん時鳥山田の原の杉のむらだち(新古今、西行)

さり状いらぬめらうめこいと引立る。いやわしやいかぬむきもあかれもせぬ中を。何の恨にひる日中めをとの恥はさらさぬと泣わかれ共聞入ず。此上になんの恥町内一ぱいわめいていくし。ひつ立ればふりはなし小がいなとられよろ〳〵と。よろめく足のつまさきにかはいやはたと行あたる。二人の子共がめをさましだいじのかゝさまな世つれてゆくむいごさめ。今からたれとねよふぞとしたひなげゝばいとゞやうまれて一夜もかゝがはだをはなさの身ぢはんからはとゝ様とねゝしやゝ。ふたりの子共が側ゝさまへわすれず。必くはやまのませてくだされ。なふかなしやといひすつるあとに見すつる子をすつる。やぶにふうふのふたまただけながき。わかれとぞ

下之卷

へこひなきけ。夜をせにせんしやみ川ながるゝ水も。行通ふ人もおとせぬうしみつの。窓十五夜の月さへて。ひかりはくらきおとろなどうまとふ。伴

兵衛が二字がき。ねむりがち成ひやうし木にばんたが足取ちどり足、ごよざ〳〵も夜ふけたり。かごのしゆいがふふけたのよ。上の町から下おなごろ。むかひのかごもやうとやい。〳〵やり〳〵はら〳〵つゝと入て。さいの国やの小はるさんかりやんしよ　もかひと舟ほの聞えて。時は三四おいさつので。程なくやりによつと出。小はる様はおとまりじや。かごのしゆすへにやすまれ。ア、いひ残した是くはしやさんの小はる様に気を付て下さんせ。太兵衛様への身請がすんで。かね請取たりやあづかり物。酒すごさせてくだんすなと。門の口からおすきたのむ。治兵衛小はるが土に成にねまさらして歸りける。ちや屋のちやがまも。夜一時やすむに八つとも。よい所にから付たんけいの。ひかりも怪くふくる夜の。川かぜさむくしらみても。まだ夜がふかいおくらせましよ。治兵衛様のお帰りじや小はる様がこしませ。それよびませはていしゆが嫌、治兵衛くたりそくはさと聞。コレ〳〵伝兵衛。小はるにさたなしみゝへいれば。夜明迄くゝられる。それゆへよふねさせておけていぬる。日

○一字がき　一字一字離して書きたるをいふ
○伝兵　治太郎の々、兄孫
○ごよさ　御用心の略

○昼な　世話の丈短きもの

○くゝらゝる　引止めて泊まる出をいふ

○中拂ひ　盆と暮との中間即ち十月の支拂
○後の月見　九月十三夜
○磯部が花銀　寺院の祝儀に小粒銀五つ
○戻つて逢はう　京より歸りて又逢はん
○小刀　小柄のこと
○迎付お下り　早く京よりお歸り
○ようござりま　ようござりました

が出てからおこしていなしや。我ら今から歸るとすぐに。かい物のため京へのぼる。大分の用なれば。中ばらいの間にあふやうに歸るはふぢやう。さいせんのかねで。そなたのさんやう合も仕廻。河庄が所へも後の月見のはらひといふて。四ゝ百五十め請取とつてたもらふしと。ふくしまのさいえつ坊が佛だんかふたほうが。ぎん一枚ゑかうしやれとやつてたも。其外にかゝり合はハアそれよく〳〵。いそべらがはな銀五。是非じや仕廻ふてねやれ。さらば〳〵もどつてあはふと。二足三あし行よりはやく立歸り。わきざしわすれたちやつと〳〵。なんと傳兵衛。町人は爰が心やすい。侍なれば其まゝせつぷくするであろの。我らあづかつて置てとんとしつ念。小刀もそらふたと。わたせば取てしつかと指。是さへあれば千人力。もふやすみやれと立歸る。迎付おくだりなされませ。よふござりまおそこ〳〵に跡はくろゝをこつとりと。物音もなくしづまれり。治兵衛はつゝといぬるかほ。又引返す忍び足。やまとやの戸にすがり。内をのぞいて見る内に。まなかき入かげびつくりして。む

○音なひ　音に同じ

○胸痛をもむ　心痛すること

かひの家の物かげに遁るましばし身を忍ぶ。弟ゆへに氣をくだく粉や孫右衛門は先に立。跡にでつちの三五郎が。せなかにおいの勘太郎つれ。あんどうめあてにかけ來り。大和屋の戸を打たゝき。ちと物といませう。紙屋治兵衛はいませぬか。ちよつとおわせてくだされと呼はれば。扨は兄きと治兵衛は。身うごきもせす猶忍ぶ。内から男のねほれ聲。治兵衛様はまちつとさきに。京へのぼるとてお歸りなされた。爰にではござらぬと。重て何の音もない。なみだはら〳〵孫右衛門。歸らば道であひそな物。京へとはがてんがゆかぬ。アヽ氣づかひで身がふるふ。小はるをつれてはゆかぬかと。胸にぎつくりよこたはる。心ぐるしさこたへかね。又戸をたゝけば。夜ふけてたれじやも。ふねましたか。御むしんながらま一どお尋申たい。きいの國やの小はる殿はお歸りなされたか。もし治兵衛とつれ立ていきはなされぬか。ヤヽヤ。何じや小はるどのは二かいにねてじや。ア先心が落付た。心中の念はないどこにかゝんで此くをかける。一門一家親兄弟が。かたづをのんでざうふをもむとはよも

（[illegible]）

しるまい。しうとの恨に我身をわすれつゝむふんべつも出やうかと、おけんのた
ねに勘太郎を。つれて来るかさもなく。今迄あいだに何ごと〳〵。おち〳〵親い
ひとりごと。ゆくる〳〵あいだのへだてねば。聞えて治兵衛もいきをつめ。のみ
込ふ〳〵三五郎。おほうめが寝る〳〵うせる時分にはしら紙かしこ。いへば
おほうは我名ぞと心得て。しつていれど交ては寝しつていはれぬ。しつてゐ
るとはサアどこじやいふて聞せ。聞た跡でしからしやんなと。まいばんちよこ
〳〵ゆくところは。いちのかはいなやの下。大だはけめそれをだれがさんみ
するニサアこいうら町を尋て見ん。勘太郎にかせひかすな。こくにもたゝぬよ
ゝめを持て。かはいやつめたいめをするな。此へめたさでしまへばよいが。
ひよつとういめは見せまいか。にくや〳〵のそこしれば。ふびん〳〵のうら
町を。いざ尋んと行過る。影へだゝればかけ出て。跡なつかしげにのびたり。
心に物をいわせては。十五人の此治兵衛。しに次第共捨おかれず。跡から跡
道御やつかい。ふつたいな手と下をおはせ。ふしおがみ〳〵飯見うへのおじ

○たぐる　咳をするをいふ

○高野の昔語れ　高城の一言を聞は女徳高さを隔ちて、常闇に隠れて世に見せざりきといふ

ひには。子共がとゼと汁にてしぶはし。涙にむせびしが。とてもかくごをきはめしうへ。小はるやまたんとやまとやのとくいりのすき間さしのぞけば。内にちら付人かげは小はるじやないか。待てとしらせのあいづのしはぶき。エヘン〳〵〳〵かつち〳〵ゑへんにひやうし木打ませて。上の町からばん太郎が。とる〳〵たぐる風の夜は。せき〳〵廻る火やうじん。ごよざ。〳〵〳〵も人忍ぶ。我にはつらきかづらきの。神がくれしてやり過し。すきをうかゞひ立よれば。くゞり内からそつとあく。小はるか。待てか。治兵衛様はやふでたいと気をせけば。せく程とゞむるくるま戸の。あくるを人や聞付んと。しやくつてあくればしやくつてひゞき。みゝにとゞろく胸の内。治兵衛がそとから手をそへても。心ふるひに手さきもふるひ。三ぶ四ぶ五ぶ一すの。さきの地ごくのくるしみより。おにの見ぬまとやう〳〵に明て。嬉しき年の関。小はるは内をぬけ出て。たがひに手に手を取かはし。北へいかふか南へか。にしか。ひがしか行末も。心のはやせしゞみ川ながるゝ月にさからひてあしを。は

○走りがき　前段の句を受けて、是をはかりに走ると諸本の走りがきとにかけていふ
○謡の本は六條流　二條流近衛流飛鳥井の書風をいふ、江戸八百韻、近衛流頭は卯月と書かれたり　來世、今日三十日遠寶永六年刊卷三、謡の本は近衛流、野郎の帽子は紫、一ころ中太夫がそら色、千露がすみる茶を仕出しけれども、これではないと早くやめになりける

かりに　三重

名ごりの橋づくし

はしりがき。うたひの本はこのへりう。やらうぼうしはわかむらさき。あく
しよぐるひの。身のはては。かく成行と定まりし。しやかのおしへも有こと
か見たしうき身のいんぐはきやう。あすは世上のことぐさにも。かみや治兵衛が
心中と。まだ名はちり行さくら木に。ねほり葉ほりを繪ざうしの。はんするか
みの其中に有共しらぬ死がみにも。さそはれ行もしやうばいに。うときむくひ
とくはん念も。とすれば心ひかされてあゆみ。なやむぞ道理成。比は十月。
十五夜の月にも見へぬ。身のうへは。心のやみの印かや。今おくしもはあす
きゆるはかなきたとへのそれよりも先へきへ行ねやの内。いとしかはひとし
めてねし。うつりがも何と。ながれの。しゞみ川。西に見て。朝夕渡る。此
橋の天神橋は其むかし。かんせうじやうと申せし時つくしへながされ給ひし

○老松の緑橋　老松町は西天満にありて曽根崎に接す、緑橋は梅田橋の上の橋

○一首の歌の御威徳　東風吹かば匂ひおこせよ梅の花あるじなしとて春を忘るなと詠じたるより、配所の梅花筑紫へ飛行きたりといふ

○蜆橋　堂島橋の一名、難波小橋の下に架す、蜆川に架せる橋は難波小橋、堂島橋(蜆橋)、曽根崎橋、桜橋、緑橋、梅田橋の順序、今は川を埋めてなし

○大江橋　堂島一丁目より中之島へ渡る橋

○舟入橋　鍋島邸の蔵屋敷へ堂島川の水をひき舟を入るゝ堀割の上にかけられたる土橋にて、地図には記せず

○堀川　大川筋より天満樋屋川までの入堀

○八軒屋　京橋二丁目にあり、伏見舟の乗場

に。君をしたひてたざいふへたつた一とび梅田ばし。跡おひ松のみどりばし。わかれをなげき。かなしみ二跡にこがるゝ。桜ばし。今に噂を聞渡る。一首の歌の御ゐとく。かゝるたつときあら神の。氏子と生れし身を捨て。そなたもころし我もしぬ。もとはと、とへば分別のあのいたいけなかいがらに。一ばいもなきしゞみばし。みじかき物は我々が。此世のすまゐ。秋の日よ。十九と。廿八年の。けふのこよひをかぎりにて。ふたりいの。ちのすてどころ。ちいとばゝとの末迄もまめでそはんとちぎりしに。丸三年も。なじまひで。此さいなんに大江橋あれ見やなには小橋から。舟入ばしのはまづたひ。是迄くればくる程はめいどの道が近付と。なげゝば女もすがり寄。もう此道がめいどかと見かわす顔も見えぬ程。落る涙にほりかはのはしも水にやひたるらん。北へあゆめば。我宿を一めに見るも見返らず。子共の行衛女房の。あはれも胸におしつゝみ。南へ〽渡る橋ばしら数もかぎらぬ家々を。いかに名付て八けんや。誰と伏見のくだり舟つかぬ内にと道いそぐ。此世をすてゝ。行身には。

○淀と大和　淀川と大和川天満橋の上流にて合す
○大川　天満一丁目辺より西へ流れ堀川に至る間の称
○京橋　大和川の大川に落つる所、都島京橋一丁目より相生川を経て網島に至る通路
○身をなり橋　京橋を御成橋ともいひしにや
○野田　榎宮附近の地名
○網島の大長寺　網島の北端にあり浄土宗、明治四十二年移転

聞もおそろし。天満ばし。よど〻やまとのふた川を、一ッながれの大川や水と
魚とにつれて行、我も小はるとふたりづれ一、やいばの三瀬川。たむけの水
に諸たやな。何かなけかん。此世でこそはそはずとも。みらいは、いふに及ず
こんどの〳〵、つゝとこんどの其さきの世迄も夫婦ぞや。一ッにちすの頼に
は。一げに一ぶ。げがきせし。大じ大ひのふもんぼんめうほうれんげ京ばし
をこゆればいたるかのきしの玉のうてなにのりをへて、仏のすがたに身をな
り橋。しゆじやうさいどがまゝならばながれの人の此後は。たへて心中せぬ
様にと、守りたいぞと。およびなき。ねがひも世上のよまいごと。思ひやられて
あはれなり野田の入江の。水けぶり。山のはしろ〳〵ほの〴〵と。あれ寺々の。
かねのこゑこう〳〵。かうしていつ迄か。とてもながらへはてぬ身をさいご
いそがんこなたへと手に百八の玉のおを。涙の玉にくりませてなむあみだの
大長寺。やぶのそとものいさゝがは。ながれみなぎるひのうへをさいご所
と着にける

○挨拶切る　縁を切ること

○一座流れ　お座なりの挨拶などいふ上面にて、人目の體裁のみにて實質なきをいふか

なふいつ迄うか〳〵おゆみても。爰ぞ人のしにばとてさだまりし所もなし。いざ爰をわうじやうばと手を取土にざしければ。さればこそしにばはいづくもをなじ事といひながら。わたしが道々思ふにもふたりがしにがほならべて。小はると紙や治兵衛と心中とさたあらば。おさん様より頼にてころしてくれるなころすまい。あいさつきると取かはせしそのふみをほうぐにし。大じの男をそゝのかしての心中は。さすが一ざながれのつとめの者。ぎりしらずいつはり者と世の人千人萬人より。おさん様ひとりのさげしみ。恨ねたみもさぞと思ひやり。みらいのまよひは是一ッ。わたしを爰でころしてこなさんどこぞ所をかへ。ついとわきでと打もたれくどけばともにくどき泣。アヽそちなことをおさんはしうとに取かへされ。いとまをやれば他人とたにんりべつの女に何ゝのぎり。道すがらいふ通りこんどの〳〵すんどこんどの先の世迄もめをとゝちぎる此ふたり。枕をならべしぬるにたれがそしるたがねたむ。サア其りべつはたれがわざわたしよりこなさん猶ぐちな。からだがあの世へつれ

立かで所々のしにをしてたとへ此からだはとびからすにつゝかれても。ふた
りの玉しゐつきまつはり。地ごくへもごくらくへもつれ立て下さんせと又ふ
ししづみ泣ければ。ア、それよく＼此からだは。ちすいくはふうしぬればくう
にかへる。こしやう七生くちせぬ。夫婦の玉しゐはなれぬ印がってんと。わき
ざしすはとぬきはなしらとひざはより我くろかみし、ふつゝと切て是見やこは
る。此かみの有ル中は紙や治兵衛といふおさんが夫でかみ切たればしゆつけの
身三がいの家を出し。さいしちんぼうふすいしやのほうし。おさんといふ女房
なければ。おぬしがたつるぎりもなしと涙ながらなげ出す。ア、嬉しうござ
んすと小はるもわきざし取上おらひつすいつなで付し。むごやおしげもなげ
しまだはらりと切てなげ捨る。かれのゝすゝき夜はのしも共にみだるゝあは
れさよ。うき世をのがれし。あまほうし。夫婦のぎりとはぞくのむかし。と
てものとにさつぱりとしにばもかへて山と川。此ひの上を山になぞらへそな
たがさいごば我は又。此ながれにてくびくゝりさいごはおなじ所ながら。し

○冠木　木門の上の横

○死なしやんする　するはすうの誤なるべし

やしんの品も所もかへておさんに立ぬく心の道、そのかゝへ帯こなたへとわかむらさきの色もかも。むじやうのかぜにちりめんの此世あの世のふたへ廻り。ひのきないた木にしつかとくゝりさきをむすんでかりばのきじの。妻ゆへ我もくびしめくゝるわなむすび。我と我身のしにごしらへ見るにめもくれ心くれ。こなさんそれでしなしやんする。所をへだてしぬればそばにゐるも少の間。寄へ／＼と手を取あひやいばでしぬるは一思ひ。さぞくつうなされうと。思へばいとしい／＼ととゞめ。かねたる忍び泣。くびくゝるものどつくもしぬるにおろかの有物か。よしないとに氣をふれさいごの念をみださす共。にしへ／＼と行月をによらいとおがみめをはなさず。只西方をわすりやるな。心のこりのとあらばいふてしにや。何にもない／＼。こなさん定ておふたりの子たちのとが氣にかゝろ。アレひょんなといひ出して又なかしやる。てゝ親が今しぬる共何心なくすや／＼と。かはいやねがほ見る樣な。わすれぬはこればつかりとかつぱとふして泣しづむ。聲もあらそふ村がらすね

ぐらはなれてなく聲は。今のあはれをとふやとていとゞ涙をそへにける。な
ふあれなきゝやふたりをめいどへむかひのからす。ごわうのうらにせいし一
枚かくたびに。くまのゝからすがお山にて三羽づゝしぬると。むかしよりいひ
つたへしが。我とそなたがあら玉のとしのはじめにきしやうのかきぞめ。
月のはじめ月がしらかきしせいしの數々。そのたびごとに三羽づゝころせし
からすはいくばくぞや。つねにはかはい〳〵と聞こよひのみゝへは。其せ
つ生の根のつみ。むくひ〳〵と聞ゆるぞや。むくひとはたれゆへぞ我ゆへつ
らきしをとぐる。ゆるしてくれとだきよすれば。いやわしゆへとしのよせて
顔と顔とを打かさね。涙にとづるびんのかみのべの。あらしにこほりけり。
うしろにひゞく大長寺のかねのこゑ。なむ三ぼう長き夜も。夫婦が命みじか
夜とはや明わたる。じんでうにさいごは今ぞと引よせて。跡迄のこるしに顔
になきがほのこすなのこさじと。につとゑがほのしろ〴〵としもにこゞゑて
手もふるひ。我から先にめもくらみやいばのたてども泣涙。ア、せくまい〳〵

○頭北面西右脇臥　釋迦が入滅の時の姿なるより、死人を臥せしむる常例とす
○打きせ　七行本打させに作る、十行本によりて改む
○かゝへ　女の抱帯

はやう／＼と女がいさむをちからぐさ。かせさそひくる念佛は我にすゝむるなむあみだ佛。みだのりけんとぐつとさゝれ引すへてものりかへり。七てん八とうこはいかに切先ののどのふゑをはづれ。しにもやらざるさいごのごうく共にみだれて。くるしみの。氣を取なをし引よせて。つばもと迄指通したる一刀。ゑぐるくるしき曉の見はてぬ夢ときへはてたり。づほくめんさいうけうぐはにはおり打きせしがいをつくろひ。泣てつきせぬなごりのたもと見すてゝかゝへをたぐりよせ。くびにわなを引かくる寺の念佛も切ゑかう。うたんむゑんないしほうかい。平等の聲をかぎりにひのうへより。一れんたく生なむあみだ佛とふみはづし體くるしむ。なりひさごかぜにゆらるゝごとくにて。しだいにたゆるこきうの道いきせきとむるひの口に。此世の縁はきれはてたり。網出のぎよふがあみのめに見付て死たヤレしんだ。出あへ／＼と聲々にいひ廣たる物語。すぐにじやうぶつとくだつのちかひのあみ島心中とめごとに。なみだをかけにける

七行大字直之正本とあざむく類板世に行といへ共又うつしなる故筆意に長短肥瘦の甲乙上下あやまり甚すくなからす三寫烏焉馬なれは又文字にも誤謬多かるへし全く予が直之正本におとらす故に今此本は山本九右衛門治重新に七行大字の板を彫て直の正本のしるしを乞せよとの求にしたかひ予が印判を加ふる所左のことし

竹本筑後掾　[竹本]　[illegible]

山本九兵衛殿

大坂高麗橋壹丁目　正本屋

山本九右衛門殿

西鶴日本永代藏詳解

岡田稔著

初午は乘つてくる仕合

天道言はずして國土に惠ふかし、人は實あつて僞おほし。その心は本虚にして物に應じて跡なし。これ善悪の中に立つてすぐなる今の御代を、ゆたかに渡るは人の人たるがゆゑに常の人にはあらず、一生一大事身を過ぐるの業、士農工商の外出家神職にかぎらず、始末大明神の御託宣にまかせ金銀を溜むべし、これ二親の外に命の親なり。人間長くみれば朝をしらず、短くおもへば夕におどろく。されば天地は萬物の逆旅、光陰は百代の過客、浮世は夢幻といふ、時の間の煙死すれば何ぞ、金銀瓦石にはおとれり、黄泉の用には立ちがたし。然りといへども殘して子孫のためとはなりぬ。ひそかに思ふに世

に有る程の願ひ何によらず、銀徳にて叶はざる事天が下に五つあり、それより外はなかりき。これにましたる實船の有るべきや、見ぬ島の鬼の持ちし隠れ笠かくれ簑も暴雨の役に立たねば、手遠き願ひを捨てて近道にそれ〴〵の家職を勵むべし、福徳はその身の堅固にあり、朝夕油斷する事なかれ、殊更世の仁義を本として神佛を祭るべし、これ和國の風俗なり。

語釈　○初午は乗つてくる仕合　二月初の午の日に初午祭といつて、山城國伏見の稲荷神社及諸國の同社で祭を行ひ、これに參詣することを初午詣といひ又福詣ともいつた。諸神記に「元明天皇和銅四年二月九日、命稲魂神、始現二于伊奈利山一、以二長暦一推レ之、則其日當二初午日一、今不レ易二九日一、而以二午日一諸人參詣、俗謂二初午參一」とあり、年中故事巻四に「是神（稲荷）は稼穡根本の神と云ふ。天照大神、天熊人の神を遣はし、保食神に五穀播殖の事を習はし給ふ。御別名を御饌津の神とも奉申。禁中は御殿に祭る。伊勢外宮豊受太神と御同體の神也。元明天皇の和銅四年二月九日初午也是日御乗跡あり、故に初午を御祭日とす。」とあるによつてその因由する所がわかる。枕草子にも已に初午參の事が見えてゐるのを見ると、當時早くも此事が盛んであつたらしい。俗「初午は乗つてくる仕合」とは初午詣をした爲に仕合を得た事を記したによつて題としたのであつて、「乗つて來る」は馬の縁語である。近世日本文學大系本に「乗りて來る」とあるは變體假名の「て」を「り」と誤讀したのである。（原本には乗てとある）○天道言はずして國土に恵ふみし、　天道は天地を主宰する神、人の神である。論語に「子曰天何言哉、四時行焉百物生焉。天何言哉」とあり、禮記樂記篇に「天則不言而信、神則不怒而威」とある。こゝは天神は無言の中に國土を惠み給ふこと深く、國民皆安らかに生活することを得ることをいふ。○その心は本虚にして物に應じて跡なし　その心は人心である。人心は元來善惡定らず自鏡の如く虚しきものであるが、善惡の物に應じて變化し、もとの虚跡を留めぬ意。○始末大明神の御託宣にまかせ、「始末大明神」は儉約を尊んで神としたのである。「託宣」は神佛が他のものに憑り、その口をかりて、教を告げることであるが、轉じて單に

西鶴の數をもいふ。○人間長く見れば朝を知らず云々、人生は長しと見るも、明日をも知る能はず、短しと思へば、今夕も測しがたきこと。人の一生の須臾なことをいつたのである。○天地は萬物の逆旅、光陰は百代の過客、李白の「春夜宴桃李園序」中の句から出たもので「夫天地者萬物之逆旅、光陰者百代之過客、而浮生若夢」とある。逆旅は旅籠。旅人を迎へる意であるといふ。○黄泉、地下の泉の意であるが轉じて、人の死して行く場所、冥土の意となつた。左傳隱公元年に「不及黃泉無相見也」とあり又文選古詩十九首に「下有陳死人、杳々即長暮、潜寐黄泉下、千載永不寤」ともいつてある。○銀徳にて叶はざること天が下に五つ　「銀徳」は金力、關西では當時銀目を以て物價を計算し現銀・銀策・銀箱などといひ江戸の金貨幣本位と異つてゐた爲かく呼んだのである。「五つ」は藤村博士はその著「日本永代藏」に何を指すか明らかに知り難いと註され、同書教授用参考書には「身一同合類に出てゐる老・病・死・苦・滅の五であるか」といつてゐられる。佐藤鶴吉氏は「西鶴の名作」(日本文學講座第五號)に「五つの借物は佛に――一代男「女は五つの借物取りに來た時、閻魔大王へ返さうまで」、物種集の西鶴の句に「されば身は五つのかり物計りにて」などゝある。是の五つは佛語の五輪のことか或は五蘊のことであらう。五輪の地水火風空は、あらゆる物の物質的元素であつて吾人の身體もこの五輪から成つてゐると說かれる。又五蘊は、色受行想識の五者で、やはり吾人の身心の屬性であると說かれ、吾人の身體は死ねば何れも空に歸すると解されてゐる。そこで、「取りに來た時、閻魔大王へ返さうまで」と言つたと見える。大江三千風の句にも「五體五輪皆借り物の行燈哉」とあり、近松の傾城反魂香にも、この五輪のことが屢々繰返されてゐる。倘、永代藏に「世にあるほどの願ひ何によらず、銀徳にて叶はざること天が下に五つあり、それより外はなかりき」とある「五つ」はこの五輪とか五蘊とかを指すもので、即ち身體とか壽命とかを意味するものであらう。文勢の上から考へて、「何によらず」の下に「皆銀徳にて叶ふ」と補ひ、但し、銀徳にて叶はざること云々」と續けて見る時は、よく分るやうに思ふ。「願ひ」が五つ天下に散在してゐるやうに考へると分らぬが、さうではあるまい。――と述べて居られる。眞山氏は國語及國文の研究第五號所載西鶴近松用語の事を國語第七號に於て、同樣の語を倘多く、國文學上に用例を求めて說いて居られる。要するに西鶴の用語例では、銀が果して、老・病・死・苦・滅の意で書いたか、或は五輪又は五蘊の意で書いたかは分明でないが、兎に角「壽命」といふ位の大まかな意味に用ひたのではなからうか。自分はその位に解して置く方が西鶴らしくてよいと思ふ。○寶船、江戸時代に一月二日の夜枕

の下に敷いて寝、吉夢を祈つた船の繪で、金銀・寶珠・丁子等種々の寶物と七福神とを乗せたさまに描いた船の圖である。年中恒例記に「節分の夜、紙に書きたる船繪、伊勢守貞上之、女中衆同前被出之云々」とあるのを見ると、昔は節分の夜にこれを用ひたらしい。貞丈雜記には「今正月に寶貢に用ひらるゝ寶舟の繪は、昔は米俵を多く積みたる繪なり。七福神の像などは書かぬ也」といつてゐる。この風習は古く唐で年の終に窮を送り、窮鬼を乗せて流したのが、日本へ移入されて、節分に身を撫いて是へ貧乏神を乗せて捨てる爲に流したのであつて、後それが轉じて寶舟を書いて枕に敷くやうになつても、近き頃まではやはり終りの日にした由、近世事物考」に記してゐる。「見ぬ島の鬼の持ちし隠れ笠かくれ蓑」「見ぬ島」は鬼が島のこと、誰も見た者なき故かくいつたのである。隠れ笠かくれ蓑は身をかくし他の目をくらます寶物といふ。○福徳、善行によりて得る幸福利益、五人女の二にも「福徳を祈り」といふ語がある。○その身の堅固、我が職業の道の堅固なこと。

語譯　天道は無言の中に國土に恵深く、四民皆生活を營み得るものである。然るに人は實あるものであるが、欲念が外物に動かされて、僞心も亦多きものである。これ人心は本善惡定らず、白紙の如く虚しきもので、善惡の物に應じて變化し、もとの痕跡を留めぬものだからである。故にその善惡相混じてゐる人の世の中に於てやはり善は榮え惡は滅びる樣に公平な今の御世を、ゆたかに渡る人は、これ人の中の人といはれる稀すぐれた人である爲であつて、決して尋常一樣の人ではない。だから人間一生の一大事である暮し向の生業は、士農工商の外出家神職に限らず、始末大明神の敎にまかせて金銀を溜めるがよい。この金銀といふものは二親の外に命の親である。さりながら又人生は極めて須臾なもので、朝夕も計られず、昔から天地は萬物の宿舍であり、日月は永遠の旅人であり、この世は夢幻の如くはかない物だといはれてゐる。我身も死んだなら只時の間の煙となる

のみであるから、さうなつたら金銀も何の價値があるか。瓦石にも劣つてしまふのであつて、冥途の費用にはならぬ。さうはいふものゝ、この金銀は殘して置けば、我が死後にも子供の爲となるものである。ひそかに考へて見るに、この世に生きてゐる間の願ひは、何によらず皆銀徳で叶ふものである。しかし銀徳に叶はぬ事は人間の壽命である。これより外はない。だから、金銀にまさつた寶船があらうか。鬼が島の鬼が持つといふ隠れ笠かくれ簑も、人目をくらまして我身をかくす役には立つても、暴雨の時の役に立たぬから、容易に得られぬやうな望みを捨てゝ、近道にそれぞれの家の職業を勵むがよい。我が善行によりて得る幸福利益は、その身の品行によるものであるから、常に油斷してはならぬ。特に世にいふ仁義の行を根本とし、神佛を祭るべきである。これ我日本の國の風俗である。

折ふしは春の山二月初午の日、泉州に立たせ給ふ水間寺の觀音に貴賤男女參詣ける、皆信心にはあらず欲の道づれ、はるかなる苔路姫萩荻の燒原を踏み分け、いまだ花もなき片里に來て、此佛に新誓かけしは、その分際程に富めるを願へり。この御本尊の身にしても、一人々々に返言し給ふもつきず、今この娑婆に摑みどりはなし、我賴むまでもなく、土民は汝にそなはる、夫は田打ちて婦は機織りて、朝暮そのいとなみすべし、一

切の人この如くと戸帳ごしにあらたなる御告なれども、諸人の耳に入らざる事の浅まし。

語釈　○泉州、和泉の國。○水間寺の觀音、水間寺は大阪府泉南郡木島村字水間にあり、天台宗に屬し、龍谷山と號し、天平十六年の創建であつて、聖武天皇の勅願、行基の開基である。本尊は聖觀音、水間寺の稱は水間川の上流と大川との合流點水間川の中間にあるから出たものである。この水間寺の觀音に初午詣する事については一諸國年中行事一卷一に、——泉州水間寺觀音參り、聖武天皇の御本願、かいきは行基菩薩なり。天皇二月初午の夜、上臈の西に最上の光さし給ひし事を靈夢にうけさせ給ひ、行基ぼさつにめいじて、これを窮めさせ給ふ。行基和泉の國にいたり、ものゝふをたてゝ深山に入給へば十六童子にあひ給ひ、其所にいたり給へり。其の所山川出現して龍神出現し觀音の御像を護持し、これを行基にあたへ、なおく佛法守護のちかひをなせり。行基かへつて奏聞し給ひしかば、天皇大に叡感あり、一宇を建立して尊像を安置し給ふ。かく靈夢の日を以て縁日とさだめさせ給ふゆへ、每年二月初午には、諸人群集して靈驗をあふぐ。——とあるによつて知られる。○本尊、寺院で主とする佛像。○[illegible]、梵語[illegible]果又は[illegible]と譯し、[illegible]ねばたら因果たの義。苦果、苦報、この世、現世等の意。○掴み取り、多くむさぼり取ることで[illegible]。土民は汝にそなはる、土民の福徳は汝自身にそなはる意。○戸帳、斗帳とも書き、神佛の龕の上などに垂れた短小な帳（トバリ）。あらたなる、あらたかな、著しい等の意。

通釈　時は春、二月初午の日に、泉州に鎮座まします水間寺の觀音に人々が參詣した。これは皆信心からではなく、欲を道づれにしての事であつて、遠い苦路や蘆荻や荻の枯原等を踏分け、まだ花さへ咲かぬ片田舎へ來て、この佛に無理をかけたのは、各々其分相應に富むやうに願つたのである。然しこの水間寺の御本尊の身にしても、一人一人の參詣人に返事して居られては限りがない。「今この世に掴みどりをするやうなうまい儲は無い。だから俺を頼むまでもなく、土民の福徳は汝

自身の行によつて身にそなはるものであるから、夫は一心に耕作をし、婦は機を織つて、常不斷に家業に出精すべきである。一切の人皆かくの如くである。」と戸板越しに尊い御告であるけれども、欲に心のくらんだ參詣の諸人の耳には、その御告の聞えぬのが情けないことだ。

それ世の中に借銀の利足程おそろしき物はなし。この御寺にて萬人かり錢する事あり。當年一錢あづかりて來年二錢にして返し、百文請取り二百文にて相濟ましぬ。これ觀音の錢なれば、いづれも失墜なく返納したてまつる。おの／＼五錢三錢十錢より内をかりけるに、爰に年のころ二十三四の男生れ付ふとくたくましく、風俗律義にあたまつきあとあがりに、信長時代の仕立著物袖下せはしく褶まはり短く、うへした共に紬の太織を無紋の花色染にして、同じ切の半襟をかけて、上田縞の羽織に木綿裏をつけて、中脇指の柄袋をはめて世間かまはず尻からげして爰に參りし印の山椛の枝に野老入れし髭籠取りそへて下向と見えしが、御寶前に立ち寄りて借錢一貫と云ひけるに、寺役の法師貫ざしながら相渡して其國其名を尋ねもやらず、彼の男行きがた知れずなりにき。寺僧あつまりて當山開闢よりこのかた、終に一貫の錢かしたる例なし、借る人これがはじめ

なり。此銭済むべき事とも思はれず、自今は大分にかす事無用とさたし侍る。

語釈　○借銀、借金。○利足、利息、利子。○律義、本来儒語であって、我律を持し儀則を守ることであるが轉じて義理固きこと正直なこと等の意となる。○あたまつきあとあがり、後頭の突き出た様子、律義に頑固らしい風貌。○信長時代の、戦国時代の質素粗野なる風俗をさした言葉で、「時代遅」の意。○袖下せばしく、袖下の寄目にひきしまつたこと。○紬の太織、太織をフトリと讀むことは運歩色葉集に「緂フトリ紬入」とあり、又黄金袋内に「郡内太織（フトリ）」などとあるによつて知られる。ふとおりの略であつて、粗末な糸で織つた一種の絹布である。ふとぎぬ（絁）ともいふ。甲斐国志二十三附録（古事類苑所引）に「フトリ、絁（サコミ）ノ義ニシテ絹以テ織ナリ。始メ屑繭（イトクズ）トキ緒ヲ撚フルトテ綟ミ切リタルモノヲフトリト名ク。此等ノ絲クズヲ集メ績ミテ織ルナリ。」とある。○無紋の花色染。無紋は模様のないこと。花色は縹色（ハナダ）のこと。一代男五に「一太布の縹色紬綾に云々」三代男一に「ば親らしき花色小紋の帷子着たる」などゝある。○中襟、掛襟、婦人の衣裳等の上にかぶせて縫ひ付ける布帛で、元禄時代には男の衣裳にも半襟を用ひたのである。○上田縞の羽織、もと信州上田から産出した反物であるから上田島といつた。紬の織物である。「我衣」に「一町人衣服之事貞享年中迄ハ（中略）冬ハ上田島ツムギ或ハトマ郡内ナリ。」とあり、又「黄金産業袋」に「ハ一上田島、幅九寸、二丈七尺づゝの反物也。そのむかし、信州上田より出たるは、たて横糸にて至極つよし。俗に表一つに裏三つを取かゆるとて、三ツ裏島といふとかや。しかれども、今は替て出ず、国にたまりし国でも品大ぶん衰也。今上田といふは相州八王子あるひは青梅村などよりいづる、是も縞は無にしてよしといへども、本場出よりはつきなり。縞じまなりとし、ちゞ島を衣とす。もとよりいろ／＼、上方にては代官島ともいふ」と出てゐる。○中脇差、腰刀の長さ中位のもの。○柄袋、刀の柄にかけた袋で、旅行又は雨雪の時などに用ひた。○世間かまはず尻からげして、見栄體裁などかまはず尻からげしたこと。尻からげとは尻紮と記し衣の裾をかゝげて一端を帯にはさむこと。歩行、動作等に便するのである。○こゝに夢もし聞る山椒の枝に野老入れし銭籠、山椒と野老とをことに珍重した者の上商にする風習があつた。和漢三才図会水獣の條に、「毎年二月初午（稲荷）詣集持ニ手作草籠ニ云。」とあり、本書の頭本には、山椒の枝に野老入れた銭籠を結びつけて肩にして行く者の絵がある。銭籠は竹

で編んだ籠で、編み殘りの竹をその儘にしたもので今も多く果物を入れるに用ゐる。○下向、神佛に參詣した歸途。○御寶前、神佛の前の敬語。ひろまへ。○貫、古昔は一千文、當世は九百六十文のこと。○貫ざし、貫差（一貫緡）、錢一貫文を緡で貫くもの。又貫いたその錢をもいふ。○大分、多額の意。

通釋 一體、世の中に借金の利息程恐しいものはない。この寺で人々が借錢をする習慣があつて、今年一錢借りると來年二錢にして返し、百文請取ると、來年は二百文にして返金した。これは何といつても觀音樣の錢であるから、誰でも間違なく御返し申した。各人、五錢三錢など〻十錢より內の小錢を借りたいのに、實に年の頃二十三四の男の生來體が太くたくましく、風體が如何にも律義者らしく、頭の形が後上りになつた者が、時代遅れの仕立てである著物の袖下窮屈に裾まはり短いのを上下共に紬の太織を無地の花色染にして、同じ切の半襟を掛け、上田縞の羽織に木綿裏をつけて、中脇指に柄袋をはめ、見掛も體裁もかまはず尻からげして、この水間寺に參詣した印の山椒の枝に野老を入れた籠を取りそへて、參拜の歸途と思はれたのが、御寶前に立ち寄つて「一貫御借りしたい。」と申したのに、寺役の法師が貫差のまゝ渡して、その住國姓名をも尋ねもせぬ中に、その男は行方がわからなくなつてしまつた。そこで、寺僧等が集つて「この寺が開けて以來今迄一度も一貫の錢を貸した例がない。借る人もこれがはじめてである。この錢は返金されさうにも思はれぬ。以後は多額に貸す事は無用である。」と相談した。

其人の住所は武藏江戸にして小網町のすゑに、浦人の著きし舟問屋して次第に家榮えしをよろこびて、掛硯に仕合丸と書き付け、水間寺の錢を入れ置き、猟師の出船に子細を語りて百文づつかしけるに、かりし人自然の福ありけると遠浦に聞き傳へて、せんぐりに毎年集りて一年一倍の算用につもり、十三年目になりて元壹貫の錢八千九十二貫にかさみ、東海道を通し馬につけ送りて御寺に積み重ねければ、僧中横手を打ちて、そののち詮議あつて、末の世のかたり句になすべしと、都よりあまたの番匠をまねきて、寶塔を建立、有難き御利生なり。この商人内藏には常燈のひかり、其名は網屋とて武藏にかくれなし。惣じて親のゆづりをうけず其身才覺にしてかせぎ出し、銀五百貫目よりしてこれを分限といへり。千貫目のうへを長者とは云ふなり。此銀の息より幾千萬歳樂と祝へり。

【語釋】○小網町、現在でも日本橋區内にこの町名があるが、もとは日本橋川に傍つた、海で商家であつた所である。○浦人の著し、「浦人のつく」とよむべき所[illegible]。此の[illegible]な法である。○舟問屋、廻船問屋。廻漕問屋ともいふ、海運業者と荷主の間に立つて、運漕の周旋業をなすもの。又はその家。○掛硯、掛硯箱の略、懸子ある硯箱の意。○仕合丸、道具、船等に丸とつけるのは祝意又は擬人的の意である。幼児、小舟等の名に付ける場合も同様である。○せんぐり、先繰、後から後から。○一年一倍の算用につもり、十三年目になりて元一貫の錢八千百九十二貫にかさみ、等比級數［リニ（ｎ－１）］の公式により、（二十三）＝十三年目の金高

と六百匁＝一貫文、八〇六匁＝一貫……即ち八千百九十二貫の勘定となるのである。〇通し馬、宿から宿を出發地から目的地まで乘りつぎなしに途中つぎかへせぬこと。〇横手を打ちて、横に手を打つこと。合點する樣子。其程も感心する樣子。〇あたり句、當の棒。〇番匠、大工。古昔は大和の國等から京都へ上つて來て勤番した大工の稱であつたが、轉じて、一般の大工の稱となつた。こゝは勿論轉義。〇寶塔、珍寶を以て飾つた塔。〇御利生、利生は衆生に利益すること。又その利益の意。こゝは御利益の意。〇内藏、屋内に造つた藏、庫藏に對していふ。内藏には多く金銀財寶を藏し、庫藏に米穀器具を藏する習慣であつた。〇銀五百貫目、銀目は一匁が錢八十文にあたり、六十三匁を金一兩とした。それ故一貫は金十六兩弱にあたる。〇分限、ブゲン又はブンゲンと讀む。富豪。金持の意。〇息、殖えてゆく生氣。〇樂子萬歳樂、御祝の文句。富豪の借名をもかけてある。

通釋 その人の住所は武藏の江戸であつて、小網町の末に浦人のつく廻船問屋をして次第に家が榮えたのを喜んで、掛硯に仕合丸と書き付け、その中へ借りて來た水間寺の錢を入れて置き、獵師の船を出す時子細を語つて百文づゝ貸したのに、その金を借りた人は自然に幸運であつたといふ評判を、遠い海岸の人迄聞きつたへて、後から〳〵と毎年借りる人が集り、返金もかさみ、一年一倍の勘定で十三年目になつて元一貫の錢が八千百九十二貫にかさんだから、此金を通し馬につけて東海道をおくり、水間寺に積み重ねたので、寺僧等は横手を打つて感心し、其後相談して、末の世の話の種としようとて、都から澤山の大工を招き寶塔を建立せられたのは、實に有難き御利益である。この商人は其後益々繁昌し、内藏には常夜燈の光たえず、其名は網屋といつて武藏の國にかくれなき大商人となつた。一般に、親から遺産をゆづられず、我身一個の智惠才覺で稼ぎ出して財產をこし

らへた者は、銀五百貫目からこれを分限といひ、千貫目の上を長者といふのである。かういふ人々はその銀の殖えゆく生氣で更に幾千萬倍にもなりゆき眞に萬歳樂と祝言の文句にあるやうに安樂に暮すことが出來るのである。

世は欲の入札に仕合

用心し給へ國に賊家に鼠、後家に入聟急ぐまじき事なり。今時の仲人頼もしづくにはあらず、其敷銀に應じて、例ば五十貫つけば五貫目取る事といへり。この如く十分一銀出して、婿呼ぶ方へ遣しけるは内證心元なし。一代に一度の商事、此損取りかへしのならぬ事、よく〳〵念を入るべし。

語釋 ○世は欲の入札に仕合、後家が住宅を入札にして賣つて利を得、多數の人が欲から入札した中に一人の下女が仕合にも札にあたつた意とをふくめた題である。○國に賊人家に鼠、物事には要心が必要であり、どんな場合にも油斷してはならぬ意の諺。○頼もしづく、何もかも頼もしく思はせることで、若風俗一八にも「未來の頼もしづく」の語がある。○敷銀、嫁又は聟養子に行くものの持參金であつて、身元保證金の性質を有するものである。○十分一銀、雇人の世話料や仲人の御禮は給金や敷銀の十分の一卽ち一割であつた。○内證、手許、暮向。

通釋 用心したまへ、國に賊家に鼠の譬ある世である。されば、後家に入聟などは急いではならぬ事である。思ふに今時の仲人は何事も頼もしい心あつてではなく、其持參金に應じて、例へば五十

貫目持參金がつくと、五貫目の損をとる事であるといふ。このやうに十分の一の銀出して娌を呼ぶ方へやつたのでは手許が心配である。これは一代に一度の商賣だがこの損は取かへしがつかぬ事故、よく〳〵念を入れるべきである。

世の風儀をみるに手前よき人表向かるう見せるは稀なり。分際より萬事を花麗にするを近年の人心よろしからず、娌取時分のむす子ある人は、まだしき屋普請部屋づくりして、諸道具の拵、下人下女を置き添へて、富貴に見せかけ、娌の數銀を望み商の手だてにする事心根の恥しき、世の外聞ばかりに塗り迎ひの擔籠。一門緣者の奢くらべ、無用の物入かさなりて、程なく穴のあく屋根をも葺かず、家の破滅とはなれり。或は又娘持ちたる親はおのれが分限より過分に先の家を好み、身代の外聞の生れ付諸藝ありて、人の目に立つ程なるを聞き合せけるに、小鼓うては博奕うち、若い者ぶりすれは傾城ぐるひ止まず、一座の公儀ぶりよき人と、人の譽むれば、野郎あそびに金銀をつひやしぬ。これを思ふに男よくて身過にかしこく、世間にうとからず、親に孝ありて人に惡まれず、世のためになる人體に取りたきとて尋ねても有るべきや。よい事過ぎてかへつて難

義ある物ぞかし。上つかたにさへ不祥はある物、ましてや下つかたの人、十に五つは見ゆるし、小男なりとも、はげあたまなりとも、商口利きて親のゆづり銀をへらさぬ人ならば縁組すべし。あれは何屋の誰殿の聟ぞと、五節句に袴肩衣ためつけ、紋付の小袖に金拵の小脇指、跡より小者若い者柳箱持ちつれたる當世男見よげにして、娘の母親よろこぶ事なり。それも分散にあへば衣類刀物も皆人手にわたりて、あしき男の紬を花色小紋に染めて著、あるひは裏付の木綿袴きたるよりは劣れり。娌も高人の家は各別、民家の女は琴のかはりに眞綿を引き、伽羅の煙よりは薪の燃えしさるをばさしくべたるがよし。それぞれに似合ひたる身振することこそ見よけれ。

語釋　○まだしき屋普請部屋づくり、まだそんな分際でないのに家の普請をしたり、部屋を作つたりすること。○公儀ぶり、表向の様子。○野郎あそび、野郎即ち陰間を買つて遊ぶこと。○不祥、よくないこと。よくない所を推測すること。○商口利きて、商口は商品の效能をのべたてる口調、商賈的の口上。利きてはすぐれてゐること。即ち商品を賣る口上が上手での意。○五節句、古くから行はれた五つの節句。即ち人日（正月七日）上巳（三月三日）端午（五月五日）七夕（七月七日）重陽（九月九日）の稱。明治六年一月に廢止された。○肩衣、室町時代から用來たもので、素襖の袖を去つたやうなものでこはくはらせる。徳川時代では上下よりも一段下つた武士日勤の服とした。其製法は上下の上と同じく、前後三所に家紋をつけ、適宜に何色にも染め上下のやうに小紋形にしない。袴は地質、色、縞柄を擇ばず、上衣一樣にすることはない。之を肩衣半袴とも、繼上下ともいつた。こゝは町人ではあるが五節句にさうした服装をしたのである。○ためつけ、撓付けの意で、皺のよつたのを引延してつけること。○紋付の小

袖、小袖は古装束の下着の服。衣袖などの大袖又は廣袖に對して、袖下を圓く縫つたもの。○金拵の小脇指、黄金で飾つた小脇指、小脇指とは短刀に鍔を入れたやうなものである。○小者、卑しき召使。○若い者、手代。○桐箱（ドナイバコ）桐の木で作つた一種の箱で、硯・墨・筆・短册・香・繪・書物等を納れるに用ひたもの。○花色小紋、花色ははなだ色（淡色）の略。花色に染めあげた小紋である。三代男にも「一番親らしきが、花色小紋の帷子著たる」とある。○高人、身分高き人。○伽羅、沈香屬の木で土中にうづもれてあるのを掘出したもの、香料の一、其の金色の木理あるを金絲といつて上品とし、木理なくて黒きを鐵糸といつた。

通釈 世間の風習を見ると、暮向のよい人が表向輕く見せるのは稀である。我が分際よりも萬事を華麗にするを近頃の人心とするが、これはよくない事である。嫁をとる年頃の息子がある人は、身分以上の屋普請部屋づくりなどをし、諸道具を揃へ、その上に下女下男を置いて、富貴に見せかけて、嫁の持參金を望み、商ひの手段をする、恥かしい心柄がある。そして世間の外聞だけに、出入にも送り迎ひの乘物に乘り、一族縁者迄に奢の競爭をして、その爲に無用の入費がかさんで、間もなく、穴のあいた屋根も葺けぬやうになり、家を滅してしまふ。或は又妙齡の娘を持つてゐる親は我が身分に過ぎた家に嫁入させやうとし、身代の外に、娘の生れ付諸藝にすぐれ、人目に立つ程の口を問ひ合せて見たのに、どれも小鼓打つ器用さのある人は博奕をうち、若い者ぶりをする人は遊女狂ひが止まず、人中で見榮のする人だと他人が褒める者は大抵陰間買に耽つて金銀を費消するといふ風であつた。これを思ふに、男振がよくて、世渡りが上手で、世間に通じ、親に孝心して人にも悪まれず、世の爲にもなる人を娘に取りたい等といつて探したとて有るべき筈がない。そんな

對手はよすぎて却つて、難儀な事のあるものである。尊い身分の方々にさへ、我慢はせねばならぬものであるから、まして下々の者は、十に五つの缺點はゆるして、小男でも、禿頭でも、商賣の口先が上手で、親の遺產をへらさぬ人ならば進んで緣組をすべきである「あれは何屋の誰々の聟だ」と評判されて、五節句に肩衣を裾引き延して着、紋付の小袖に黃金作りの小脇指をし、後に挾箱持つた供を連れて步く當世風の男振は、見た所がよくて娘の母親などが喜ぶものである。だがそれも、身代限をすると、衣類も刄物も皆他人の物となり、醜い男の袖を花色小紋に染めて着、或は裏付木綿袴を着てゐるよりも劣るものである。だから、嫁も身分高き家は各別、普通の民家の女は、琴の代りに眞綿を引き、伽羅をたくよりも、薪の燃えさし下るのをさしくべる働のあるのがよい。かく各自の身分に似あつた身持をするのが一番よいのである。

世間體ばかり皆いつはりの世の中に時雨降り行く奈良坂や、春日の里に曝布の買問屋して、有德人松屋の何がしとてありしが、むかしは今の秋田や樽屋にまさりて、世盛の八重櫻妥の都に花をやつて春をゆたかに暮され、所酒のから口鯵のさしみを好み、其身榮化に明し、此家次第に衰へ、天命をしる年になりて、平生の不養生にて頓死をせられける、妻子に大分の借錢を殘し、これを責られける　人の身代死ねば知れぬ物ぞかし。

語釋 ○いつはりの世の中に云々「いつはりのなき世なりけり神無月誰が誠よりしぐれそめけむ」（定家）○奈良坂、奈良山（春日山から西北に連る一帯の小高い山並）を越える歌姫越（今の郡山街道）にあつた坂。○所酒のからロ、所酒は其土地産の酒、からロはロあたりのからいこと。○鱈のさしみ、例の珍しきものをいふ慣句。○明し、暮し、暮しといふに同じ。○天命を知る年、知命の年ともいふ。天命を知るとは命數を悟ることで知命の年は五十歳の異稱である。論語爲政篇に「五十而知天命」とあるから出た言葉。

通釋 世間體ばかり飾つて仕事も皆僞の世の中に、時雨ふりゆく奈良坂のあたり、春日の里に曝布の買問屋をしてゐる、財産家何某といふ人があつたが、當時は現今の秋田屋樽屋等にもまさつて、名物八重櫻の盛りの如く、この土地に於て繁昌し、豊かに生活して、土地産の辛口の酒に鱈の刺身といふ風に珍味を好み、其身を榮華に暮して居られたが、その爲此家は漸次衰微して、五十歳になつて平生の不養生が原因で、頓死をせられた。妻子に澤山な借錢を殘してこれを後に讓られたが、偖人の身代といふものは死なねば知れぬものである。

此後家今年三十八にして小作りなる女、殊更きめごまかにして色白く、うち見には二十七八、人の好める當流女房、跡を忘れて又の緣にもつきかねざる風俗なりしに、若年の子供をあはれみ、人の疑はぬ程に髪切て、白粉絶て紅の唇色さめ、男模様の着物、帶も細きを好み、才覺男にまされど、女の鎌もつかはれず、柱の根つぎも手細工には及びがたく、いつとなく軒もる雨にしのぶ草しげりて、野を内に見る鹿の聲、不斷聞くより

は悲しく、無墓の外につれあひの事ゆかしく、女ばかりも世を立てがたき事、今ぞ身に覺えける。今時の後家立つるは、その死跡に過分の金銀家督ありて、欲より女の親類異見して、いまだ若盛りの女に、無理やりに髪をきらせ、心にもそまぬ佛の道をすゝめ、命日を弔はせける。必ずうき名立ちて、家久しき若い者を旦那にする事、所々にこれを見及びける。かくあらんよりは外への縁組、人の笑ふ事にはあらず。後の松屋後家こそ世の人の鑑なれ。

語釋 ○小作り、體の小柄なこと。○うち見、一寸見。○當流女房、當世風の女房。○跡を忘れて、夫の死後を弔ふ事も忘れて。○風俗、こゝは様子の意。○才覺、物事の工面をする心の働。○野を内に見る、野も家の中も一つゞきとなりて荒れた様子。○つれあひの事ゆかしく、愛情以外に夫の有難味がわかつたのである。つれあひは夫婦に呼ぶ語、配偶者の意。○命日、人の死んだ日、忌日。

通釋 此後家は今年卅八歳で小柄な女であるが特別肌理こまかに色が白く、一寸見には二十七八位で、人の好く當世風の女房故、夫の死後を弔ふ事も忘れて再縁でもしさうな様子であつたのに、幼年の子供をあはれみ、他人から疑はれぬやうに髪を切り、白粉もつけず、口紅も用ひず、男模様のじみな着物を着、帯も細いものを好み、才覺は男まさりであるが、女の身の事故、百姓も出來ず、家産復興も出來かね、何時の間にか軒を漏れる雨に忍草が繁り、野良も家の中も一續となり庭の

が近く鳴くのをきくと、それさへ平生よりは悲しさが身に泌み、戀心以外に夫の事が懐しく、女はかりでは生活の出來ぬ事を今更つくづく感じた。今時に後家を立てる物は、その夫の死後に沢山の財産をつぐ事が出來るので、欲の爲に女の親類が謀議して、まだ若盛りの女に無理やりに髪を切らせ、氣のすゝまぬ佛の道をすゝめ、夫の命日を弔はせるのである。それ故、必ず浮名が立ち、家に長く仕へてゐる若い者を旦那にする事は所々方々にある事である。こんな風になるよりは、外へ縁組をして再嫁する事は人の笑ふべき事ではない、さうした世の中にこの松家の後家こそ世の人の鑑である。

いろいろの渡世して心まかせにかなはず、むかしの借銀濟むべき調法もならず、次第にまづしくなる時、一生一大事の分別出し、住宅を借りかたの衆中に渡すべきと申せど、人皆あはれみて今取るべきと云ふ者一人もなし。借銀五貫目、此家賣れば三貫目より内なり。後家町中に歎き、此家をたのもしの入札にして賣りける。壹人に銀四匁づつ取りて、突き當りたる方へ家を渡すなれば、てんぽにして銀四匁と札を入れける程に、三千枚入て銀十二貫目請取り、五貫目の借銀はらひ七貫目殘りて、後家二度これより分限になりぬ。人に召しつかはれし下女、札に突き當りて四匁にて家持となれり。

語釈 ○五貫目、銀目、六十二匁が金一兩であつたから約八十兩弱の金である。○たのもし。頼母子講の時、數人が契約して、或期限内に毎月或は毎年金をかけ一月一回又は毎年一回などに鬮をとつて、先取者をきめ、落籤者は一時に數回分の掛金を手に入れて流通の便を得るものであるが、こゝは各人から廣く僅かな金を出させて鬮を買はせその籤に當つた者に家を渡すといふ契約である。○銀四匁、銀一匁は錢八十文に當る。○てんぼ「てんぼのかはゝの略、てんぼは天歩（天の運命）であらう「てんぼのかは」とは「てんぼやつあたり」などともいひ、あてもなくやること、出まかせにすること、まゝよ等の意にいふ。西鶴五百韵にも「とらぬ合點のかねもとの山」はじめからてんぼと出かゝる空の月」とあり、「たゞ大金佛にも一盛り美しきにてんぼと思うて、其の夜一つ買うて抱いて寝たれば」とある。

通釈 種々な渡世をしても思ふやうにならず、昔の借金返す便法もなく、次第に貧しくなる時、一生一大事の工夫を仕出し、住宅も借方の人々に渡さうといつたが、人は皆可哀相に思つて、今取るといふものが一人もない。借銀は五貫目あるのに此家を賣れば三貫目より内である。そこで後家が、町中の人々になきついて、此家を頼母子の入札にして賣つた。それは壹人に銀四匁づゝ取り、籤にあたつた者に家を渡す方法であるから、皆が運を天にまかせて銀四匁と札とを入れた處、三千枚入つたので、この後家は銀十二貫目を受取り、五貫目の借銀を拂ひ、七貫目殘つて再び金持となつた。それから、人の召使であつた下女がその札にあたつて四匁の元手で家持になつたといふ事である。

内題、原世繼、今意改
男、池本作郎〇
母、池本此下有は字
位、池本此下有權字
殿、據池本東本補
一面、池本なし
左、池本作右、據伊與此同
は、池本此下有たゞ二字
二の、池本此下有御字
殿、據池本補
二、イ本作三、據伊與此同
に、據池本補〇
三、て、池本作一
な、池本此下有し字
さ、池本此下有ま字

一　太政大臣道長

このおとゞは、法興院のおとゞの御五男、御母・從四位上攝津守右京大夫藤原中正朝臣の女也、其朝臣は從二位・中納言山蔭卿の七男也。此道長のおとゞは、いまの入道殿下これにおはします。一條院・三條院の御舅、當代・東宮の御祖父にておはします。この殿、宰相にはなり給はで、直に權中納言にならせ給、御年廿三。其とし上東門院うまれ給ふ。四月廿七日從二位し給、御とし廿七。關白殿むまれ給ふとしなり。長徳元年乙未四月廿七日、左近衛大將かけさせ給。そのとしのまつりのまへより、世中きはめてさはがしきに、又の年いとゞいみじくなりたちにしぞかし。まづは大臣公卿おほくうせ給へりしに、まして四位五位の程は・數やはしらし。まづ其年うせ給へる殿原の・數。閑院大納言殿三月廿八日。中關白殿四月十日。是は世のえにはおはしまさす。たゞおなじおりのさしあはせたりしこ也。小一條左大將濟時卿は四月廿三日。六條左大臣どの、粟田右大臣殿、桃園中納言保光卿、此三人は五月八日一度にうせ給。山井大納言殿は六月十一日ぞかし。またおらじ、あがりての世にも、かく大臣公卿七八人、二三月の中にかきはらひ給事、希有成しわざなり。それもたゞ此入道殿の御さいはいの上を・きはめ給ふにこそ侍めれ、かの殿ばら次第のまゝに久しくたもちたまはましかば、いとかくしもやはおはしまさ・

が、[illegible]作よ、[illegible]本云せ、[illegible]本[illegible]下[illegible]き[illegible]二字お、[illegible]本此下[illegible]はち[illegible]それとた、[illegible]そのまゝ、[illegible]本云○也、[illegible]作た、[illegible]本[illegible]下[illegible]本字

いま〳〵も、[illegible]本作いまち〳〵こそ、[illegible]本此下有[illegible]字、[illegible]本此上有その、[illegible]その二字[illegible]みまれ給〳〵[illegible]うまれ給[illegible]本作むまれ給へりし○い、[illegible]本光り

たち、[illegible]本作たゝせ

い、[illegible]本東本[illegible]、[illegible]本此下[illegible]の[illegible]んり、[illegible]本[illegible]

じ。まづは帥殿（伊周）の御心もちゐのさが〳〵しくおはしまさば、父おとゞ（中関白）の御やまひのほど、天下執行のせんじくだり給へりしまゝに、をのづからさてもやおはしまさまし。それにまたおとゞうせ給にしかば、いかでか・みどりごのやうなるとのゝ、世の政し給はんとて、粟田殿にわたりにしぞかし。さるべき御次第にて、それまた有べき事也。あさましく夢などのやうに取あへずならせ給にし。これはあるべき事かはな。此今の入道殿、そのおり大納言中宮大夫と申て、御年いとわかく、行末・まちつけさせ給べき御よはひのほどに、卅にて、五月十一日に、関白のせんじうけ給り給ふて、さかへそめさせ給にしまゝに、また外ざまへもわかれず成にしぞかし。いま〳〵もさこそ・侍べかんめれ。この殿は、北の方ふた所おはします。この宮〳〵の母うへと申は、土御門左大臣源雅信のおとゞの御むすめにおはします。雅信のおとゞは、亭子の御門の御子、一品式部卿の宮敦實のみ子の御子。左大臣時平のおとゞの御娘のはらにうまれ給し御子也。その雅信のおとゞの御女を、いまの入道殿下の北の政所と申なり。其御腹に女[illegible]君四ところ、おとこ君ふた所ぞおはします。其御ありさまは、たゞ今の事なれば、みな人見奉り給ふらめど、ことばつゞけ申さんと也。第一の女君は、一條院の御時に、十二にてまいらせ給て、またの年長保二年庚子二月廿五日、十三にて后にたち給て、中宮と申し御時に、うちつゞき男親王二人うみ奉り給へりしこそは、いまのみかど、東宮にはおはしますめれ。ふた所の御母后、太皇太后宮と申て、天下第一の母にておはします。其御さしつぎの内侍のかみと申し、三條院の東宮におはしましゝにまいらせ給て、宮位に付せ給にしかば、后にたゝせ給て中宮と申き。御年十九。又のとし長和二年癸丑・七月廿六日にをん

[illegible]

な親王うまれさせ給へるこそは、三歳ばかりにて一品にならせ給て、いまにおはします、此比はこの御母宮を皇太后宮と申て、枇杷殿におはします。一品の宮は三后に准じて、千戸の御封をえさせ給へれば、この宮に后ふた所おはしますがごとくなり。また次の女君是も内侍のかみにて、今のみかど十一にて、寛仁二年戊午正月三日御元服せさせ給、其三月にまいり給て、おなじき年の十月十六日、后にゐさせ給ふ。たゞ今の中宮と申て内におはします。又次の女君それも内侍のかみ、十五におはしますに、今の春宮十三にならせ給ふとし、まいらせ給て、東宮の女御にてさぶらはせ給。入道せしの給てのちの女なれば、いまの関白殿の御女となづけ奉りてこそはまいらせ給しか。ことしは十九にぞならせ給、姙じ給て七八月にぞあたらせ給へる、入道殿の御ありさま見奉るに、かならず男にてぞおはしまさん、此翁さらにも申あやまち侍らじと、あふぎをたかくつかひつゝいひしこそをかしかりしか。女君たちの御ありさまかくのごとし」男君二所と申は、今の関白左大臣頼通のおとゞと聞えさせて、天下をわがまゝにまつりごちておはします。御年廿六にてや内大臣摂政にならせ給けん。御門をよすげさせ給にしかば、たゞ関白にておはします。廿余にて納言などになり給をぞ、いみじきことにいひしかど、いまのよの御ありさまかくおはしますぞかし。御わらは名は鶴君なり。今一所は只今の内大臣にて、左大将かけて、教通のおとゞと聞えさす。よの二の人にておはしますめり。御わらは名はせや君ぞかし。」かゝれば此北の政所の御さかへきはめさせ給へり。たゞ人と申せど、御門、春宮の御祖母にて、三宮になずらふる御位にて、年官年爵給はらせ給、からの御車にていとたはやすく御ありきなども、中〳〵

御身やすらかにてゆかしくおぼしめしけることは、世中の物見、何の法會やなどあるをりは、御車にても棧敷にても、かならず御覽ずめり。内東宮、みや〳〵と、おかれ〳〵よそほしくておはしませど、いづかたにもわたりまいらせ給ては、さしならびおはします。たゞ今三后、春宮の女御、關白左大臣、内大臣の御母、みかど、春宮はた申さず、おほよそ世のおやにておはします。入道殿と申もさら也、大かた此ふた所ながら、さるべき權者にこそおはしますめれ。御なからひ四十年ばかりにやならせ給ひぬらん。あはれにやんごとなき物に、かしづき奉らせ給といへばこそおろかなれ。世中[に]は、いにしへたゞいまの國母、大臣、みな藤氏にてこそおはしますに、此北の政所ぞ、源氏にて御さいはひきはめさせ給にたる。おとゝしの御賀のありさまなどこそ、みな人見きゝ給しことなれど、猶返々もいみじく侍し物かな。又高松殿のうへと申も、源氏にておはします。延喜の皇子高明親王を左大臣になし奉らせ給へりしに、思はざる外のことによりて、帥にならせ給て、いと〳〵心うかりし事ぞかし。其御女におはします。それをかの殿つくしにおはしましけるとし、此姫君まだいとおさなくおはしましけること、御おぢの十五の宮とましたるも、同腹の皇子におはします。女子もおはせざりければ、此君をとり奉りて、やしなひかしづき奉りて、もち給へるに、西宮殿も、十五の宮も、かくれさせ給ひにし後に、故女院の后におはしまし〳〵おり、この姫君をむかへ奉らせ給て、東三條殿のひんがしのたいに、帳をたてゝ、壁代を引、我御しつらひにいさゝかおとさせ給はず、しすへ聞えさせ、女房、侍、家司、下人まで、別にあかちあてさせ給ひて、中宮などのおはしまさせしごとくに、かぎりなく思ひかしづき聞えさせ給しかば、御せうとの殿原、我

も我もとよしばみ申給けれど、后かしこくせいし申させ給て、今の入道殿をぞゆるし聞えさせ給ひければ、かよひ奉らせ給しほどに、女君ふた所、男君四人おはしますぞかし。女君と申は、今の小一條院の女御、今一所は故中務卿具平のみこと申。村上の御門の七の親王におはしましき。其御男君三位中將師房の君と申を、入道殿むこどり奉らせ給へり。あさはかに心えぬことこそ、世の人申しか。殿のうちの人も覺したりしかど、入道殿思ひなきてさせ給やうありけんかしな。男君は大納言にて、春宮大夫賴宗と聞ゆる。御わらはなこわか君。いま一所はおなじ大納言、中宮權大夫能信と聞ゆる。今一所中納言長家。御わらはなこわか君。いま一人は馬頭にて顯信とておはしき。御童名こけ君也。寛弘九年壬子正月十九日入道し給ひて、この拾余年は佛のごとくしておこなはせ給。思がけずあはれなる御こと也。身づからのぼだひを申べからず、殿の御ためにも、又法師なる御子のおはしまさぬがくちおしく、ことかけさせたまへるやうなるに、されば、やがて一どに僧正になし奉らんとなん仰られけるとぞうけ給るを、いかが侍らん。うるはしき御法服、みや〳〵よりも奉らせ給ふ。殿よりは、あさの御衣も奉るなるをば、有まじきことに申させ給なるをぞ、いみじくわびさせ給ける。いでさせ給けるには、ひの御袖のあまた候けるを、これがあまたかさねてきたるなんうるさき。わたをひとつにいれなして、ひとつばかりをきたらばや。しかせよと仰られければ、これかれそゝき侍らんもうるさきに、わたをあつくしてまいらせんと申ければ、それは久しくも成なん。たゞとくと思ふぞと仰られければ、覺しめすやうこそはと思ひて、あまたをひとつにとりいれてまいらせたるをぞ奉りて、其夜は出させ給ける。されば御めのとは、

す、原作ハ、據原傍注及池本東本改○さ、原作き、今從池本東本○ひ、池本此下有給字○は、據池本東本補○たゞ、原作縦、據池本改○給は○おぼえず、池本作給にて、東本作給に○に、據東本補○も、原作の、據池本改○まとひ、池本東本もと○の事、據池本補○こと、池本此下なき事字○見えけれ、池本作みゆる○に、原作と、據原傍注及東本改○いのり、原作命、據池本東本改○かはだう、原作彼堂、今從池本○う、池本作く、下同○覺し、池本作おぼえし○なり云々、原作に一字、據池本改補○など、池本作な、原作に、據池本○東本改○で、東本此下か字○馬頭、原作

かくて仰られける物を、何しにしてまいらせけんと。れいならずあやしと思はざりけん心のいたりのなさよと、心をさなく思ひけんこそ、いとゞはらに哀なれ。さしもそれにさはらせ給はんやうに、かくと聞つけ給ては、やがてたゞ入て、なき人のやうにておはしけるを、かくきかせ給はいとおしとぞんじて、御心やみだれ給はんと、今さらによしなし。是をめでたきと、佛にならせ給はゞ、我御ためにも、のちの世のよしをはせんこそ、つゐのことゝ人々のいひければ、我は佛にならせ給はんもうれしからず。わがみの後のたすけられ奉らんも覺えず、只今のかなしさより外の事なし。殿もうへも、御子どももあまたおはしませばいとよし。只われひとりおこそやとぞ、ふしまろびまどひける。げにさる事なりや。道心なからん人は、後の世の事までもしるべきかはな。高松殿の御夢にこそ、左の方の御ぐしをなかばよりそりおとさせ給と御覧じけるを、かくて後にこそ、是が見えけるなりけりと思ひさだめて、ちがへさせ。いのりなどをもすべかりけるとぞと仰られける。かはだうにて御ぐしおろさせ給て、やがて其夜山へのぼらせ給けるに、鴨川わたりし程のいみじうつめたく覺しなん。すこしあはれなりし。いまはかやうにてあるべき身ぞかし、とおもひながらとこそ仰られけれ。いまの右衛門督ぞ、とくより、此君をば、出家の相こそおはすれとの給て、中宮權大夫殿のうへに御せうそく聞えさせ給ひけれど、さる相ある人をば、いかでとて、のちにこの大夫殿をばとり奉り給へるなり。正月に内より出給て、此右衛門督、馬頭の見物よりさし出たりつるこそ、むげに出家の相ちかく成にて見えつれ。いくつぞとの給ければ、頭中將。十九にこそ成給らめと申給ければ。扨は、今しばし給はんと有けるに、かくと聞えてこそ、さればよと

作高陽、今從東本、池本作むよいかみ見物、今從蓬東本作物見聞え、池本作さい、據池本東本補られ、池本光○此、池本作かの○に、池本光も、池本光○法給い、據池本東本補○は、據池本補な、池本作はき、池本作へり義、原作識、今從改こ、原作に、據東本改にれけり、池本作り給ける儀補に、その、據東本補は、池本も〔り〕とし、池本作れぞ原作も、據東本改ちど、池本作むつ○とく、池本て、池本をかども云々、據池本補○こう、據池本東本補

の給けれ。相人ならねど、よき人は物を見給なり。入道殿は、やくなし。いたうなげきてきかれじ。心みだれせられんも、此人のためにいとおし。法師子のなかりつるにいかゞはせん。おさなくてもなさんと思ひしかども、すゝみしかばこそあれとて、たゞ例の作法の法師の御やうにもてなし聞え給き。受戒にはやがて殿のぼらせ給ひ、人々我も〳〵と御供にまいり給て、いとよそほしげなりき。戒壇僧には、えもいはぬ物どもたてまつらせ給き。御さきに有職、僧綱どものやんごとなき候、山の所司殿の御随身ども、人わらひのゝしりて、戒壇にのぼらせ給ける程こそ、入道殿はえ見奉らせ給はざりけれ。御身づからはほいなくかたはらいたしとおぼしたりけり。座主の手輿に乗て、白蓋さゝせてのぼられけるこそ、あはれ天台座主戒和尚の一やと見え給けれ。世継が隣に侍るもの、そのきはにあひて、見奉りけるが語侍し也。春宮大夫、中宮権大夫殿などの大納言にならせ給しおりは、さりとも御みゝとゞまりてきかせ給ふらんと覚しかど、其大饗のおりの事ども、大納言の座敷そへられしほどなど語申しかど、いさゝか御気色かはらず。ねんずうちして、かやうのことたゞしばしの事也と、うちのたまはせしなん、めでたく優に覚しとぞ。通任の君の給ける。此殿の君たち、男をんなあはせ奉りて十二人、かずのまゝにておはします。男も女も御つかさくらゐこそ心にまかせ給らめ、御心ばへ、ひとがらどもさへ、いさゝかかたほにて、もどかれさせ給べきにもおはしまさず、とり〴〵に有識にめでたくおはしまさふも、たゞことならず。入道殿の御さいはいのいふかぎりなくおはしますなめり。さき〴〵の殿ばらの君たちおはせしかども、みなかく〳〵もおもふさまにやはおはせし、をのづから男も女もよきあしきまじりてこそ

の二人、池本作ふたかた。けんじ、池本作みなもと
の、池本東本无。世、池本作代。歳、池本无
き、池本无
に、據池本補
また、池本もと、また、據池本東本補
こそ、池本作しか
の、原作此、據東本改
は、諸言據池本本作な
の、據池本補、下同
人、原作丸、據池本改

おはしまさふめりしか。此北の政所の二人ながら源氏におはしませば、すゑの世のげんじのさかへ給ふべきとさだめ申なり。かゝれば、此二所の御ありさまかくのごとし。但殿のおまへは卅より關白せさせ給て、一條院、三條院の御時の世をまつりごち、わが御まゝにておはしまし〵に、又當代の九歳にて位につかせ給にしかば、御年五十一にて攝政せさせ給とし、わが御身は太政大臣にならせ給て、攝政をばおとゞにゆづり奉らせ給ひて、御年五十四にならせ給に、寛仁三年己未三月廿一日御出家し給へれど、猶又おなじき五月八日、准三宮の位にならせ給て、年官年爵えさせ給ふ。みかど、東宮の御祖父、三后關白左大臣、内大臣、あまたの納言の御父にておはします。世をたもたせ給事、かくて三十一年ばかりにやならせ給ぬらん。ことしは滿六十におはしませば、かんの殿の御産の後に、御賀あるべしとぞ人申。いかにまたさま〵〵おはしまさへて、めでたく侍らんずらん。大かたまた世になき事也。大臣の御女三人后にてさしならべ奉り給こと、この入道殿下の御ひとつかどよりこそ、太皇太后宮、皇太后宮、中宮三所いでおはしましたれば、まことに希有の御さいはいなり。皇后宮ひとりのみすぢわかれ給へりといへども、それすら貞信公の御末におはしませば、是はよそ人と思ひ申べき事かは。しかれば、たゞ世中は此とのゝ御ひかりならずといふことなきに、此春こそはうせ給にしかば、いとゞたゞ三后のみおはしますめり。此殿ことにふれてあそばせる詩、和歌など、居易、人丸、躬恒、貫之といふとも、え思ひよらざりけんとこそおぼえ侍れ。昨日の行幸、先の一條院の御時よりはじまれるぞかしな。それに又當代おさなくおはしませども、かならずあるべき事にて、はじまりたる例にならひにたれば、大宮御こしにそひ申させ

まし、據池本東本補
りけ、原作らせ、據池本改
おはし云々、據池本補
ら、池本東本尤、恐衍
よ、池本作日○も、原作や、據原本傍注及池本東本改
に、池本作の○たりし、池本作○ける
心、池本此下有の字○ざる、原池本作にえ、今從池本○野、池本東本尤、成野□先、今池本作前□の、今意補

給ておはします。めでたしなどはいふもよのつねなり。すべらぎの御祖父にて、うちそひつかうまつらせ給へる殿の御有さま御かたちなど。すこしよのつねにもおはしまさましかば、あかぬ事にや、そこらあつまりたるいなか世界の民百姓、是こそはたしかに見奉りけめ。たゞ轉輪聖王などはかくやと。光るやうにおはしますに佛みたてまつりたらんやうに、ひたいに手をあてゝ、おがみまどふさまとはりなり。大宮の赤色の御あふぎさしかくして。御肩のほどなどはすこし見えさせ給ひけり。かばかりにならせ給ぬる人は。露のすきかげもふたぎ。いかゞとこそは。もてかくし奉るに、とかぎりあれば。けふはよそほしき御ありさまも、すこしは人の見たてまつらんも。などかはともや思しめしけん。殿も宮もいふよしなく。御心ゆかせ給へりけるとをしはかられ侍ら〔ら〕れば。殿、大宮に

嚴古今 そのかみやいのりおきけんかすがのゝおなじみちにもたづねゆくかな

御返し。

くもりなきよのひかりにや春日野の同じみちにもたづねゆくらん

かやうに申かはさせ給ほどに、げに〳〵と聞えてめでたく侍りし。なかにも大宮のあそばしたりし。

みかさ山さしてぞきつるいそのかみふるきみゆきのあとをたづねて

これこそ、おきなゝどが心をよばざるにや。あがりてもかばかりの秀哥え候はじ。その日にとりては。春日野の明神もよませ給へりけると覺え侍り。けふかゝる事どものはへあるべきにて、先の一條院の御時にも、大入道殿行幸申おこなはせ給けるにやとこそ心えられ侍れな。大かたさいはいおはしま

く、池本此下有て字
な。據池本補
[illegible]
[illegible]
く、池本作う○
身、池本作おと
は、原作は、據東本改
侍は、池本作侍れば
[illegible]
[illegible]

さん人の、和哥のみちをくれ給へらんは。とのはへなくや侍らまし。この殿は、折ふしとに。かならずかやうの事をおほせられて、ときはやさせ給ふなり。一とせの北の政所の御賀によませ給へりしは、

ありなれしちぎりはたえて今さらにこゝろけがしにちよといふらむ

又此一品の宮のうまれおはしましたりし御うぶやしなひ。大宮せさせ給へりし夜の御哥はきゝ給へりや。それこそいとけうあるとを。たゞ人は思ひよるべきにも侍らぬ和哥の躰なり、

おとみやのうぶやしなひをあね宮のし給ふみるぞうれしかりける

とかやうけ給りしとて、心よくゑみたり。閑院大納言。かくなに事もすぐれめでたくおはしますを、大入道殿、いかでかゝ覧うらやましくもあるかな。わが子どものかげだにふむべくもあらぬこそくちおしけれと申させ給ければ、中関白殿粟田殿などは、げにさもとやおぼすらんとはづかしげなる御けしきにて、物もの給はぬに、此入道殿はいとわかくおはします御身にて、かげをばふまでつらをやふまぬとこそ仰られけれ。誠にこそさおはしますめれ。内大臣殿をだにちかくてえ見奉り給はぬよ。さるべき人は。とうより御心魂のたけく、御まもりもこはきなめりと覺え侍は。花山院の御時に、五月しもつやみに。さみだれも過て、いとおどろ〳〵しくかきみだれ、雨のふる夜、御門さう〴〵しくや覺しめしけん、殿上に出させおはしまして、あそびおはしましけるに、人々物語など申給て、昔おそろしかりける事どもなどに申成給へるに、こよひこそいとむつかしげなる夜なめれ、かく人がちなるだにけしきおぼゆ、まして物はなれたる所などいかならん。さあらん所に、ひとりいなんやと仰られけるに、えま

池本以下有に字
わ、池本た
一、諸池本東本
同
せ、原作す、諸同
上改
じ、原作ど、諸同
上改
ほ、池本作お、
小りきし、池
本作かたな中
うに、原作ふに、
諸池本改
池本作給（へ）るて、
原作議、今意改
り、諸池本補
たち、池本ぞ
〳〵、池本に
て侍らん、原作
侍なん、諸池本
東本補改（に）り、
池本以下有て字
はしらのも、
池本た

からにとのみ申給けるを、入道殿は、いづく成ともまかりなんと申給ひければ、さる所おはします御門
にて、いとけうあることなり。さらばいけ。道隆は豊楽院、道兼は仁寿殿の塗籠、道長は大極殿へいけと
仰られければ、よその君達は、びんなきことをもきこえさせてけるかなと思ふ。又うけ給はらせ給へる殿ばら
は、御気色かはりて、やくなしと覚したるに、入道殿は露さる御気色もなくて、わたくしの従者をばぐ
し候はじ。此陣の吉上まれ滝口まれ、一人を昭慶門までおくれと仰事たべ。それより内にはひとりい
り侍らんと申給へば、證なき事と仰らるゝに、げにとて、御手箱におかせ給へる小刀さしてたち給ぬ。
いま二所もにがむ〳〵各おはさうじぬ。子四とそうして、かく仰られ議する程に、うしにも成にけん、
道隆は右衛門陣よりいでよ、道長は承明門よりいでよと、それをさへわかたせ給へば、しかおはしまし
あへるに、中関白殿、陣迄念じておはしましたるに、宴の松原のほどに、そのものともなきこゑどもの
聞ゆるに、術なくてかへり給。粟田殿は露台のとまで、わなゝく〳〵おはしたるに、仁寿殿の東面の砌
の程に、のきとひとしき人のあるやうに見え給ければ、物も覚えで、身の候はゞこそ、仰ごともうけたま
はらめとて、をの〳〵たち帰りまいり給へれば、御あふぎをたゝきてわらはせ給に、入道殿は、いと久
しく見えさせ給はぬを、いかゞと覚しめす程にぞ、いとさりげなく、ことにもあらずげにてまいらせ給へ
る。いかに〳〵ととはせ給へば、いとのどやかに、御刀にけづられたる物を取具して奉らせ給に、こは
何ぞと仰らるれば、たゞにて帰まいりて侍らんは、證候まじきにより、高御座の南おもてのはしらの
もとをけづりて候なりと。つれなく申給ふに、いとあさましく覚しめさる。こと殿たちの御気色は、いか

り、池本此下有とり二字○か、池本作よら、原作なし、據池本改 猶、池本作猶々 〔二〕とめて、池本作元 て、池本作こそ の、據池本補、下同 ゐ、同上作い、る、原作な、據池本改 〔う、原作ふ、據池本改 又、池本し の、池本元 する、池本作します り、池本此下有も字○と、池本作こそ○とひ、池本此下有ほめ二字 侍度、池本作たびと の、據池本補 と、原作か、據池本改 〔中、據池本改〕ことよう ていは、池本作よくていはゞ 本、據古鈔本補 在ほひ二字□らん、池本作るが

にもなきならで。この殿のかくてまいり給へるを。御門よりはじめかんじのゝしられ給へど。うら山敷にや。又いかなるにか。物もいはでぞ候給ける。猶うたがはしく覚しめされければ。つとめて蔵人して。けづりくづをつがはしてみよと仰ともありければ。もていきてをしつけて見給ひけるに。露たがはざりけり。其けづりあとは。いとけざやかにてはべめり。すゑの世にも。見る人は猶あさましきことに。ぞ申しかし。故女院の御修法して。飯室の権僧正のおはしましゝ伴僧にて。相人の候しを。女房どもの。よびて相せられけるついでに。内大臣殿はいかゞおはするとゝふに。いとかしこうおはします。天下とる相おはします。中宮大夫殿こそいみじうおはしませといふ。又粟田殿をとひ奉れば。それも又いとかしこくおはします。大臣の相おはします。又あはれ中宮の大夫殿こそいみじうおはしませといふ。又権大納言殿をとひ奉れば。それもいとやんごとなくおはします。いかづちの相なんおはすると申ければ。いかづちはいかなるぞとゝふに。ひとときはいとたかくなれど。のちとげのなきなり。されば御すゑいかゞおはしまさんと見えたり。中宮大夫殿こそかぎりなくきはなくおはしませと。こと人をとひ奉るたびには。此入道殿をかならず引そへ奉りて申す。いかにおはすれば。かく毎度には聞え給ぞといへば。第一の相には。とらの子のふかき山の嶺をわたるがごとくなるを申たるに。いさゝかもたがはせ給はねばかく申侍る也。此たとひは。虎の子のけはしき山の嶺をわたるがごとしと申也。御かたちようていは。たゞ毘沙門のいき本見奉らんやうにおはします。御相かくのごとしといへば。誰よりもすぐれ給へりとこそ申けれ。いみじかりける上手かな。あてたがはせ給へることにやはおはします。帥のおとゞの。大臣ま

に、池本東本も、皆折す、池本此下有める二字
も、池本无
物、池本東本補
いとしろく、池本作いとゞしく
ぎぬ、池本无
何、版作お、諸東本改
覺し、池本作おもほし、東本作おぼしめし
かく、據池本補
振舞、池本无
帥、原作師、據傳註及池本東本改
奉りて、池本作たて〳〵まつらせ給て
自、據東本補
御門、たち、據池本无

でかくすゞやかに成給へりしを。はじめよしとはいひけるなめり。いかでちはおちぬれど又もあがる物を。はしのおちていしとなるにぞたとふべきや。これこそ踊りあがるとなければ。おり〳〵につけたる御かたち、なとは、げにながき思出とこそは人申めれ。中にも三條院の御時。賀茂行幸の日。雪よの外にいたうふりしかば。御ひとへの袖を引出て。御あふぎをたかくもたせ給へるに。いとしろくふりかゝりたれば。あないみじとて。うちはらはせ給へりし御もてなしは。いとめでたくおはしまし〻物かな。うへの御ぞはくろきに。御ひとへぎぬは紅のはなやかなるあはひに。雪の色もてはやされて、えもいはずおはしまし〻物かな。高名の何がしといひし御馬。いみじかりし悪馬なり。あはれそれを奉りしづめたりしはや。三條院も其日の事をこそ覺し出おはしますなれ。御病のうちにも。賀茂行幸の日の雪こそ忘がたけれと仰られけんこそあはれに侍れ。かく世間の光にておはしますとの〻（道長）、一年ばかり。物をやすからずおぼしめしたりしよ。いかに天道御覧じけん。さりながらも。いさゝか逼けし御心やはたうさせ給へりし。大やけざまの公事作法ばかりには。あるべき程に振舞、ときたがふ事なくつとめさせ給て。うち〳〵には。所もをき聞えさせ給はざりしぞかし。帥殿（伊周）の南院にて人々あつめて弓あそばしゝに此殿（道長）わたらせ給へれば。思ひかけずあやしと。中關白殿（道隆）覺しおどろきて。いみじう饗應し申させ給ふて。下らうにおはしませど。まへに奉りて。まづいさせ奉らせ給けるに。帥殿のやかずいま二つをとり給ぬ。中關白殿、又御前に候人々も。いま二度のべさせ給けるを。やすからず覺し成て。さらばのべさせ給へと仰られて、又いさせ給とて仰らるゝやう。道長が家より御門后たちたゝたまふべき物な

に、池本異下有にまゝに、池本此下有ゝ字
い、池本此下有させ二字
やぶる、池本作わる〇〇ゝ、蓬左本補〇〇ゝ、東本作へ
く、池本作う〇納、原作補、蓬左傍注及池本東本改〇〇し、池本作せさせ
ど、池本此下有も字〇〇ら、池本作させ〇〇人、池本無
賢、池本作殿申、池本異下有させ二字
ち、原作と、蓬左本東本改
よ、今意補、阪本作上の〇〇の、衍、蓬左池本有へ、池本作た
り、の、據池本補、東本作殿き、原作け、據池本東本改〇〇甲、池本し

らば、此やあたれと仰らるゝに、おなじ物を中心にあたるものかは。つぎに帥殿い給にいみじうおくし給て、御手もわなゝくけにや、的のあたりにだにちかくよらず、無邊世界をい給へるに、關白殿いろあをく成ぬ。又入道殿い給ふとて、攝政關白すべき物ならば、此矢あたれと仰らるゝに、はじめのおなじやうに的のやぶるゝばかりおなじ所にいさせ給つ。饗應しきこえさせ給つるけうもさめて、とにがく成ぬ。ちゝおとゞ帥殿に、何かいる、ないそ/\とせいし給て、ことさめにけり。今日に見ゆべきことならねど、人の御さまのいひ出給事のおもむきより、かたへはおくせられ給なんめり。又故女院の御石山詣に、この殿は御馬にて、帥殿は車にてまいり給に、さはる事ありて、粟田口より歸給とて、院の御車のもとにまいり給て、案内申給に、御車もとゞめたれば、ながえをゝさへてたち給へるに、入道殿は御馬をおし返て、帥殿の御うなじのもとに。いとちかううちよせさせ給て、とく/\つかうまつれ、日の暮ぬるにと仰られければ、あやしくおぼされて見かへり給へれど、おどろきたる御けしきもなく、とみにものかせ給はで、日暮ぬ、とく/\とそゝのかせ給をいみじうやすからずおぼせど、いかゞはせさせ給はん、やはらたちのかせ給にけり。父おとゞにも申給ければ、大臣かろむる人のよきやうなしとの給はせける。三月上巳の日の御はらへに、やがて逍遙し給とて、帥殿河原にさるべき人々あまたぐして出させ給へり。平張共あまた打わたしたるおはし所に、入道殿も出させ給へる、御車を近くやれば、便なき事。かくなせそ、やりのけよと仰られけるを、何がし丸といひし御車ぞひの、何事の給とぞにかあらん、かくきうし給へれば、この殿は不運にはおはするぞかし。わざはひや/\とて、いたく御車牛をう

ぐ、據池本東本
御、く、原作に、
據池本改、東本
作つ

えやせ、池本作
やえ〇と、池本
此下有も字

か、原作に、據池
本東本改

く、池本作り〇
は、池本東本作、
恐衍〇おとゞ、
池本作〔闕〕口
改に、據池本東本

し、池本作され
よ、據池本東
本補

おて、今すこしひらばりのもとちかくこそつかうまつりふせたりけれ、からうも此男にいはれぬるかなとぞおほせられける。さてその御車ぞひをば、いみじくらうたくせさせ給ひ、御かへりみありしは、かやうの事にて。此殿たちの御中いとおしかりき。女院は、入道殿を取わき奉らせ給て、いみじう思ひ申させ給へりしかば、帥殿はうと〳〵しくもてなさせ給へりけり。御門、皇后宮をねん比にときめかさせ給ふゆかりに、帥殿は明くれ御前に候はせ給て、入道殿をばさらにも申さず、女院をもよからず、ことにふれて申させ給を、をのづから心えやせさせ給けん、いと・はいなき事におぼしめしける、ことはりなりな。入道殿の世をしらせ給はん事を、御門いみじうしぶらせ給けり。皇后宮、父おとゞもおはしまさで、世中をひきかはらせ給はん事を、いと心ぐるしうおぼしめして、粟田殿にも、とみにやはせんじくださせ給し。されど女院の、道理のまゝの御事をおぼしめし、又帥殿をばよからずおもひきこえさせ給ければ、入道殿の御事を、いみじうしぶらせ給ければ、いかでかくはおぼしめし仰らるゝぞ、大臣こえられたることだに、いといとおしく侍りしに、父おとゞのあながちにし侍りしとなれば、いなびさせ給はずなりにしにこそ侍れ。粟田のおとゞにはせさせ給て、これにしも侍らざらんは、いとおしさよりも、御ためなんいと便なし。世の人もいひなし侍らんなど、いみじう奏せさせ給ければ、むつかしうやおぼしめしけん、後にはわたらせ給はざりけり。されば、うへの御つぼねにのぼらせ給て、こなたへとは申させ給はで、われ。よるのおとゞにいらせ給ひて、なく〳〵申させ給ふ。

○天氣他に異なり　天皇の寵愛他にすぐれて格別なりといふ意也。
○これ皆ながら　これ然れどもの意也。
○大貳　太宰大貳也。
○大國數多　多くの領地といふ意也。
○寵劣りて　御寵愛のうすきをいふ。
○信頼斯くて候はゞ　信頼今の如く君寵を得てあらば也。
○官加階　官は官職にして加階は位の昇進する也。
○御意に懸けられ候ふ條　拙者の事を思し召され、御親切を蒙けるといふ意也。
○大慶　至極の仕合をいふ也。
○認め廻らして　用意支度して也。

信頼卿信西を滅さるゝ議の事

さる程に信頼卿は、子息新侍従信親を大貳清盛の婿に成して近附き寄り、平家の武威を以て本意を遂げんと思ひけるが、清盛は太宰大貳たる上、大國數多賜はりて、一族皆朝恩に誇り、恨あるまじければ、よも同意せじと思ひ止る。左馬頭義朝こそ保元の亂以後、平家に寵劣りて、安からず存する者と思はれ、近附きて竊に志をぞ通はしける。常に見參の度には、「信頼斯くて候はゞ、國をも莊をも望み、官加階をも申されんに、天氣よも子細あらじ」と宣ふ「斯様に御意に懸けられ候ふ條、身に取りて大慶なり。何なる御大事をも承りて、一方は固め申さん」とぞ宣ひける。然のみならず當番の御外戚新大納言經宗をも語らひ、中御門藤中納言家成卿の三男、越後中將成親朝臣は、君の御氣色よき者なりと語らひ、御傳の別當惟方をも憑まれけり。中にもこの別當は母方の叔父なりしに、わが弟尾張少將信俊を婿になし、殊更深くぞ憑まれける。斯様に認め廻らして、隙を伺はれける程に、平治元年十二月四日、大貳清盛宿願ありとて、嫡子左衛門佐重盛相具して、熊野參詣の事あり。その隙を以て信頼卿義朝を招き、「信西は紀伊二位の夫たるに依つて、天下の大小事を心の儘に申し行ひ、子供には官加階思ふになし與へ、信頼が斯様の事をば、火をも水に申しなす。姦佞至極の僻者なり。こ

の入道久しく天下に在りては、國も傾き世も亂るべき端の基なり。誰もさは思し召したれども、させる科もなければ、糺明も無し。いざとよ御邊始終如何あらん、大武清盛もかれが縁となりて、源氏の人々をば申し沈めんとするなどこそ承れ、左樣に計らはるべきものをと語れば、義朝申されけるは、六孫王より七代弓箭の藝を以て今に兵道の譽を施め、武略の術を傳へて、凶徒を退け候ふ。然るにまんぬる保元に、門葉の輩多く朝敵となりて、皆悉く誅せられ、以上義朝一人に罷り成り候へば、清盛も内々さぞ計らひ候ふらん。此事は本より覺悟の前にて候へば、驚くべきにて候はねども、斯樣に憑み仰せ候ふ上に、便宜候はゞ當家の浮沈をも試むべしとこそ存じ候へと申されければ、信頼大いに喜んで、嚴物作の太刀一腰自ら取り出し、且は引出物の始めとて引かれたり。義朝謹んで請け取りて出でられけるに、白く黒くさる體なる馬二匹、鏡鞍置いて引き立てたり。夜陰の事なれば、松明振り擧げさせてこの馬を見、合戰の出立に馬程の大事は候はず。近比の御馬にて候ふ。この龍蹄を以て、如何なる強陣なりとも、などか破らで候ふべき。合戰は勢には因らず、謀を以てすと雖、小を以て大に敵せずとも申せば、賴政、光基、季實等をも召され候へ。その上此等を始めて、源氏共内々申す旨ありと承り候ふと、申して出でられければ、信頼卿月比日比揃へ置かれたる武具なれば、錆通し立てたる鎧五十領、追樣に遣はされけり。信頼やがてこの人々

○いざとよ　いや／＼それにも子細ある事よと也。
○御邊　同等の輩を呼ぶ詞にてその許などいふに同じ。
○始終如何あらん　末始終はよくもあるまい也。
○門葉の輩　一門の子弟也。
○以上　然る上といふ意也。
○計らひ候ふらん　我が家を滅すべく工夫して居るだらう也。
○憑み仰せ　頼に思し召す也。
○當家の浮沈　源家の興廢也。
○嚴物作　いかめしく作りたる也。
○引かれたり　引出物として差出したる也。引出物とは饗應の後に出す贈物にして、上古は馬を引出して贈りたりといふ也。
○さる體　よき體格といふ意也。
○夜陰　暗夜也。
○近比の御馬　近來に珍しき善き馬といふ意也。
○龍蹄　名馬を龍に譬へて云ひたる也。
○此等　賴政、光基、季實等をいふ。
○錆通し立てたる　新しく作り立て

を頼んで、頼むべき由宣へば、一門の中の大納言に從ひ奉る上は、左右に能はずとてぞ歸りける。

三條殿發向＝信西の宿所燒き拂ふ事

さる程に信頼卿は、同じき九日の夜子の刻計に、右馬頭義朝を大將として、その勢五百餘騎、院の御所三條殿へ押し寄せ、四方の門々を打ち圍み、右衞門督乘りながら年來御いとほしみを蒙りつるに、信西が讒に依つて、信頼擊たれまゐらすべき由承り候ふ間、暫くの命助からん爲に、東國の方へこそ罷下り候へと申せば、上皇大きに驚かせ給ひて、何者か信頼をうしなふべかなるぞとて、呆れさせ給へば、伏見源中納言師仲卿御車を寄せ奉り、急ぎ召さるべき由申されければ、はやく車を寄せよと度々にぞ申しける。上皇急ぎ御車に召さるれば、御妹の上西門院も一つ御車に召させ給ひけるを、同じ御車にぞ奉りける。信頼、義朝、光保、光基、季實等、御車の左右に打ち圍みて、大内へ入れまゐらせ、一本御書所に押し籠め奉る。やがて佐渡式部大輔重成、周防判官季實近く候して、君をば守護し奉る。さても此の重成は、保元の亂の時も、讃岐院の仁和寺の寛遍法務が坊に渡らせ給ひしを守護し奉りて、讃岐へ御配流ありし時も、鳥羽まで參りし者なり。如何なる故にや二代の君を守護しまゐらすらんと人々申し合へり。三條殿の有

たる也。
○追懸に追にけり　後より追ひかけて追はしたといふこと也。
○左右に能はず　兎や角と異義をいふこと能はずと也。

○右衞門督乘りながら　信頼車に乘りながら也。
○御いとほしの　御寵愛といふこと也。

○失ふべかなるぞ　失ふべくあるなるぞ也。

○大内　皇居也。
○一本御書所　内裏の西北隅なる式乾門内にあり。
○近く候して　御側近く伺ひて也。
○讃岐院　崇徳院の御事也。

○それも皆の事　井に飛び入りても命の生き延ぶるのは暫時の間といふこと也。
○阿房の炎上　秦の始皇帝の善美を盡したる宮殿なりしが逆人一炬の爲に焼き盡されたり。
○采女　後宮にて供御の事に預る女官をいふ也。
○回禄　火災といふこと也。
○待賢門　宮城の外郭の東門也。
○仕出したる事ぞなき　別にこれぞと誉むべき程の事もなさずとの意也。
○四海安穏　治れる世安楽なる社會といふこと也。
○扃を忘れ　戸を閉づることをも忘れたるにて、よく世の治りて盗賊などの跡を断ちたるをいふ也。
○上下の屋を並べ　貴賤の家屋軒を並べたるにて、京師の繁昌の狀を言ひし也。

籠申すや否や、門々をば只兵共固めたるに、所々に火を懸けたり。猛火虚空に充ちて、暴風煙炎を揚ぐ、公卿殿上人、局の女房達に至るまで、これも信西が一類にてやあるらんとて、射殺し斬り殺せば、火に焼けじと出づれば矢に中り、矢に中らじと返れば火に焼け、矢に恐れ火を憚る類は、井にこそ多く飛び入りければ、それも皆の事にて、下なるは水に溺れ、中なるは倶に押されて死し、上は火にこそ焼けにけれ。道に重ねたる屍の怪しき風に吹き立てられて、煙焰天に漲りければ、如何なる者か助かるべき。かの阿房の炎上には、后妃采女の身を亡すことなかりしに、この仙洞の回禄には、月卿雲客の命を殞すこそあさましけれ。左兵衛尉大江家仲、右衛門尉平康忠を最後と防ぎ戦ひけるが、終に討たれにければ、家仲康忠が首を鉾に貫き、大内へ馳せ参り、待賢門に差し挙げて、喚き叫びたる外は仕出したる事ぞなき。同じき丑の刻に信西入道の宿所、姉小路西洞院へ押し寄せて火を懸けたれば、女房の限りにて、逃げ出でけるをも、信西が子を抱へてや逃ぐらんとて、多くの首を斬り伏せけり。保元の後は、四海安穏にして、都鄙扃を忘れ戸を閉ぢずして、上下の屋を並べしに、火災の餘殃に民屋多く亡びしかば、こは何に成りぬる世の中ぞ、この二三箇年は洛中静謐にして、甲冑を鎧ひ弓箭を帯する者もなかりしかば、適持ち行く人も憚りなる體にこそありしに、今は兵共京白河に充ち満てり、行末如何あるべきと歎かぬ人もなかりけり。

○火災の訴則　延焼してといふ意也
○憚なる體　きまりわるく人目を避くる體也。
○京白河　京は京都にして白河は二條橋の東北一帯の地をさしていふ
○闕官　解官と同じく官を免ぜらるること也。
○僉議　評議といふに同じ。
○六波羅　今の京都の大佛のある地にして、清盛の邸宅の所在地也。
○數度　引きつゞきといふ意也。
○博士　明法博士也。
○行き向ひ　發向して也。
○傍に　己が宿所の近邊に也。
○別當　検非違使廳の長官也。
○悪源太　叔父義賢を害せしを以て

一〇　信西子息闕官の事 付除目の事 並悪源太上洛の事

さる程に少納言入道信西が子息左大弁闕官せらる。嫡子新宰相俊憲、次男播磨中将成憲、権右中弁貞憲、美濃少将脩憲、信濃守是憲なり。上﨟は花山院大納言忠雅卿、中は藤大納言右少将成頼とぞ聞えし。さる程に太政大臣、左右大臣、内大臣以下公卿参内し給ひしかば、僉議あつて信西が子供流さるゝに、播磨中将成憲は、太宰大弐清盛の聟なれば、若しや命助かるとて、六波羅へ落ちられたりけるを、官符とて内裏より數度に召されければ、力及ばで出されけり。博士下野守上重成行き向ひ、成憲を請け取つて内裏へ参りければ、時ぬべき由仰せありて、検非違使に預け置かる。権右中弁貞憲に、傍に隠れたりけるを、宗判官信澄に尋ね出して、別當に申したりしかば、これも信澄に預けられけり。やがて除目を行はる。信頼卿は本より望を懸けたりしかば、大臣大将を兼ねたりき。左馬頭義朝は播磨国を賜はりて播磨守になる。佐渡式部大輔は信濃守になる。多田蔵人大夫頼憲は摂津守になる。源兼経は左衛門尉になる。足立四郎遠元は右馬允になる。鎌田次郎正清は兵衛尉になつて、政家と改名す。今度の合戦にうち勝ちなば、上総国を賜ふべき由宣ひけり。実に義朝が嫡子、鎌倉の悪源太義平、母方の祖父三浦介が許に住みけるが、都に騒がしき

世人呼んで惡源太といひし也。

○宇治殿　藤原頼長のこと也。
○安部野　攝津國の南部にあり
○下向　熊野よりの歸途也。
○淨衣　白き狩衣にて多く神事に用ふ。熊野に參詣ありしを以て、皆淨衣を用ひたる也。
○見えたる事　あらはれたる勲功也
○兼ねて成り　前以て官位を得て也
○喚び附けられて　喚びなされて也
○運の盡くる故にこそ　義平の謀を採用すればよかりしに、信頼の意見通りに決行したるは全く信頼の運命の盡きたるなりと也。
○その比　平治の亂の頃也。
○優長　人に優れ長ずる也。
○御前　主上の御前也。
○朝議も興を催し　お遊も面白味を

事のよし聞きて、鞭を打つて馳せ上りけるが、今度の除目に參り合ふ。信頼大いに悦んで、「義平この除目に參り合ふこそ幸なれ。大國か小國か、官加階も思ひの如く進むべし。合戰も心よく仕れ」と宣へば、義平申しけるは、「保元に叔父鎭西八郎爲朝を宇治殿の御前にて藏人になされければ、由なき除目かなと辭し申しけるは理かな。義平に勢を賜はり候へ。安部野に馳け向ひ、淸盛が下向を待たん程に、淨衣計にて上らん者を、眞中に取り籠めて一度に擊つべし。若し命を助からんと思はゞ、山林へぞ逃げ籠り候はんずらん。然らば追つ詰め追つ詰め搦らへて、首を刎ね獄門に懸けて、その後信西を滅し、世も靜りてこそ大國も小國も官加階も進め侍らめ。見えたる事もなきに、兼ねて成りて何かせん。只義平は東國にて、呉・共に喚び附けられて候へば、本の惡源太にて候はん」とぞ申しける。信頼「義平が申し狀荒儀なり。その上安部野まで馬の足疲らかして何かせん。都へ入れて中に取り籠めて擊たんずるに、程やあるべき」と宣ひければ、皆この儀にぞ從はれける。誠に運の盡くる故にこそ。大宮太政大臣伊通公その比は左大臣にておはしましけるが、才學優長にして、御前にても常にをかしき事を申されければ、君も臣もたゞに笑はせ給ひ、朝議も興を催しけり。「内裏にこそ武士共仕出したる事もなけれども、思の如く官加階をなる。人を多く殺したる計にて官位をなさんには、三條殿の井こそ多く人を殺したれ、などその井には官をなされぬぞ」と笑は

ますとの意也。
○三條殿の井こそ多くの人を殺したれ　井は樋の舊跡にて、單に人を多く殺したりといふ計であるが、それならば三條殿の井こそ一番多くの人を殺したりと也。
○井には官をなされぬ　井には官位を授けぬと也。こは伊通公の例の諧謔の詞也。
○南家の博士　南家の學校出身の文章博士也。南家とは藤原氏の四家の内にて、不比等の子四人は南家、北家、式家、京家、の四家に別れたり。
○大業　古は四道の儒といふ事あり即ち秀才明經法算道也この中なるを……といへる也。
○遂げず　卒業もせず也。
○儒官にも入れられず　儒官にもなれず也。
○重代に非ざるなりとて　祖先より代々儒官をつとめたる家筋にも非ずとて也。
○何となく　何と定りたる役義もなく也。
○御前　後白河院の御前、朝。
○露水　凝露なうるほす水也。
○寸の首　喉笛一寸許の所也。
○面相　顔の相といふに同じ、刻雅

れける。

信西出家の由来并南都落の事附最後の事

さる程に通憲入道を尋ねられけれども、行方を更に知らざりけり。かの信西と申すは、南家の博士長門守高階經敏が子なり。大業もとげず儒官にも入れられず、重代に非ざるなりとて、顯官にもならず、日向守通憲とて、何となく御前に召し仕はれけるが、出家しける故は、熊野へ參らんとて鏡を見けるに、面貌を見れば、寸の首露のもとに懸りて空しくなると云ふ相あり。驚き思ひける處に、切目王子の御前にて相人に行き逢ひたる也。この相人通憲を見て相して曰はく、「御身は諸道の才人かな。但し寸の首露のもとに懸つて露命を草上にさらすと云ふ相のあるは何に」と云ひて、一々に相しけるに、行末は知らず、來し方は聊か違はざりければ、「通憲さる思ひぞ」とて聞きけるが、それをば御前にして通るべきと云ふに、「いざ出家して通れかし」と云ふ。さてこそ下向して御前へ參り、「出家の志候ふ」と申しければ、「それも七旬に餘りなば如何あらん」とぞ云ふ。「日向入道と呼ばれんは、無下にうたてしう候ふ。少納言を許し賜り候はゞや」と申しければ、「少納言は一の人も成りなどして、左右なく成り下さぬ官なり。如何あらん」と仰せられけるを、樣々に申して御許を蒙り、やがて出家して少納

の相也。
○露命を草上にさらす　草上の露の如く、今に消えんとするといふ意也。
○取り下さぬ官　與へぬ官也。
○七弁　弁官は左右大弁、左右中弁、左右少弁の六人と外に中弁か少弁の中に權官一人ある例なれば七弁といふ也。
○ゆゝしかりしが　甚だ盛なりしが也。
○諸行無常　人の行は萬事さだめなしといふこと也。
○吉凶は糾へる縄の如し　吉事と凶事とは縄の糾りたるが如く、吉極まれば凶となり、凶極れば吉と變ずといふこと也。
○この樣　この天變の樣子也。
○無骨　無作法也。
○尼公　尼君といふ事にて、信西の妻紀伊二位をいふ。
○拵へ留め　種々にすかしとゞむる也。
○秘藏　大切に飼つておく也。
○木星壽命宮に在り　木星は歳星にして、その歳星の正宮に宿るべき場所に居ずして、他の場所に移り居たる也。
○大伯經典　大伯は火星なり。經典は日中にその星光を浸して、運行

言入道信西とぞ云ひける。子供或は中少將に至り、或は七弁に相並びて、由々しかりしが、身に當るの禍に身を替へても、露命を野邊の草に置きかねしは、昨日の樂み今日の悲み、諸行無常は只目前に顯れたり。吉凶は糾へる縄の如しと云ふぞ理なる。同年九月下旬の頃に、「白虹日を貫く」と云ふ天變を見て、今夜御所へ夜討入るべしとは知りたりけるにや、この樣申し入れんとて、院の御所へ參りたれば、折節御遊にて、子供皆御前に伺候したりしかば、その事を申しもあらせんも無骨なれば、或る女房に子細を申し置きて罷り出でにけり。宿所に歸り紀伊二位に斯かる事あり、子供にも知らせ給へ。信西は思ふ旨あつて、奈良の方へ行くなりと云ひければ、尼公も同じ道にと歎かるれども、樣々に拵へ留めて、信西は日頃秘藏せられたる月毛の馬に打ち乘りて、舍人成澤を召し具し、南都の方へ落ちられける處、宇治路へ懸り、田原奥大道寺と云ふ所領にぞ行きにける。石堂山の後、信樂の峯を過ぎ、遙かに分け入るに、又天變あり。木星壽命宮に在り。大伯經典に侵せる時は、忠臣君に代り奉ると云ふ天變なり。信西大いに驚き、本より天文淵源を究めたりければ、自らこれを考ふるに、強者弱く柔者剛しと云ふ文なり。これ君起る時は臣弱く、臣起る時は君弱くなると云へり。今臣起つて君弱くならせ給ふべし。忠臣君に代ると云ふは、恐らくはわれなるべしと思ひて、明くる十日の朝、右衛門尉成景と云ふ侍を召して、都の方に何事かある、見て參

すること也。
○淵源　其の理を奥深く究めたるをいふ。
○御所に火懸けて　これは信頼等の御所に火をかけたる也。
○禪門　貴人の佛門に歸したるをいふ即ち信西のこと也。
○姉小路の御宿所　信西の宿所也。
○入道殿　信西をいふ。
○知らせては　信西の居所を知らせては也。
○いしくも　感心にも也。
○佛の御名　念佛のこと也。
○最期の御恩には　御最期の御なさけにといふ意也。
○法名　出家の名也。
○髻を具して　四人の切去りたる髻を共に納れて也。

れとて先し使はす。成景馬に打ち乗つて馳せ行く程に、小幡峠にて入道の舎人武澤と云ふ者、御所に火懸けて後、禪門奈良へと聞きしかば、この事申さんとて走りけるに行き逢ふ。然々の由を語り「姉小路の御宿所も焼き拂はれ候ひぬ。これは右衛門督殿、左馬頭殿を語らひ、入道殿の御一門を滅し給はんとの謀とこそ承り候へ。この由を告げまゐらせんとて、奈良へ參り候ふ」と申せば、下臈におはす所知らせては惡しかりなんと思へば、「汝いしくも參りたり。春日山の奥然々の所なり」と教へて、成景は京へ上る由にて、田原の奥に歸り、入道にこの由を申せば、「さればこそ信西が見たらん事は、よも違はじと覺えつるぞ。忠臣君に代り奉るとあれば、如かじ命を失つて御恩を報じ奉らんには。但し息の通はん程は、佛の御名を唱へまゐらせんと思へば、その用意せよ」とて、穴を深く掘り、四方に板を立て雙べ、入道を納れ奉り、四人の侍髻切つて、最期の御恩には法名を賜はらんと各申せば、左衛門尉師光は西光、右衛門尉成景は西景、武者所師清は西清、修理進清實は西實とぞ附けられける。その後大いなる竹の節を通して、入道の口に當てて、髻を具して掘り埋む。四人の侍、墓の前にて歎きけれども、叶ふべき事ならねば泣く泣く都へ歸りけり。

信西の首實檢の事附大路を渡し獄門に

○前に立てゝ　案内者にして也。

○上下河原に　貴となく賤となく、加茂河原にと也。

○只今敵を滅してんず　今にも信頼義朝等を滅さんとするならんと也。

○申し行ひし　申し請ひて行ひし也

懸けらるゝ事

さる程に舎人成澤同じく都へ歸りけるが、最後の乗馬なり。紀伊二位に見せ奉らんとて、空しき馬を引きて歸る程に、出雲前司光保五十餘騎にて、信西が行方を尋ね來るに、木幡山にて行き逢ふ。馬も舎人も見知りたれば、打ち伏せて問ひけるに、始めは知らずと云ひけれども、終には有の儘にぞ申しける。即ちこの男を前に立てゝ行く程に、新しく土を掘てる所あり。あれこそそれよと教ふれば、即ち掘り起して見れば、未だ目は働き息通ひけるを、首を取りてぞ歸りける。出雲前司光保、信頼卿にこの由を申せば、同じき十四日に別當惟方と同車して、光保の宿所神樂岡へ行き向つて、この首を實檢す。必定なれば、やがて明くる日大路を渡し、獄門に懸けらるべしと定められければ、京中の上下河原に市をなして見物す。信頼義朝も車を立てゝこれを見る。十五日の午の刻の事なるに、晴れたる天俄に曇れて星出でたり。これを不思議と見る處に、この首、信頼義朝車の前を渡る時、打ち頷きてぞ通りける。見る人皆、只今敵を滅してんず、怖し〳〵」とぞ云ひける。朝敵に非ざれば、勅定にも非ずして首を獄門に懸けらるゝも、前世の宿業と云ひながら、去んぬる保元に絶えて久しき死罪を申し行ひし報かとぞ人申しける。さて紀伊二位の思淺からず、偕老同穴の深かりし入道には後れ給ひ

ぬ。僧俗の子供十二人ながら召し籠められて、死生もまだ定らず、惱みまゐらせつる君も、押し籠められさせ給ひて、月日の光をさへはか〴〵しくは御覽ぜず。わが身は女なれども信賴の方へ取り出し失はんと云ふなれば、終には遁れ難しとぞ歎かれける。

六波羅合戰の事

さる程に惡源太は、その儘六波羅へ寄せらるゝに、一人當千の兵共眞前に進みて戰ひけり。金子十郎家忠は、保元の合戰にも當帝の陣に駈け入り、高間三郎兄弟を組んで擊ち、八郎御曹司の矢前を遁れて名を揚げけるが、今度も眞前駈けて戰ひけり。矢種も皆射盡し弓も引き折れ、太刀をも打ち折りければ、折太刀を提げて、あはれ太刀かな、今一合戰せんと思ひて驅け廻る處に、同國の住人、足立右馬允遠元歸せ來れば、「これ御覽候へ、足立殿、太刀折りて候ふ。御帶添候はゞ、御用に參らせ候はん」と申しければ、「折節帶添なかりしかとも、御邊が乞ふが優しさに」とて、先を打たせたる郎等の太刀を取りて、金子にこそ與へける。家忠大きに悦んで、又驅け入りて敵數多擊ちてげり。足立が郎等申しけるは、「日比より御前途に立つまじき者と思し召せばこそ、軍の中にて太刀を取りて人には賜はるらめ、この程は最後の御供とこそ存ぜしかども、これ程に見限られ奉りては、先立申すに如かじ」とて、既に腹を切らんと上帶を押し切りければ、遠元馬より飛んで下り、「汝が恨むる處尤も理なり。然れども金子が所望默止し難さに、御邊が太刀を取りつるなり。軍をするも主のため、討死する傍輩に乞はれて、與へぬ者や侍らん。漢朝の季札も、徐君に劍を乞はれて惜しまずとこそ承れ、暫く待

○あはれ太刀かな　あゝなさけなき太刀かなと歎息して全き太刀を望み[illegible]。
○[illegible]
○[illegible]に添りたしと也。
○[illegible]
○先を打たせたる　先驅をなさせたる也。
○御前途に立つまじき者　御大切の役に立つまじき者也。
○先立申すに如かず　討死するよりも此處にて自殺するに如かずと也。
○季札　[illegible]に、[illegible]に季札

て」と云ふ處に、敵三騎來つて足立を擊たんと驅け寄せたり。遠元眞前に進みたる武者を、能つ引いてひようと射る、その矢誤たず內胄に立つて、馬より眞倒に落ちければ、殘の二騎は馬を惜しんで驅けざりけり。遠元やがて走り寄りて、帶いたる太刀を引き切りておつ取り、「汝が恨むる處尤なり、太刀を取らするぞ」とて、郎等に與へ、打ち連れてこそ又驅けけれ。惡源太宣ひけるは、「今日六波羅へ寄せて、門の中へ入らざるこそ口惜しけれ、進めや者共」とて、究竟の兵五十餘騎、錏を傾けて驅け入れば、平家の侍防ぎかね、はつと引いてぞ入りにける。義平、先づ本意を遂げぬと喜んで、喚き叫んで驅け入り給へり。清盛は北の臺の西の妻戶に、軍の下知して居給ひけるが、妻戶の扉に敵の射る矢、雨の降る如くに中りければ、清盛宣ひけるは、「防ぐ兵にはぢある侍がなければこそこれまで敵はちかづくらめ。いで〳〵さらば驅けん」とて、紺の直垂に、黑絲威の鎧著、黑塗の太刀を帶き、黑母衣の矢負ひ、塗籠籐の弓持ちて、黑き馬に黑鞍置かせて乘り給へり。上より下まで長しやかに出で立たれける。鐙踏張り大音擧げて、「寄手の大將軍は誰人ぞ。斯く申すは太宰大貳清盛なり。見參せん」とて驅け出でられければ、御曹司これを聞き給ひ、「惡源太義平爰に侍り、待たりやおゝ」と叫んで驅く。平家の侍これを見て、筑後守父子、主馬判官、曾祢子、難波、瀨尾を始めとして、究竟の兵眞前に馳せ塞がつて戰ひける。源平互に入れ亂れて、

といふ者ありて、徐の國を過ぎし時、徐君その劍を望みしかば、與へんとは思ひしかども、上國へ使する途中なりしかば、之を許さず、歸路徐の國に至りしに、此の時既に徐君は歿したりしかば、劍を其墓にかけて去りたりと也。

○馬を惜しんで　おそれて馬を引きとむる也。

○錏を傾けて　首を傾けて橫向になりたるにて、矢を防ぐ狀也。

○北の臺　北の對にて正殿の北にある對屋也。當時貴人の家は正殿を南面に作り其東と西と北とに對の屋といふを建てたり。これは正殿より廊下にて續き、その東の屋を東の對、西のを西の對、北のを北の對といひたり。

○はぢある侍　生命を惜しまぬ武勇の士也。

○黑母衣　鳥の腋の下の羽毛を母衣といふ也。

○長しやかに　優美に大將らしく也。

○待たりやおゝ　心得たりいざ來いと也。

靈を最後と挑み合うたり。孫子が秘せし處、子房が傳ふる處、互に知る道なれば、平家の大將、陽に開きて圍まんとすれども圍まれず、陰に閉ぢて討たんとすれども討たれず。千變萬化して義平三方をまくり立て、面も振らず切つて廻り結びしかども、源氏は今朝よりの疲武士、馬をも疲らかさず戦ふ。平家は荒手を入れ替へ入れ替へ、城にかゝりて馬を休め、駈け出で〳〵戦ひければ、源氏終に打ち負けて、門より外へ引き退き、やがて河を馳せ渡し、河原を西へぞ引きたりける。義朝これを見給ひて、義平が河より西へ引きつるは、家の恥と思ふぞ。今は何をか期すべき、討死せんとて駈けられければ、正清馬より飛んで下り、七寸に立ちて申しけるは「昔より源平両家を取つて、何れも勝劣なしと申せども、殊更源家をば皆人貴き事と申し侍り。譬へば栴檀の林に雑木なく、崑崙山には土石悉く美玉なるが如く、源氏に属する兵までも、弓矢取りては名を得たり。それに今朝よりの合戦に、馬なづみ人疲れて、物具に透間多く、矢種皆射尽されて、残る郎等過半は疵を被れり。今敵に駈けたまふとも、かひ〴〵しき事はなくて、雑人の手に懸り、遠矢に射られて撃たれ給はんことこそ戦の上の恥辱なれ。如何に況や大將の御首級を、敵軍の馬の蹄に懸けんことをや。暫く何処へも落ちさせ給へ。山林に身を隠しても御名ばかりを残し置き、敵に物を思はさせ給はんこそ謀の一つにても候ふべけれ。只今爰にて撃たれさせ給ひなば、敵は

○孫子　支那の呉國の兵法家也。
○子房　張良の字也。
○陽に開き、陰に閉ず　開く時は陽といひ、閉づる時は陰といふ。只天地陰陽の法に習ひて兵を進退する也。
○城にかゝりて　六波羅の邸にたてこもりて也。
○家の恥と思ふぞ　源家の恥と思はるゝぞとの意。
○今は何をか期すべき　今の場合何をか望むべき也。
○七寸に立ちて　七すは轡の左右の紐付の處なり、即ち馬の口に立ちてと也。
○栴檀の林に餘木なく云々　栴檀は香木にして、赤きを牛頭栴檀、黒きを紫檀、白きを白檀といふ。この香木の林中には餘の雑木なく、美玉の産地たる崑崙山には土石に至るまで皆美玉なるが如く、源氏といへば其配下に屬するものまで皆勇士にて、武士の間において武勇の評判を得たる也、所謂勇將の下に弱卒なしとの意也。
○馬なづみ　馬疲れたる也。
○透間多く　破れたるをいふ。

彌利を得、諸國の源氏は皆力を落し果て、忽に敵に屬し候ひなん。假令ひ遁れ難くして御自害候ふとも、深く隠しまゐらせて、東國の御方の憑ある樣にこそ仰せ計らひ候はんずれ。死せる孔明生ける仲達を走らかすとこそ申したるに、間なく敵に打ち捕られ給はんこと、誠に子孫の御恥辱たるべし。御曹司も定めて一所に在あつてぞ生すらん、早落ちさせ給へ」と申せば、「東へ行かば逢坂山、不破關、西海に赴かば山崎、明石をも過ぐべき。弓矢取る身は死すべき所を遁れぬれば、なか〳〵最後の恥あるなり。只爰にて討死せん」と進み給へば、政家重ねて申す樣、「こは御諚とも覺え候はぬ者かな、死を一途に定むるは、近くして易く、謀を萬代に殘すは、遠くして難しと云へり。叶はぬ所にて御腹召されんこと、何の益か候ふべき。越王は會稽に降り、漢祖は滎陽を遁る、皆恥を忍して本意を遂げしに非ずや。身を全くして敵を滅すをこそ良將とは申して候へ、疾く〳〵延びさせ給へ」とて、御馬の口を北の方へ押し向けければ、鎌田が取り附きたるを力として、兵數多下り立ちて驅けさせ奉らねば、力なく河原を上に落ちられけり。

○かひ〳〵しき事はなくて　はかばかしき戰は出來ずして也。
○馬の蹄に懸けて　ふみにじられんと也。
○敵に物を思はせ　敵をして、常に憂慮せしむること也。
○死せる孔明生ける仲達を走らかす　支那三國の世に、蜀の諸葛孔明は魏の司馬仲達を圍みしに、陣中において卒せしかば、孔明蜀の軍兵皆歸らんとす仲達之を聞きて追擊せり、蜀軍やがて旗を反しかば、仲達孔明の謀略ならんことを、恐れ敢へて追はずして退きたりと也。
○東へ行かば逢坂山云々　それ〳〵の要所は、平氏の兵を以て固めたる等なければ、其處を無事に通過することはよも出來まじと也。
○越王は會稽に降り　越王勾踐は、吳王夫差の爲に、會稽において圍まれ、終に降伏したれども後に吳を滅してその恥を雪げり。
○下り立ちて　馬より下りて也。

「名古屋城下町普請」「大内築地普請役」「献銀人津」「堀尾可晴卒并忠晴嗣封」

台徳院殿御實紀卷十六　慶長十六年六月に起り九月に終る

六月朔日松平下河守忠頼普請にあたれる所、城溝建築をり。よてその地にならせられ御覽ぜらる。」また尾州名古屋城下に溝渠をうがち。塀垣を築かしめらる。「美濃伊勢の士方衆にその事を課せられ。千石に一人づゝ人夫を出さしめらる。」又先に宣にて仰出されし　大内築地の普役。關東のともがらは八尺間一間に銀二貫五百目とさだめ。その銀を京職板倉伊賀守勝重。并に大工棟梁中井大和守正次のもとに納むべしと令し下さる。」この日禁闕献銀人津す。よて糸割符れたり御端大に悦ぶ。（貞享書上、當代記、慶長年錄）○十一日山城國所々堤防を築かしめらる。○十七日出雲國松江城主堀尾帶刀先生可晴卒す。其孫小太郎に出雲隱岐二國廿四萬石を襲しむ。この可晴は尾張國丹羽郡住御厨の住人中務丞泰晴が子。童名仁王丸。生年十六の春夜軍の有し時首とり。翌日も又敵軍の中に踏留りて首ふ。十七歳より武功をかさねて筑前守秀吉のすゝめにより。織田右府に召れ秀吉に附らる。（世には織田殿山城に出られし時、可晴が大なる猪をさし殺せしを見給ひ。めし抱へられしと傳ふ。）可晴十六歳より四十四年が間。或はみづから先がけし。或は士卒を下知し。攻城野戰の功多しといへども。深くつゝみて子孫にさへかたらず。されどおのづから世に名高き軍功二十三度なりとぞ。所領しきりに加へられ。天正十八年の秋より遠江國濱松の城にうつり十二萬石を領す。（豐臣太閤も特にのぞみ。三人の中老職を置る。可晴其撰みに入られたり。然るに太閤薨ぜられわづか五月をみたず。大坂の奉行等前田亞相利家卿をすゝめて。　當家を傾け奉らんとせしとき。可晴よくはからひこと平ぎしかば。　大御所ことたび世上靜謐して天下動きなきこと其功少からずとて。慶長五年二月越前國府の城たまはり。十八萬石になさる。此年の夏　大御所上杉景勝御追討のため御發向ありしとき。可晴も随ひ進らせんとて國府より濱松に來り見參せしに。可晴をばこゝより越前へ歸らしめ。其子信濃守忠氏を御供せしめらる。かくて可晴は暇たまはり越前へ赴くとて。七月十九日の夕三河の國池鯉鮒の驛に宿しとき。水野和泉守忠重刈谷の城より。此所に出むかへ饗しける。大坂の使加々井彌八郎秀望も來りあひ。宴終りて後加々井忽ちに忠重を切倒す。可晴すかさず秀望を取ておさへ殺す。水野の郎等は其ゆへをしらず。俄に太刀抜つれて切てかゝれば。可晴疵を蒙る事十七か所なり。されども少しもひるまず。燈をふみけし庭におどりいづ。そのひまに可晴が家士奈良といへるが忍びきたり。可晴を肩にかけ引退きしかば。可晴死にいたらず。其子忠氏は宇都の宮にさぶらひしが。今の　御所は

諸大名早發向

福島正則歸國

加藤清正卒　子忠廣嗣

じめ可晴が出野を討しとの注進聞召。たとひいかならん事ありとも。忠氏においては二心いだくべきものならねば。召いをしむるに及ばずと仰られけるが。やがて事ねての使に。事のさま詳に聞えしかば。　御所よく人をしろしめされし事を人みな感じけるとぞ。關原の戰終て後その十一月出雲。隱岐兩國下し給はり二十四萬石を領し。忠氏に國ゆづり。可晴みづから濱江の城を營み籠居けるに。九年八月四日忠氏世を早くし。その子三之助僅に六歲たりければ。祖父可晴ふたゝび國務を沙汰し。齡つもりて六十九にて終りをとりしなり。（慶長日記。慶長年錄。寛永系圖。藩翰譜）（藩翰譜には十七年六月十七日とす。今は寛政重修譜により此日にかく）（[illegible]日記。[illegible]を布らしめらる。反逆の企あるべからざる旨をのせたり」。このほど福島左衞門大夫正則も。病により。[illegible]の事聞て暇申せんよし。其子備後守正勝を江戶にまいらせて伺ひ奉る」。又肥後守清正居城に有て。病をなやみて卒ぬ。その子虎之助に原封五十一萬五千石（藩家譜七十二萬石餘とす）つがしめらる。この清正が父は彈正右衞門尉とて。織田家につかへたり。清正童名虎之助といふ。豐臣太閤の外戚につきてしたしみあり。（清正の母は太閤の生母と從弟なり。清正幼にして孤たりしを。その母[illegible]の生母養ひ。人となりて始て百七十石たまふといふ）天正九年六月因幡の國鳥取の陣に[illegible]高名せしをはじめ。山崎の合戰に功をあらはし。志津が嶽の戰ひには七本鎗のその一にて。天下に名をあらはす。十三年の秋秀吉關白にのぼられしとき。清正も叙爵して主計頭と稱す。十六年佐々陸奥守成政が肥後の國のぞかれしかば。その閏五月清正と小西攝津守行長に分ちたまひ。隈本城主とせられ廿五萬石を領す。その冬國人等が[illegible]ある志岐。天草の城を攻落し一國を平均す。清正生平の武略多き中にも。文祿のはじめ朝鮮に攻入しとき。一騎を以てふかくすゝみ。北道兵使韓克誠を鏡城に圍にし。また臨海。順和兩王子を會寧に生擒し。其身に[illegible]有ながら。[illegible]の二十二首を打したがへしかば。朝鮮の君臣大におそれへ。明國の將士はなはだ恐る。やがて日本明國と和平の議おこりしかど。その事とゝのふべからずとおもひ。清正が一騎[illegible]を破り晉州を攻落す。是より先清正小西行長と二人先陣と定められしに。行長ふかく清正が功をねたみ憤り。石田治部少輔三成と謀て讒言せしむ。太閤其讒を用ひて清正を誅せんとて召かへさる。慶長元年七月歸朝して伏見の屋形に籠居す。その閏七月十二日の夜大地震しく震動して。伏見の城頹れしに。清正城榭に馳參て警衞せしかば。太閤感ぜられ其罪をゆるされしに。程なく和親の事破れ。二年七月清正。行長再び先陣承て朝鮮に攻入る。凡この戰前後七年の間。諸將の戰功とりどり成りしかど。清正一人明朝鮮に名を稱せられ。あるひは生ながら神となして祭らる。三年太閤薨せられ。十月諸軍みな歸朝しぬ。しかるに行長。清正功をあらそひうたへ[illegible]。清正はじめ[illegible]田。細川。淺

江戸城出火

田村直吉死子直久嗣

榊原長貞死子長勝嗣

本多正純諭阿媽港

松平康元女嫁津輕信枚

[illegible]死子[illegible]正嗣

御手洗昌廣死子昌重嗣

野等七人の大名一になりて石田を討んとす。　大御所とかくあつかはせ給ひ、[illegible]上させて佐和山城に引こもり事たひらぎぬ。五年上杉御追討のため御發向のあとにて。大坂の逆徒蜂起せしかば。清正關東に使をいらせ。御味方たるべきよしを申す。　大御所悦はせ給ひ。肥後一國をことごとく賜はり。いそぎ近國を攻したがふべき旨仰下さる。清正やがて黒田勘解由入道如水と心をあはせ。關東の御味方して。同國宇土八代の城を攻落し。筑後國柳川の城にむかひ。立花左近將監宗茂を味方とし。黒田。鍋島。立花と共に薩摩の國に打入らんとす。然るにはや天下一統して島津も降參しければ。御下知に依て清正等軍をかへす。清正は肥後の國主になり五十一萬九千石領し。十年從五位下侍從にのぼり肥後守と改稱す。　大御所の仰にて。清正が娘を宰相賴宣卿の北方と定められ。また　御所の御養女(蒲生飛驒守秀行女)を一子虎之助に降嫁の事仰くだされ。清正は五十一歳にて終りをとりぬ。(紀年錄、創業記、家忠日記、寛永系圖、藩翰譜、寛政重修譜)○廿五日松平因幡守康元が第三女を。　大御所御養ひありて。津輕越中守信枚に降嫁せしめらる。けふ奥州弘前の城に入輿したまふ。(寛政譜)○此月内藤石見守信廣江戸につかへ奉る。小笠原安藝信元嫡孫安藝信盛初見す。時に六歳(寛永系圖、寛政譜、藩翰譜)○七月朔日大番御手洗左平次昌廣死して。その子吉左衛門昌重家をつぐ。昌廣が本生父は甲斐の武田が家人にて。加藤彌平兵衛門氏といふ。長篠の戰に討死す。その妻昌廣をいだき御手洗五郎兵衛直重に再嫁しければ。昌廣も直重に養はれ。養父の家名を冒して御手洗と稱し。慶長十二年より御家人に加はりしなり。(寛譜)○二日江戸城災あり。[illegible]、榊原遠江守康勝宅この災にかゝる。(慶長日記)○五日大番田村半兵衛直吉死して。その子庄左衛門直久つぐ。直吉は小田原北條につかへし田村安栖長榮が二子にて。北條滅落の後御家人にめし加へられしなり。(寛譜、寛政重修譜)○七日榊原七郎兵衛長貞死して養子小兵衛長勝つぐ。(寛譜)○十日江城修作の所々成功す。(慶長年錄)○十五日本多上野介正純阿媽港よりの書簡に答書を遣る。その文は林道春信勝が草する所なり。これ阿媽港の船先年我攻せられしは。船主みづからまねく所にして。いかんともすべからず。今その國人非を悔ひ過を改め脩好を修め。互市通商の路を廢せさらんには。我國[illegible]の典に[illegible]ても。是をふせぐべきにあらず。いはんや國家同仁の[illegible]の政。いかでその請をゆるされざるべき。しかれば明年例のごとく長崎入津の期をたがはず。ますます交易の路をひらくべし。その國の官長等疑ふ事なかれとなり。(羅山文集)○十八日[illegible]二島茂文死して。その子權之助茂正繼ぐ。茂文は天正十四年遠州濱松にて初見し。小田原。奥州。名護屋の御陣にしたがひ。關原の後勢州桑名の城を請取。江州水口の城を預り。慶長六年近江國甲賀郡の内にて舊知三百石給ひ。采邑に住して卒せり。(家譜、寛政重修

西尾利氏死子政氏嗣
大内造營始
駿府置史官
山城檢地
藤堂高虎饗義直等行猿樂相撲
驛路駄賃制
風流踊
常陸下野草賊蜂起
土屋重成死子重正嗣

譜、寛永系圖）○十九日西尾豐後守利氏死して。其子市兵衛政氏繼ぐ。采邑千九百石の内下總國葛田上奈良九百石は舊領たる政氏に賜ひ。新墾千石は二子藤三郎政次に分たる。これ利氏織田の家人德見市蔵利政が子なり。父うせて後内藤豐前守吉次に養はれ西尾とあらため。御家人に加へられしなり。（寛永系圖、家譜、寛政重修譜）○廿三日山城一國の捡地けふよりはじめらる。（國師日記）○廿七日板倉内膳正重昌上洛のいとま給ふ。こは父伊賀守勝重と共に。大内裏地の事沙汰すべきがためとぞ聞えける。（御年譜、家忠日記）此月板倉伊賀守勝重、米津清右衛門正勝、大久保石見守長安、連署して驛路の令を下さる。江戸より品川まで上下駄ちん。荷物一駄四十五貫目に京錢廿六文。板橋へ三十二文たるべし。人足賃は馬の半分たるべし。此番を定め荷物を負する事一切停止有べからず。馬早く出るまゝに荷物負すべし。驛次の所にて馬遅く出るに於ては。荷附馬の主返し。先の駄賃定制のごとく出すべし。日くれて驛舍にやどらば。馬夫の宿賃は荷主より出すべし。歸る馬に荷物負しむるは。荷主馬を見合たるべし。雜説するものあらば。その驛の長曲事たるべし。御上洛の時は何方の馬をも改め通行すべし。常には通馬停止すべし。この條令違犯する者は。嚴科に處せらるべしとなり」また松平丹波守康長はいとまたまはり古河へ就封す」土屋權右衛門重成死して。その子權十郎重正繼ぐ。（家忠日記、家譜、寛永系圖）○八月朔日當賀例のごとし」駿府にては前殿に出まし諸士の拜賀を請給ふ」京にては前月二十七日内侍所假殿にうつし。主上假のおましに遷幸ましまし　大内營造はじめあり。板倉伊賀守勝重奉行し。洛中の地下人課役としてつとむ。築地は國々の武士に課して築かしめ。堀形の高さ六尺。闊二間。四面の石垣は諸大夫の武士に課し築かしむる注進あり」此日より駿府に史官を置れ。日々大小の事を注記せしめらる。（駿府政事錄）○二日駿府にて藤堂和泉守高虎の邸に。尾張宰相義直卿、遠江宰相賴宣卿、水戸少將賴房卿臣をむかへて饗饌を行ふ。猿樂五番あり。水無瀨中將親具入道一齋。鈴木久右衛門重辰常に此技に耽るをもてけふも仕ふまつる。次に頭武の壯士を集め相撲五番。次に高虎が近侍の兒童卅余人。錦繡をよそひ金鎧を飾りて風流踊を催す。本多上野介正純、成瀨隼人正正成。永井右近大夫直勝。村越茂助直吉。松平右衛門大夫正綱及後藤庄三郎光次等まねかれて此宴にあづかる。此事ども　大御所後に聞召て。御氣色殊にうるはしかりしとぞ。（駿府政事錄）○三日常陸。下野兩國草賊蜂起の注進あり。よて服部中保正。細井金兵衛勝久。久永源兵衛重勝に。これを誅戮すべきむねを命ぜらる。賊等此よし傳へ聞て。黨をむすび競ひあつまりしを。三人速にはせむかひ。數百人生擒し。その首を切て小山。芋柄。新田其外九十三所に梟首す。（駿府政事錄）○四日江戸より安藤對馬守重信を御使として駿府につかはされ。加藤肥後守清正の子虎之助に襲封の事を聞はしめ給ふ。大御

曲直瀬正琳死 子正圓嗣

細川忠興獻進 異獸孔雀豹

會津大地震

淺野長重賜父 長政遺領

堀親良杉原長 房加封

駿府城書院造 營

唐康商長崎万 市實八

獻熊鷹松平忠 輝

所其書にまかせらるべきむね御達らせらる(駿府政事錄)○十日醫員曲直瀨養安院正琳死して。その子一盆正圓家を繼ぐ。(寛譜)○十二日金森出雲守可重所領の産なりとて。山葵草を駿府に獻す。(駿府政事錄)○十六日　大御所淺間の山にのぼらせ給ひ。一町外に的をかけて銃を發し給ふ。三發してみな其たゞ中にあて給ふ。又かへらせ給ひし後前殿より。城樓の上に留りし鳶二隻をうちたまふ。二は打落され。一隻は足をうち切られながら飛さる。その相へだゝる事五十間なり。近侍して見奉るもの感歎せさるはなし。(駿府政事錄)○十四日駿府普請の鋳座に御賞物を敎府せらる。(駿府政事錄)○十六日淺野彈正少弼長政が養老料常陸國眞壁五萬石を。三子釆女長重にたまひ。長重が是迄賜はりし下野國眞岡二萬石の内一萬二千石を堀美作守親良に賜はり。常陸國新治郡小栗の庄にて五千石を杉原伯耆守長房に加へ給ふ。長房是より先但馬國養父郡にて二千石領せしかば。すべて五萬五千石となる。親良長房みな長政が女婿なりとぞ」この日駿府書院を造營せしめらる。時御普請某其奉行たり。(駿府政事錄、寛永系圖、寛政重修譜)○廿日長崎奉行長谷川左兵衛藤廣駿府にまかり。この秋唐山西洋はじめ諸國の商船八十艘着津し。互市大に繁昌するよし聞えよければ。　大御所殊更御けしき御快然たり　(駿府政事錄)○廿二日最上出羽守義光駿府に新潟を獻じければ　大内へ獻進せらる。(駿府政事錄)○廿三日駿城にて有馬修理大夫晴信に物二十獻じ。其子左衛門佐直純銀五十枚獻じ。金銀の拜謁す。(駿府政事錄)○廿四日加藤虎之助。亡父肥後守淸正遺領肥後熊本五十一萬五千石餘繼襲せしを謝して駿府に參り。金五十枚。銀百枚獻す。　宰相賴宣卿の第に招き給ひ饗せらる。卿の北方は虎之助が妹たるが故なるべし。此日細川越中守忠興は暹羅國の象牙。白鷴。孔雀。豹を獻す。(駿府政事錄)○廿九日駿府にて會津へ侍人を賜ふ」此日會津より注進ありしは。此十三日かの地大地震あり。蒲生飛驒守秀行が城郭始め其邊の山崩れ。四萬石の地陷り。湖水湧出男女死亡二千七百餘人に至りしとぞ。(駿府政事錄、當代記、大三河志)○廿六日駿府西城にて業寶に明寶を製せしめらる。(駿府記)○廿八日　大御所濱高に狩し給ひ。鉄もて鴨一双打とめ給ふ。(駿府政事錄)○此月阿部備中守正次大番頭に命ぜられ伏見在番せしめらる」織部善九郎重次駿府にて初見し奉り。江戸に奉仕せしめらる」久永源兵衛重勝が子內記重知。　大御所に初見し奉る。時に十三歳。(寛永系圖)○九月朔日當賀例の如し。駿城にも諸士出仕あり」金地院崇傳まうのぼり。しばし御物語有て退く。(駿府政事錄)○三日佐々關河內守政實尾州名古屋より駿府に歸謁し。城郭の指圖を御覽に備ふ。(駿府政事錄)○五日　江戸御所第三の姬君(勝姬君。時に十一歲)越前少將忠直朝臣の北方にさだまらせ給ひて。けふ江戸を發輿せられ。越前國福井へ赴かせ給ふ。供奉は土井大炊頭利勝。渡邊山城守茂。長谷川筑後正成つかふまつる。筑

後正歳は千石加増有て千六百石となり御加へらる」駿府にては此日諸大名重陽を祝して時服を獻す（駿府政事錄）○九日重陽慶賀例の如し」駿府には前例遺書によりて出ますす。出仕のともがら老臣に謁し退く」この日　大御所小林新平正重を御使にて。今度醍醐寺に時服を給ふ。（駿府政事錄、國師日記）○十日　大御所御書例によりて。醫官片山與安宗哲を召れしに。遅參しければ御氣色を蒙る。されど速に御赦免し給ふをもて御ゆるしあり。（駿府政事錄、武德編年集成）○十一日勝姫君駿府につかせ給ふ。　大御所むかへ給ひ御對面ありて。二丸にやどらせらる。（駿府政事錄）○十四日駿城料理の間營造成功しければ。けふ料理はじめあり」又明日勝姫君を饗せられ猿樂を催さる。同朝佐野修理亮正事大年道珠中山主膳事が進出のとき。營中御裝束のことにより醍醐ありて御氣色蒙りしが。ゆるされて同日の事を指揮せしめらる」又この日日野大納言輝資入道唯心駿府に參着す。（駿府政事錄）○十九日林道春して。諸國の國々へ異國入津の制を令せらる。蠻船は諸浦をえらばず。何方にも着岸せしむべしとの御旨なり。蠻船に對し土人狼藉なからん様に命ずべし。所領の海岸へ着船せば。領主より番士舎をそへ。其便にしたがひ。海陸いづくにも行るべし。實儀つたなく舎法を見て。小船を借らん事を乞はゞ。借あたふべしとなり」。駿城二丸にて脇作を催せらる。猿樂あり。一番三番（自名つ方はらす）一番は中山龜丁御きのひたまひ。番組は直師は小鼓をつかふまつり給ふ。その外は下間少進法印。猿樂金春。狂言は大藏彌右衛門。鷺仁右衛門。長命甚六郎つとむ。姫君より曾良一萬疋。被物二百。金春に纏頭せらる。土井大炊頭利勝使事を役す。（當代日記追加には金春を觀世につくる）在駿の諸大名みなまうのぼりて見る事ゆるされ饗を給ふ」この日　大御所には二丸に渡御ありて。入貢の呂宋人を御覽じ給ふ。獻物は葡萄酒。南蠻瓶及び蠟燭等なり。（國師日記、駿府政事錄、當代日記）○十六日神龍院梵舜駿府にまうのぼりて藤氏系圖を獻す」姫君このほど咳氣なやませ給ふにより。猶駿府にとゞまらせ給ふ。（駿府政事錄、慶長見聞書）○十七日大工頭中井大和守正次まうのぼり。京大佛殿營造の事を聞えあぐる」姫君の供奉土井大炊頭利勝。淺野山城守長晟。長谷川讃岐守正成以下の諸士を。本多上野介正純のもとにまねき。饗宴をひらく。（駿府政事錄）○十八日姫君御こゝろよくなりたまひて駿府を出立せ給ふ」この二三日前より宰相義直卿風の御こゝ地にわたらせられければ。醫官駿府に召參す。片山與安宗哲等を離じて御ありと聞ゆ。（駿府政事錄）○十九日松平陸奥守政宗。最上駿河守家親。大僧を駿府に獻す」この日　大御所には林道春信勝を召て建武式目をよましめ。且侍臣等を訓論し給ふ」また淺野紀伊守幸長より。亡父彈正少弼長政の遺物とて。長光の刀。鐙國の茶壺を獻す。又南光坊天海僧正上洛するによれ。時服二襲。銀廿枚下さる。（駿府政事錄、駿府記）○廿日井上半九郎正就を御使として。駿府へ鮮鯛を

大御所輿地圖屛風御覽

濃毘須殿紫縮紗獻上

江尻御殿改築

北條氏房死

進らせ給ふ。　大御所此月は御旅宿に渡らせらるべきむねを仰含らる」また長谷川左兵衛藤廣。後藤庄三郎光次を御前にめして。輿地圖の屛風を御覽ぜられ。蠻國のこと(南蠻人)を議したまふ(駿府政事錄)。○廿二日大坂の人尼崎中務助。濃毘須殿より互市して携來りし紫縮紗を獻りしかば。東野の御羽織に縫製せしめらる」また水野對馬守重仲去遠州にて得て獻せし牛御覽ありしきにかなはず。重仲に返し下さる」江尻管り町の商人百姓金千兩を上進す。之時より獻す」三日江尻の御殿營の事を。畔柳壽學某に命ぜらる」また。[illegible]京より參りければ。御前にめして本邦物産の事をかたらはせ給ふ。片山與安宗哲も仰により侍し奉る。(駿府政事錄)○廿三日　大御所此廿七日藤堂和泉守高虎がもとに成らせ給ふべきむね仰下さる」江戸より本多佐渡守正信鮭を獻ず。(駿府政事錄)○廿四日　大御所府中に鷹狩し給ひ鴨四とらせられ。その狩場にて直に料理せられ。供奉の近習衆にたまふ。(駿府政事錄)○廿五日出雲を發す」日野[illegible]右衛門尉[illegible]す。そのかみ房次。北條十郎氏房に仕へ諱の字を授かる。小田原城落て後氏直に從ひ高野山にのぼりしが。氏直うせて慶長元年伏見の城にて初て見參し。今に至り[illegible]に附屬せらる」京職板倉伊賀守勝重より。紅柿を駿府に獻じ奉る」藤堂和泉守高虎を召て。明後日渡御の時御膳の事を仰出さる。又猿樂たまひ鮮鮭を下さる。(當代記。寛永系圖。駿府政事錄)○廿六日　大御所。藤堂帯刀直次。水野對馬守重仲を召て。常州鹿島郡[illegible]の諸士に。遠州にて采邑を轉賜せらるゝ旨仰下さる」此日石川[illegible]門[illegible]と人見宗[illegible]久保相模守[illegible]鮭を獻じ。但馬代官間宮新左衞門尉直元山林を捧ぐ。(寛永系圖。駿府政事錄)○廿七日　大御所。藤堂和泉守高虎がもとにならせらる。御相伴は直勝。賴宣卿。左衛門督頼房卿臣もしたがはせ給ふ。その外本多上野介正純。安藤帯刀直次。成瀨隼人正正成。永井右近大夫直勝。松平右衛門大夫正綱。水野對馬守重仲。内藤丹後守信政。竹腰山城守正信。松平但馬守忠利。板倉内膳正重昌。長谷川左兵衛藤廣。後藤庄三郎光次。大岡[illegible]兵衛忠吉。村越茂助直吉。佐久間伊豫守實勝。日根野左京亮等。また藤堂河内守長家。吉田[illegible]長五郎某。野尻彦太郎某。霜月は。[illegible]院崇傳。片山與安宗哲をはじめ。供奉の諸士若干たり。日野大納言入道唯心。水無瀨中將親具入道一齋。金地院崇傳。同弟子閑室元佶御前に伺候す。[illegible]紙。杜若。采女。[illegible]等なり。高虎郎杜若の小鼓をうたせらる。能は金春并下間少進法印及高虎の小姓花房左京役す。　大御所御覽の間。崇傳。閑室及少進法印。大戲道具をめして。謡曲亂舞の故事を陳させ給ふ。午時饗を[illegible]に御膳をさゝげ奉る。其時日向水無瀨及崇傳閑室等伴食し奉る。[illegible]行におよび御饗のとき。伊豫守勝重御使して。けふの饗應特更御氣色にかなひたる旨。少進法印に仰下さる。(駿府政事錄)○廿八日藤堂和泉守高虎の亭にて饗應あれ。諸士ことごとく見參す。其

對馬守獻呂宋五和

擧十一番。高虎猿樂等に黄金二萬疋を纏頭す。金春には殊更銀十枚。時服一襲をかつく。本多上野介正純。安藤帶刀直次。成瀬隼人正正成は。此日江戸より安藤對馬守重信御使として參著するよし聞て。俄に座を立てまうのぼりしに。高虎おもとの猿樂見にまかるべしとの仰を蒙り。ふたたび猿樂の座に赴き。歡を盡してかへりしとぞ。よて御前には松平右衞門大夫正綱。長谷川左兵衞藤廣。後藤庄三郎光次伺候して。對馬守重信召出さる。この日越前の國福井にては姫君渡らせ給ひ。少將忠直婚儀行はれしとなり。(駿府政事錄。當代日記)○廿九日松平陸奧守政宗は館。毛利黄門輝元入道宗瑞。二男三次郎就隆銀百枚。福原安藝守寄倶釋。龜井武藏守茲矩銀百枚。鐵炮一挺を駿城に獻ず。三次郎就隆直に江戸に赴く。福原甚助某介添たり。(駿府政事錄)○晦日駿城二丸の宰相賴宣卿亭へ。藤堂和泉守高虎をまねき給ひ饗せらる。宰相義直卿もその亭におはし接待したまふ。やがて　大御所も日野唯心入道。崇傳。閑室二僧等をともなひ渡御し給ひ。盃酌刻をうつしたまふ。この日崇傳に駿府にて采邑百石給ふ。(駿府政事錄)○此月呂宋并五和へ御返簡をつかはさる。いよ／＼通商疎意有べからずとの御旨たり。(國師日記)○この秋五畿。近江より東國は豐饒。中國。西國及信濃。下野。陸奧は凶儉す。(當代記)

台德院殿御實紀卷廿九

慶長十九年十月十六日にはじまり同廿九日に終る

出陣軍令條

家康入岡崎城

福島正則呈書于家康告以奉命留江戸

十月十六日江城にて。御出陣の軍令を下さる。「喧嘩口論停止せらる。もし違犯の徒あらんには。是非を論せず双方ともに誅戮せらるべし。あるは親族によりあるひは知音によて荷擔せば。その罪本人よりも嚴なるべし。若私にゆるし置て後日に聞えなば。其主重科に處せらるべし。先手をさしこえて先驅する者は。勳功ありとも。軍法を犯す罪により。嚴に令せらるべし。尤先手に告ずして斥候を出す事有べからず。故もなく他備に入交るものは。兵具馬具を奪べし。其時に異儀に及ばゞ。その主も罪に行はるべし。人數押のとき脇道すべからざるむね嚴に戒むべし。諸事奉行の命令違犯すべからず。臨時の御使して何人をつかはさるゝ事あらんにも。其むね違犯すべからず。持鑓は軍賦の外なるがゆへ。長柄を捨て持鑓有べからず。長柄のほかに備へんには。其主の馬前に持しむべし。陣中馬を放出べからず。押買狼藉すべからず。もし違犯の徒は。見るにまかせて罰すべし。小荷駄押は當日より令し置。軍勢隊伍に混ぜしむべからず。渡船に他備に混ぜず一手越たるべし。陪従夫も是に同じかるべし。此令に違犯する徒は。嚴科に處せらるべしとなり」。けふ　大御所には早朝吉田を立せ給ひて。山中法藏寺にたちよらせ給ふ。御幼稚のときこの寺にて。御手習ありし所なれば。むかしの事思召出され。老僧空誓軒など召て拜謁せしめ給ふ」。桑谷村の郷士松平じ藏長宗が子長福八歳。山中に出て拜し奉り菓物を獻す。今宵は其用の驛に宿らせ給ふべしと聞えしが。俄に岡崎の城に入せらる。こゝは其昔世々の御居城なれば。むかしの御名殘覺し召出させ給ふての事なるべし。大樹寺　。信光明寺　。高月院　。大林寺　。妙心寺　。隨念寺　。光康寺　。行願寺　。隣松寺　。松應寺　。源空寺　。不斷寺　。誓願寺　。桂昌寺　。淨珠院　。龍溪院　。龍海院　。[illegible]寺　。上宮寺　。本興寺　。眞福寺　。法傳寺　の諸僧そのほか伊賀八幡宮。六所明神の祠官をはじめ。近邊の寺社人どもも。あるは扇子、あるは鳥目一貫文。或は柿。蜜柑。芋。あるは草鞋。菅笠。菓。おもひ〳〵の土宜を捧てまうのぼり。松平太郎左衞門尉。中島與五郎重春も出て拜謁す。御けしき例よりもうるはしく。大樹寺　にはこと更金一枚。小袖五かづけられ。菅生神社に手向よとて。銀子并青銅十貫下されぬ。[illegible]寺。信光明寺。　大林寺。　隨念寺。　高月院へは寶鏡たまはり。小袖一領づゝかづけらる」。また板倉伊賀守勝重が脚力來て。この十三日大坂城より人數を堺に出し。尼崎にて片桐が人數を討とりたるよし注進す。よていよ〳〵御道をいそがせらるべしと仰出さる」。又福島左衞門大夫正則書簡をもて。その身に令を示し。江戸に留

義直發名古屋

片桐且元告對德川氏無二心

伊達政宗爲一番先鋒

家康入名古屋城

山口重政爲刺客入大坂城正信利勝謀之

前田利常報出馬陣場

り。家徒悉く城内へ籠置べきよし聞え上る」また江城の御使として眞瀬豐後守正武參り。既に上杉中納言景勝。松平陸奧守政宗。佐竹右京大夫義宣以下。御先手の諸大名江戸に着陣せり。いそぎ御出馬あらまほしきとて。御指揮をこはせ給ふ。先手の諸將參陣せば。時宜次第御出馬あるべしと仰まいらせらる」宰相義直卿はけふ名古屋出陣し給ひ。一宮までつかせらる。金地院崇傳は駿府御出馬に先立て發程し。今日南禪寺に着せしとて。本多上野介正純へ書簡を呈し。片桐市正且元いよ／＼關東に對し。二心あらざる旨聞えあぐる。且元よりも先日使者來りしとき。御内書賜ひたるを謝して。正純がもとへ書簡を呈しければ。正純返簡を遣る。(慶長日記。貞享書上。慶元拾遺。僞本記。武德編年集成。駿府記。國師日記)○十七日松平陸奥守政宗江城にのぼり拜謁す。今度一番の先隊たるべしと面命せらる」大御所はけふ名古屋城に着せらる。宰相義直卿はきのふ出陣したまへば。吉田織部正重然。醫官半井驢庵成信。追手門外にむかへ奉る。夜中近臣に鶴の饗膳を給ふ」この夜遠山久兵衛友政在名城番命ぜらる。よてその旨本多上野介正純より。在名城留守の徒につたふ」またこの春御勘氣蒙り。蟄居したる山口但馬守重政は。妻子を江戸に質とし。その身大坂に入て刺客たらんことを。土井大炊頭利勝。本多佐渡守正信にこふ。正信。利勝これを聞。重政年ごろ關東無二の志は。世人みな知ところなれば。もし刺客の術をなし得たらんには。これかならず關東の内旨を承りたる事と人口に膾炙せん。今　兩御所御みづから秀賴が罪を鳴らし征討したまはんに。刺客を用ひたまひしなど。世に批判あらんには。　兩御所の御ため天下後世に於てしかるべからず。この事おもひとまるべしと堅く制しければ。重政やむことを得ず。その子伊豆守重信とともに。ひそかに大坂におもむかんとて箱根まで來りしに。關守のために留られ。むなしく江戸へ歸り。その子重信を商人の様にいでたゝせ。忍びて大坂へのぼせしとぞ」宰相義直卿は今宵熱田に着陣せらる。(貞享書上。駿府記。寛永系圖。當代記)○十八日雨によて名古屋に御滯留あり。義直卿出陣の旗奉行富永彌右衛門一人なり。是より先成瀬隼人正正成は。たれをか旗奉行に加ふべきとて。　大御所の御旨をこひしに。近日名古屋に到りて定め給ふべしと御諚ありしが。今夜尾崎助衛門定正とて。六十六歳の翁なりしを御前に召出され。御手づから御茶頭巾を下され。年ごろの武功を賞せられ。翌日旗奉行になされ。そのうへ養老料にとて采邑二百石給ひ。名をも内藏助と改めしめらる」板倉伊賀守勝重より急脚もて。大坂いよ／＼籠城のさま顯然たるよし注進す」越前少將忠直朝臣も使もて。この十六日江州坂本まで參陣すとて。陣所をうかゞひ奉らる。西岡東寺九條山崎までおしつめ備べしと仰つかはさる」又松平筑前守利常も使奉らせ。十四日加州金澤の居城出馬せしよて陣所を請奉る。淀鳥羽邊に備べしと仰下さる」本多美濃守忠政。鳥羽へ着陣せしにより。伊賀守勝重その地

令中國西國大名進發向大坂

眞觀寺及常光寺制札

出陣道中法度

京將軍塚鳴動

家康入岐阜城

德永昌重早呈秀賴手書

伊達政宗爲先鋒發江戶

に勤番させし人數をば引退かしたれば。舟にて往還する者を嚴に詮索し。大賊をもよく詮索すべし。軍勢の往來伏見舟隊の口より渡すべき旨を。勝重より忠政へつたふ。然るに忠政大坂へ籠城せんとてのぼる牢士を。生捕して勝重に送りしかば。御舟路の詮擧こゝろ用ふべき旨を。勝重より忠政につたふ。忠政また森口邊へ侍僕を遣はしけるに。大坂の城兵いまだ出軍せしさま見えざるむね。伏見の松平隱岐守定勝へ申送る。」又京職より河內國龜井眞觀寺。八尾常光寺に制札を建る。其文にいふ。「當軍勢濫妨狼藉又伽藍并寺中寄宿又竹木を伐とる事堅く停止せしむ。違犯の徒は嚴科に處すべしとなり。」これ先日金地院崇傳より。藤堂和泉守高虎に重て乞によるものなり。(駿府記、舜舊記、貞享書上、國師日記)○十九日江城にて。今度御出陣道中の令を下さる。安藤對馬守重信。土井大炊頭利勝。酒井備後守忠利連署なり。文にいふ。「路次中諸驛木錢の事。宿主の薪を用ひば。ひた錢三文。馬は一疋に六文たるべし。もし薪をみづから持來りて用ふるものは。宿賃をつかはすに及ばず。駄賃馬宿次の場所より外路を遞通すべからず。駄賃錢定制の如く。嚴にはからふべしとなり。」松平陸奧守政宗まう登りて軍令を拜受す。」　大御所はけふ岐阜の城にとまり給ふ。立政寺の住僧參り拜謁す。」德永左馬助昌重がもとより飛脚もて。大坂秀賴より賜られし書簡を御覽にそなふ。その書には。こたび片桐市正不忠の擧動有により。罪科を命ぜしを以て。　大御所以外御憤りふかく。近日御出馬あるよし聞ゆ。もし不實のいたりなり。秀賴に於ては　兩御所に對し。更に異心をいだかず。このむねよろしく慈許せん事を乞とぞしるしたり。　大御所御覽ありて。去年加賀中納言利長へ大野治長が送りし密書に。大坂異心の證明白なり。今度秀賴の手書。全く織田有樂并治長等が奸謀に出る所。更に信用すべきにあらずとて聞し召入られず。」又本多上野介正純もて毛利中納言秀元入道宗瑞。島津陸奧守家久。鍋島加賀守勝茂。福島備後守正勝。松平讃岐守利隆。同右衞門督忠繼。同宮內少輔忠雄。淺野但馬守長晟。蜂須賀阿波守至鎭。加藤肥後守忠廣。森美作守忠政。田中筑後守忠政。生駒讃岐守一正はじめ。すべて中國西國の諸軍勢。速に大坂へ發向すべしと令せらる。」又御先手の諸將伏見に依り着陣せば。陣所にて喧嘩爭論あらしむべからざる旨。彥根井伊掃部頭直孝より。伊賀守勝重に傳ふ。」金地院崇傳木津の材木を獻ず。」尾張宰相義直卿木原へ着陣。本多忠政は枚方。松平下總守忠明は淀堤。三河の軍勢は鳥羽。藤堂高虎大和路へ發向したりと聞ゆ。」京都にては今度將軍塚鳴動し。黃昏兩方に怪星現す。その光火のごとしといふ。(今條記、同法帳、貞享書上、僧事記、駿府記、國師日記、當代記、西洞院記)○廿日江城より藤堂和泉守高虎へ御手書を遣はされ。近日御出馬あるべき旨仰下さる。」水野監物忠元は御使奉り。御出馬に先立て發程す。」松平陸奧守政宗御先手として江戶を出陣す。馬上七百餘騎。總軍一萬八千とぞ聞えし。」　大御所には今

家康到柏原

家康入佐和山城

家康發道中法度

大坂方二條城放火風說

頒扶米予諸軍勢

且元差出人質于勝重許

義直入洛

上杉景勝爲二番先手發江戸

日柏原に着せたまふ。御迎として勝山の安養寺住僧御道までいで。關原のとき我寺へ立寄せ給ひし吉例の地なれば。こたびも御駕を枉らるべしと請奉る。今度は御道をいそがせたまへばとて。立よらせたまはず。その僧へ時服一襲かづけらる」板倉伊賀守勝重急脚もて注進せしは。大坂より浪人數十人に金銀若干を與へ。山伏の躰にいで立しめ。二條城下を放火せしむべきよし。風說あるにより。搜索して搦取所六十餘人。その中に一人金五百枚を受て乞丐に打扮し。大御所御途中に於てうかゞひちかづき奉り。討奉らんとするものありしが。是もおなじく生どりしむねたり。このほか京江戸井諸大名より飛札もて。注進櫛の歯をひくが如し」諸軍勢に今夜より扶米を頒布せらる。その半は大和米。半は銀もて下されしとぞ」越前少將忠直朝臣は六條邊まで着陣せらる。その人數一萬」松平筑前守利常も下京まで着陣す。その人數二萬にあまれり」大坂より敵打いでざらんには。御方より戰をいどむべからざる旨。板倉勝重より本多美濃守忠政につたふ」又南都一乘院。大乘院兩門主より。金剛院某使もて。卷數を御陣中へ奉る」この頃片桐市正且元。なをも無二の赤心をあらはさんと。長子出雲守孝利。次子吉助(年六歲後爲元か)。主膳正貞隆が子鶴千代貞昌(ときに四歲)。女子(時に三歲)を人質として勝重がもとへ送る。(駿府日記。慶長見聞書。貞享書上。御年譜。駿府記。供奉記。當代記。國師日記)○廿一日上杉中納言景勝二番の御先手として江戸を出軍す」此日

大御所には猶はり時にてやすらはせ給ひ。佐和山の城につかせらる。(一說永原)此所にて法令を仰せ出さる。今度御供の輩濫流すべからず。街道にては宿の左右を避て。眞實に供奉すべし。御旅館に着御のときは下馬し。馬は其所にとゞめ置。歩行の者を通し。その後器械を通し。其のち馬を通すべし。御座所へは供奉當直の外はまかるべからず。もしこのむねに違はゞ。罰銀一枚出すべし。目付。番頭。諸奉行はいふまでもなし。假令何樣の者たりとも。法令を傳ふる時違背すべからず。いかなることありとも。番頭。組頭指揮せざらんには。其身はさらなり。從者も出すべからず。目付。番頭。奉行罰銀出す事を見のがさば。そのともがらより出すべし。馬側の從者は侍二人。馬取二人。沓持草鞋とり一人たるべし。輿頭は侍五人。そのほかは停禁すべし。騎馬行列の中へ。他の馬引入べからず。若混入する者は。罰銀一枚たるべし。されど御前へ召れてまかる輩の馬は此限にあらず。御供するとて馬の口とらしむるか。又高聲するものは罰銀一枚たるべし。歩行の列へ諸器械を混ずべからず。又諸器械をも混雜して持しむべからず。下僕等に至るまで其主より嚴に令し。もし背く者あらば。其主より罰銀一枚出すべし。御旅館の驛々笠巾を脫すべし。街路にて馬の口洗ふべからず。馬に鞭かくべからず。是にたがふものは。嚴科に處せらるべしとなり」宰相義直卿はけふ入洛せらるゝにより。公卿殿上人多く。粟田口邊までむかへらる」

上總守ハ上總介ノ誤カ下同ジ繁茂ハ繁盛ノ誤ナルベシ

平維茂郎等被殺語　第四

今昔上總守平兼忠ト云フ者有ケリ此レハ平貞盛ト云ケル兵ノ弟ノ繁茂ガ子也其ノ兼忠上總守ニテ有ケル時ニ其ノ國ニ有ケル時ニ餘五將軍維茂ト云フ者ハ此ノ兼忠ガ子ニテ有ケルガ陸奥國ニ居タリケレバ父ノ兼忠ガ上總ニ有ニ久ク不見來ニ此ク上總守ニ成テ下リ給ヘバ喜ビ乍ラ參ラムト云ヒ遣セタリケレバ兼忠モ喜テ其ノ儲ヲ營テ何シカト待ツ間ニ館ノ人既ニ此ニ御座シヌト云ヒ騒ゲバ其ノ時ニ風發テ外ニハ不出シテ簾ノ内ニ寄リ臥シテ入レ立テ仕ノ小侍男ヲ以テ腰ヲ叩カセテ臥タリ程ニ維茂來テ前ノ廣庇ニ居テ年來ノ不審ナル事ナド云フニ維茂ガ郎等ノ宗ト有ル者共四五人許調度ヲ負テ前ノ庭ニ居並ヌ其ノ第一ニ居タル者ハ字ヲバ太郎介ト云フ年五十許ノ男ノ大キニ太リテ鬚長ニ用ナル氣色現ニ吉キ兵ト見ヘテ居タリ兼忠此レヲ見テ此ノ簾ノ内ニ候フ男ニ彼レヲバ見知タリヤト問ヘバ男不知由ヲ答フ兼忠彼レハ汝ガ父ヲ先年ニ殺セシ者ゾ其ノ時ハ汝ガ未ダ幼カリシカバ何カハ知ラムト云ヘバ男ハ人ニ被殺ニケリトハ人申シヽカド誰ガ殺ストハ知リ不候ハズ此ノ顏ヲ見知リ候ハザリツルコト云テ目ニ淚ヲ浮ベテ立ヌ然テ維茂物ナド食テ日暮ヌレバ可宿キ所ニ行ヌ太郎介モ主ニ違ヒテ私ノ宿ニ行ヌ其ノ夜私ノ宿ニ居ル者共有レバ樣々ニ食物菓子酒ナド持運テ喤ル九月晦比ノ事ナレバ庭暗ケレバ所々ニ柱松ヲ立タリ太郎介物食ヒ畢テ高枕ニシテ臥ヌ枕上ニ打出ノ太刀置タリ傍ニ弓胡錄鎧甲有リ庭ニ郎等共調度ヲ負テ所々ニ立廻ル、主ナ守リ介ガ臥タル所ニハ有大幕ヲ二重許引キ廻シタレバ箭ナド可通クモ无シ庭ニ立タル柱松共ノ光リ晝ノ樣ニ明シ、郎等共不寢シテ廻レバ露塵可有クモ无シ介ハ遠キ道ニ來テ極ジテ酒ナド吉ク飲テ打解テ寢タル也ケリ其レニ守ノ汝ガ親ハ彼ノ男ノ殺ト告ケル聞ケル男目ニ淚ヲ浮テ立テ行ケレバ只行コソハ有ラメト守思ヒケル其ノ後臺盤所ノ方ニ行テ

介ラ一本介トノミアリ

堅ダノ下一本ト云フノ一字アリ

爲ノ下一本ニ字アトバ

腰刀ノ鋒ナ返々ス能々ク鎧ヲ懐ニ引キ入テ暗ク成ル程ニ此ノ太郎介ガ宿ル所ニ行テ隠ク伺ニケル食物ナド持運ビ騒グ交レニ此ノ男サル氣无テ折敷ヲ取テ物食スル様ニ見セテ幕引タル壁ノ迫ニ入リ立ヌ心ニ思ハク我ガ親ノ敵ヲ罸事ハ天道皆許シ給フ事也我レ今夜孝養ノ爲ニ思企ツル心ニ不違ヘ令シ爲得給ヘト祈念シテ用リ居タル露知ル人无シ漸ク夜深更テ介ラ□テ臥タル男知テ和ラ寄テ頸笛ヲ掻切テ掻交レテ逃出テ行ケルヲ露知ル人无シ夜明ケレバ介朝遅ク起ケ臨ニ朝粥ヲ食セムトテ其ノ由ヲ告ゲニ寄テ見レバ血肉ニテ死テ臥セリ郎等此レヲ見テ此ハ何ニト云テ喤レバ郎等共或ハ箭ヲ番ニ或ハ太刀ヲ抜テ走リ騒ゲドモ何ノ益ハ有ラム何レニツ誰ガ爲ルト云フ事ヲ不知バ郎等ヨリ外ニ親ク寄ル者无ケレバ郎等ノ中ニ知タル者ゾ有ラムト互ニ疑ヒ思ヘドモ更ニ云ヒ甲斐无シ奇異キ死ニシ給ヘル主カナ何トカ昔ニ不似ズ此ク口惜ク可死給ニハ不可ヅ年来後前ニ立テ叶ヒ進ツレ雖モ遅ノ罪給トハ云ヒ乍ラ際モ死ニ給ヌルカ横ナハリ其ヲ以テキリメキ合テ喤ル事无限リ面ル間維茂此ヲ聞テ極ク喜キ哉此レハ我ガ思也我ニ憚リ成サム者ハ此ハ無テ富樫ノ心ヲ不言バコソ此ハ爲レ其ノ中ニ折節ノ系便尼キ事也本ノ禰ニテ然モ有ナム此ク不知ヌ間ニ案テ此ク被爲レヌ奇異ニ活キ事也抑モ此ノ介ハ一トセ八箇テシ者ゾカシ其ノ被爲ニシ者ノ子ニコソ小侍ニテ守殿ニ有ナル然様ノ者ノ爲ルニコソ有シドメレト云テ館ニ行ヌ守ノ前ニテ維茂云ク己ガ其ニ侍ツル某ナ今夜人ノ爲テ候也此モ旅所ニ罷テ此ク被爲テ候ヘバ維茂ガ仕タル事也此レハ異人ノ爲事ニハ不候ジ一トセノ虚外ニ馬等ニ射殺セシ男ノ子ノ小男コソ殿ニ候フト定メテ其レガ爲態ニコソ候ハメ彼レ召テ問ハムト思ヒ給フル守此レヲ聞テ云ク左右无ク其ノ男ノシタル事ナラ昨日其ノ御共ニ彼ノ男庭ニ居タリ其ノ痛リ折ニテ其ノ小男ヲ以テ腰ヲ即カス彼ナバ知タリトモ問ハシカ不知ル由ヲ答ヘシ汝ガ父ハ彼ニ被殺シ然様ノ者ナバ顔ヲ見知タルコソ吉ケレ彼ハ汝ナバ何トモ不思ジケレ无端キ事也ト云ムカバ臥目ニ成テ和ラ立

シカ其ノ後今ニ不見ヘ立去ル事モ不爲テ夜ル晝ル被仕ル奴ノ昨日ノ夕暮ヨリ不見ヌ怪キ事也亦疑ハシキ事ハ夜前御所ニテ刀ヲ極ク鋭ケル其レモ今朝男共ノ云ヒノ事共ニ云ツル聞ツル也抑モ召テ問ハムト有ルハ實ニ其ノ男ノ態ナラバ其ノ男ヲ無シ給ハムズルカ其ノ由ヲ聞テナム召テ可奉キ實忠ハ賤ケレドモ賢コク坐スル其ノ御父也其レニ實忠ヲ無シタラム人ヲ其ノ御眷屬共ノ此様ニ無ムナル人ノ此ク皆噴カバ我ハ吉シトヤ被思ルゾ祖ノ敵ヲ罸サバ天道許シ給ノ事ニハ非ズヤ其ノ止事无キ兵ニテ坐スレバ實忠ヲ無シタラム人ハ安クハ不有マジトハ思ヘ此ク祖ノ敵ヲ罸タル者ヲ實忠ニ付テ責メ給ヘ實忠ガ服ナバ不被爲メサトマジキナト云テ大音ヲ放テ立ケレバ維茂悪ク云テケリト思テ畏リテ和ラ立テ益无シト思テ本ノ陸奥ノ國ヘ返ニケリ彼ノ太郎介ナバ其ノ郎等共有テ皆此ク被殺テケリ其ノ後彼ノ太郎介ヲ無シタル男三日許リ有テ服ヲ黒クシテ出来タリ守ノ前ニ忍テ値ケムト出来タリケレバ守ヨリ始メテ見ト見ル同僚皆泣ケリ其ノ後此ノ男人ニ心ヲ被置ウルサヤ者ニ被思レテ有ケル程ニ幾モ无クテ病付テ死ニケレバ守モ極ク哀ムテ出ケリ然レバ祖ノ敵ヲ罸事ハ極キ兵也ト云ヘドモ難有キ事也其レニ此ノ男ノ嗜ツ只一人シテ然許ノ眷屬隙无ク守ル者ヲ心ノ如ク罸チ得ルハ實ニ天道ノ許シ給フ事トゾ人讃メケルトナム語リ傳ヘタルトヤ

百濟川成飛驒工挑語　第五

今昔百濟ノ川成ト云フ繪師有ケリ世ニ並无キ者ニテ有ケル瀧殿ノ石モ此ノ川成ガ立タル也ケリ同キ御堂ノ壁ノ繪モ此ノ川成ガ書タル也而ル間川成從者ノ童ヲ逃シケリ東西ヲ求ケルニ不求得ザリケレバ或高家ノ下部ヲ雇テ語ヒテ云ク己ガ年來仕ツル從者ノ童逃テ此ヲ尋テ捕ヘテ得セヨト下部ノ云ク安キ事ニハ有レドモ童ノ顔ヲ知ラネバ捕メ、顔ヲ不知シテハ何デカ捕メムト川成現ニ然モ有ル事也ト云テ疊紙ヲ取出テ童ノ顔ノ限リヲ書テ下部ニ與ヘテ此レニ似ラム童ヲ可捕シ東西ノ市ハ人集ル所也其ノ邊ニ行テ可伺キ也ト云ヘバ下部其ノ顔ノ形ヲ取テ即チ市ニ行テ人極テ多カリト云ヘドモ此レニ似タル童無シ暫ク居テ若シ此レニヤト思フ童出來タリ其ノ形ヲ取出テ見合スルニ露違フ所無シ此レ也ケリト思テ捕ヘテ川成ガ許ニ將行ヌ川成此レヲ得テ見ルニ其ノ童ニテ有リ極テ喜ビケリ其ノ比此レヲ聞ク人極キ事ニナム云ケル而ルニ其ノ比飛驒ノ工ト云フ工有ケリ都遷ノ時ノ工也世ニ並无キ者也武樂院ハ其ノ工ノ起タレバ微妙キ也而ル間此ノ工此ノ川成トナム各其ノ態ヲ挑ケル飛驒ノ工川成ニ云ク我ガ家ニ一間四面ノ堂ヲナム起タル御シテ見給ヘ亦壁ニ繪ナド書テ得サセ給ヘトナム思フト互ニ

童ノ下闕文アラン

武樂ハ豐樂ノ誤カ

陰紙ハ障子ナラン

ニ挑ミ作ラ中吉ク戯レケレバ此ク云フ事也ケリトテ川成飛騨ノ工ガ家ニ行ヌ行テ見レバ實ニ可咲氣ナル小サキ堂有リ四面ノ戸皆開タリ飛騨ノ工彼ノ堂ニ入テ其ノ内見給ヘト云ヘバ川成延ニ上テ南ノ戸ヨリ入ラムト爲ルニ其ノ戸ハタト閉ヅ驚テ廻テ西ノ戸ヨリ入ル亦其ノ戸ハタト閉ヌ亦南ノ戸ハ開ヌ然レバ北ノ戸ヨリ入ルニハ其ノ戸ハ閉テ西ノ戸ハ開ヌ亦東ノ戸ヨリ入ルニ其ノ戸ハ閉テ北ノ戸ハ開ヌ如此ク廻々ル數度入ラムト爲ルニ閉開ツ入ル事ヲ不得ズ侘テ延ヨリ下ヌ其ノ時ニ飛騨ノ工咲フ事无限リ川成妬ト思テ返ヌ其ノ後日來ヲ經テ川成飛騨ノ工ガ許ニ云ヒ遣ル様我ガ家ニ御座セ見セ可奉キ物ナム有ルト飛騨ノ工定メテ我ヲ謀ラムズルナメリト思テ不行カヌヲ度々懃ニ呼ベバ工川成ガ家ニ行キ此ノ來レル由ヲ云ヒ入レタルニ此方ニ入給ヘト令云ム云ニ隨テ廊ノ有ル遣戸ヲ引開タレバ内ニ大キナル人ノ黒ミ脹臭タル臥セリ臭キ香鼻ニ入ル様也不思懸ニ此ル物ヲ見タレバ音ヲ放テ愕テ去キ返ル川成内ニ居テ此ノ音ヲ聞テ咲フ事无限リ飛騨ノ工怖シト思テ土ニ立テル川成其ノ遣戸ヨリ顔ヲ差出テ耶己此ク有ケリ只來レト云ケレバ恐々ヅ寄テ見レバ障紙ノ有ルニ早ウ其ノ死人ノ形ヲ書タル也ケリ堂ニ被謀タル妬サニ依テ此ク爲タル也ケリ二人ノ者ノ態此ナム有ケル其ノ比ノ物語ニハ萬ノ所ニ此レヲ讃ナム皆人讃メ語リ傳ヘタルトヤ

○文德實錄卷五

仁壽三年八月壬午。散位從五位下百濟朝臣河成卒。河成本姓余。後改百濟。長於勇武。能引強弓。大同三年。爲左近衞。以善圖畫。數被召見。所寫古人眞。及山水草木等。皆如自生。昔在宮中。令或人喚從者。或人辭以未曾顧容。河成即取一紙。圖其形容。或人遂驗得。其靈妙皆如此。今之言畫者。咸取則焉。弘仁十四年。拜美作權少目。天長十年。授外從五位下。累遷。承和年中爲備中介。又爲播磨介。時人榮之。卒時年七十二。

大刀一本太刀ニ作ル下同ジ

於播磨国印南野殺野猪語　第卅六

今昔西ノ国ヨリ脚力ニテ上ケル男有ケリ夜ヲ昼ニ成シテ只独リ上ケル程ニ播磨ノ国ノ印南野ヲ通ケルニ日暮ニケレバ可立寄キ所ヤ有ルト見廻ケレドモ人気遠キ野中ナレバ可宿キ所モ无シ只山田守ル賤ノ小キ菴ノ有ケルヲ見付テ今夜許ハ此ノ菴ニテ夜ヲ明サムト思テ這入テ居ニケリ此ノ男ハ心猛ク□也ケル者ニテ糸軽ヤカニテ大刀許ヲ帯テゾ有ケル此ク人離レテ可居中ナレバ夜ナレドモ装束モ不解ズ不寝ズシテ音モ不為デ居タリケル程ニ夜打深更ル程ニ髣ニ聞ケバ西ノ方ニ金ヲ扣キ念仏ヲ唱テ数ノ人来ル音有リ男糸怪ク思テ来ル方ヲ見遣レバ多ノ人多ノ火共ヲ燃シ烈テ僧共ナド数金ヲ打テ念仏ヲ唱ヘ只ノ人共モ多クシテ来ル也ケリ漸ク近ク来ルヲ見レバ早ク葬送也ケリ見ルニ此ノ男ノ居タル菴ノ傍糸近ク只来ニ来レバ気六借キ事无限シ然テ此ノ菴ヨリ二三段許ヲ去テ死人ノ棺ヲ持来テ葬送ス然レバ此ノ男竊ニ音モ不為デ不動デ居タリ若シ人モヤ見付ルト思テ有ハ西ノ国ヨリ上ル者ノ日ノ暮レテ菴ニ宿レル由ヲ云ハムナド思テ有ルニ亦葬送ノ所ハ兼テ其ノ儲シテ有ケレバ此ニ立並テ見レバ怪ナル事カナト思ヒ居タル程ニ多ノ人集リ立並テ皆葬畢テ其ノ後ニ鋤鍬ナド持タル下衆共員不知出来テ墓ヲ只築ニ築テ其ノ上ニ卒都婆ヲ持来テ起ツ程モ无ク皆拈畢テ後ニ多ノ人皆返ヌ此ノ男其ノ後中々ニ頭ノ毛太リテ怖シキ事无限シ夜ノ疾ク明ヨカシト心モトモ无ク思ヒ居タル怖シキマヽニ此ノ墓ノ方ヲ見遣セテ見レバ此ノ墓ノ上動ク様ニ見ユ僻目カト思テ吉ク見レバ現ニ動ク何デ動クニカ有ラム奇異キ事カナト思ヒ居タル程ニ動ク所ヨリ只出ニ出ヅル物有リ見レバ裸ナル人ノ土ヨリ出テ臨身ニナド火ノ付タル吹掃ツ立走テ此ノ男ノ居タル菴ノ方様ニ只来ニ来ル也ケリ暗ケレバ何物トハ否不見ズ器量ク大キヤカナル物也其ノ時ニ男ノ思ハク葬送ノ所ニハ

奴カナナドゾ一本奴カナトゾニ作ル

必ズ鬼有ナリ其ノ鬼ノ我レヲ噉ハムトテ來ニコソ有ケレ何樣ニテモ我ガ身ハ今ハ限リ也ケリト思フニ同死ニヲ此ノ菴ハ狹ケレバ入ナバ遑カリナム不入ヌ前ニ鬼ニ走リ向テ切ムト思テ大刀ヲ拔テ菴ヨリ踊出テ鬼ニ走リ向テ鬼ヲフツト切ツレバ鬼被切レテ逆樣ニ倒レヌ其ノ時ニ男人郷ノ近キ方樣ヘ走リ逃ル事无限シ遂ニ道ヲ走リ逃テ人郷ノ有ケルニ走リ入ヌ人ノ家ノ有ケルニ[illegible]寄テ門脇ニ曲マリ居テ夜ノ明ルヲ待ツ程心モト无シ夜明テ後ニ男其ノ郷ノ人共ニ會テ然々ノ事ノ有ツレバ此ク逃テ來レル由ヲ語レバ郷ノ人共此レヲ聞テ奇異ト思テイザ行テ見ムト云テ若キ男共ノ勇タル數男ヲ具シテ行テ見ケレバ彼ノ死人葬送セシ所ニ墓モ率塔婆モ无ク火ナドモ不散ズ只大キナル野猪ヲ切殺シテ置タリ實ニ奇異ナル事无限シ此レヲ思フニ猪ノ此ノ男ノ菴ニ入ケルヲ見テ恐サムト思テ謀タリケル事ニコソ有メレ益无キ態シテ死タル奴カナトナム聞人云ヒ嘲ケル然レバ人離レタラム野中ナドニハ人少ニテハ不可宿マジキ事也ケリ然テ男ノ京ニ上テ語ケルヲ聞繼テ此ク語リ傳ヘタルトヤ

ウムメテ胡本等ウムキタニ作ル歳ハ、ウムメキノ假カ通ハ通ノ誤カ

嗔ハ嘖字ノ誤カ

比叡山實因僧都強力語　第十九

今昔、比叡山ノ西塔ニ實因僧都ト云フ人有ケリ。小松ノ僧都トゾ云ケル。顯密ノ道ニ付テ止事无カリケル人也。其レニ極ク力有ル人ニテ有ケル。僧都昼寝シタリケルニ、若キ弟子共僧都ノ力有ル由ヲ聞テ試ムガ為ニ、胡桃ヲ取テ持来テ、僧都ノ足ノ指十ガ中ニ胡桃八ツヲ夾ミタリケレバ、僧都ハ虚寝サシタリケレバ、打任セテ被夾テ、後ニ虚寝ヲ為ニ搓ニ打メテ足ヲ夾ミケレバ、八ツノ胡桃一度ニハラ〳〵ト碎ニケリ。而ル圓天皇ノ僧都内ノ御修法行ヒケル時、御加持ニ參タリケル。伴僧共ハ皆通リニケリ。僧都ハ暫ク候テ夜打深更ケ程ニ罷出ケル。從僧童子ナドハ有ラムト思ケル。履物許ヲ置テ、從僧童子モ不見ザリケレバ、只獨リ衛門ノ陣ヨリ歩ミ出ケル。月ノ極テ明カナリケレバ、武德殿ノ方様ニ歩ミ行ケルニ、衵カニ装ゾキタル男一人寄来テ、僧都ニ指向テ云ク、何ゾ獨ハ御マスゾ。被負サセ給ヘ。己レ負テ將奉ラムト云ケレバ、僧都糸吉カリナムト云テ、心安ク被負ニケレバ、男搔負テ西ノ大宮二條ノ辻ニ走リ出テ、此ニ下給ヘト云ヘバ、僧都我ハ此ヘヤ來ムト思ツル。壇所ニ行ムト思ツルト云ケレバ、男然許力有ル人トモ不知ズ、只有ル僧ノ衣厚ク着タルナメリト思テ、衣ヲ剝ムト思ケレバ、俄カニ打振テ音ヲ嗔ラカシテ、何デカ不下ジトハ云ゾ。和御房ハ命惜クハ无キカ。其ノ着タル衣得サセヨト云テ立返ラムト為ルニ、僧都否カ此クハ不思ザリツ。我ガ獨行クヲ見テ糸惜ガリテ負テ行カムト為ルナメリトコソ思ヒツレ。寒キニ衣ソコ否不脫マジケレト云テ、男ノ腰ヲサヒシト夾ミタリケレバ、太刀ナドヲ以テ腰ヲ夾ミ切ラム如ク男難堪ク思ヘケレバ、極テ悪ク思ヒ候ヒケリ。錯申サムト思給ヘルガ愚ニ候ケル也。然ラバ御マスベカラム所ヘ將来ラム。腰ヲ少シ緩ベサセ給ヘ。目抜ケ腰切レ候ヌベシト、術无気ナル音ヲ出シテ云ケレバ、僧都此コソ云ハメトテ腰ヲ緩ベテ、輕ク成テ被負タリケレバ、男負上テ、何チ御マサムズルト問ヘバ、僧都宴ノ松原ニ行テ月見ヨト思ツルヲ、汝ガサカシクテ此ニ負テ將来レバ、先ヅ其ニ將行テ月見セヨト云ケレバ、男本ノ如クニ宴ノ松原ニ將行ニケリ。其ニテ然ラバ下サセ

給ヒネ罷リ候ヒナムト云ヘドモ尚不免シテ被負乍ラ月ヲ詠メウソ吹テ時替ルマデ立テリ男佗ル事无限リニケレドモ僧都右近ノ馬場コソ戀シケレ其ヘ將行ケト云ヘバ男何デカ然マデハ罷リ候ハムト云テ只ニ居ルヲ僧都然ラバ亦腰ヲ少シ爽ミケレバ穴難堪キ聲ノ音ハ佗ビ音ニ云ケレバ亦腰ヲ緩ベテ輕ク成ニケレバ負上テ右近ノ馬場ニ將行ニケリ其ニテ亦被負乍ラ元白ニ歌詠メナドシテ其ヨリ亦喜辻ノ馬場ヲ下樣ニ永ク遣ラムト其ニ將行ケト云ヘバ可諍クモ无ケレバ佗テ亦將行ヌ其ヨリ亦云フニ隨テ西宮ヘ將行ヌ如此ク終夜被負ツヽ行テ曉方ニゾ坊所ニ將返テ遣テ去リニケル男衣ヲ得タレドモ辛キ目ヲ見タル奴也カシ此ノ僧都ハ此ク力ノ極ク強カリケルトナム語リ傳ヘタルトヤ

○日本法華驗記卷中叡山西塔具足坊實因大僧都傳

僧都。少年離家登山。弘延同闍梨爲師。常住具足房。天性聰慧。憶持無極。容顏器量。身體强力也。忍寒堪飢丁寧學文。以晝繼夜。慇懃習讀。每日入堂。誦法華經。其音清美。聞人歡喜。廣學博覽。究法門玄底。問答決疑無比肩輩。說法教化。聽者流淚。日本富樓那。遠州滿慈子耳。況五智水澄。浮月輪之影。三部鏡明。通大日之容。傳法棟梁。法門領袖也。職位叶大僧都。威德滿山里間。內心寂靜。有道心。法華一部。何時忘哉。老耄時臻。身病自發。觀世無常。移住小松寺。心凝觀行。靈顯妙法。思惟文義。不亂句逗。運數月間。夢有七寶塔。釋迦多寶並坐放光。彌生信力。誦法華經。空有妙聲言。汝依觀心。誦法華力。見二如來放光照曜。不疑西方臨終迎接。夢覺浴溫衣服。乃至最後。誦法華提婆品。一心作禮。結印向西。即世矣。

護良親王、天姿穎悟にして、幼より帝の爲に寵異せられ、兵部卿に拜せらる。會、皇太子邦良薨じて、儲貳未だ定らず。帝、意を護良に屬す（太平記）。而も、北條高時、詔に違ひて、後伏見帝の長子量仁を以て太子となせり。故に、立つことを得ず（鳥津家本太平記）。遂に梨本の僧寺に往き、承鎭法親王に就きて僧となり、名を尊雲と更む（太平記）。嘉暦二年、三品に敍せられ（天正本太平記）、延暦寺座主となり（太平記・天台座主記・釋家官班記）、大塔に居る。時人、因て大塔宮と稱す。帝、深く高時が權を擅にするを惡み、何に之を除かんと欲す。元徳二年、敕して、延暦寺の大講堂を修す。已に成りて、親ら臨みて之を慶し、尊雲を以て慶讚の咒願師となし、進めて二品に敍す。蓋し以て僧徒の心を結び、其の力に賴りて北條氏を除かんと欲してなり（太平記）。尊雲、與りて密謀を贊け、遂に誦讀を廢して專ら武事を習ふ。騰躍精妙にして、趫捷なること飛ぶが如し（太平記・増鏡）。既にして、謀泄る。高時、大に懼れて、乃ち廢立を行はんことを圖る。元弘元年秋、二將を遣はし、兵三千を率ゐて京師に入らしむ。尊雲、其の謀を諜知し、即夜、使を馳せて奏して曰く、高時、兵を遣はして將に乘輿を絶島に遷し、臣尊雲を殺さんとす。陛下、夜に乘じて奈良に幸し、御衣を近臣に假し、僞りて行幸の本寺に至る爲して、車駕、賊を避くと揚言し給へ。賊、之を聞かば、必ず鋭を盡して來り逼らん。則ち本寺の僧徒、勢力め拒がざることを得じ。延て數日に及び、漸く畿内の官軍を徵して夾み攻めなば、賊を殲さんこと必せり。今、禁旅未だ集らず、城壁未だ

立たず、而して、賊兵奄ち至らば、何を以て之を禦がん。國家の安危、此の一擧に在り。願はくは、陛下、速に臣が計を用ひ給へ。然らずんば則ち大事去りなんと。帝、乃ち近臣數人を從へて笠置山に幸し、大納言藤原師賢をして、帝の服を被て延暦寺の西塔に至らしむ。僧徒、之を聞きて戎裝し、競ひて西塔に集り、一夕の間、衆二三萬に至りぬ〔太平記、今川家本に據る〕。尊雲、弟尊澄法親王と、別に僧兵六千を將ゐて八王子に陣す。明日、六波羅、兵を遣はして來り攻む。尊雲、僧兵三百を出し、唐崎濱に擊ちて之を走らしめ、賊將海東伸家を斬る。已にして、僧徒の西塔に集りたるもの、行幸の眞にあらざることを知り、其の欺かれたるを恚りて、稍稍引き去る〔太平記、增鏡を參取す〕。尊雲の兵も亦散じ盡き、留るもの僅に數人なり。乃ち夜、多く篝火を設けて疑兵となし、潛に尊澄と路を分ちて出でゝ走り、奈良に至りて般若寺に匿れ、行在の消息を伺ふ〔增鏡に云ふ、南都般若寺に走ると〕。會行在亦陷り、内侍原好專〔内侍原は、天正本に據る〕が兵、來りて般若寺を圍む。時方に天明にして、從者、皆外出せり。尊雲、爲さん所を知らず、將に刀を引きて盡に就かんとせしに、傍に三函ありて、大般若經を盛れり。其の一、經を出すこと半に過ぎたれば、乃ち跳りて函中に入り、經を以て自ら覆ひ、刀を心に擬して伏したり。好專が兵、遍く佛殿を索めて、遂に經函に及ぶ。而るに、尊雲の匿れたる所の函は、蓋の開きたるを以て怪まずして去りぬ。尊雲、彼、一たび索めて得ず、後必ず復來りて索めんことを度り、急に移りて別函に匿れたり。好專が兵、果して還り、前に匿れたる所の函を搜して曰く、前に之を索むることを忘れたりと。函を

傾けて經を出し、戯れて曰く、大塔宮を見ず、唯大唐玄弉三藏を見るのみと（[illegible]）、大笑して去りぬ。尊雲、遂に光林房玄尊・赤松則祐・木寺相模勝憲・岡本三河房英實・武藏房豪雲は、（[illegible]）る。村上義光・片岡八郎・矢田彦七・平賀三郎等と、装ひて修驗者の狀して熊野に赴く。經る所、皆峻嶺深谷にして、絶て人煙なく、飢困すること旬餘にして、始て十津川に抵り、佛舍に憩息す。從者、村落に散入して食を乞ひ、粟飯・橡粥を得て蕩を進む。此の如きこと三日、玄尊、適々人家に造り童子の出づるに遇へり。因て主人の名を問ひしに、對へて曰く、是戸野兵衛といふものなりと。玄尊、素より其の土豪たることを聞けり。乃ち門に入りて覘き伺ふに、會々聽く、内に人の言ふことあるを、安ぞ咒師を得て病を禳ふことを得んと。玄尊、乃ち修驗者の狀して語りて曰く、某は那智山に棲むこと千日、三輪瀧に浴すること七日、今將に三十三所の觀音に巡禮せんとし、道を失ひて此に來れり。願はくは、大檀越、哀憫して止宿せしめ給へと。女奴ありて、出でゝ謂ひて曰く、主母正に邪祟に罹れり、願はくは、師の加持を煩はさんと。玄尊、顧みて佛舍を指して曰く、老師、彼に在り、禱りて効あらざるなしと。女奴曰く、請ふ、為に之を屈し給へと。尊雲、乃ち其の家に往きて咒を誦したるに、少選にして病者瘥ゆることを得たり。兵衛、出でゝ謝して曰く、田家、物の答報すべきなし。願はくは、此に舍ること旬餘にして、以て困倦を解き給へ。然れども、去留、意に任するは師家の常態なり、倉卒出で去らば、之を悔ゆとも何ぞ及ばん、請ふ、是を以て質となさんと。悉く其の負

ふ所の寶を收む。衆、意に之を喜び、遂に停ること浹旬なり。兵衛、一夕、酒に酣して寒を煖り、從容として謂て曰く、如聞、大塔宮、難を熊野に避け給へりと。師等、豈に之を知れるか。熊野別當定遍は、素より北條氏に黨せり、宜しく錫を駐むべき地にあらず。此の地小なりと雖も、四方に險を負ひ、之に加ふるに、俗頗る撲實にして武に習へり。往昔、平維盛、亂を避けて我が家に投じ、卒に保全することを得たりき。今、大塔宮、亦、幸に此に來り給はんか、某、將に力を出して之を奉せんとすと。尊雲、聞いて曰く、大塔宮若し至らば、君實に之が用をなさんかと。曰く、我が門、微なりと雖も、一日義を唱へなば、則ち吉野・十八鄕及び鹿瀨・蕪坂・湯淺・阿瀨川・小原・芋瀨・中津等、所在の豪傑、牽ゐ從はざるなからんと。尊雲、乃ち陽憲に目す。陽憲、膝を促して兵衛に近き、尊雲を指して謂て曰く、是即ち大塔宮なりと。兵衛、左右を熟視して、猶疑へる色ありしが、片岡八郎・矢田彥七が頭巾を脫して月額を露すを見て、乃ち驚きて席を避け、稽顙して罪を謝して曰く、野人無狀なり、若し前言なかりせば、何ぞ殿下の降臨を知ることを得んと。乃ち新館を造りて尊雲を奉じ、柵もて險要を絕ち、守備の計をなせり。兵衛が舅竹原八郎、之を聞きて大に喜び、迎へて其の家に致す。尊雲、是に於て、髮を蓄へて還俗し、名を護良と更め、八郎が女を納れて寵あり。八郎、益喜び、崇奉して貳なければ、傍近の邑人も、稍嚮心を歸せり。是の歲、元弘二年なり。居ること數月にして、熊野別當定遍、之を聞きて以爲らく、十津川は要害の地、力以て取るべからず

と。乃ち道路に牓を掲げ購求して曰く、大塔宮を獲たらんものは、士庶を論せず、伊勢の車間莊を授け、定遍、又私錢六百萬を與へん、從士を殺さんものは五百萬、出でゝ降らんものは三百萬、卽日に施行せん。若し言を食むことあらば、明神、焉を殛せんと。十津川・熊野の間の土豪にして莊司と稱するもの八姓あり。皆貪婪にして信なく、之を見て、皆異心を生じたれば、護良、之を患へて吉野に遁けんことを謀りしに、八郎、强て留めて止む。既にして、又八郎が子も亦貳志ありと聞き、遂に衆と潛に吉野に赴かんとす（吉野は、巳村宗木に據る）而れども、沿途の敵地、輙く過ぐべからず。護良、以爲らく、若し誠信を敷布せば、或は梗ることなきを得んと。乃ち試に芋瀬莊司に投じたるに、納れずして曰く、臣、若し大王を縱ちて過ぐるを得させなば、後必ず罪を鎌倉に得ん。願はくは、近臣一兩人を得て大王を脫せしめん。否らずば則ち、齎し給ふ所の錦旗を得、獻じて之を奪りたりとなし、以て他日の驗となさんと。護良、已むことを得ずして旗を與へて去りしに、村上義光、後れて至り、其の旗を奪ひて還りたれば、護良、大に喜べり。翌日、小原に到るとき、道に樵夫の言を得たり、曰く、前路に玉置莊司といふものありて、柵を山道に布き、行人を遏絕せり、之を誘ふにあらずば不可ならんと。乃ち片岡八郎・矢田彥七を遣はして之を諭さしめたるに、玉置、急に內に入りて出でざれば、二人、其の諾はざらんことを知り、走り還れるに、玉置、數十騎を馳せて之を追ふ。二人、返り戰ひて、立に一騎を斬りたるに、餘兵、遙に射る。八郎、二矢に中り、急に彥七を麾きて曰く、速に大王に報じて賊を

遁くるの計をなせと。遂に前み闘ひて死せり。護良、彦七が言を聞き、歎て曰く、事已に此に至れり、之を遁くるも何かせんと、乃ち進む。賊兵の衆を擁するを望み見て、笑ひて行に謂て曰く、汝等、唯當り射よ、孤、當に徐に自盡すべし。汝等、必ず孤が面皮を剝き鼻耳を割きて識別すべからざらしめ、賊をして孤猶死せずと謂はしめよ。爾らずば、恐らくは天下の義旅の、孤が死を聞くものをして氣を喪はしめ、而して、賊勢益張らんと。衆感激し、爭ひて玉置が陣に趨く。會紀伊人野長瀨六郎及び七郎、兵三千を率ゐて來り救ひたれば、玉置が兵、戰はずして潰えぬ。護良、六郎を召して曰く、孤、十津川の險隘にして兵を用ふるに便ならざるを以て、將に大和・河内の間に出で、形勝の地に據りて以て恢復を圖らんとせしに、今、玉置が困むる所となり、幾ど免れざりしを、意ざりき、卿が援に頼りて萬死を出づることを得んとは。然れども、今日の事、未だ一介の奔り告ぐるに遑あらざるに、卿、何を以てか之を知れる、若し天祐に非ざるよりは、孤、安ぞ此に至らんやと。六郎曰く、昨、一童子ありて、臣が郷に來り、戶ごとに諭して曰く、大王、明日、十津川より小原に至らんとす、必ず途に在りて難に遭ひ給はん、宜しく速に往きて奉迎すべしと。臣等、謂らく、大王の使なりと。護良、驚嘆して之を神なりとし、心私に負ふ。遂に進みて槇野城に據り、尋で吉野に往き、僧徒を招き聚め、寺に據りて城となし、兵三千を以て之を守る。（太平記）是の時、帝、隱岐に在り、護良、冊上書して事を言ひ（増鏡）、赤松則祐を遣はし、令旨を齎して播磨に至らしめ、其の父則

村をして兵を起して賊を討たしめ(太平記)　又令を諸國に下すに、之に應ずるもの多し(同上)。明年春、高時、二階堂貞藤をして大兵を將ゐて來り攻めしめ、吉野の執行巖菊丸を以て嚮導となし、拔戰すること七晝夜、死傷算なく、賊兵、大に沮む。已にして、巖菊丸、夜、兵を遣はして、山後より縋して入り、城を火きて喧噪す。貞藤、之に應じて前後より急に攻む。我が兵、敵の至るを意はず、多く爲に殺さる。護良、眉尖刀を執り、左右二十餘人を率ゐて、縱横奮戰すれば、賊兵披靡す。護良、甲に七矢を著け、頬・臂、兩刃に中り、流血淋漓たり、退きて幄中に入り、酒を命じて將士と訣れ、巨觥を引きて立に三觴を釂む。木寺勝直、賊の首を刀鋒に貫き、歌舞して之を侑む。村上義光、外城已に陷りたるを以て、護良に勸めて間道より脱れ去らしめたるに、道に又敵の爲に遮へられて、僅に免るゝことを得たり。事は、義光が傳に見す。已にして、貞藤、護良の高野山にあるを聞き、兵を縱ちて大に山中に索むれども、僧徒、之を隱匿したれば、得ること能はずして去りぬ。尋で新田義貞、間使もて、令を奉じて王に勸めんことを請ひしかば、護良、乃ち之を與へたり。其の書、一に綸旨の體に遵ひたれば、義貞、大に喜べり。未だ幾ならずして、帝、船上山に幸し、官軍、大に振ふ。護良、河内の志貴山に往きて毘沙門堂に居り、赤松則村が兵、賊を京師に攻めて利あらずと聞き、更に令を延暦寺の僧徒に下して則村を助けしむ。會 義貞、高時を誅し、足利尊氏等、京師を復し、車駕、闕に還れり。而して、四方の兵士、志貴山に雲集したれば、護良、將に之を以て京師に覲せんとし、期を剋く

することを既に定りたれども、往くことを果さゞりき。初め尊氏が京師に克つや、護良の威名を忌み、猶に激して之を除かんことを圖れり。會護良の侍人殿法印良忠が部曲、都下を剽掠したれば、乃ち二十餘人を捕へて之を梟す。護良、聞きて大に怒り、遂に尊氏を誅せんことを圖り、更に士衆と約束して、器械を繕修せしむ。時に、勤王將士の京師に會集するもの、其の討つ所あらんと欲するを聞き、各危懼を懷き、群情、恟々たり。帝、參議藤原清忠を遣はし、詔して曰く、寇亂始て定り、遐邇化に嚮へり。朕、將に武を偃せ文を修め、衆と更始せんとす。王、擅に軍旅を集め、更に何をか討たんと欲する。其宜しく初服に返りて法燈を傳へ、朕が與治の意に稱ふべしと。護良、詔に答へて曰く、伏して明詔を奉ず、臣をして速に戎備を撤し、退きて舊業を修めしめ給ふ。臣、伏して以るに、方今、大憝殄滅し、兆民慶頼す。是蓋し皇帝陛下、神聖威武の致す所なりと雖も、抑亦愚臣も與りて少しく奔走の勞あるなり。然れども、逆賊の餘燼、未だ悉く撲滅に就かずして、遐陬に竄匿し、釁を伺ひ亂を思へり。臣愚、竊に以るに、天下已に平ぐと雖も、兵備未だ遽に弛ぶべからずと。故に、森嚴して以て不虞を警めたり。若し明詔に應せば、不虞、閫外の寄、塞關、其將帥に放任し給はんとする。臣、近、治部大輔足利尊氏を見るに、天威に憑藉して、僅に尺寸の微勞を效し、乃ち衆功を凌侮して、陰に飛揚跋扈の志を懷けり。若し其の勢の微なるに及びて剗鋤せずんば、則ち是又一の高時を生ずるなり。臣聞く、諸佛、攝受・折伏の二門を設けて、方便濟度せりと。柔和忍辱、

慈悲を先となす、是攝受なり、威猛忿怒、刑罰を宗となす、是折伏なり。在昔、天武・孝謙の二帝、伽麻を殺去して、再び衰替を御し給ひき。人主すら猶然り、況や臣子をや。望み請ふらくは、天眷、特に臣に一旦の戎號を借し、任ずるに折伏の事を以てし給はんことを。陛下の爲に竪子を誅して、禍亂を未萌に消さんと。帝、報じて曰く、足利尊氏、未だ罪責あるを聞かず。一旦戮を加へなば、將士解體し、誰か朕が用をなさん。王、妄擧して衆心を失ふこと勿れ。若し其節旄を執りて廟社を鎮めんことは、余、乃の志を嘉す、其宜しく請ふ所に從ひて之を與ふべしと。乃ち拜して征夷大將軍となす。護良、入朝して命を謝するに、從兵數千、鞍馬鎧甲、道路に炫耀す。帝、護良を封ずるに北條泰家が食邑を以てす。是より漸く聲色に耽り、學問稍衰へたれば、益尊氏が爲す所を惡み、必ず之を除かんことを謀り、密に令を下して諸國の兵を徵さんとす。然れども、帝の許さゞるを以て止み、又多く挽強・擊劒・無賴の士を養ふ。其の徒、恩を負みて暴肆、夜を犯して横行し、路人を枉殺す。尊氏、其の終に己に利あらざらんことを知り、帝の寵姬三位局藤原氏に結び、譖ふるに謀反を以てし、因て其の兵を徵すの書を上り、藤原氏をして徵せしむ。帝、稍に護良の[illegible]に違ひたることを悅ばず。然れども、其の勳を建つること最も大なるを以て、勉めて其の請に從ひしが、尊氏が奏を得るに及び、赫然として怒を發し、建武元年冬、中殿和歌會に託して護良を召し、武士に命じ、之を執へて馬場殿に囚へ、其の親臣三十餘人を誅せしむ。（按ずるに、梅松論に曰く、帝、特に尊氏を除かんとす。護良及び楠正成・名和長年、密旨を受けたるに、期に及びて尊氏が兵盛なりと聞き、乃ち止

みね。帝、因て北山に行幸せり。已にして、尊氏、直義の将に来り攻めんとするを聞き、乃ち後兵を集めて自ら衛へ、且つ帝に質ふ。帝、已むことを得ずして卿を直義に帰せりと。此の説、信ずるに足らず。故に取らず。

護良、憂憤して能く自ら明むることなく、素より親しき所の宮人に憑りて、書を上りて曰く、臣、負譴の身を以て、無罪の状を訴へんとするに、涙落ち心暗く、愁結り言短し。只望むらくは、恩を加へて憐み察し給はんことを。夫承久以来、武家權を執りて、朝廷政を棄てたり。臣、坐視するに忍びず、慈悲忍辱の法衣を釋き、降伏怨敵の堅甲を被り、内は破戒の罪を犯し、外は無慚の譏を受け、君の爲に身を忘れ、賊と死を效せり。是の時に當りて、朝、人に乏しからずと雖も、或は志を勵さず、或は徒に時を待ちしかば、臣、獨尺鐵の資なくして、兵を揚げて賊を謀りき。是を以て、賊徒、臣を謂て首謀となし、逐索遍く至り、贖ふに萬戸を以てしたれば、四海の内、身を措く所なく、晝は、山谷に臥して苔を席となし、夜は、村里を遶りて霜を履み、龍鬚を捋り虎尾を踏み、遂に籌を帷幄の中に運し、賊を鈇鉞の下に殄し、以て龍駕をして再び都に還し奉り、鳳暦をして永く天に則らしめ奉りしこと、臣が忠功に非ずして誰ぞ。而今、功賞未だ論ぜられず、罪責忽ち來れり。伏して罪科の條を聞くに、一に皆虚説なり、何ぞ尋究せらるゝを得ざる。仰ぎて天に訴へんとすれば、日月は不孝の子を照らさず、俯して地に哭せんとすれば、山川は無禮の臣を載せず、父子義絶え、乾坤共に棄つ。儻し綸旨を蒙りて死刑を宥されなば、永く竹園の名を削りて、速に桑門の服に返らん。申生死して晉國亂れ、扶蘇刑せられて秦世傾きぬ。浸潤の譖、膚受の愬、事、小に起りて、禍、大に延く。乾臨、

何ぞ古に據りて今を鑑み給はざる。懇款に堪へず、伏して奏達を仰ぐと。有司、中外を畏憚して、屏けて奏せず。遂に讒して、護良を鎌倉に流す〇年は、太平記並書に據る。本書に二年に係けたり。尊氏が弟直義、兵を遣はして迎へ護り、至れば則ち土牢を二階堂谷に築ちて之に幽せり。二年秋、北條時行が兵、鎌倉を攻む。直義、出でゝ拒らんとして、淵邊義博に謂て曰く、親王は、吾が家の深讐なり、汝、往きて之を圖れと。義博、乃ち土牢に至るに、牢中晦暗にして、護良、方に燭を照らして佛經を誦めり。義博が至るを見て、蹶然として奮起して曰く、汝、我を殺さんと欲するかと、進みて其の刀を奪はんとす。義博、乃ち膝を衝りて之を踣し、將に其の喉を斷たんとす。護良、頭を縮めて刀を噛み、鋒を折ること寸許。更に副刀を拔きて、心を刺すこと二たび、遂に害に遇ふ。年二十八年二十八は、天台座主記に據る。二十の文に據りて之を推す。義博、其の首を提げて還り、將に直義に示さんとし、其の面を觀るに、生けるが如くにして、斷刀鋒を含みたりければ、畏みて棄てて去りぬ。侍女、收めて諸を竹叢中に藏たれども、其の目瞑せず。乃ち屍を收めて之を火き、骨を懷して歸りぬ。天下、聞きて之を寃とす太平記。骨を葬すは、太平記本に據る。

野史卷一百二十九

武臣列傳第三十七　大友義鎮　義統　義親　義乘　義孝

大友義鎮，本姓藤原氏，其先出自左近衛將監能直。能直母大友經家女，侍大將軍賴朝，有寵妊身，出嫁齊院次官中原親能，而產能直。能直冒母氏，稱大友，後復源氏，補豐前豐後守護職，子孫治府內。能直七世氏時二男親世，甫生而三歲，語左右曰，我爲長，名稱高祖矣。父氏時笑曰，高祖者漢國帝王之號也，乃名親世。親世左股有七十二黑子，衆驚其有因緣。親世繼兄氏繼之後，大任修理大夫，敍從四位下。應永三年，親世忽詠吉弘，右馬頭大膳軍義弘召親世，親世赴京師，逢宥幽居，明年免罪，得還國。嘗與菊池氏相戰七十一回，一無有利，每戰必敗。應永中僞聞親世死，一國舉哀，菊池氏信之，稍緩守備，遂舉兵。親世入道號祖高，義親細作窺察，刻日縱火，焚朝出三郡而防之，祖高襲其不意，掩擊克之，遂併二豐二筑二肥六州，時稱九州探題。十一世義鑑，敍從四位上，任左馬頭，修理大夫。纘家，屢掠略近國，名赫于一世，富贍于九州，遣商船于西洋，令交易有無，獲船所載，或珍玩器，或蘇往來航者，蓋獲于此時矣。日田郡司親常寵愛臣平島主水，嘗臣議之，義鑑發兵圍攻，殺親常，奪其食邑日田地，置郡老八人。享祿季年，義鑑威武張大，因望其風，遂後國人星野親忠，懷自立之志，義鑑怒，天文元年，自率兵攻親忠於生葉城，不得利而還，馳人于京師訴之，幕府下令，使大內義隆、島津勝久、菊池義武、少貳資元、及千葉、蒲池、秋月、宿等合兵圍星野城，親忠憚戰不屈。壬戌年閏五月，義鑑助衆，蹈戶柔城將，命大內氏遣

○義鎮好儒學

○滅秋月

○日代小原入道宗意

入誅親忠。親忠遁乞和。棄城而去。〔南筑軍記〕義鑑入道號宗玄。婦人某氏生長子義鎮。側室生二男到明。

〔國作入田〕八郎。託之於入田親眞。〔親眞作親誠〕親眞承間譖宗玄。宗玄惑之。欲立到明以爲嗣。與側室密。使義鎮赴

溫泉。而宗玄召老臣齋藤播磨、小佐井大和、津久見美作、田口玄蕃議之。僉曰。廢子立明。何故宜之。

頃間竊聞。入田親眞彪是計。廢嫡立庶者。亂之基也。其勿聽。宗玄患諫退而入。已而召四老將殺之。

美作玄蕃辭以疾。而聞播磨大和見殺。憤自後門入。刺到明。併殺側室。並殺宗玄。實天文十九年九

月也。〔據豐後國史、實錄、大友記、陰德太平記。九州軍記、九州治亂記、大友記作二月。〕義鎮。小字五郎。任左衛門督。自幼好儒學。父遇弑。義

鎮還自別府溫泉。入田親眞懼。將以其城叛。戶次鑑連、齋藤鎮實急逐之。親眞出奔阿蘇。惟豐

惡其不忠。殺之。函其首。〔豐筑軍記〕天文中。熊本城主鹿子木入道寂心。其子親俊。退城。遷居飽田郡高橋

上代城。親賢代爲熊本城主。親賢初來屬。而竊通島津義久。送質於薩摩。義鎮患之。遣竹綱兵庫頭兵

三千赴攻。不克。親賢兵威頗張。與伯耆顯孝謀合。攻河尻城。而赤星道半與顯孝和睦。將伐親賢。親

賢聞之。與河尻重續行歲、顯孝及道半攻熊本城。不利而去。〔佐佐軍記〕天文二十年。伐菊池義宗。併有肥

後。〔實錄、遺史〕弘治二年。義鎮出師于豐前。伐宇佐嶋。悉下之。望風歸服者多。〔陰德太平記〕二年。發師于筑前。擊

秋月清種。滅亡。取其地。〔遺史〕先是義鎮弟義長。爲陶全薑所迎。爲大內氏後。全薑亡而後。義長令走毛

利元就之人周防也。義鎮旁觀不救。義鎮意欲豐筑二州。及義長滅。豐前國人多屬毛利氏。義鎮發

兵攻杉重吉於松山城。十月拔之。轉攻三岳城。〔陰德太平記作馬嶽〕及佐野等諸城。兵威大振九州。〔大友記、實錄、陰德太

平記、安西軍策、遺史〕先是義鎮辟菊池氏。至是後一圖以小原入道宗意爲日代。逐高嶽城主大津山資冬。命

二五四

○圖門司城

○襲三井寺宗麟[illegible]

宗意保其城。而宗意懷貳、永祿元年五月、義鎮遣肥後國人及所部兵三千餘圍宗意於其城。宗意捍戰、死傷者多。貴多曾鋪地利、自後門先登乘之。宗意棄妻孥、力戰而死。城陷、義鎮使貴多還居其城。[illegible]四年六月、義鎮令鑑連等出兵于豐前、掠略部邑、取數城。九月、圍門司城。毛利隆元小早川隆景航海救門司、連戰不決而還。[illegible]五年、義鎮避計策、武衛九州探題府城、居長子義統、自剃髮號三非齋宗麟、築丹生島城居焉。遣道成大寺豪求等擊叛賊有馬仙巖、先鋒之、攻小城、不克而還。[illegible]六年正月、宗麟遣入田親子義久曰、來擊毛利氏而以分有其地矣。二月、出師侵略豐前。將軍子門長毛利隆元軍于防府以備之。三月、大將軍義輝奏請使聖護院門主道增和安其權大納言源通興來諭講和。遂命收師。[illegible]先是、筑後國人年復爭往往自立、因收統屬。宗麟既與毛利氏平、海北無虞、乃回師勸以七年三月發師。入筑後、與秋月種實一戰而不利。再戰而乞和、轉攻麥生城。城主重種不戰而降。進圍草野某于嶽城。詭遣寺隆信出兵援之。壁固難月不拔。宗麟自帥師進攻之、遂陷之。次攻猫尾城、蓮水實久嬰備不撓。宗麟命斷其糧路、實久出城而僉戰、擊破先鋒。而後請和、平。於是國人盡來屬、郡縣盡平。[illegible]

○肥陽軍記載頭開馬場横嶽援少貳政興、龍造寺隆信率兵將擊之。宗麟遣蒲池鑑盛、田尻親種、草野鎮貞、豐饒美作入道、水源西牟田鎮豐、黑木兵庫頭、蒲池鑑廣、川崎鑑實、上野山城入道宗世等救馬場、横嶽、與隆信戰不克。而隆信攻西島城、豐軍發銃殺百數之。隆信不得利而去。

宗麟聞捷而悅。是歲、帥師入筑後。秋月治部少輔以井上城降、而攻星野家清于發心嶽。歷三年。

○宗麟怠國務溺酒

○戶次道雪苦諫

○道雪諫

○滅立花鑑載 [illegible]

而不下、又伐黑木鎭連于猫尾城下之、一州悉平、八年入筑前、攻立花鑑載原田親種平之云、

宗麟少勤於政事、先是每召儒生、咨詢古之道、好文嗜武、勞心政事、後耽興樂、不論怪亂、既而益怠、常賜好內宴飲、徧索國中美婦女、或雖賤隸者、以姝麗進則喜而引見、多賜之財寶、招妓樂於京師、日夜耽酒色、逸遊無度、淫溺踊曲、疏斥國務、靡費不貲、人人莫不愁嘆、戶次道雪憂懼、欲諫之、以其在內、不得見、於是聚求少女、習踊舞、宗麟聞之曰、道雪素惡歌舞宴樂、今而如此、豈使予觀之矣乎、道雪因爲舞女數三拍子曲者、宗麟悅甚、道雪乃諫曰、先君之世、六州之皇、備有不宜、君之立也、威武所震、無不信服、頃日獨居深室、政事之得失無所顧問、令人以門司之敗、苦海伺隙、將以有報、麾下臣庶、或有不豫、相構煽亂、又與是臣等所以竊爲寒心也、因淚下、宗麟感其忠志、明日七夕、出受賀、群臣皆覺、[illegible] 宗麟嘗微行、有入見者、卽命啗裂其衣裳、衆甚苦之、宗麟大笑以爲樂、道雪聞之、把猿帚入見、猿至揭帚搏之、衆驚怕無敢言者、道雪正色曰、臣固聞君之愛有此猿也、群臣莫不患苦者、而君以爲笑樂、臣聞之、玩人喪德、玩物喪志、不可不戒也、宗麟愕然、[illegible] 八年四月、立花鑑載叛、道雪等伐滅之、取立花城、[illegible] 十一年八月、與毛利氏戰、得利、轉攻秋月城、[illegible] 十一月、道雪討池鎭虎攻佐賀、其師一萬五千、軍潰、鎭虎等敗陟、士卒散走、[illegible] 十二年正月、先是宗麟威武稍墜、四隣疊服、長臣高橋鑑種、筑前寶滿城主、而寶一萬田彈正二男也、宗麟沈溺淫色、聞彈正妻艷美、殺彈正、奪其妻而爲妾、鑑種怨怒、叛宗麟、與秋月種實通謀、遂款于龍造寺隆信、鑑種保有岩屋寶滿二城、宗麟怒遣人攻之、筑前國人乞援于毛利氏、元就使吉見正賴赴援、與豐

○會兵于高良山伐肥前寺島信了佐賀不克

○奉天主教毀寺社

○陣中宴樂

○吉川元春小早川隆景圍立花城道雪與兩川戰于多々良濱

○高橋鑑種敗奔中國

人連戰不決(豐國軍記)。於是宗麟自將伐筑前，使戶次道雪、臼杵鑑速、吉弘鑑理先到高良山，築寨於吉見嶽。大擧分國騎兵，師六萬。宗麟至高良山，五州兵咸會(豐國軍記、當國記)。遣人諭隆信令降，隆信不肯，對曰：汝欺我欲呑肥前耶，戰哉，是天贊，不加兵戰乎，我不畏，汝來，請戰以可決勝負也。宗麟乃頓兵，道雪陣于佐賀東阿祢邑，鑑速于境原，鑑理濟上流而陣于水上，四面合攻。宗麟自崇天主教，其到處燬神社，毀佛刹，神代長良爲之先導，小田鎮光亦會之，俱圍佐賀城，猶如稻麻竹葦。又簡兵攻江上武雄于城原，城下之。宗麟在營，日置酒醼飲，興歌舞，務出新意，從軍者爭摸其歌曲傳之。至三月不肯出兵。道雪諫曰：君臨樂已甚，請急進兵可矣。於是宗麟命道雪爲前鋒，師進略肥前。四月，諸將薄多布施三溝，城中撃備，鍋島力寡不敵，集會戰失利，筑紫、馬場、姉川、本吉、定閑、橫岳、內田、犬塚等來降。僅城東面屬二旬(豐國軍記、豐肥軍記)。或謂藝後援至，宗麟曰：藝師至，道擊摘之海而已。道雪諫曰：軍事姑任臣，君宜與親衞先歸。宗麟乃牟麾下歸(豐國軍記、豐肥軍記)。初三月，吉川元春、小早川隆景圍立花城。宗麟謂是腹心之患也，命道雪旋兵，徒之以步騎八萬。五月，發府內，次日田，爲諸軍聲援。宗麟臣國宗親觀謀道兵於長門周防，狙毛利氏之隙。道雪等三人爲先鋒，率師三萬三千，進至博多，據河拒南路，與兩川大戰于多多良濱。宗麟部將奈須統正，圖死高橋鑑種據岩屋寶滿二城，道雪等鎮實等兵二萬，攻寶滿城，奪鑑種樵蘇，斷御笠積谷路，鑑種遂不能保，棄出城謝罪，遷之於小倉城，徙懷武，終爲中國。其老北原鎮久辭之，乞吉弘鑑理二男爲其後，是爲鎮種。道雪等又攻秋月種實于古所城，踰月接戰不克(豐肥軍記、豐國軍記)。立花圍徙急，道雪曰：爲後援出師，不能救，且令筑城大友家

之壯也。使諸部當敵、而沙獲于城。敵斷中路、不得進攻。六月、宗麟開元就不出、率旗隊進于筑後城中振嶽、立花統虎請兩川進城。而數士卒而還。而後道雪等鎧對抗相持。累日不決。十月元春將景道人於道雪陣、告其退陣。或謂追尾。道雪制止曰、彼不畏我軍衆多。遂使告歸、令一小隊守城。可謂義兼勇矣。必勿追焉。十一月、行成、道雪遂兩川于長府。豐筑悉平。（道敎私記、）

○大友興廢記云、十月十五日、兩川揭陣。而雪寒烈、上下凍凝。豐軍追尾、多擊敗焉。

元龜元年四月、宗麟憤去年圍佐賀城不克、再爲分國騎兵、出軍于高良山。道雪等三人指秋月。而會之。道雪及高橋紹運陣于城東阿禰境原。少貳政興、馬場、橫嶽、犬塚鎮家、布陣于春日西限今津川、多久、波多、後藤、大村、西鄉等應募從軍。小田鎮光亦率兵會之。陣于氷上。是月、龍造寺隆信與鍋島信生出城衝擊前鋒、爲之破。神代長良、八戶宗暘自中野來會。將截隆信歸路。隆信勒兵入城而不出。遂圍歷月。諸部警懈、張宴浮歲。道雪屢諫、弗聽。宗麟弟親貞怨、將騎兵三千、通小城郡今山大願寺、或到軍艦於津田。迨八月、接戰數回。十七日、親貞達大願寺。諸部競進。隆信令納富但馬守對抗于於保邑。信生逆戰而擊之。三戰皆克。十九日夜、信生來襲親貞陣。親貞所部散亂、莫敢禦戰者。親貞與從者三人、躋山路將走、適前途遇敵所殺。諸部遂散走。國人亦皆引去。宗麟命築長圍。使道雪守立花、紹運于岩屋、小田部承叱于荒平城。大鶴宗秋于鷲嶽城。臼杵新介于柑子嶽城。以爲肥之壓備。秋月種實、宗像氏貞、門司通隆、信與道雪紹運等、對衞果月、（應國軍記、）織田信長傳大將軍義昭教命、喻結成。百軍皆歸。三年、西園寺公廣伐左近衞少將藤原兼定（一條）、於土佐、兼定乞救於宗麟、

五一八

○援伊豫兼定略伊豫

○建切支丹寺于丹生島焚毀社寺

○蠻舶輸大熕

○援伊東義祐伐島津義久于日向高城

○先鋒田原紹忍耳川敗軍

宗麟欲因圖豫州、援兼定、公廣儼而行成、許之、仍駐數月、略數城、至國服從、乃引還、逸史、頃歲、南蠻國
切支丹護來、建一寺於丹生島、宗麟部下清田鎮忠、田原紹忍崇信之、宗麟聞其術多奇變、累世宗
成耶蘇宗、統下所在神職寺僧、或閉修調伏法、宗麟逆怒、皆逐卻之、益尊信其法、悉毀宮祠梵宇、毀
神檜佛像、以作薪、火薪燃烈、燒死者多、實錄、異河物語、天正四年、蠻舶抵豐後、獻大熕二於宗麟、逸史、五年
八月、宗麟議伐島津義久、先是伊東義祐爲義久所逐、來請援於宗麟、宗麟許之、齋藤鎮實諫之、弗
聽、遂自將師而發、到所神社佛刹、或縱火、或毀佛像、投之於泥塗、蹂躪而往、陣于牟志賀、師總七萬、
六年五月、入日州、
○肥陽軍記云、天正六年、義祐來倚賴、宗麟應諾、乃以統內兵八萬餘、陽稱納伊東義祐也、陰欲取
日向、以爲老休之地、途歷柚須原八幡、縱火於社頭、而謂皆途吉也、
圍島津家久于高城、縱火民舍、侵掠郡邑、家久告急於薩摩、適人謂宗麟先鋒田原紹忍曰、我聞大
兵來圍所以爲伊東入道也、雖然薩豐皆非有讎、請以飫肥一千町、遂媾、行成而班師、紹忍信之、與
諸隊長議、臼杵鎮次不可、自率兵一百五十、急襲高城、諸隊繼之、會聞島津義久自帥師來援、諸部
退而陣于耳川、齋藤鎮實、吉弘鑑直與之相持、十一月十日、九州治亂記作十一月、前部既涉耳川、義久出兵、
挑戰于河中、軍敗、鎮實死之、次日猶相戰、義久發撓、吉弘鑑直、蒲池宗雪等乘機力戰、偶暴風吹旗
飛砂、裂幟搏擊、紹忍居後拒、以爲義久來擊、乃返轡而走、從之後部散亂、薩師得機奮擊、鑑直、及臼
杵鎮次、田北鎮則等皆鬪死、三軍遂潰、死傷者夥矣、蒲池鑑盛負傷、入民屋而自殺、溺河水死者不

○入筑後謀伐隆信 ○伐筑前 ○焚彥山 ○入筑後謀伐佐賀 ○高良山座主良覺黑木實久等請和 ○草野家清發心嶽 ○田原紹忍忌道雪紹運讒構 ○請討島津義久

知其算，紹忍僅免歸。請宗麟曰，義久詐與，不可當也。相共曳兵而歸。（寶鍊、滿紳翰、長音）建造寺隆信叛

風稍雲，國人多叛。宗麟親自率師入筑後，將伐佐賀城，遣臣南田原、子筋田原親述去據油山城，於

是班師。田原親貫寄與秋月種實通，遂欲子隆信。迄七年二月，義統伐平之。（豐肥軍記）八年五月，宗麟以

筑前國人多叛屬龍造寺氏，遣師伐之。與秋月種實戰，不得志而還。（豐肥軍記）是歲，宗麟遁入彥山。彥山

之爲山也，跨二豐及筑前，僧徒數領千夫。且爲國器，可殺闕。宗麟營欲之，且自以信天主教，故遂燒

焉。（寶鍊）十二年，宗麟聞龍造寺隆信爲島人所殺，大悅，帥師二萬人入筑後，攻黑木實久于猫尾城。道雪、

紹運東筑紫秋月，踰耳納山，而攻土肥出雲守於高牟禮城，拔之。與宗麟會，徇國中，蒲池鎮實以山

下城而降。八月，高良山座主良覺與黑木實久俱乞成。九月，縱火於高尾田尾，遂攻柳川。十月，班師

于高良山。逐草野家清於發心嶽城，侵略諸郡，而攻草野鎮胤兄弟于其城，城固不拔，傳使掠上

筑後。欲襲佐賀，當是時，田原紹忍猶忌道雪、紹運功勳許多，構讒道二人，宗麟信之，收師于豐後。道

雪、紹運不得息，而迫翔年殳營屯高良山，遣人謂鍋島信生曰，請決一戰于筑後矣。信生將出戰，或

抑止而不出。（豐肥軍記）十四年三月，先是島津義久兵威日振，益出兵掠略宗麟所部諸郡。宗麟患政修

吉統下畔者多，乃恐其所術。是月，宗麟如京師，因長束正家，乞救於關白秀吉。四月，秀吉饗之。宗

麟於大坂，使千宗易點茶，亦自引宗麟，引觀殿閣，示器仗兵刃，且謂曰，孤將有事于西海，子姑圖

其國以塞孤之至焉。他日宗麟陪坐，請曰，昔時鎌倉命臣祖能直，世爲九州探題，以管豐筑肥前

後六州，日關薩亦屬焉。無賴年義久襲室，自稱有探題之命，跋扈當國，屢使建塚與龍造寺、筑紫、秋

一五二〇

○立花統虎高橋紹運列秀吉幕下

二法號瑞峰

○親家冒門司氏○親盛

○義統

○謀田原親貫

○大友氏老臣

月等謀奪掠鄰邑、今處冑者、唯立花統虎、爲橋紹運、守節盡功、善盡爲臣之道矣、殿下召對之寵

下臣之爲幸、彼之爲榮也、頃聞、筑紫廣門乞成、前年義久斬隆信於有馬、兵勢益張、隆信子政家亦

納降、其餘諸豪國人、亦皆服歸彼、臣聞其將舉兵入臣國、殿下如西討、請爲先驅、秀吉因審問九州

諸城寨地理近遠、田疇多寡、且曰、國人其速服者、皆得食舊邑、否盡誅之、先遣使諭諸豪、島津義道

寺肯拒命、其他國人爲其所誑誘者、未肯從、故發師討之、然遠隔邊土人、恐非有罪、乞降者宥、且遣

使于薩島間、若貪帑服則以地理、故先遣輝元進伐中未與、爭地有罪、自今而後宜和親戮力西

征焉、乃使統虎紹運到幕下、畀封土書而遣歸、(據島津家記、大友興廢記、四國征伐記作天正十二年、○大友興廢記、)

○立齋舊聞記云、宗麟武威日衰、部下多叛、而通島津氏、宗麟預察其不可制、讓家國於子義統、

自更稱名宗滿、天正十二年三月、到界浦、入妙國寺、謁宮内卿法印、而赴大坂、四月五日見太閤

秀吉、補二豐後守護職、令道雪紹運爲筑前國檢斷職、

十五年五月卒、歲五十八、號瑞峰院、(大友系圖、實錄、)有三子、長曰義統、次曰親家、字勘解由、冒稱門司、次曰

親盛、字與兵衛、(系圖、)

義統、(花押藪云、秀吉賜諱、字吉統、改義統爲吉統、)稱豐後守、(系圖、)天正七年正月、宗麟讓家國而老、義統嗣立、(大友軍記、□□記、)

十一月任左兵衛督、敍從五位下、(歷名土代、)進從四位下、(系圖、)八年二月、義統遣兵、略筑前、親自次日田、來

發、會田原親貫以鞍掛城畔、於是先欲伐之、令道雪贈書於諸老、赴會之、而發從日田、取玖珠、大分、大

野、直入五郡兵、攻鞍掛城、脅親貫、當是時、稱老臣者所謂志賀道輝、戶次宗仙、臼杵鎮順、志賀鎮隆、

〇伐田北紹鐵
〇道雪死
〇秀吉援義統
〇伐島津家久
〇義久拔府內城
〇秀吉封義統
〇獻骨啄刀

戸次鑑連、志賀道益、一萬田宗慶、朽網宗暦、田北紹鐵、志賀道運云、〔與國紀〕是歲四月、田北紹鐵連伏丹後守實時、義統急發伐之、紹鐵戰死、義統令田北鎮周繼其祀、〔實錄〕十二年七月、義統益出師掠略筑後、以蒲田等十二人爲隊長、募兵會日田者、凡七千人、軍臨筑後、攻豐間杜所治部大輔邑、屠星野、攻貓尾城、城主黑木政實以武勇聞、與吉岸主膳等千餘人固守、久之不拔、〔實錄、日向記〕義統部下在筑後、與道雪紹運合兵、屢相戰而破秋月、筑紫、龍造寺軍、及道雪卒于陣中、諸部皆棄城壘而去、義統與諸將議曰、道雪死、我軍氣沮、恐有變矣、宜傳檄於諸軍、實勵之、〔實錄〕十四年三月、宗麟如京師、乞救於關白秀吉、秀吉聽焉、七月、島津義久遣人拔岩屋城、而攻立花城、使秋月種實守岩屋寶滿二城、義統以報秀吉、秀吉乃遣仙石秀久黑田孝高、爲監察使、〔實錄、九州記〕長宗我部元親副之、九月、秀久率兵六萬、與義統先鋒、進布陣于戸次川、伊集院某渠地、元親及其子信親與島津義久使其族家久邀擊、信親進入家久陣擊戰、而與士卒死之、義統部下及秀久軍敗而走、元親未知信親死、猶奮鬪、遂與義統部下俱潰走、〔實錄、豐臣家譜、與武家盛衰記〕十二月、義久長驅及府內、義統奔豐前、入龍王城、義久令家久保府內、〔十河物語、遂史〕十五年二月、關白秀吉大舉征伐薩摩、親自帥師入豐後、家久遁城而去、羽柴秀長爲前隊、攻高城拔之、進入日向、義久義弘遂歸降、秀吉取府內城而授義統、五月、義統復歸府內、〔豐臣家譜、中興盛衰記〕六月、秀吉以豐後一國封義統、〔實錄、王代一覽、遂史〕十六年、任侍從、〔武家補任〕十七年三月、義統以骨啄刀〔貝下有十字印本國文今據毛利家藏本補入〕獻秀吉、傳稱良治吉光所作、試以擬人、未及觸而骨碎、故號骨啄、建武之亂、足利尊氏授義統先氏時、而後多賀高忠得之、流傳爲松永久秀有、宗麟以黄金

○任世諱

○征偏營管蔵山遣走秀吉紀其翌宿死致安營

○議宗嚴○庚子亂應石田三成賞政立石城舉兵黑田如水擊之石垣原

三千南渡得、而傳義統、秀吉嘗欲之、于宗易論義統令獻焉、（實錄）文祿元年正月、任參議、（一覽、王代）三月、與諸將率兵六千、征朝鮮、航海、四月、陣于鳳山、從秀吉之命令、與小西行長等連營、為首尾相救之勢、二年正月、明將李如松等率虜數萬、圍行長于平壤、行長縱戰、襲檄告急於鳳山、義統性素怯懦、且聞明虜二十萬、恐怖曰、衆虜如斯矣、行長決而不生、顛沛狼狽、而赴于黑田長政陣、乞援、長政曰、敗而北者、士之常也、如足下聞而走者、我未見焉、（豐臣家譜、實錄、中興遺史、）五月、秀吉聞義統棄寨而走、忿怒、遣福原直陳・熊谷直富、譴義統曰、當行長平壤之急、而義統不能救之、先聞明虜響也、遽逃走、怯弱莫甚焉、孤把武已數十年所、未受敗衄之責、而今孤與外夷構兵、義統首為之、非啻一身之恥辱、孤之過、而我日域之大瑕也、速欲刎義統首、灑胸懷、還然大友者、自右幕下而來、累世相承、不忍一朝滅之、故強宥其死耳、往歲義統與義久相抗、力不能敵、來乞援于孤、孤對衆業、無因好、以武門之素意、將出師援之、不得遂孤之至、為國人大敗、猶不能保城、僅遁于龍王、匿智實怯弱、所以武夫之恥辱也、又任彼所望、請授氏族官階、俱加焉、今宥其死一等、放義統于安藝、使義親侍衛禁闕、（豐臣家譜、中興遺史、）寺削髮、號宗巖、（系圖）庚子之亂、及將作、石田三成等啗以復舊封、厚給遣還、以徇九州、宗巖欣然聽命、黑田如水聞之、貽書曉之、弗從、九月、既入豐後、糾福新舊、據立石城、兵勢頗張、細川氏別邑杵築、距立石七里、其處守松井興長告急於中津熊本、如水轉唐趣援、宗巖一舉欲拔杵築城、率兵五千圍攻、拔其二三郭、興長等保牙城固拒、會如水先鋒至、馬燭殺寨、宗巖退保立石、如水進兵、宗巖發士卒、陣于石垣原、如水前軍第三隊久野治左衛門、趣衆力闘而死、宗巖兵得機而進、或

[illegible]

勸曰、敵次隊競擊待戰、而進中軍以令部下、若不克則最嗜之外地矣、不言、左右或嘶悔、有投敵死

者、如水次軍井上周防野村隼人等部伍、大戰于石垣原中間、宗嚴賤股吉弘嘉兵衛宗像掃部戰

歿、遂大敗績、士卒死傷者多、田原紹忍等敗走者數千人、如鮒魚醉於泥、如水尋至、將進攻立石壘、

竊遣人誘降於田原紹忍宗嚴同之侍臣惠藤又右衛門阿賀利彌平次苦諫曰、戰死以雪往日怯

懦之辱矣、亦不聽、遂出而降、(古郷物語、黑田家譜)如水爲請東照宮、減其死一等、放于常陸、(寬永系譜、寬政重修)以慶長十年

七月卒、(系圖、國史代一覽、王代一覽)歲四十八、法名中菴、號豐鑑院、(系圖)其子義親、稱右衛門督、太閤秀吉敕令

侍禁闈、(豐臣家譜、中氣陰日記)次曰正照、字右京進、嗣稱松野、(系圖)次曰義乘、或名義延、字宗五郎

○今按中興武家盛衰記作義親生義延、○東遷基業九州記、並義親作義延、○戶次軍談云、義

統生義乘、或義延、今考世傳大友系圖、義親之次載親次者、然未見其家所傳系圖、故姑附以備

考、

父義統爲秀吉被謫流、前附義乘于東照宮、宮命賜宅地于東府牛籠、秀吉薨而後免宗嚴罪、令

居京師、庚子秋、義乘從台德公于宇都宮、東照宮召義乘曰、汝疾適京師、與父偕、心人嘗後、堅故舊、

平治四國及九州、然則報以舊國恩賞、依其功矣、義乘拜命、悅而發小山、(大三川志)夜以繼日、當是時、宗

嚴已應大坂黨、稱秀賴命、入國、據立石壘、得舊好士民二千餘、侵掠近邑、義乘聞之、遣使馳驛、東下

以報焉、(大三川志、安見記)正照、三男義孝、初字孫三郎、嗣稱大友、更稱內藏介、覺深法親王(仁和寺)爲還、請

幕府賜食邑、元祿二年、列高家、任侍從、敘從五位下、稱近江守、陞從四位下、子孫相繼、世列高家、(系圖)

一五二四

入寧備任、

野史卷一百二十九終

[illegible]

野史卷二百五十九

儒林列傳第九　新井君美　室直清附

新井君美、初名璵、字在中、號白石、其先上野人也、大炊助義重孫覺義、稱新田二郎、別墾爲新井上野荒井、因以荒井爲族稱、後改新井、白石自傳、覺義後有宗賢、義宗兄弟、仕吉野皇居、後流寓二野之間、祖某稱勘解由、方遭世亂、亡土地、辛仕常陸從多賀谷宣家、去隨河內郡、初宣家之邑除也、某乃堅臥山與宗賓隱遁、行之身與支屬遁居、不與世相聞、居十年病死、父正濟幼孤、諸兄憐之以爲邑人之子、年甫十三、始知義、父本爲先世部下士、意自愧、乃奔江府、館於備、告焉、白石自傳、年三十、一室仕土屋利直、利直素好士、待以國士、正濟爲人謹直有器度、參書部事、進可替耆、始二紀、備盞居多、明曆丁酉年、利直邸火、正濟從侍局內事、收粮柳原邸、而君美生、利直因呼曰火兒、白石自傳、延寶三年、利直卒、子賴直嗣、無道、明年臣某等謀立嗣之正濟、正濟不可、六年春事發覺、賴直逐臣某等、正濟坐與謀放逐、且禁錮、踰年、遂辭仕去、居江府壞東、後二年、賴直有罪邑除、人稱其先見、尋死、君美生而岐嶷聰慧、三歲能寫字、嬉戲每戲天下二之字、人以爲異物、利直亦愛其穎悟、每置膝下、白石自傳、一日南部利直來、一見異之曰、吾無嗣子、請養以爲子、主人對曰、是侍臣之子、非吾兒也、曰必賜、君吾待其長、當與禄千石、主人辭、白石自傳、六歲誦書、父母撫視、蔽劃悉記認、君美讀、聽歸語之次序、一無所違、父異之曰、斯兒非凡、他日才當於文事發、我宗其與乎、白石自傳、比及十歲、常在利直側、時代書記、殆若老成、白石自傳、延寶六年、坐父與謀放逐且禁錮、時年二十

〇寓居從學
〇辭河村瑞軒請婿
〇仕堀田正俊
〇請人評陶情集
〇從學木下順庵
〇辭堀田氏
〇讓仕于岡島達
〇就甲府侍講文昭公

三、假儘不羈、自負膽氣、嘗慨然歎曰、大丈夫生不得封侯、死當爲閻羅、既而折節讀書、（白石傳、）器資宏偉、獨與父居、貧落魄府下、借居河村瑞軒子店、瑞軒者府下豪商也、多藏書籍、君美乃就而借閱、瑞軒心愛知其神姿、他日當貴顯、因欲配其女、納以爲婿、且請以三千金所買地、爲勸學資、令其子說之、君美曰、子亦聞丘言乎、昔有小蛇在淵上、人微傷其體、俄而風雨晦瞑、忽失所在、而有大蟲死于他山、龍卽傷所傷小蛇、而其長幾一尋許也、予前今欲妻某、是傷小蛇也、後來興家之日、其長豈小哉、遂不從、於是家益貧、而苦學不懈、（白石傳、）天和二年、仕堀田正俊、會朝鮮使來聘、時二十六、通韓館舘、作詩、因對州文學西山健甫、乞韓人改竄、韓學士等頗賞焉、爲作序復之、是曰陶情集、（鳩巢、叢談、）是歲、丁父喪、服闋、遊事木下順庵、順庵大奇之、遂爲高足、以該博見稱、又辭堀田氏、去時蹇甚、僅中止靑錢三百、米三斗而已、隱居府下、謂此未道凍餒、意氣不少撓、順庵欲以薦加賀、是時同門岡島達字仲通、加賀人也、意感然語君美曰、予負笈遠遊落魄、若干年于茲、比得家信、老母日遇衰頹、倚閭待歸、每一念至、自感摧心、如幸賴吾先生先容、得釋褐于本藩、則願足矣、君美卽以告順庵曰、美也求仕何國之擇、請舍予薦彼、順庵嘆曰、世衰道微、日入偸薄、如子絕無、而僅有者、子實不易得也、乃推仲通、或謂君美曰、子嘗仕除邑之人、且所師亦不過之人、假令學優、恐無起身之期、須改所事而圖榮顯也、君美笑而不答、譴之再三、君美曰、凡人之所天者、君父師三而已、今吾既無君父、獨有師也、以師不遇、而改所天、則同路諸子、豈從陳蔡之厄哉、（白石傳、叢談、）元祿六年十二月、起就甲府之聘、時年三十七、藩主以儒職、文昭公（家宣）時在府邸、雅好學、待遇日渥、召侍講筵、每畢必賜坐、使說國家道

□作者總錄譜
□儒優考擢逐
□列寄合食五百石
□以文學給事政
□韓使接待用新儀
□從五位下筑後守
□將軍問病
□博學
□元子喪服議
□經邦典例

事。元祿十四年，受命博考諸家譜牒，新撰譜十餘卷，若於慶長五年，終於延寶八年，八十年間封襲
實蹟詳焉。書成進呈，公命曰藩翰譜。恆置之坐右，其餘應命所作著，悉國家典型，多有益之書也。[illegible]
寶永元年，文昭公立爲世嗣，將入西城，君美就間部詮房言曰：凡天下之事，臣嘗進講，今亦何言，無
它則幸甚。後公謂詮房曰：君美之一言，予一日不敢忘也。君美家居二十餘日，或曰同僚皆舊事子
直求之，君美曰：予藩邸之舊學也，不可不以禮進退矣。遂不敢。無幾召爲侍講，如藩邸之時，擢併優
考上之，蓋有所慮也。白石傳。後數年，特旨進官格，列寄合，寶永六年四月，公承職，是爲文昭公。七月，賜
采地，歲租五百石，君美以文學給事，甚被眷注，事無巨細，莫不參預，亦公事之利，知無不言。[illegible]七年
冬，以事使京師。故年春，還報稱旨。是冬十月，朝鮮使進見，先是府命君美掌其事，賜饗辭見等禮事，
變舊規者，多有所建白，書議行，詩文筆語，韓人服其敏，目稱甘露云。是月，以功敘從五位下，稱筑後
守。十一月，倍賜采地，爲千石。[illegible]以職在顧問，每出入風議，必論事剴切，動中肯綮。辭順直敎，所
禪益不少。[illegible]君美寢病數十日，使市正正直問病，歸報曰：思慮傷脾，元氣頗衰，四花灸及萬壯，猶
未有驗也。公顧正直曰：嗚呼，君美憂世之心，實深矣，豈特萬壯之灸所能治哉。白石傳。君美爲人風貌
魁梧，贍略過人，博覽強記，無不研窮，尤通曉和漢古今典故，以經世自任，而天賦精工，當世無敵。[illegible]
正德三年，文昭公病甚，受旨有所議，十月，公薨，執政議，元子喪服，林信篤曰：元子年未滿七歲，無服
而可矣。君美駁之曰：元子躬處攘之中，而立承世統，不可無服也。乃引諸古義，與信篤辨論，執政遂
從君美議。初公嘗以我邦久廢冠服，上下無章，欲制禮改俗，屢密議之，君美乃著經邦典例，詳記制度

○韓使應答

○韓人評白石詩比唐人

○林氏第詠容奇

○自讚詩

○銅字刊本

治革之事[白石]而後漸老絶杜門謝客日夜以典籍爲樂享保十年五月卒年六十九[東涯集]其有紫陽鶴屋山人天爵堂句會等之號[白石]嘗與韓使相見君美應接復來有負氣韓客傀者皆畏懾焉管絃音樂以勸客客彈之曰既用此婦管絃我鶴鶴之鳴君美應聲答曰試以此婦管絃我關鐵之鷄乃引聲吹[家乘]終韓使謂君美曰日本人好色矣君美問其故曰觀者拍右部舞者傳粉夫樂象德者也使舞者傳粉以娟觀者非好色而何君美哂曰意者舞者面白耳抑右部高麗樂也高麗人知之客語塞是歲韓使見君美詩草大賞異之各爲其序跋論之製述官李礥[字重叔]曰詩格淸而響亮語奮而趣遠往往有與唐人相肖者通信正使趙泰億[字大年]曰華縟而實茂格高而趣雅豪健而不流於麤硬婉麗而不泥於纖巧殆有盛唐人口氣通信副使任守幹[字用譽]曰學富而氣充格秀而詞贍采色相宜音律諧叶通信從事李邦彥[字美伯]曰格力淸健詞彩華縟不但音律之諧叶聲調之雅麗蘇使公生於中華之疆際得與鴻士鉅匠周旋余恐其不在下風也[東涯]享保中朝鮮使來聘欲見君美時君美致仕家居使者歎曰曾猶且至蓬萊山則風引船去也可感可慨[南遊][他識理]君美少有大志冬日過林氏家主人書容奇二字索詩蓋容奇者雪字國譯君美解其意故采故事於我邦輒援筆立賦曰曾下瓊鉾初試雪紛紛五節舞容閒一痕明月茅渟里幾片落花滋賀山提劍膽臣尋虎跡捲簾淸氏對龍顏盆梅剪盡能留客濟得隆冬無限艱一坐服其敏贍[識述]自題肖像詩曰蒼顏如鐵鬢如銀紫石稜稜電射人五尺小身渾是膽明時何用畫麒麟[家乘白石詩]正德中建議令鑄銅字活版請印摺十三經二十一史及百家經籍許可未幾文昭公薨弗果惜矣哉[家乘白石詩]所

○著作　○河越甲民刑律議　○門人增田鶴樓著詩　○明卿嗣寳

著藩翰譜、經邦典例、西洋紀聞、東雅、軍器考、采覽異言、鬼神論、五事略、南島志、蝦夷志、讀史餘論、樂考、冠服考、古史通、及詩草、餘稿、遺文、手簡數十種、（叢書、人物志、家乘、閑話）所著述三百餘種、今所存者僅三分之一。（叢詩）嘗與右近衛中將藤原定基（家譜）來復書簡數通、寓覽箕野問答（家乘、閑話）、武州河越民有爲所殺者、其妻不知也。既聞水中有流屍、告諸里長、俱往視之則我夫也。有司疑其父兄收拷之。其父與兄其殺之投水也。府廳疑婦亦謀告親否、君美議曰、欲決此獄、須先明倫理也。傳曰、君爲臣綱、父爲子綱、夫爲妻綱。夫君父夫、其尊無差等也。又按周公喪制曰、女子雖許嫁、尙在其室則爲父斬衰三年。既嫁則齊衰不杖期、何也。女子在家則以父爲天、既嫁則以夫爲天。乃觀父不如夫。是不貳天也與男子未仕則孝於父、既仕則忠於君、其義一也。由是觀之、雖的知父兄所爲而訴、固不可。決以告和常律也。況於不知而訴乎。古者有婦人遭家難、爲我夫守義、終身不父其父者、君子取之。以是論之。此婦無罪章章矣。（懷譚、叢書）增田鶴樓名助字伯隣、東府人、家世富豪、業賈、樂好學、就君美學、以詩見嘗愛、每歲中秋、必期集其樓、及歿、鶴樓追感哀慟、每至其時、閉閣里歎聲溢泣、不堪、因以其時爲心喪、忌日閉戶素食、至死不變。鶴樓甚好客、酒肉不離席、日夜賓客項背相望、一日人不至、快快不樂晚是以積貲而無他嗜好。戶室不全、無修焉。所衣一弊服而已、不欲出行、即出亦不設行衣、褞袍立無暖色。至飲食諸客之費、即家人日所資錢、必令盡供之、而不問其他也。故終能數十年如一日、不衰云。鶴樓有節概、所守確正、至貴客至、與以詩所交者則不敢言己有之、必言是白石先生餘澤也。不然匹夫居陋巷、何以致此車轍乎。因嗚咽歔欷。（叢詩）君美有二子、長明卿、繼父仕幕府、次宜卿先卒。

【嘉祥三年七月】

○砥鹿神、神名式參河國寶飯郡砥鹿神社、一宮村一宮、國幣小社に列す、鹿は原本鹿に作る屬イ本谷イ本及仁壽元年十月乙丑紀に據て改む
○貧窮者、窮字紀略になし
○穀祈、紀略殺に作る
○晏子内親王、晏[illegible]に晏子内親王[illegible]さあり
○慧子内親王、[illegible]
○古子、古は原本右に作る[illegible]に據て補ふ
○是子、[illegible]に據て改む
○力田、[illegible]
○飴、天文本傍名抄飲[illegible]

日本文德天皇實錄卷第二

右大臣正二位臣藤原朝臣基經等奉　勅撰

起嘉祥三年七月盡十二月

秋七月丙子朔、授參河國砥鹿神從五位下、從五位下橘朝臣永範爲刑部少輔、○丁丑、賑給左右京貧窮者、○庚辰、延屈百僧於大極殿、轉讀大般若經、爲穀祈也、備前國獻白龜、○甲申、皇女晏子内親王爲伊勢齋、慧子内親王爲賀茂齋、大祓於建禮門前、以命兩齋内親王也、從四位下藤原朝臣古子、无位東子女王、藤原朝臣年子、藤原朝臣多賀幾子、藤原朝臣是子等爲女御、伊豫國力田物部連道吉、鴨部首福主等、叙位一階、道吉等傾盡私產、賑贍窮民、故有此賞、○乙酉、讃岐國人大賜少進從七位上佐伯直正雄賜姓佐伯宿禰、隸左京職、石見國獻甘露、味如飴、○丙戌、進山城國火雷神階、授從五位上、遠江國任事鹿苑兩神並授從五位下、進大和國丹生川上雨師神階、授正四位下、龍田天御柱

○火雷神、神名式山城國乙訓郡火雷神社〔續後紀一二五頁參照〕○任事、神名式遠江國佐野郡己等乃麻知神社、今小笠郡日坂村日坂宮、谷本任事を事任に作る○鹿苑、同式同國磐田郡鹿苑神社、中泉町二宮○遠太神國、遠字は原イ本及前後の例に據て補ふ○丹生川上雨師神、大同三年五月壬寅紀（後紀一八頁）に見ゆ○龍田、官幣大社龍田神社〔續紀下三二一頁參照〕○若宇加乃賣命神、官幣大社廣瀬神社なり○詔旨仁、本圖月令仁を爾に作る○奉授天乃、乃字衍か○成多利、月令多を太に作る○大中臣朝臣、朝臣の二字は下文九月乙未紀に據て補ふ月令には上の正六位上なし○今毛今毛、原本上の今を吾に作る諸本及月令に據て改む○外祖父左大臣、左大臣の三字は紀略に據て補ふ○宣久、久は原本其に作り谷本之に作る何れも久

命神國御柱命神、若宇加乃賣命神、並加從五位上、策命曰、天皇我詔旨止坐、天御柱國御柱神等乃廣前爾申賜倍止申久、國家乎鎭護賜布爾依天、御位奉授天乃後、年月久成多利、因茲、神祇少副正六位上大中臣朝臣久世主乎差使天、御位上奉利稱奉留、今毛今毛風雨隨時比、五穀豐登之女、天下平安爾、天皇朝廷乎堅磐爾常磐爾護賜比助賜倍止申賜波久止申、○壬辰、追崇外祖父左大臣正一位藤原朝臣冬嗣、爲太政大臣、外祖母尚侍從三位藤原朝臣美都子贈正一位、策命曰、天皇我勅命爾坐宣久、尊祖比教親乃事者、食國乃恒典毛在利、故是以、追弖太政大臣乃官贈賜比崇賜布勅命乎、散位從五位下藤原朝臣雄瀧乎差使弖申賜久止宣、詔曰、貴德重親、前王之令圖、悼往飾終、有國之通典、朕外祖父左大臣正一位藤原朝臣、風標秀出、器宇凝深、德爲時宗、位居朝棟、至忠報國、世異名析、遺愛在人、身徂德盛、外祖母尚侍從三位藤原氏、自家刑國、以孝奉忠、礦規壽於栄蔵、母則賢於大誨、春花早落、祇流芳而有餘、石火不留、靈魂猶而仍照、朕寓形、菅壤沉思、闕湖、至哀之餘、傾夫親覺、況國憲有恒、崇班攸

の誤なれば改む

[illegible]

贈、宜加寵章、式尭拝木、外祖父可贈太政大臣、外祖母可贈正一位、而告遐邇稱朕意焉、○己亥、大雨、大極殿前龍尾道十二丈、爲水潦所決壞、○辛丑、從三位藤原朝臣貞子授正三位、无位寶子女王從四位下、從四位下廣井女王從四位上、從四位上當麻眞人浦虫正四位下、從五位下菅原朝臣閑子、安倍朝臣鳳子、甘南備眞人伊勢子、安倍朝臣並子、石川朝臣普子等並從五位上、外從五位下桂公姑繼、宗形朝臣豐子、无位藤原朝臣宜子、笠朝臣西子等、並從五位下、外從五位下神門臣富繼外正五位下、制、以施藥院司、未立秩限、准造瓦使、四年爲限、○壬寅、策命曰、天皇詔旨止、法師等爾白佐倍止勅大命乎白、大法師圓明乎權律師爾任賜事乎、白佐倍止勅大命乎白、○甲辰、授筑前國織幡神從五位下、

〔八月〕角避比古神、神名式遠江國濱名郡角避比古神社、名神大、今詳ならず、舊説に土人の口碑に濱名湖口湊連き下諏訪山に角避比古神社の趾ありて平地あり其邊の田畑の字を角避下と云ふと云々とあり
○列於官社、於字は側に據て補ふ
○擧土、土は原本上に作る諸本に據て改む
○己酉、此條は原本庚戌の次に錯在せるを干支を按じて此に移す但し紀略も亦本史に同じければ古くより錯誤せるなり
○大納言、田邑麻呂傳記に弘仁九年九月任大納言とあり
○正二位、紀略に弘仁二年五月丙辰大納言正三位兼右近衞大將兵部卿坂上大宿禰田村麻呂薨于粟田別業贈從二位とあり
○補任亦正三位とす
○先鳴、左傳襄廿一年に晉欒曰平陰之役先二子鳴、注に自比於鷄鬪勝而先鳴とあるに據れり
○上左權守、左は原本佐に作る諸本に據て改む
○闕事、闕は原本開に作

○八月戊申、詔以遠江國角避比古神、列於官社、先是彼國奏言、此神叢社、瞰臨大湖、湖水所衝、擧土賴利、湖有一口、開塞無常、湖口塞則民被水害、湖口開則民致豐穰、或開或塞、神實爲之、請加崇典、爲民祈利、從之、○己酉、右兵衛督正四位下坂上大宿禰清野卒、清野大納言正二位田村麻呂第四子也、少慣家風、武藝絶倫、嵯峨太上皇在東宮時、年十八爲春宮少進、是時天皇御武德殿、特簡天下騎射拔群之士廿人、覽其才品、爰清野以春宮少進、獨參其選、又命步射士佐味香飾麻呂、飯高常比麻呂、清野等三人競射、清野爲三人之先鳴也、天皇甚奇愛之、弘仁十年正月叙從五位下、爲陸奧鎭守將軍、年纔廿七、十一年爲陸奧介、十三年爲右近衛少將、十四年十一月叙從五位上、天長元年、左貶爲薩摩守、俄而遷爲上左權守、入京之後、十年三月叙正五位下、爲陸奧出羽按察使、夷民和親、關塞無事、承和三年罷官歸都、即爲右馬頭、數年遷爲右兵衛督、兼爲因幡守、十二年正月叙從四位上、兼爲相摸守、嘉祥三年四月叙正四位下、齡稍遲晩、老病相迫、有意避官、未言氣絶、時年六十二、○庚戌、遣使

る傍注に據て改む
○六十二、二は紀略三に作る
○從五位下橘朝臣永範、五は原本四に作る七月丙子紀に據て改む
○坂上大宿禰、大は[illegible]四月己酉紀に據て補ふ
○神祇少祐、祐は原本副に作る原本頭註異本[illegible]年十二月紀に據て改む
○中臣朝臣稗守、朝臣の二字は六月丁卯紀に據て補ふ稗は諸本[illegible]に作る
○[illegible]、[illegible]大道含元云々と出づるに據れり
○闢三靈、文選班固典引の注に三靈天地人也とあり闢は馳六幽の馳と相對す
○馳六幽而薦祉、文選典引の注に六幽謂上下天地四方幽隱之處也とあり天地四方幽隱の處より瑞祥を薦むるを云ふ、原本[illegible]に作る諸本に據て改む
○遊蓮江使、龜を江使と云ふ、莊子外物篇に宋元君夢人被髮闚阿門曰予自宰路之淵予爲清江使河伯之所、元君覺使人占之曰此神龜也とあり、江は原本紅に作る諸本に

五畿七道、班幣諸神、告以即位之由、大祓於建禮門前、以遣使也、參議正四位下滋野朝臣貞主爲相摸守、宮內卿如故、從四位下興世朝臣書主爲治部大輔、從五位下橘朝臣永範爲民部少輔、從五位下小野朝臣貞樹爲刑部少輔、從五位下藤原朝臣菅雄爲木工頭、從五位上藤原朝臣春圓爲左衞門權佐、從五位下藤原朝臣興世爲右衞門權佐、從五位上坂上大宿禰正野爲右馬頭、〇癸丑、遣散位正五位下楠野王、神祇少祐正六位上中臣朝臣稗守等、向伊勢大神宮、告以晏子內親王爲齋、〇丙辰、公卿抗表曰、臣聞、道粹含元、闢三靈而委貺、德敷齊聖、馳六幽而薦祉、故遊蓮江使、表昌化於堯壇、戲藻波臣、契禎期於軒浦、伏惟、皇帝陛下、則哲承基、窮神闡化、德比天地、明齊日月、荼蓼追思之痛、中宵猶深、草葉攀慕之情、日與彌切、伏見、美作國介從五位下藤原朝臣貞道等奏偁、所管英多郡大領外從八位上財田祖麻呂、於郡下川會鄕英多河石上、獲白龜一枚、又備前國守從四位下藤原朝臣諸成等奏偁、所管磐梨郡少領外從八位上石生別公長貞、於郡下石生鄕雄神河、獲白龜一枚、又石見

據て改む
○鐵冷妾臣、同じく、[illegible]
[illegible]
○[illegible]、倭名抄[illegible]
[illegible]
○[illegible]
○[illegible]
○[illegible]
○[illegible]
○[illegible]、原本[illegible]を日に作る、林本に據て改む
○財田、財は原本國に作る、林本に據て改む
○川合郷、倭名抄に見ゆ、合は原本町に作る諸本及紀略に據て改む
○[illegible]、今の[illegible]なるべし
○石生郷、倭名抄に石生は伊波奈須と訓めり

國守從五位下笠朝臣岑雄等奏、備所管安農郡川合鄕甘露降、臣等謹案、禮含文嘉云、外內之制、各得其宜、則山澤出靈龜、瑞應圖云、王者和氣茂、則甘露降於草木、食之令人壽、方今聖人啓祚、寶符惟新、合至治於太淸之治、同至德於帝堯之德、不任抃躍之至、謹詣闕庭、陳賀以聞、帝謙而不當之、○十三丁巳、遣右中辨從四位下藤原朝臣氏宗、向賀茂社、中宮亮正五位上藤原朝臣良仁向松尾社、並告以卽位之由、○廿甲子、群臣奏瑞、相趁無已、勅曰、祥符所應、在盛德而應稱、顯慶斯臻、豈非虛之可信、朕自在大哀、事鍾寡率、德表勳近、化何覃南、而今白龜甘露之祥荐至、令卿等表賀、朕之荒思、自知不堪、夫無災而患、著自前牒、恃瑞而凶、非無往驗、況上德不德、盛德之祥無聞、大聖絕聖、應聖之瑞自廢、誠能道德成曹、仁義爲巢、若二儀之不言、若四時之潜運、則万人仁壽、誰須千歲之靈龜、百物咸盈、豈慮曠時之甘液、漢光晉武、足爲吾師、陳賀之言、非依欲聽、○廿二丙寅、公卿重上表、以求賀瑞、帝以苦請難拒、許之、○廿四戊辰、遣散位從五位下高原王、向豐前筑前兩國、以寶劍、明鏡、名香、綵帛等、奉八幡宮及香椎廟、○廿五己

巳、天南有聲、如雷、○廿六辛未、地震、從西北來、雉雉皆驚、

○九月乙亥朔、日有蝕之、○壬午、遣宮主正六位下占部雄貞、神琴師正六位上菅生朝臣末繼、典侍正五位下藤原朝臣泉子、御巫無位榎本連淨子等、向攝津國、祭八十嶋、是日右京人村主岑成、於攝津國嶋上郡河上、獲白龜獻之、○甲申、詔以伊勢國多度大神、列於官社、同國天照大神禰宜從八位下神主繼長、豐受大神宮禰宜從八位上神主土主等、授外從五位下、○乙酉、遣少納言從五位上賢藏王、内藏頭從五位下中臣朝臣壹志等、向伊勢大神宮、依例奉幣、別獻細馬五疋、以充神御、○戊

○鵜神河、蓋今の青井川にて當時河の下流なり [illegible]

〔九月〕占部、卜部に同じ [illegible]

予、遣參議左兵衛督正四位下藤原朝臣助、向賀茂大神社策命曰、天皇我詔旨止、掛畏支大神乃廣前爾申賜倍止申久、先先爾申賜倍留御馬并神財乎、九月爾潔備天奉出賜波牟止可吉止卜申利、故是以神財乎設備天、潔捧天奉出須、但御馬波馬寮內爾有穢爾依天、此度波不奉出、來年乃四月乃祭爾設備天奉出牟、此狀乎聞食天、天皇朝廷乎堅磐爾常磐爾、天下平安爾護賜比矜賜倍止、恐見恐見毛申賜波久止申、○己丑、亦遣參議藤原朝臣助、向春日大神社策命曰、天皇我詔旨止、大神乃廣前爾申賜倍止申久、皇大神乃厚護爾依天之、天日嗣乃高御座爾坐天、平介久聞賜毛所念行須、因茲天先先爾申賜比之御冠爾爲天奉毛、建御賀豆智命、伊波比主命二柱乃大神乎正一位爾、天兒屋根命乎從一位爾、比賣神乎正四位上爾上奉利崇奉留狀乎、神財乎令捧持天奉出須、此狀乎聞食天、益益爾天皇朝廷乎堅磐爾常磐爾奉護賜比、天下平安爾護賜比助賜倍止、恐見恐見毛申賜波久止申」詔曰、覺寤不測、隨皇化而効靈、神理非遙、感人事而通感、是以

○に據て改む
○□之、[illegible]上に只字あり
○賀茂大神、[illegible]伊勢[illegible]名[illegible]大）とあり國幣大社多度[illegible]
○官社、官は原本宮に作る、[illegible]に據て改む　多度神を官社に列す[illegible]に再出す
○從長、頒察大補任に直[illegible]從五位下とあり
○[illegible]
○[illegible]四門五月丸四男也とあり
○伊勢大神宮、大神宮の[illegible]
○[illegible]
○先朱紹、頒史に先の一字なし

○可言止卜申利、舊版本[illegible]
[illegible]
告に作る類史に據て改む
○集[illegible]、原本[illegible]字なし類史に據て補ふ
○朝廷、廷は原本題に作る谷本演本に據て改む下同じ
○[illegible]附、附は原本なし閣本中右原本等に據て補ふ下同じ
○正四位上附、原本上の下に[illegible]
[illegible]
○雲露云云、非露の降れるを云
○[illegible]、[illegible]は原本[illegible]に作[illegible]
○[illegible]之[illegible]、毛詩[illegible]我父集[illegible]止於悲[illegible]之辛苦[illegible]然とあり集は[illegible]也作者に[illegible]ふを云
○[illegible]、左傳[illegible]十三

思有所薦、龜龍不愆園囿之符、德有相覃、雲露豫彰昇平之瑞、朕上遵遺制、下酌群言、辭不獲免、遂踐皇極、然猶集蓼之痛彌切、荷擔之慮未申、譬渉大川、罔知攸濟、即知天上甘露之潤、未必爲朕而灑、水中神蔡之出、豈能賴朕而浮、故斷尙書之章、不聽群公之賀、而今攝津豊嶋之地、亦獲神龜而獻之、僉謂、不世之鴻符、難得而廢矣、朕重違敦請、再三念之、若是百神七廟之顧復万民、三槐九棘之緝熙庶績之所致者乎、有司其擇吉日、告於宗廟、夫封壇馬齒、獻瑞不恒、天睨攸降、理須優異、宜特令攝津國嶋上郡、是輸今年之調、美作國英多郡、石見國安農郡、備前國磐梨郡、並免當年之庸、獲龜之人岑成等、叙從六位上、賜物准例、天下祝部、各免其租、又五畿內七道諸國、承和六年以往調庸未進、咸從免除、蕩以膏潤、由茲惡液之群、布以至和、協茲長生之瑞、是日內供奉大法師圓仁奏、置天台總持院十四禪師、簡練行者以充之、永不絕、◎壬辰、授播磨國足達手速神從五位下、◎乙未、遣神祇少副正七位上大中臣朝臣久世主、向攝津國住吉大神社、奉寶幣、賽宿禱也、◎丁酉、進參議左衞門督正四位下

藤原朝臣長良階從三位。」先是七月大水、山埼橋頽、常以船、河橋易壞、依水波嚙、得其便地、自無取害、是日、詔遣中納言安倍朝臣安仁、源朝臣弘、參議滋野朝臣貞主、伴宿禰善男等、就山埼以察利害、求其便地、乃定置橋、○庚子、遣侍從從五位上嶋江王、向伊勢大神宮、神祇大副從五位下中臣朝臣逸志、向賀茂大神社、神祇權少副正六位上占部業基、向尾張大神社、告以賀瑞之由、大祓於建禮門前、以遣使也、又下知五畿七道諸國、班幣名神、同告賀瑞之由、」是日、伊勢齋內親王禊於鴨河、新進從四位下右中辨藤原朝臣氏宗、從修禊事、

[illegible]

○群公、公は原本臣に作る、[illegible]

は群類さ云に同じ

[illegible]

十月[illegible]

○冬十月乙巳朔、從五位下文室朝臣笠科爲勘解由次官、正五位下菅

○山科山陵、以下深草山陵に至る八陵なり前田原山陵を除けば七陵にて上に七處と云ふに合へり
○安倍朝臣弘行、倍は原本陪に作る中本谷本に據て改む
○大原山陵、[illegible]
○[illegible]
○甘露、[illegible]七年十月紀（紀下一一七九頁）に見ゆ
○進出天、天は諸本に據て補ふ
○[illegible]
○[illegible]
○[illegible]
○石上神、已に出す
○大物主神、同上
○葛木一言主神、[illegible]大和國葛上郡[illegible]

原朝臣是善爲加賀權守、文章博士如故、○丁未、勅賜忠良親王帶劒、○己酉、遣中納言正三位源朝臣定、左京大夫從四位上正行王、向山科山陵、散位從五位下春原朝臣末繼、內舍人從六位下安倍朝臣弘行、向前田原山陵、右京大夫從四位下藤原朝臣諸葛、向後田原山陵、參議正四位下滋野朝臣貞主、治部頭從五位下滋野朝臣善蔭、向柏原山陵、中納言從三位源朝臣弘、彈正大弼從四位上藤原朝臣衞、向楊梅山陵、中納言正三位安倍朝臣安仁、從四位下宮內大輔房世王、向嵯峨山陵、從三位大藏卿平朝臣高棟、散位從四位下藤原朝臣輔嗣、向大原山陵、參議從四位上伴宿禰善男、侍從從五位下藤原朝臣諸葛、向深草山陵、告以賀瑞之由、策文曰、天皇恐見恐毛、掛畏支山陵爾申賜倍止申久、嘉祥三年八月十七日爾、公卿等奏久、攝津國、美作國、備前國、並獻白龜、又石見國獻甘露禮利止奏世利、如此支希世乃大瑞波、是薄德乃可令感致物爾毛非須、掛畏支山陵乃慈賜比示賜倍留物爾毛止爲天、貴比受賜利畏万利狀乎、進出天恐見恐毛申賜波久止申、○辛亥、進山城

頭註

○山口神、同式同國添上郡夜支布山口神社（大月次新嘗）、大柳生村大柳生
○恩智大御食津彦命神、同式河内國高安郡恩智神社二座（並名神大、月次相嘗新嘗）、今中河内郡南高安村恩智
○丹比神、同式同國丹比郡丹比神社、今南河内郡丹比村多治井
○阿耶賀神、同式伊勢國壹志郡阿邪訶神社三座（並名神大）、今同郡[illegible]村大阿坂字阿射
○熱田神、已に出す
○氣比神、同上
○宗像神、[illegible]七年四月丙寅紀に見ゆ
○竈門神從五位上、承和七年四月[illegible]紀に[illegible]位上に進むされあれば正五位下の誤なるべし貞觀元年正月甲申紀を參看すべし
○[illegible]神、[illegible]年[illegible]紀に見ゆ
○健磐龍命神、同上
○三嶋神、神名式伊豆國賀茂郡伊豆三嶋神社（名神大、月次新嘗）、今田方郡三嶋町、官幣大社に列す
○伊古奈比咩命神、同式

國稻荷神階、授從四位上、授攝津國廣田神從五位下、進大和國大和大國魂神階、授從二位、石上神、及大神大物主神、葛木一言主神等、並正三位、夜岐布山口神從五位下、河内國恩智大御食津彦命神、恩智大御食津姫命神等、並正三位、丹比神從五位上、伊勢國阿耶賀神從五位上、尾張國熱田神正三位、越前國氣比神正二位、筑前國宗像神從五位上、竈門神從五位上、筑後國高良玉垂命神從四位上、肥後國健磐龍命神正三位、伊豆國三嶋神從五位上、○壬子、伊豆國伊古奈比咩命神、阿波神、物忌奈乃神、並授從五位上、近江國伊富岐神從五位下、紀伊國伊太祁曾神從五位下、○癸丑、以伊勢國多度神、列於官社、○戊午、從四位上藤原朝臣衞爲勘解由長官、從五位下藤原朝臣雄瀧爲攝津守、○己未、信濃國御名方富命神、健御名方富命前八坂刀賣命神、並加從五位上、○庚申、出羽國上言、地大震裂、山谷易處、壓死者衆、○甲子、遣左馬助從五位下紀朝臣貞守、向紀伊國日前國懸大神社、策命曰、天皇我詔旨止、掛畏、大神等乃廣前爾申給倍止申久、先先毛神財奉進牟止爲申賜比支、故是

[illegible]比(名神大)、白濱村白濱、[illegible]伊字なく古奈に作る諸本及[illegible]に據て[illegible]

○[illegible]神、[illegible]神社(名神大)、神津嶋

○[illegible]神社(名[illegible])

○[illegible]從五位上[illegible]

○[illegible]國[illegible]田郡伊[illegible]神社、伊[illegible]村伊[illegible]

○伊太[illegible]曾神、[illegible]國名草郡伊太祁曾神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)、今海草郡西山東村伊太祁曾、[illegible]神社に列す

○己未、此條原本庚申の次にありしを干支を推して此に移す但し紀略も亦到置せるに據れば其誤れることさ久し

○伊名方富命神、已に注す、[illegible]

○[illegible]五年八月に注す[illegible]に作る諸本に據て改む

○[illegible]原本力に作る[illegible]に據て[illegible]

以、種種乃神財潔備、令捧持奉出、此狀聞食、天皇朝廷、常磐堅磐護幸奉賜、天下平安矜賜助賜、恐恐申給申、同日、遣同貞守於坐伊太祁曾神社、策命曰、天皇詔旨申給、御冠授奉禱申賜依、從五位下乃御冠上奉崇奉狀、御位記令持、奉出、此狀聞食、天皇朝廷、常磐堅磐護幸奉賜申給申、亦遣右中辨兼右近衛中將從四位下藤原朝臣氏宗、向園神韓神等社、策命曰、天皇詔旨申給、御冠奉授禱申賜依、從五位下乃御冠奉授崇奉狀、御位記令持、奉出此狀聞食、天皇朝廷、常磐堅磐、護幸奉賜申給申、○乙丑、紀伊國伊達神、志摩神、靜火神、並加從四位下、○丁卯、屈七十僧於東宮、轉讀大般若經、別請七僧於清涼殿、修法印咒、並限三日、爲國祈也、詔以壹岐嶋天手長男、天手長比咩兩神、列於官社、○十一月甲戌朔、詔以伊豆國伊古奈比女、安房、物忌奈三神、列於官社、○己卯、從四位下治部大

○日前國懸大神、神名式紀伊國名草郡日前神社（名神大、月次相嘗新嘗）、國懸神社（同上）、今海草郡宮村秋月、官幣大社
○鑄申鍋比支、鑄は原本[illegible]に作る諸本に據て改む下同じ
○常磐附、附は原本なし諸本に據て補ふ
○兵衛、衛字恐らくは下文中務の上にあるべきなり
○[illegible]命日、[illegible]二字[illegible]
○常磐附、附字は諸本に據て補ふ
○[illegible]、[illegible]字は[illegible]本及類史に據て補ふ
○右中辨、原本中を衣に作る上文八月丁巳條に據て改む
○[illegible]
○須冠乎、乎は原本附に作る[illegible]類史に據て改む
○此取乎、乎は類史に據て補ふ
○常磐附、附は諸本に據て補ふ
○伊達神志摩神部火神、[illegible]十一年十一月

輔興世朝臣書主卒、書主右京人也、本姓吉田連、其先出自百濟、祖正五位上圖書頭兼內藥正相摸介吉田連宜、父內藥正正五位下古麻呂、並爲侍醫、累代供奉、宜等兼長儒道、門徒有錄、書主爲人恭謹、容止可觀、昔者嵯峨太上天皇在藩之時、殊憐其進退、延曆廿五年爲尾張少目、大同四年四月爲縫殿少允、弘仁元年正月遷爲內匠少允、四年五月遷爲左兵衛權大尉、七年二月轉爲左衛門大尉、兼行撿非違使事、有頃遷爲右近衛將監、書主雖長儒門、身稍輕捷、超躍高岸、浮渡深水、猶同武藝之士、能彈和琴、仍爲大歌所別當、常供奉節會、新羅人沙良眞熊、善彈新羅琴、書主相隨傳習、遂得秘道、弘仁八年正月叙外從五位下、拜織部正、九年正月爲和泉守、治聲頗聞、十二年正月叙從五位下、十四年正月叙從五位上、爲備前守、是時和泉罷任、未歸京師、便道之任、政化清平、天長四年遷爲左京亮、五年二月拜筑後守、因身病固辭不行、八年二月更爲左京亮、承和四年上請、改姓爲興世朝臣、七年正月爲信濃守、九年正月叙正五位下、十二年拜木工頭、十四年正月叙從四位下、嘉祥三年八月遷

年表紀に[illegible]、大に作る原本及類史に據て改む
○大手長男大手長比咩、[illegible]、[illegible]長比賣神社(名神大)、[illegible]
○(十一月)安房神、上文に阿波神とあり
○興世朝臣書主卒、書主は本姓吉田連なり[illegible]
○出自百濟、錄左京皇別に吉田連[illegible]
和四年六月己未紀を參看すべし
○吉麻呂、吉は原本右に作る、諸本に據て改む
○[illegible]之時、[illegible]にて[illegible]すなり
○尾張守[illegible]、紀略に[illegible]
○[illegible]、[illegible]は原本[illegible]に作る[illegible]
○沙良眞熊、寶龜十一年五月紀に姓版岡造を賜ふこと見ゆ

爲治部大輔、以年老身衰、聊披山林之地、常發觀念之業、卒時年七十三、○辛卯、帝以諒闇故、不親祭事、所司齋潔、祇奉舊章、○壬辰、右大臣於侍從局、饗親王已下五位已上見在座者、奏之、○癸巳、依大臣所奏、籌錄、進新嘗會宴、賜祿有差、○乙未、進越前國金山彦神階、加從四位下、○丙申、詔曰、業極高映、運亭毒而不言、黃屋尊居、播惠愛而無恃、故勛華纘躅、未偏於勤勞、禹履垂風、猶同於含育、朕忝奉先圖、虔撫令圖、資恭莫以館神、隱蒸庶以剗思、而今至誠不屬、小信未孚、陰德愆和、垂戒告譴、出羽州壤、偏塵銅龍之機、邊府梟吒、空被鳥禽之害、邑居震蕩、踏厚載而不安、城柵傾頽、想狠處而益恐、或須于覩、或至於死傷、獨作母臨、何濟於拯救、宜馳星使、載展恩光、其被災尤甚、不能自存、使國商量、觸免租調、並不間民狄、開倉廩貸振、其生業莫使重困、崩墻毀屋之下、所有殘屍露骸、官爲收埋、務申優恤、庶俾委凍者、知挾纊之溫、阻飢者得簞窐之飽、從四位上清原眞人瀧雄爲治部大輔、授正六位上安墀宿禰良棟外從五位下、○戊戌、惟仁親王爲皇太子、策命曰、天皇我詔旨勅命 親王諸王諸臣

○弘仁八[illegible]月、弘仁の二字に[illegible]
○[illegible]
○叙正五位下、正字は諸[illegible]
○[illegible]
○[illegible]
○[illegible]
十九日[illegible]也とあり
○有名、有は原本在に作[illegible]
○[illegible]
○[illegible]
○宇佐、已に注す
○[illegible]
○[illegible]

百官人等、天下公民、衆聞食止宣、隨法爾可有岐政止為天、惟仁親王乎立而皇太子止定賜布、故此之狀乎悟天、百官人等仕奉禮止、詔天皇勅旨乎衆聞食止宣、大納言從二位源朝臣信爲東宮傅、參議正四位下藤原朝臣良相爲春宮大夫、從五位下大枝朝臣音人爲東宮學士、從五位下藤原朝臣冬緒爲春宮亮、○壬寅、參議正四位下藤原朝臣良相爲左大辨、春宮大夫、左近衞中將、陸奧出羽按察使如故、從四位下藤原朝臣氏宗爲右大辨、右近衞中將如故、正五位下藤原朝臣貞守爲右中辨、備前守如故、從五位下橘朝臣時枝爲内匠頭、從五位下南淵朝臣年名爲式部少輔、從五位下藤原朝臣恒雄爲伊勢介、橘朝臣數岑爲尾張守、○癸卯、遣中納言正三位安倍朝臣安仁、宮内大輔從四位下房世王等、向嵯峨山陵、遣參議左兵衞督正四位下藤原朝臣助、正四位下大舍人頭高枝王等、向深草山陵、策文曰、天皇我恐美恐美毛、掛畏岐御陵爾申賜倍止申久、食國乃法止定賜比行賜比來留法隨爾可有岐政止為天、惟仁親王乎立天、皇太子止定賜布、此狀乎恐美恐美毛申賜久止申、○十二月庚戌、詔以上野

國甲波宿禰神、列於官社、○辛亥、補僧綱策命曰、天皇我詔旨止、法師等爾白止閑止宣、勅命乎白、律師道雄乎權少僧都爾、權律師圓明乎律師爾任賜事白止閑止宣、勅命乎白、○丁巳、雷、何以書之、記異也、○戊午、因僧徒讀佛懺悔、○癸酉、進河內國和爾神階、加從五位上、堤津嶋女神從五位下、

原本焉に作る類史百七十一に據て改む

○禹湯垂風、禹は夏の禹王、湯は殷の湯王なり湯は原本乘に作る藤本谷本及類史に據て改む

○割恩、割は原本列に作る諸本及類史に據て改む

○全祇、全は[illegible]に據る、祇は地也とあり

○懸鍔龍之機云々、以下想其靈應までは上文十月庚申紀に見ゆる出羽國大[illegible]の事を云へる[illegible] [illegible]の地震計なり

○厚載、地を云ふ易坤卦の彖傳に坤厚載物とあるに同じ

○須子覩、子覩は母臨の對語なり

○星管、[illegible]臣なり[illegible]に注す

○使國、私記に或云物使[illegible]とあり

○民狭、狭は原本牧に作る類史に據て改む

○貸振、貸は原本富に作る諸本及類史[illegible]略に據て改む類史振下一字闕字とす

○挾纊、左傳宣十二年に三軍之士皆如挾纊、注に[illegible]也とあり

○軍實、後漢書[illegible]傳に軍實[illegible]、注に軍實[illegible]也とあり糧食の意なり

○備前守如故、續後紀嘉祥三年正月甲午紀に[illegible]守備前[illegible]とあり[illegible]任には守とす

○癸卯、癸は原本壬に作る諸本に據て改む

○[illegible]、[illegible]字は閣本藤本に據て補ふ

○天皇我恐美恐美毛、上の美字は原本見に作る閣本中本谷本に據て改む

十二月

○甲波宿禰神、神名式上野國群馬郡甲波宿禰神社[illegible]

○和爾神、式外詳ならず

○堤津嶋女神、堤下に[illegible]字脫ちたるかと思へど類史十四にもなく諸本亦同じければ古くより無かりしなるべし、堤神は神名式に河内國茨田郡堤根神社とあり今北河内郡[illegible]

中途ニ關十三ヶ所アリ、人別三文錢等ヲ取ル、制限ナシ

京都南方ノ諸關交通往來ヲ妨グ、所司代浦上則宗、部下ヲシテ、之ヲ撤却セシム、

〔晴富宿禰記〕四月四日、壬寅、晴、妙蓮寺自亂中屏風一双預置葛葉之間、今日被召寄之、使金禾坊云々、自中道寺前至淀路次之間、關十三个所有之、人別三文錢取之、荷物無分際取之云々、希代不可思儀題目也、畫吹之甚何事如是哉、

五月十九日、乙亥、晴、風吹、晩景雨灑、近日諸方新關傾有人言語道斷次第也、仍今日所司代浦上手者大勢自下（山崎鳥羽邊）令追却諸所之茶屋等燒拂、五條大宮茶屋依火見及了、尤可然事也、

〔大乘院寺社雜事記〕（六十八）六月十六日、

一、（中略）九條自一條之關之間共、先日被破之、近日又可出帳云々、

二十二日、戊寅、九州探題右衛門佐澁川教直、肥前綾部ニ卒ス、子萬壽丸嗣グ、

世系

〔澁川系圖〕

滿直──

教直 三男、万壽丸、右衛門佐、永享六年十月十六日、時年十三探題職ヲ教直ニ下、文明十一年五月廿二日於綾部逝去、年五十八、號鎭興寺殿、道盛大僧、名宗壽、

致實 刑部大輔、文明七年六月廿八日逝去、歸年廿七、號永林寺殿、道善春運、名宗秀、見後國史宗在之、○致實卒スルコト、其條アリ、

萬壽丸 文明十一年六月一日御家督相續、時十

尹繁 右兵衛佐、探題職、明應九年八月十二日、

和是 次郎、

〔歴代鎭西要略〕五

文明十一年己亥夏五月廿二日、探題右衛門尉澁川教直卒於肥前綾部城、年五十八、諡鎭興寺殿、

〔歴代鎭西志〕十

文明十一年己亥夏五月、探題澁川右衛門尉教直卒于肥前綾部城、享年五十八、諡鎭興寺殿大仙宗壽、

六月一日、澁川政實之子萬壽丸爲探題之家督、老臣足助森戸齋藤管行家事、

野守鏡

歌枕名寄

元亨釋書銘

三十日、甲申、甘露寺親長ヲシテ、飛鳥井雅世ノ詠歌ヲ書寫セシム、

〔親長卿記〕十 七月卅日、晴、入夜參内、新宰相中將相傳也、於御前、故贈大納言雅世詠歌及六十首書之、

コノ後、實隆ヲシテ、諸書ヲ書寫訂正セシメラルヽコト、便宜左ニ合敍ス、

〔實隆公記〕五 九月五日、戊午、晴、〇中略 自内裏有召之間、晩頭參入、野守鏡、二卷書寫、不審之所可直之趣注一番、撰集抄第九帖書之、其外雜事等有被仰下之條々、不遑記之、

後九月十五日、丁酉、晴、今日當候番、歌枕名寄不審之所々、依命直之、終日無殊事、

入夜小繪等於御前拜見、

十七日、己亥、歌枕名寄、依勅定少々直付之、進上了、候燈、

廿日、壬寅、晴、〇中略 元亨釋書、十六 銘可書進之由被仰下之間、即時染筆進上了、

廿六日、戊申、晴、啓草對可加點之由被仰下之、

義政夫人日野氏、美物ヲ廣橋兼顯ニ贈ル、

〔兼顯卿記〕〇岩崎文庫所藏 一 正月十二日、己巳、雨降、自午半剋許雨脚休止、尤神妙也、〇中略 今日自御臺御方美物、南種一疋、鯛一、昆布一折、拜領之、年始之儀珍重存者也、民部卿局奉書續左、以書狀畏著之由懸申入、又以參仕御禮申入者也、

上さまより、みなさまへとて候へとも、二色すいり候よし、心えて申させて候、めてたくいを久しくと□□□候へしこ、

十三日、庚午、義尚、義政夫妻ヲ伊勢貞宗亭ニ饗シ、猿樂ヲ張行ス、

〔兼顯卿記〕〇岩崎文庫所藏 正月十三日、庚午、天晴、早旦自宰相中將殿有御使、〇[illegible] 今日每年之御成被申之、必如每年可祗候由仰也、則對面御使、今日御成之條上樣御申之儀、千秋萬歲珍重存、可祗候之儀被仰下、祝著之至畏入存由、得其意可申入由返答、午半剋許室町殿、御臺御方等渡御、宰相中將殿、則參候者也、

細川政国同政之伊勢貞宗ト酌ヲ勤ム

喧嘩

政家小河第ニ観ル

轉亞相、予、前幕相公、頭中將實興朝臣、拾遺政資、侍從永康等參會、三獻供御等參後、猿樂始之、於御馬屋各見物、御供衆等大略皆參、室町殿御臺御方御酌有之、參簾中被下之儀如每度、御供衆細川右馬頭、同兵部少輔、伊勢守父子等參御酌、自餘輩不參也、室町殿時宜快然也、勿論々々、幸甚々々、及曉更還御、其後藤亞相、予兩人參當御所、今日之儀珍重之由、令言上者也、彼亞相爲酔狂持參御盃、予所持歸家、每事無爲珍重々々、

〔晴富宿禰記〕正月十三日、庚午、晴、終夜大風吹、自今朝止、巳參以後又吹、室町殿渡御□軍御所、伊勢守宅、有猿樂云々、

十五日、壬申、晴、風吹、寒甚、於將軍之御所、伊勢守宅、有猿樂、門役人喧嘩出來、無程靜謐、

〔後法興院政家記〕四　正月十三日、庚午、晴、風吹、左兵衞佐賢房、揚琳院等來、今日武家渡御宰相中將殿御方云々、御留守間、可御座敷并御庭之由、自新兵衞督局有音信、内々被申入云々、仍晩景參御所、凡御座敷御庭之躰、無比類事也、於山水被勸一盞、次於庭上又有盃酌、僮僕及大飲、女房一兩人被出逢、亥剋許歸宅、小童令同道、月明々催興了、

萬松軒ハ貞宗第後御座所ノ東方

猿楽

廿八日、乙酉、今日武家有猿楽、（〇二十八日、□□ノコト、但宣胤一数ム、）

大乗院尋尊、一條兼良、二條持通等ニ物ヲ贈ル、

〔大乗院寺社雑事記〕六十七　正月九日、

一來十一日京上人夫事仰付之、横田、若槻、倉庄、高田、服、小吉田、

十三日、雪下、

一禪閤御樽一荷一面、大閤御樽一荷一面進之、横田一人、高田一人、宗順上洛、

十疋下行、人夫兩人分八疋、横田三疋、

廿日、

一陽明（近衛政家）御所御樽一双一籠一逹進之了、

十四日、辛未、義尚ノ近臣、相國寺常德院萬松軒ニ泊リテ、狼藉ス、

〔晴富宿禰記〕正月十四日、辛未、晴、今夕常德院万松軒（□□）主（伏見殿親王御舎弟、室町殿御猶子、）勢州御方御所御座東方有此寺、依飛礫事、武邊輩押寄此寺、狼藉之至、希代之事共也云々、

十五日、壬申、三毬打アリ、

〔親長卿記〕十　正月十五日、晴、参内、御祝之儀如常、及夜陰、有小三毬打、（御前進往）

射手衆亂後始メテ參勤ス

射手

等青侍權之、

十七日、甲戌、幕府的始、義政夫妻之ニ臨ム、

〔文明十一年記〕正月御肖、和歌御會、赤後出仕少々記之、

一御方御所様御的被遊事、文明七年より被遊、御相手細川民部少輔殿、政春也、一色五郎との義春、ハ、同八年より御相手ニ參勤也、御的射手衆仕るハ、文明十一年亂後始之也、其以前ハ弓太郎一人弓物仕候也、

十七日、

一御的始在之、一亂中ハ弓太郎ひとミ物仕之、當年如先規在之、

一大御所様上様爲御的御見物之、御方御所様へ御成在之、御盃酒數獻參、還御、午刻也、

一射手衆、

一番　　　　　　　　二番

小笠原刑部少輔(元清)　六　　富永五郎　六

朝日三郎　三　　本郷與三郎　六

三番

射手前後ヲ爭フ

陶山又次郎　五（三度めに弓取おさす、）
小串次郎　五
一小串、南日、本郷意趣を申、ましいらくどうまうありて、中の刻過而、酉刻ニ仕也、

一御所ハ伊勢守宿所ヨ御方御所様御座也、弓さち北方、仍東向之中門へ御出成て御見物、其次ニ御もうゝまて、大御所様上様ハまんちうよヲ御見物也、

太刀持大舘尚氏

一御劍ニ鏡、大舘治（尚氏）部少輔被持之、

祗候人

一祗候人數、管（政長）領、（畠山左衛門督殿、）治（斯波義良）部大輔殿、細川殿、（九郎政元、）山名殿、（右衛門督政豊、）一色五郎殿、赤松、以上御相伴衆也、

相伴衆

外樣衆

外樣衆ニハ、赤松又次郎、赤松越後彌五郎兩人祗候、大名幷此兩人うらうち也、此人數ハ北方祗候、各庭上也、此外御供衆御方衆以下者、南方ニ祗候、各庭上也、

一射手御太刀拜領は、御對面所へ入御成て、東の御さし障子をあけらます、ひろゑむヨて拜領也、役人伊勢七郎也、うらうち也、

大名ヨリ太刀ヲ上ル
義尚的ノ射手ニ一色義春
諸侯ニモ太刀ヲ上ル
射手異装
兵亂後再興
射手ノ記

文明十一年正月十七日

一大名、外様、御供衆、申次、御方衆、□□衆、奉行、少々御太刀金進上之也、

一御□進上以後、御方御所様御的被遊之、御相手一色五郎殿、

一御太刀金又方いる、公家少々、御供衆、申次、御方衆等計也、

一大御所様へも進上、これハ書さて也、

一射手衆亂已前ハかきおりまぶ干也、當年の事ハ亂後未調之間、うらうち也云々、

〔益田家什書〕二十五

文明十一年正月十七日御的、（[illegible]伊勢守貞宗[illegible]亭也、）

射手

一番
小笠原形部少輔 ○○ ○○ ○○ 六
同 三郎 ●● ●○ ○● 三

二番
富永五郎 ○○ ○● ○○ 六
本郷與三郎 ○○ ○○ ○○ 六

三番
陶山又次郎 ○○ ○○ ○● 五
小串次郎 ○● ○○ ●○ 五

祗候人数

管領（畠山左衛門督、被官遊佐長直） 治部大輔宗兼 細川九郎 山名
一色五郎 赤松兵部少輔

以上

義尚使ヲ遣シ天機ヲ奉伺ス

賦詠

[illegible]

政長ニ命[illegible]

邦高親王聖壽寺ニ天機ヲ奉伺セラル

大炊御門信子

七月乙大卯朔盡

一日、乙卯、御祝、

〔京都御所東山御文庫記錄〕○甲二十一 山城 御湯殿上日記 七月ついたち、御さか月いつものことし、

〔親長卿記〕十 七月一日、晴、參內、實久卿番代也、入夜御祝如常、

二日、丙辰、北小路行宮火ク、聖壽寺ニ幸シ、尋テ、日野政資第ニ遷御アラセラル、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 七月ついたち、中略

晴よふかれ時ふんに、きたの御らうに火ことゝいてきて、おとこたちみなみなまいる、宰相中將殿よりも御つかひまいる、さりともとおほしめす所に、ときおうよし申、ようようなてあんせん寺とのへきやうかうなる、女はうたちくるまもなく、ひんきをいけいこ申、ふんころまちうせ河をいふをまより[illegible]に、御まへてひらさやふふ、御つゝひおせち、みん部卿なと、かふしきなきよし申、やうて夜あくる、ぬしみ殿御まいり、たんせう寺殿御まいり、

二日、ひんかしのさうゐんさの御まいる、御うり、御かいらかの物にいろ、御

仁和寺宮永法親王　曾道同尊　聴浪芝寺元操　大聖寺宮　政長銅長忠富ニ物ヲ贈ル　義政夫人日野氏第ヲ政資第ノ地ト定ム政資第ト定ム

さる〻〻方いらせらるゝ、晴○中宮しみ殿ゝふも御方いり、御むろも御まいり、宮やうせん院殿も御方いり、つうせん寺殿御まいり、をり〻の御宮けよまいる、

三日、晴○中大しやう寺との御せゐま御方いり、御宮方よ御かいらあ弐物ね色、御うり二の方いる、御さいめんあり、御さか月ワと方いる、

四日、晴○中大やうれん院殿御きゝつふしさて御まいり、御さ母めんいなし、

五日、くさんれ寺御つりゐ雨人よ、む方ゝたつんりうせこなどいゝす、けさんよ入らるゝ、やりて返しつりさきるゝ、ひくよゝち祓うそうゝちへ、ル記〱とふるま弁あり、くり（いき）八も方いる、

六日、大やう寺院殿をり御ゝるゝゝせらせて御方いり、

七日、晴○中さんりうなるへ参さい所、御ゝ弁れ御方の大んさう、日野ゝ大御く所、いつれにニもあひさよにまかせらるへきよし御申あり、御そう日野よくてりれまさゝまる、めでゝし、前（二条）りうよりも御ふとまて御申、

九日、（顕）やうちやうより、ゐる〱とさんりうめでゝさゝて、三こん方いらせらるゝ、御しやうせんよ宮しみ殿、くろ御所〱、御むろも御方いり、

室町殿及ビ方丈ニ物ヲ賜フ

一條兼良ニ陸[illegible]ヲ賀ス

義政夫人日野氏

十日、せんくうあすは夜にてあるへけれとも、いそかるゝにより、このあか
月の分に申さるゝあるへきよしてんそうあり。頭中将におほせらるゝ。御み
ちやうたもしなとかくるよう〳〵にめす。たよひいろよちやうもまやう
そくきる。女はうふちのまゆつしやにめす。きんしはまゝてハ、新宰相中将
せくにこりすいらせる。まうるは御所にてハ、せけ内侍きぬにてこり人す
いらせらるゝ。おとこふちくふのこらすあり。内侍所はと御は時分、南むき
へ出御門御あり。御ひたゝれをし、御れうほとら申さるらるに御ふ母めんあり。
日いゝたゝう一こん申さるゝ。三こんめに御しやく、たゝうにハ御さう月
ふふ御もつたふしハ人を松木、くらは督、としうす、ありうす、ふうふ襟、まう
るの御所にてうるとる人く、もんたやうし中納言、日野ゝ中納言、きん部卿、
よしあきは三位、少納言、田たうす、かすみあ。
たよひやうちやうへをりかみすいらせらるゝ。寺へも五百疋をふしく
つかはさるゝ
十一日、前かうよりめてふさまつれつかはにて御申、それやかみ〳〵申
さるゝ、御ふ母は御方よりも御なみにて御申、宮は御かふ二宮めてふさ御

伏安寺宮　妙法院覚胤　大慈光院　宮安禅寺殿小尼　竹井宮覚胤法親王　勧修寺宮　教秀　政長内侍　前ノ典侍　ナ将軍ニ　庭田長賢　妻

さか月万いらせらるゝ、ふしみ殿もなる、御かはらけの物五いろ一か万い
る、こん御つけてよりやうあい(入カ)寺殿も御まいり、下たう万せ井めでたし、
十二日、御せ井とも申さるゝ、
十三日、○中略 めう(妙法)やう院殿、おか殿、御めでたし御さか月ともまいる、
十六日、○中略 くわ御所／＼御れ井ふ御万いり、あもし御所御万いり、御さる
御宮きにもふせらるゝ、御やうふめ万いらする、
十八日、うち井殿御れ井に御まいり御さか月万いる、あしみ殿たよひくも
しなる、うち井殿は御いの事御申ありて、御ふて物万いらせらるゝ、
十九日、○中略 をん(無カ)おう寺御れ井にまいらるゝ、○中略 ふんたおれ井にまいら
るゝ、御ふいめんあるし、
廿日、○中略 くをん志ゆうしは新もんしゆ御まいり、御さか月万いる、けさふ
いし所はふしん、くをんせ井たようして、大人をにてさする、きやう／＼た
うさうそくにそつる、
廿二日、○中略 庭田入ふう殿御せいにたこう、下すかふにてめんふうにて御
ふいめん、ひし一折万いらせらるゝ、めうせんしもりのゝちさしめて万い

らる、大折一御あをらけの物、御さる方いる、御さうの月三こんまいる、御ひしく〳〵をめてたし、
廿四日、ちよひいぬの時にあいし所せんさあり、ふ行左(甘露寺元長)少辨、かよち、やうよう〳〵方いる、なれし(いう)我いまいらす、御さうの月ちさ方いる、
廿九日、しやう北ん院御北斗に御方い、御うちあり、ちよひよし田社さんぬし方いりてきよめらいあり、
八月六日、(晦)二中うち弁殿よりけふまて御いのりなちくをんさて御なて物返方いる、御かうす弁方いらせらる、

〔後法興院政家記〕四 七月一日、乙(卯)晴、(甘露寺親長)大納言、勧修寺中納言、勧解由(小路)少路前黄門、西河前宰相、菅原(東坊城)和長、長(小槻)興宿禰等来、寅刻北方有火事、内裏近々云々、仍進時顕朝臣、然而火已覆御殿云々、則余馳参不及乗物之沙汰也、主上已乗御要(腰)輿、内侍所劒璽等奉取出之、其外御物等少々被取出云々、則臨幸安禅寺殿、余候御供、次中入事由退出、天明時分也、筝御器一張被預置之、
二日、丙辰、晴、執去夜火事、品山左衛門督致忠節之間、被下御劒不(下脱カ)積、云々、申刻南方有火事、

上御門内裏ノ修理ヲ急ガシム

公武不快

三日、丁巳、晴陰、申刻雷雨、葉室大納言、勧修寺中納言、長興宿禰等来、日野侍從宿所可爲皇居云々、其間土御門内裏修理事、早々可有沙汰云々、

七日、辛酉、晴、○中略 禁裏與武家御不快之由、近日有其沙汰處、昨夜自武家依有被申子細、政資宿所江近日可有遷幸云々、珍重々々、

十一日、乙丑、晴、今朝卯剋終主上遷幸日野侍從政資亭云々、乗御要(腰)輿、若宮御乗車、供奉公卿衣冠七八人、雲客六七人、頭左中將宣親朝臣、左少辨元長等束帶、其外衣冠云々、新宰相中將實隆卿束帶役劒璽云々、直垂公卿殿上人數輩候御供云々、以上各歩行也、

十二日、丙寅、晴、遷幸珍重之由、内々以使者申入之、

sentative of the types of material to be found among historical texts of this time and also of the diaries and records of the period. One of the selections includes a few paragraphs in Japanese written in *hentaigana* (variant *kana*).

The compilers hope that this volume may be of use to teachers and students of Japanese in other institutions. They also wish to express their thanks to the Rockefeller Foundation for permitting the financing of this publication from the residue of funds provided by the Rockefeller Foundation during the war for the printing of Japanese and Chinese dictionaries.

SERGE ELISSÉEFF

EDWIN O. REISCHAUER

Cambridge, Massachusetts
June, 1947.

by the *Yamato monogatari* of the tenth century and the *Shinkokinshu*, a compilation of the early thirteenth century, and the *haiku* by selections from Bashō, the *haiku* master of the seventeenth century.

The second section on prose includes selections from the *Genji monogatari* and *Makura no sōshi*, two great masterpieces of the early eleventh century, which are the outstanding prose works of the classic age of Japanese literature. These are followed by two *Nō* and one *Kyōgen*, representing the major dramatic forms of the fourteenth to sixteenth centuries. The fifth selection is a play by CHIKAMATSU, the master of the modern Japanese stage, who lived in the late seventeenth and early eighteenth centuries. The final selection consists of two stories from Saikaku, the greatest of the seventeenth century novelists.

The third section on historical texts in Japanese includes three selections, each typical of an important body of historical literature. The *Ōkagami*, dating from the eleventh century, was probably the first important historical text written in pure Japanese and set the pattern for a whole series of historical texts written in imitation of it. The *Heiji monogatari* from the late twelfth or early thirteenth century is typical of the military histories of early feudal times. Both these texts are as important for their literary value as for their historical content. The third text is a representative selection from the *Taitokuin-dono jikki* (for the years 1611 and 1614) in the *Tokugawa jikki*, a basic work on Tokugawa history compiled in the first half of the nineteenth century.

The last section consists largely of historical texts written in *kambun* (Chinese). It is not arranged in roughly chronological order as are the other sections, but is arranged according to the difficulty of the texts. The first text, the *Konjaku monogatari*, is a literary rather than an historical work, which represents the mixed Chinese-Japanese style evolved in the eleventh century. The next text is a literal Japanese translation of the biography of Prince Morinaga, a noted fourteenth century figure, taken from the *Dainihonshi*, the great history of Japan in Chinese started by TOKUGAWA Mitsukuni in the seventeenth century. The third selection consists of two biographies from the *Yashi*, an important history of Japan in Chinese completed by IIDA Tadahiko in 1852. The two biographies are of ŌTOMO Yoshishige, the famous Christian *daimyō* of the sixteenth century, and ARAI Hakuseki, the great Confucian scholar and statesman of the late seventeenth and early eighteenth centuries. The fourth selection is a scroll covering the second half of the year 850 from the *Montoku jitsuroku*, the fifth of the six ancient official Japanese histories known as the *Rikkokushi*. The final selection is from the monumental modern historical compilation, the *Dainihon shiryō*. Materials from the year 1479 were chosen from this work in order to include texts from a period otherwise not well represented in this volume. The paragraphs included are repre-

INTRODUCTION

This volume consists of selections from Japanese literary and historical texts dating from the ninth to the nineteenth centuries. It does not constitute in itself a course in literary and historical Japanese but is merely a selection of texts suitable for use in advanced courses in the Japanese language. Through these selections students may be introduced to the major Japanese literary and historical styles of the past and to some of Japan's more famous literary masterpieces and historical works.

The compilers have designed this volume for use in the third year course in Japanese at Harvard. In the first semi-intensive year, the student covers the introductory course in *Elementary Japanese for College Students* and starts to read the selections from modern magazine articles in the first volume of *Selected Japanese Texts*. In the second non-intensive year, he reads more widely in the selections from modern books and from magazine, newspaper, and encyclopedia articles found in the first two volumes of *Selected Japanese Texts*; he is also introduced to the ancient literary style and the *kambun* (Chinese), *sōrōbun* (epistolary), and telegraphic styles as found in the selections at the back of the first volume. This prepares him for a third year devoted largely to work in the various literary and historical texts included in the present volume, supplemented by further reading in modern reference works and learned journals about these texts and by individual seminar work on some literary or historical text not included in this volume.

The present selection of literary and historical texts has been made as broad and representative as the size of the volume permits. An effort was made to choose materials not yet translated into Western languages. However, it was decided to include selections from the *Genji monogatari* and the *Makura no sōshi*, even though these famous works have been fully translated into English and French. The choice of editions used was determined by the need for a unified format, clear typography, and a reasonable number of explanatory notes for those texts for which annotated editions were desirable and available. The selection of specific chapters or passages from these editions was made on the basis of the value of each selection as a representative sample of the text as a whole, the length of the passage, its intelligibility as a self-contained unit, and also its adaptability to inclusion in the pages allotted it without too much waste space.

The seventeen texts included in this volume are divided into four general categories. The first section on poetry represents the two major poetic forms of Japan, the *tanka* and the *haiku*. The *tanka* is represented

14. **Dainihonshi** (Japanese Translation), biography of Prince Morinaga in scroll 98 (from *Yakubun dainihonshi*, Tōkyō, 1912, vol. 3, pp. 194–204) 242

15. **Yashi,** biographies of Ōtomo Yoshishige and Arai Hakuseki in scrolls 129 and 259 (from *Yashi*, Tōkyō, 1930, vol. 3, pp. 1513–1525; vol. 5, pp. 2852–2856) 253

16. **Montoku jitsuroku,** scroll 2 (from *Rikkokushi*, Ōsaka, Asahi shimbun sha, *Montoku jitsuroku* volume, pp. 21–38) 271

17. **Dainihon shiryō,** selections from the year 1479 (from *Dainihon shiryō*, series 8, vol. 11, pp. 490–491, 598, 229–234, 545–550) . . 288

TABLE OF CONTENTS

Poetry

1. **Yamato monogatari,** opening paragraphs (from *Yamato monogatari*, pp. 1–8, in *Shinshaku Nihon bungaku sōsho*, Tōkyō, 1922, vol. 4) 1

2. **Shinkokinshū,** scroll 13 (from Fujimura Saku, *Shinkokin wakashū*, Tōkyō, 1928, pp. 237–253) 9

3. **Bashō-ō zensho,** scroll 1 of *Hakusenshū*, and scroll 1 of "Sarumino shū" in *Haikai shichibushū* (from *Bashō-ō zensho*, Tōkyō, 1916, pp. 144–148, 261–264, in *Haikai sōsho*, vol. 7) 26

Prose

4. **Genji mongatari,** "Yūgao" (from *Genji monogatari*, pp. 87–133, in *Shinshaku Nihon bungaku sōsho*, vol. 1) 35

5. **Makura no sōshi,** paragraphs 54–59, 214–217, 201–208 (from *Makura no sōshi*, pp. 66–68, 231–233, 224–226, in *Shinshaku Nihon bungaku sōsho*, vol. 5) 82

6. **Nō,** "Rashōmon" and "Bashō" (from Sanari Kentarō, *Yōkyoku taikan*, Tōkyō, 1931, vol 5, pp. 3345–3356; vol. 4, pp. 2529–2543) 91

7. **Kyōgen,** "Roku Jizō" (from Takagi Takeshi, *Yōkyoku kyōgen shinsen*, Tōkyō, 1929, pp. 333–339) 118

8. **Chikamatsu zenshū,** "Shinjū Ten no Amijima" (from Fujii Otoo, *Chikamatsu zenshū*, Ōsaka, 1928, pp. 273–318) 128

9. **Nihon eitaigura by Saikaku,** first and fifth stories (from Okada Minoru, *Nihon eitaigura shōkai*, Tōkyō, 1929, pp. 1–12, 46–54) 171

Historical Texts in Japanese

10. **Ōkagami,** section on Michinaga in scroll 3 (from *Ōkagami*, pp. 135–149, in *Shintei zōho kokushi taikei*, Tōkyō, 1939, vol. 21A) 191

11. **Heiji monogatari,** sections 2–6 of scroll 1 and section 3 of scroll 2 (from *Heiji monogatari*, pp. 6–16, 53–56, in *Kōchū kokubun sōsho*, Tōkyō, 1913, vol. 5) 206

12. **Tokugawa jikki,** *Taitokuin-dono gojikki*, scroll 16 and part of scroll 29 (from *Shintei zōho kokushi taikei*, Tōkyō, 1929, vol. 38, pp. 555–562, 699–702) 221

Texts in Kambun and Semi-Kambun Styles

13. **Konjaku monogatari,** story 4 of scroll 25, story 5 of scroll 24, story 36 of scroll 27, story 19 of scroll 23 (from Haga Yaichi, *Kōshō konjaku monogatari shū*, Tōkyō, 1921, vol. 3, pp. 229–231, 80–81, 388–389, 56–57) 233

Asian
Coll.
PL
517
.E4
V.3

TABLE OF CONTENTS

AND

INTRODUCTION

SETON HALL UNIVERSITY
McLAUGHLIN LIBRARY
SO. ORANGE, N. J.

SETON HALL UNIVERSITY
3 3073 10268630 8

PL-F
537
E44
v.3
Elisseeff, Serge
Selected Japanese texts for university students

PL-F
537
E44
v.3
Elisseeff, Serge
Selected Japanese texts for university students